

広島弁護士会沿革誌

(5) 昭和戦前編・中

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増 田 修

目次

- 一 はじめに
- 二 広島弁護士会の沿革
- 三 広島弁護士会の活動（以上、「修道法学」第三四卷第二号）
- 四 広島控訴院管内弁護士大会（「修道法学」第三五卷第二号）
- 五 司法官全国弁護士会長会同（以下、「修道法学」第三六卷第二号予定）
- 六 おわりに

四 広島控訴院管内弁護士大会

明治二〇（一八八七）年九月、広島控訴院管内（広島、山口、島根、鳥取の四県）の代言人らは、中国状師会と称する組合代言人連合会を設立し、ほぼ毎年大会を開催していた。

明治二六（一八九三）年五月一日、代言人組合から弁護士会に移

行した際にも、同年八月、中国状師会は開催された。その後は、中断状態にあったが、明治二八（一八九五）年四月、愛媛県が広島控訴院管内に入り、替わりに鳥取県は大阪控訴院の管轄となり、明治三〇（一八九七）年八月、中国状師会は、広島控訴院管内弁護士聯合会と改称し、同規則を制定した。更に、明治三四（一九〇一）年一月には、関門海峡を挟んで北九州も視野に入れて、中国九州弁護士協会会約を制定した。

そして、明治三九（一九〇六）年四月一日、岡山、鳥取両県が大阪控訴院管内から広島控訴院管内に入ったのを期に、同年一月、中国弁護士協会を設立し、岡山において大会を開いた。その後、明治四四（一九一一年一月には、広島控訴院管内弁護士協会と改称し、大会自体は、一般に広島控訴院管内弁護士大会と呼ばれるようになった。

昭和	開催月日	開催地	開催会場	懇親会場	市長招待会場(開催日)、観光先	備考
2	4月14日	松山市	県会議事堂	梅の家	道後湯之町公会堂(15日)、勝山城	①②③
3	4月23日	下関市	商工会議所	春帆楼	山陽ホテル(24日)、彦島、乃木神社、赤間宮	④⑤
4	4月12日	鳥取市	因幡銀行ビル	市公会堂	伊吹植物園(13日)、宇倍神社、荒木又右衛門墓(玄忠寺)、鳥取砂丘	⑥⑦
5	7月18日	松江市	県会議事堂	松崎水亭	美保関・福岡別館(19日)、美保神社	⑧⑨⑩
6	10月16日	岡山市	県会議事堂	新花月	後楽園鶴鳴館(17日)、倉敷新溪園、大原美術館、大原農業研究所等	⑪⑫
7	11月11日	広島市	偕行社	大華楼	厳島遊覧(12日)、岩惣懇親会、厳島神社	⑬⑭
8	6月9日	松山市	県公会堂	道後公会堂	汽船相生丸(10日)、勝山城、子規埋髪塔(正宗寺)、北条町鹿島	⑮⑯
9	11月10日	下関市	下関商業学校	春帆楼	長府・楽園地(12日)、干珠満珠島、長府乃木神社、忌宮神社等	⑰⑱
10	4月11日	鳥取市	商工会議所	市公会堂	十六本松・清風荘(12日)、宇倍神社、荒木又右衛門墓(玄忠寺)等	⑲⑳
11	10月15日	松江市	市公会堂	松崎水亭	出雲・竹野屋(16日)、八重垣神社、床凡山公園、出雲大社	㉑㉒
12	10月14日	岡山市	県会議事堂	新花月	後楽園鶴鳴館(15日)	㉓㉔
13	10月27日	広島市	袋町小学校	精養軒		㉕㉖
14	11月2日	松山市	松山市役所	梅の家		㉗㉘
15	11月14日	下関市	梅光女学院	山陽ホテル	梅光女学院(午餐会)(14日)	㉙㉚
16						
17						
18						

(注1) 昭和二年は、大正天皇の崩御による諒園のため延期され、昭和二年は、支那事変(日中戦争)勃発のため延期された。昭和一八年は、大東亜戦争(太平洋戦争)が決戦的な段階を迎えたため延期され、以後、広島控訴院管内弁護士大会は開かれることはなかった。

(注2) 昭和一四年は、「広島控訴院管内弁護士聯合会臨時総会及同管内弁護士大会」である。

昭和三（一九二八）年

① 広島控訴院管内弁護士大会（「公論」第三卷第五号、昭和三年五月号）

広島控訴院管内弁護士大会

日本弁護士協会特派代表 森原嘉逸

広島控訴院管内弁護士大会は、毎年広島、岡山、山口、松江等の各地で輪番に開催される。本年度は、松山弁護士会の主催にかゝり、四月十四日午後二時から愛媛県会議事堂に於て開かれた。先づ、野本前松山弁護士会長、議長席に着いて開会を宣し、逐条審議して、左記幾多の重要な案件は議了せられた。

決議事項

一、区裁判所判事並ニ書記共ニ相当練達セル人物ヲ配置スルノ要アリト認ム

二、広島控訴院ニ於ケル所長、検事正ノ会同ニハ管内各弁護士会長ヲ参加セシメラレンコトヲ要望ス

三、法曹協議会聯合会設置ノ要アリト認ム

四、検事又ハ司法警察官ニ於テ被疑者ニ対スル取調又ハ強制処分ニ当リ人権尊重ニ務メラレンコトヲ要望ス

五、広島控訴院ハ速ニ改築スルノ要アリト認ム

六、弁護士法ハ速ニ改正スルノ要アリト認ム

七、改正民事訴訟法ハ実施前更ニ改正ノ要アリト認ム

（以上 広島弁護士会提出）

広島弁護士会沿革誌 (5) 昭和戦前編・中

八、判検事登用制度ヲ廃止シ総テ之ヲ弁護士ヨリ任用スルノ制度ヲ定メラレンコトヲ要望ス

九、検事局直屬ノ司法警察官設置ヲ速ニ実行セラレンコトヲ望ム

（以上 岡山弁護士会提出）

一〇、本会ノ決議ヲ実現セシムル為メ広島弁護士会ニ其実行ヲ委任スル事

（以上 山口弁護士会提出）

一一、民事訴訟ノ上告ニ付テモ刑事訴訟ニ於ケル上告ノ場合ト同シク重大ナル事実ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事実アル時ハ之ヲ上告ノ理由ト為シ得ル旨ノ規定ヲ改正民事訴訟法ニ設クル必要アリト認ム

一二、裁判所ノ証拠決定ニ依リ検事局ニ対シ不起訴記録ノ取寄ヲ求ムル場合ハ当該検事局ハ之ニ応スルコト

一三、仮差押仮処分其他執行停止等ノ場合ニ於ケル保証金額ハ可成三分ノ一以下ニ於テ定メラレ度キコト

一四、本会ノ決議ヲ実現セシムル為メ帝国弁護士会並日本弁護士協会ノ一層ノ協力ヲ求ム

（以上 松山弁護士会提出）

（備考）

一、弁護士報酬ノ最低標準額ヲ定メ之ヲ訴訟費用中ニ加フ可キ旨ノ法令ノ制定ヲ望ム（岡山提出）との案は、質問あり討論ありたる後、結局次回に留保さる。

六七九（二二三）

二、（一）司法官試補ノ制度ヲ廢止スルコト（二）地方裁判所判事ヲ単独トスルコト但地方裁判所判事ハ現在ノ部長以上ノモノタルコト（三）司法官ハ弁護士ヨリ採用スルコト（山口提出）との案は其（二）を否決し、其（一）及其（三）を前記（八）の岡山弁護士会提案と併合審議し、結局（八）の如く決定された。

其他小修正等ありたるも煩を避けて略す。議事終るや、議長の求めにより、我日本弁護士協会關代表は起つ、

本日広島控訴院管内に於ける弁護士各位の大会を開催さるゝに當り、我日本弁護士協会も亦御招請を蒙り、私と森原君とが代表して此席を洗した次第であります。本日は、會員各位の終始御熱心なる御討議により、幾多重要な案件を議了せられまして、我法曹界の爲め寄与する所大なるものと信じます。就中、検事局直屬の司法警察官設置の如きは、多年の宿論であつて、司法警察官を地方官より独立せしめ、尚進んで検事を司法大臣の指揮下に置かず、以て司法権の純乎たる独立を期せねばならぬと考へて居ります。又、司法官を弁護士から採用することの如き、現に一部には行はれて居りますが、尚ほ進んで完全なる制度を設けねばならぬと思ひます。其他本日の御決議は何れも皆有益なるものであると信じます。幸に我日本弁護士協会は、三十年の歴史と三千の會員を有し、多年人權の伸張と制度の改善とに努力して居るのであります。一層努力致しまして、御決議の趣旨の貫徹に微力を効す考であります。（要旨摘録）

との挨拶を述べ、次で帝國弁護士会岸代表起つて、一場の挨拶を述べられ、茲に閉会を告げた。終りに、此重要な案件の審議に際し、秩序あり節制ある討論を以て終始せられたるに對し、深甚なる敬意を表する。尚、当日の來会者は、左の如くである。

會 員

（広島地方裁判所管内）井上博、秦野楠雄、林飛隆善、秦良一、富島暢夫、小野才次郎、渡邊和四郎、香川秀作、米田權之助、田中康道、田上諸藏、高橋光次、野間傳吉、松井繁太郎、江藤直作、水田謙一、三浦強一、望月第三郎

（岡山地方裁判所管内）家本爲一、長谷川泰雄、波多野隆助、軸原憲一、岡崎綱五郎、笠原房夫、笠原亮一

（山口地方裁判所管内）千々松安太郎、古谷判治、尼田喜三、木村信一（松山地方裁判所管内）石田今次、原田光三郎、近藤繁太郎、白石小平、西信愛、塩出通、大隅古廣、佐藤義道、佐海直隆、和泉浦次、山本芳三郎、菊池哲春、西原義任、富田嘉吉、岡田玄次郎、津守歡三、永沼直方、宇和川濱藏、野本半三郎、松本梅太郎、松本清三、篠原進、檜垣喜太郎、清家俊三、仙波良太郎

來 賓

広島控訴院長今村恭太郎、愛媛県知事尾崎勇太郎、松山地方裁判所長境澤彌太郎、松山地方裁判所検事正福岡安次、松山区裁判所監督判事勝井喜藏、松山地方裁判所部長小玉平太郎、西条区裁判所検事山根治、宇和島区裁判所監督判事久保義虎、大洲区裁判所検事出口元久、松山地方裁判所判事水

野義恕、松山刑務所長松本一次、今治区裁判所検事中尾友三郎、西条区裁判所監督判事河崎津賀次、愛媛県警察部長松崎謙二郎、松山地方裁判所検事帯刀吉五郎、今治区裁判所判事林直早、八幡浜区裁判所判事野田侃四郎、松山地方裁判所判事満田清四郎、松山区裁判所判事森西隆恒、松山区裁判所検事松井善太郎、八幡浜区裁判所検事櫻井忠男、松山区裁判所検事渡部武、松山地方裁判所判事中澤直吉、松山地方裁判所判事數馬伊三郎、松山地方裁判所判事安田慶嗣、松山地方裁判所検事局監督書記高島直彦、広島控訴院書記村井次郎、松山地方裁判所監督書記寺田儀十郎、松山市長御手洗忠孝、道後湯の町長岩崎一高、日本弁護士協会代表者關直彦、日本弁護士協会代表者森原嘉逸、帝国弁護士会代表者岸清一、帝国弁護士会代表者播磨辰治郎

②広島控訴院管内弁護士大会（公論）第三卷第五号、昭和三年五月号）

松山行

日本弁護士協会特派代表 關 直彦

昭和三年度広島控訴院管内弁護士大会を伊予松山市に開催せらる、につき、其主催地たる松山弁護士会々々長野本半三郎氏の名を以って、我日本弁護士協会に対して、代表者の出席を求むる旨の招待状を送らる。尤も帝国弁護士会に対しても同様の招待を為したれば、同会にては岸清一、播磨辰治郎の両氏を派遣する事を聞き、我日本弁護士協会にても此招待に応ず可きの議を決し、余と

森原嘉逸氏とが代表として決定せられたり。

仍て余と森原氏とは種々打合せの上、十二日の夜行にて出席する事とす。余は十三日大阪地方裁判所に出廷す可き事件を有するを以て、一足先きに発すること、し、十三日午前中に森原氏と、清瀬弁護士の事務に落合ふ事を約し、別々に出発せり。

十三日、予定の通り、余は森原氏と清瀬氏方に会合、午後二時天保山発航の紅丸にて高松に向ふ。尤も松山に行くには海路同船にて伊予高浜に到るが順路なれども、時は春風駘蕩、桃李桜杏笑を含みて、衆を迎ふるの好時機なれば、旅客輻輳、船室は満員、高松より先きの寢室を得るに由なし、止むを得ず、高松に上陸、一泊して翌早朝の汽車にて松山に向ふ事に決し、一先づ同船に乗り込みしなり、幸に天候は頗る平穩、空晴れ渡りてそよとの風もなく、海上は鏡の如く、些の動揺もなし、就中余は船に弱き性質なれば、頻りに天候如何を苦にせしが、この好天氣に元氣旺盛、甲板に出では、四方の風景を賞しつ、誠に愉快なる航海を為すことを得たり。即ち、右には須磨、明石の白砂青松を眺め、遙かに鉄鎚の連峰を望み、左には淡路島の風景恰も盆景の如きを眺め、明石海峡を乗り超へ、船は悠々播磨洋に進航す、颯て陽西海に没する頃、船は早や高松港に近づき、午後九時頃高松埠頭に繋船す。

余等は此処にて下船し、迎ひに出で来りし旅館に番頭に案内を求むれば、あ、絶望、其宿満員にて一室も余さず、更に他の旅館

に聞き合せたるも、何れの宿も皆ぎつしりいっばいの客にて、到底泊す可き宿なき有様にて、余等端なくも進退ハタと谷まれり、理なるかな、こは目下高松市に於て、博覧會開催中の事とて、各方面よりの観覽客殺到、加ふるに同日は全国町村長會議を開催せられ、一方にはまた畜産會大会の事あり、或は桜花爛漫の琴平宮參詣の善男善女參集せるあり、各旅館の満員は誠に当然の事なり。仍て余等はその進退に迷ひたりしが、窮すれば通すとやら、余が不図思ひ附きし事あり、そは昨秋広島控訴院よりの帰途、家族と共に輜の浦より多度津に渡り、琴平宮に參詣せし際、多度津の高見屋と云へる旅館の主人宮崎某が案内斡旋して呉れたることあるを以て、兎にも角にも同地に赴き、宿泊して翌朝の汽車にて松山へ向へば予定の時間に間に合ふ可しと、直ちに停車場に駆け付け、電話にて多度津の旅館に交渉せしに、大に歓迎すべしとの事にと安心し、九時五十分発の汽車にて多度津に向ふ、同停車場には主人既に出迎へ居り、同旅館に投じ一泊せり。

明くれば十四日朝、九時発の汽車にて松山に向ふ、此汽車には岡山の弁護士家本、長谷川、波多野、軸原、笠原の諸君既に乗り込み居られたり。

此鉄道は、昨年漸く松山まで開通せられたるよしにて、高松よりは約六時間を要する遠距離なれば、丸亀、西条、今治等の都会地を縫ふて通過す。左には予讚の山脈連亘起伏し、右には瀬戸内海の海岸に沿ふて大小無数の島々を眺め、海上に浮ぶ無数の白帆

は、恰も鴟の波上に遊泳するに似たり、其風景最も美なり、加ふるに線路間近の山々は、山つゝ、今を盛りと咲き揃ひ、稍々低き丘陵は気持ちよく開拓せられ、桃と梨とを植へ附けたるが、梨花は真盛りにて恰も薄雪を冠れるが如し、処々には桃の花咲きをくられたるあり、紅白打ち交りて誠に見事なり。午後一時三十分松山に着けば、同地の弁護士接待掛りの諸君出迎はれ、直ちに会場たる県會議事堂に案内さる、少憩中今村控訴院長、境澤松江地方裁判所長、福岡同檢事正、尾崎愛媛県知事を初め、多数の判檢事諸君も來臨せらる。

午後二時過、振鈴と共に大会は開かる、出席會員五十有余名、別紙議案を逐次議了し、終りて東京阿弁護士協會派遣代表者に挨拶と所感とを要求せらる、仍て余は日本弁護士協會を、岸弁護士は帝国弁護士會を代表して一場の挨拶を為し、且つ各所感を述べ、斯くて大会は滞りなく終了す。

松山弁護士會の款待

其夕六時より旗亭梅の屋に松山弁護士會の招待に依り、一大盛宴を催さる、席定まるや會長野本半三郎氏の挨拶あり、之に對し、今村院長は司法部を代表し、次で關、岸阿弁護士は各其所屬を代表して謝意を述べ、名物の松山踊り其他の余興を以て、來賓の興を添へらる。頗る盛會なりし。

その夜は、來賓概ね道後温泉の鮎屋に投宿す、道後温泉は松山市を距たること僅に二十町、電車にて七、八分、自動車なれば五、

六分にて達すべし。日本に温泉多しと雖も、斯くも大都会に接続して便利なるは此道後の特徴ならん。旅館鮎屋の如きは、高壮なる大建築にて、設備の完備せるは他地方の温泉旅館に較べて敢て遜色なかるべし。惜むらくは、温泉の湧出豊富ならざるが為め、内湯は何れの旅館にもなし、其代り町営浴館の設備は広大莊嚴にして、これまた他に類を見ず、道後の公園もまた美にして、桜花の盛りには誠に見事なるべし。今は少し後れたれど八重は今が満開なり。

松山市長道後町長の招宴

道後には立派なる日本造りの公会堂あり、十五日正午松山市長、道後町長の招待にて、昨夜と同じく一同を饗応せらる、挨拶は御手洗市長、謝辞は院長と松井広島弁護士会長之を述べらる。

同日午後六時一行は道後を發して、自動車にて高浜港に出で、七時三十分大阪商船の紫丸にて神戸に向ふ、海上波穏かにして船の動揺を見ず、一瞳夢田かにして明くれば早や淡路と明石の海峡にかゝる。神戸に着せしは七時半、上陸して特急車に投じ、帰京せしは十六日の夜八時二十分なり。

この行は幸にして氣候も好く、天候も穩かに、主催者側諸君の温情溢れたる歓待に、近頃になき愉快の旅を味ひたりき。茲に遙かに主催地諸君の厚意を感謝し、併せて我等を指名せられたる日本弁護士協合理事者諸君に謝す。

追て決議と来賓会員の芳名は別に之を記載す。

③広島控訴院管内弁護士大会臨席報告（正義）昭和三年五月号

一、四月十四日愛媛県松山市に於て開催の、広島控訴院管内弁護士大会に、本会代表として、理事岸清一、理事播磨辰治郎の二名出席の件。

三月十九日の臨時理事総会の決議に基き、岸、播磨の兩名は其使命を帯び出張したる順序は左の通り。

二、岸は十一日大阪に用事あるに付先發し、十二日二時大阪築港発大阪商船会社の別府通ひの紫丸に乗る。都合をと、のへて播磨の下阪を待受け、播磨は十一日の夜汽車にて十二日着阪、大阪ホテルに岸と會し、予定通り築港より紫丸に搭乘す（一等十号室）

三、翌十三日未明（四時二十分）高浜港着上陸、大会主催地松山市弁護士会副会長松本（清三）氏及び松本（梅太郎）氏の両弁護士代表として自動車を以て出迎えへらる。直ちに予定の旅館道後湯之町鮎屋別館に到着、一浴を了へ、朝飯をしたため、自動車をやとひ、約三十里を距たる宇和島市に向ふ。実は大会開會時刻の十四日午後二時までは一日余の余裕あるを以て、此の一日を有意義に利用し、愛媛県宇和島出身の故郷島惟謙翁、並に故郷積陳重博士、故郷積八束博士の故宅遺趾を訪ひ、此等本邦に於ける司法界及法律学の大先輩に対する敬慕の意を表せんとするに在り。大会主催地松山の弁護士会長野本半三郎氏等は遠路でもあり且大なる峠が三つもあり道路もよろしからざればと注意されしも、兩人の決心牢固なりしかば、然らば其意を彼地に電話し一行の日

的を達する上に便宜を図る事にせんとて其旨を通ぜられ、尚ほ宇和島市長(山村豊次郎)、久松弁護士(操)、長妻弁護士(篤日子)の三氏宛に紹介の名刺を交付せらる。斯くて自動車にのり長駆して約三十里、犬寄峠、鳥阪峠、法華津峠を越へ、其間幾多の町村を通過して正午頃宇和島に着、山村市長を始め久松、長妻等弁護士諸氏、市の此方まで自動車を駆りて出迎へらる。松山の野本會長の電話により、宇和島にては急に歓迎会を旗亭丸水樓上に開かれ、同市の弁護士井上、長妻、國松、竹田、宇都宮、松川、久松の諸氏、裁判所よりは長岡上席検事、久保監督判事、伊達侯爵家々職兵藤翁、主客合せて十三名を算す。宇和島名物山海の珍味に、土地の名妓を呼び上げて盃盤の間に周旋せしめ、一行兩名を歓迎し其勞を慰せらる。午飯了つて、伊達侯爵家の名園天救園に案内せられ一覽の後、児島惟謙翁の旧宅趾(今は稅務署)を見、穂積兩博士の故宅(今は産婦人科医物部氏の医院)に案内せられ、物部医師は茶菓を供して好遇し、且つ庭に下り立ちて詳細説明せらる。

右了つて、もと來し路を帰途に就く。市長及び弁護士諸君數名ワザ／＼市端まで見送らる。兩人其好意を拜謝して別る。

斯くて夜八時頃、鮎屋旅館に帰着す。野本、松本等諸氏來訪、又岸の旧知、松山高等商業学校長加藤彰廉翁來訪、十四日午前(大会前)同校學生に講演を囑せらる。兩人之を快諾す。

四、翌十四日大会当日午前、松本弁護士(梅太郎氏)等の案内

にて、箕山又名勝山松山城に登り、天主閣上より四辺の道後平野を展望し、閣内に陳列しある武器其他古器物発掘物等を觀覽し十一時に至る、既に高等商業学校の講演の時刻に迫りたれば急ぎ下山して、北練兵場脇きの高等商業学校に至り、加藤校長其他職員に迎へられ、大講堂に待受けたる學生に対し、岸、約四十分、播磨亦約四十分の講演を為し了つて、午餐の饗を受け、夫れよりイヨ／＼午後二時よりの弁護士大会に出席す。

五、大会は愛媛県會議事堂に開かる。

日本弁護士協會より關貴族院議員(直彦)と森原弁護士(嘉逸)の兩氏代表出張せらる。前夜高松に宿泊し、汽車にて当日大会開會前會場に來着せらる。

大会決議は別紙印刷物(注、省略)の通り、主催地松山弁護士會長野本半三郎氏議長となり、五時過ぎ六時前までに議了。

日本弁護士協會代表關直彦氏、帝國弁護士會代表岸清一、各一場の挨拶を兼ねて懷抱を演述す。閉會後、同市梅之家樓に於て懇親會あり、一行之れに招待せらる。

こ、にては主催地會長(野本氏)の挨拶あつて、次に、司法部の來賓を代表して広島控訴院長(今村恭太郎氏)の謝辭、日本弁護士協會代表關直彦氏、帝國弁護士會代表岸清一各謝辭を述べ宴會に入る。愛媛美人の、月のまき、松山おどり、伊予節等の余興あり、非常なる盛筵たりし。

六、翌十五日は十一時よりは、松山市長及道後湯之町長、大会

参集者一同を道後湯之町公会堂に招待せらる。此の日主催地弁護士会は、朝より松山城見物の案内あり。岸、播磨は前日既に見物せしにより、朝先づ松山弁護士会長の許へ挨拶に行き、ソレより松山名勝石手川の長堤樹林公園を自動車見物す。西原、檜垣両弁護士案内説明の勞を執らる、石手川長堤約三里の間老樹古木密林をなして居る。其松山市に属する地域約三十町は、公園として処々に瀟洒なる旗亭四阿ベンチ等の設備あり、樹林公園逍遙公園として他に類がない。其道の一人は、日本一の密林公園世界一の美林だと推賞すと云ふ。一行は、下方出合橋辺より此の堤上自動車を駆りて、岩堰遊園まで溯り左折して、石手寺前をめぐりて、道後にかへり湯之町公会堂に着、正に定刻の午前十一時なり。松山市長の歓迎の辞あつて、今村控訴院長司法部の來賓を代表して謝辞を述べ、次に広島弁護士会長松井繁太郎氏は招待を受けたる弁護士一同を代表して謝辞を述べ、こゝにも亦愛媛美人の盃盤の間を周旋するありて、非常に陽気なる盛筵歓楽場が展開された。

右了つて、旅館に引き上げ、六時出発自動車にて松山を経て高浜港に出づ。野本会長、松本副会長等船まで見送らる、野本第二世（令息中学生）も父と共に船まで同行見送らる。

船は又も紫丸なり。七時半頃歟、時間正確に着発す。日本弁護士協会の代表關、森原両氏も同船せり。

七、此の紫丸船室の特約に付ては、一条の物語あり。始め大阪よりの往航は、旅行通の岸は夙やくより大阪にて二人分特約せし

かば好都合なりし。同時に、十五日夕高浜港よりの帰路二人分を特約せんと申込みしに、会社にては帰航は別府の方で扱ふ事なれば、大阪にてはきめられずと応ぜず。岸之を承引せずして曰、同じ会社ならずや、ことに別府高浜等アチラは支店にしてコチラが本店本社ならずや、宜しく彼地へ電報なり電話なりで照会し命令して、前以て船室を特約する事容易の事ならずや、其のため特別の費用を要するのを拙者が出せば会社に損のなき事、会社はこの位の便利を乗客のためはかるが当然ならずやと正論堂々とマクシカケ、ソレデモナカ／＼埒が明かぬので、特に会社の太田専務に談判したる結果遂によろしう御座りますといふ事になつた。時節が陽春行樂の旅行季節といふので、一等室は数日前から売切れることに十五日の復航は、大阪毎日新聞社の団体別府往復の特約占領とやらで、船室は余さぬとかの噂があつた。であるか否かは知らぬが、否ソレにしても、前以て本店より支店へ照会して復航の船室を特約準備する位の事は、頼まるれば会社として之に應ずるのが当然だ。然るに、素気なく之に應せぬといふは、元來、別府航路が独占的になつて居るからで、独占は横暴を産む。よろしくない。我れ本日は帝国弁護士会代表員である。公衆のためには、敢然として争はざるを得ずといふ意気込みで、商船会社の専務にまで交渉した所以である。

斯くて、大阪にて予め帰船の船室がとつてあつたので、非常に安心であり又好都合でもあつた。復航は一等六番室であつた。処

で關、森原氏の方は特約がして無い。ソレニハ岸、野本氏等氣を揉み、鮎屋別館より番頭を高浜に派し交渉せしめ別府にも交渉されたが、船室売切れてモハヤ無いとの返事。ソレデ野本氏は、紫丸の事務長は知人であるから、何とか船員室でも臨時にあげさせて、特に何とか間に合はさせるといふ意気込みで遂に突かんに斡旋され、其誠意が通じて特別に廊下のソーフアに臥床を仮設して間に合ふ事になった。

斯くて、翌十六日朝神戸着、森原氏は大阪に用事ありて直行し、岸、播磨及び關氏の三人は神戸上陸、三宮駅より特急上り列車に乗り後尾煤煙のか、らぬ展望車におさまりて夜八時二十分東京に帰着。

右の通り、愛媛県松山行の使命を果し、且其行を利用して前記の如く司法界の大偉人と法学界の大權威の旧宅遺跡を訪ひ、本会を代表して敬意を表するの光榮を有したり。

此段及報告候也

昭和三年四月二十五日

岸 清一

播磨 辰治郎

帝国弁護士会 御中

昭和四（一九二九）年
④広島控訴院管内弁護士大会（公論）第三卷第六号、昭和四年六月号）

広島控訴院管内弁護士大会記事

日本弁護士協会理事 牧野充安

昭和四年四月二十三日午後一時、下之関市商工会議所に於て広島控訴院管内弁護士大会開催

来賓側（注、敬称略）

広島控訴院長今村恭太郎、広島控訴院書記長阪本健輔、山口地方裁判所長矢崎憲明、山口地方裁判所検事正杉本時三郎、下之関区裁判所監督判事安藤芋、同上席検事田口環、下之関商工会議所会頭松尾由介、下之関市助役坂野其他。

帝国弁護士会を代表して理事堀江專一郎、同三浦彌五郎の両君及日本弁護士協会を代表し理事牧野充安も陪賓に列す。

出席会員（注、敬称略）

▲広島 小野才次郎、松井繁太郎、田上諸藏、米田規矩馬、野間傳吉、高橋光次、土井興一、岡田陸藏、林飛隆善、福田五郎、望月第三郎、

田中康道、三浦強一、田坂戒三、藤田若水、佐々木英夫、加友順平、篤晴興

▲松江 佐野正雄

▲岡山 岡崎綱五郎、家元爲一、波多野隆助、西原力雄、岡照太、團藤安夫、佐藤三郎、軸原憲一

▲松山 宇和川濱藏、松本梅太郎、松本清三、檜垣喜太郎、篠原進

▲山口 千々松安太郎、小河虎彦、弘中武一、中村了詮、田中勇一、倉橋

享、藤井啓一、藤本直治郎、淺井曉、民繁福壽、吉賀徳太郎、村

岡吾一、田崎慶一、古谷判治、松本新六、筒井禎一、岡本勳治、

大久保竹久、木村信一、吉田助、岩本憲二、弘重定一、松野一衛、

小倉泰治、兼崎理藏、瀬良智一

開会の辞 藤井啓二君（山口弁護士会長）

議長 藤井啓二君（推薦せられて議長席に着く）

議事

日程議案

松山弁護士会提出

第一号 所長ハ可成直接裁判事務ニ訣掌セラレンコトヲ望ム（可決）

反対説ありしも「成ルヘク」との趣旨にて可決せられた。

【卑見】全く裁判所に於ける行政事務の繁簡に伴ふものにて、半面には裁判所構成法、判事定員問題に接触すべく、其実現の程度は確保し難きしと雖も、苟も所長も「判事」即ち司法官たる以上は、行政事務のみを掌るといふ謂はれなかるべきを以て、決議に同感の意を表す。

第二号 予審判事ニ可成民刑事務ヲ兼務セシメサル方針ヲ採ラレンコトヲ望ム（可決）

【卑見】全く事務分配の問題なり、事務分配に関しては院長、所長

に於て考慮せられ、適宜に按配せられんことを希望する。

第三号 法廷ニ於ケル傍聴ハ何人ヲ問ハス傍聴席ニ於テ為スヘキ

モノト認ム（趣旨可決、字句修正議長一任）

【卑見】表面些々たる問題の如きも、極めて含蓄あるを覚ゆ、討論中刑事事件に於て検挙に干与したる檢察官が、判事の背後に臨席して傍聴するは、被告人を威逼し判事を監視するの観あり、被告人の反感を挑発するの恐れありとの説を聴く。矢崎所長は、会後の感想談に於て「自分は一般傍聴席に就いて傍聴するを事とす、背後の高壇よりは審理振を正視直観し難し」と述べられた。いづれも傾聴すべき説と思ふ。

第四号 嘱託証拠調ハ敏速且周到ニ執行セラレンコトヲ望ム（第十七号併合附議）（可決）

岡山弁護士会提出

第五号 陪審公判ニ於ケル裁判長ノ説示ハ一層細心ノ考慮ヲ払フ要アリト認ム（可決）

【卑見】民事事件に付き、裁判所が争点、攻撃防禦の方法に關し熟慮を欠き、当事者の弁論の全趣旨を玩味せざる嫌ある（負担加重）に照応し、感想の湧出に堪へない。

第六号 裁判所カ官選弁護士ヲ選任スル場合ハ其選任ト同時ニ予審終結決定書又ハ起訴狀ノ写ヲ交附シ尚ホ弁護士人ヨリ特ニ必要ヲ認メ請求アリタルトキ記録ノ全部又ハ一部ヲ謄写シテ交附セラレンコトヲ望ム（可決）

【卑見】 相当の措置要望と信ずる。

第七号 左ノ二件ハ速ニ其実現ヲ望ム

（イ） 検事局ハ特別ノ差支ナキ限り刑事不起訴記録ヲ民事裁判所ノ取寄ニ応スヘキコト（可決）

（ロ） 執達吏役場ノ合同制ハ之ヲ廃止スヘキコト（可決）

【卑見】（イ）に付て、殊に関係者ノ一致ある場合は、刑訴二五三條の趣旨に触れざるべし、検事局ノ反省を求む。（ロ）に付て、曾て今村現広島控訴院長が東京地方裁判所長在職中合同制の弊を認め、改革を図られたるも実現困難なりし由仄聞す、余その事情知らず。

第八号 二人以上弁護士アル地ノ裁判所ニ於テハ弁護士ニ依ルニアラサレハ民事訴訟ヲ為スコトヲ得ス但シ特別ノ事情アリ裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此限ニアラストノ趣旨ニ於テ法規ノ改正ヲ望ム（否決）

【卑見】 民事訴訟に於て、法律上の智識を要するは論なき所、発案理なきにあらざ、然れども實際に於ては、現行法及改正法にて差岡なかるべきか。

第九号 内地ニ於テ登録シ且弁護士会ニ加入セル弁護士ハ朝鮮及関東州ノ裁判所ニ於テ特別ノ許可ヲ要セス当然訴訟代理人タルコトヲ得ヘキ様法規ノ改正ヲ望ム（可決）

第十号 三ヶ年以上行政官ヲ勤メタルモノハ弁護士タルコトヲ得トノ弁護士法改正案ハ其当ヲ得サルニ付該法条ヲ削除スヘキコト

トヲ司法大臣ニ建議スルコト（発案者撤回）

広島弁護士会提出

第十一号 広島控訴院ヲ速ニ改築スルノ要アリト認ム（可決）

第十二号 人權尊重ノ精神ニ鑑ミ刑事訴訟法第百十三條ノ規定ノ趣旨ヲ徹底セシムル意味ニ於テ止ムヲ得サル場合ノ外勾留ヲ更新セサルコト（可決）

【卑見】 当然のこと。案に「止ムヲ得サル場合」と言ふは、刑訴第一一三条「継続ノ必要アル場合」と如何なる差異あるやを諒解し難し、寧ろ現実に即し時弊を匡救する趣旨を明にして、彈効的の宣言たるべきものと思ふ。

第十三号 弁護士法案ハ議會提出前更ニ弁護士会へ諮問スルコトヲ要望ス（可決）

【卑見】 弁護士の実務に通曉せざるものが、弁護士法を起草する既に誤れり、且弁護士取締法案に墮せずんば幸なり（取締は可なり、官権によるか自治によるか、何れにするも取締は末葉のみ、末葉に墮する勿れ）

第十四号 改正民事訴訟法ハ実施前不干涉主義ヲ加味シテ更ニ改正ヲ加フル要アリト認ム（可決）

議案は文、簡なるも、趣旨は新法が妄に職權主義に偏し、施行上私権を基調とする争に閑し、当事者の自由処分を拘束するを非とするにあり。

【卑見】 既に大正十五年四月發布せられて法律となり、爾來三年有

余を閲し將に施行せられんとする今日に在りては、時機に後れたるの感あり、可決せられたるも実現は困難なるべし。然れども、裁判所は本決議の精神に鑑み、充分の留意を払はれんことを希望する。猶切言する、判事が唯其負担事務を掃蕩するを以て職責を尽したりとする、官吏根性に墮せる今日に於ては、寧ろ「事件の審理に忠実なれ、親切なれ」「当事者の争に關する主張のみならず、進んで事情環境をも精査せよ」との一項を判事取締法に規定して、頂門の一針とするの必要を感じるの秋に方り、判事専権の法規に過ぐるは人民の怨嗟に値すべし、誰れが信服せんや。裁判官が、訴訟の進行に注意すべきの規定は、現行法にも存する所（現民訴第一〇九、一一二条）、若し事件の審理に忠実ならば、何の遅延か之れあらん、己れの不忠実を擱きて、当事者若くはその訴訟代理人を咎め、訴訟進行の美名の下に当事者の言を聴くを欲せざるが如きあらば、誰れが之を信頼せんや。

第十五号 検事局ヲ分離シ之ニ司法警察官ヲ付置セシムル制度ノ確立ヲ要望ス（可決）

【卑見】百尺竿頭一步を進めて、検事局の独立を確保することを要す。

第十六号 国民生活ニ密接重要ナル関係ヲ有スル法律案ノ起草ニ関シテハ、朝野法曹中ヨリ調査委員会ヲ選任シ、其調査起草ニ干与セシムヘキコト（可決）

【卑見】行政官庁は「当業者ノ利害」を以て国家の繁栄に關するものとし、且当業者の諒解運動に聴く所あり、而かも司法に關する法律案は官僚の専權に委せらる、本議案の可決は宜なりと謂ふべし。

山口弁護士会提出

第十七号 嘱託裁判所ニ於ケル証拠調ニ於テ証人ニ対スル呼出不能又ハ証人差支等ニヨリ証拠調出来サル場合ニハ嘱託（受託ノ意）裁判所ハ遲滞ナク当事者ニ通知スルコト（第四号併合可決）

第十八号 支払命令、訴状、当事者並証人呼出状送達不能ノ場合

裁判所ハ遲滞ナク当事者ニ通知スルコト（可決）

第十九号 裁判所ハ支払命令申請ノ副本ヲ徴シ相手方ニ命令ト同時ニ送達セシメタキコト（否決）

【卑見】当事者に忠実なるべき趣旨よりせば、今日行はる、如き、単に「貸金」若くは「売買代金」といふが如き簡單なる事由にては、現行民訴第三八五条、改正民訴第四三二条の規定に副はざるべし、詳に正確に請求の原因を支払命令に記載するか、若し之を煩なりとせば、申請書に詳記せしめ之を添付するは妥当の措置なるべし、支払命令に民訴第三八五条第二号の要件を記載せるや否は、各区裁判所の取扱振にて差異あるも、殆んど之を略記して要を得ざりもの多きを認むるを遺憾とする。

議事日程を了りて緊急議案

村岡吾一君（下之関市）提出、緊要動議

司法省議案第四十三條（日本弁護士協會が全国弁護士大会を招集して反対したる法案）を否定する件を議案として可決せらる。

(注) 弁護士法改正案第四十三條「弁護士ニ非スシテ第二條ニ違反スル者アルトキハ弁護士会ハ之ヲ司法大臣ニ申告スヘシ。前項ノ申告アリタル場合ニ於テ司法大臣必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ帳簿及業務ノ狀況ヲ検査セシメ被申告者ニ対シテ或事項ノ届出ヲ命シ又ハ業務方法ノ変更ヲ命シ若ハ其ノ業務ヲ禁止スルコトヲ得」

協議事項

一、次回（本年度）開催地の件

巡回番とせば鳥取なるべきも、当日同地弁護士会より出席なかりしこと、且同地は僻在せること、会員の少数なること等の事情あるを以て、出席松江弁護士会長に於て同地弁護士会長と協議し、若し鳥取を以て不適当なりとするときは松江とすること。

会議終了、午後三時三十分。

来賓の講演

を求めらる、先づ

一、日本弁護士協會代表として小生（牧野充安）登壇演述の要旨。

先づ、法律は実生活を基調とするを以て、斯る大会により各地方意思の疎通を得ることは、法律なる統一觀念に有益必要なることを述べ、本論旨弁護士の「独立自主」と「正義の精神」に付て

1、弁護士は法律擁護の任を負ふものである。
2、法律は自由と権利を保障する、帝国憲法に於て臣民は法律の範圍内に於て……の自由を有す、法律に依るにあらざれば……せらる、ことなしと規定せらる。

3、法律は社会正義の表現である。

4、法律擁護の任に當る弁護士は、社会正義の精神を信条とせねばならない、法律によつて自由と権利を保障せられる茲に独立自主がある。

5、若し独立自主が倒潰せば権利も自由も滅亡する。

6、實質に於て「社会正義の觀念」が欠くるときは法律の神髓を失ふ。

7、行職に當り、裁判官に対しても委任者本人に対しても此二者を忘れてはならぬ、その言ふところ行ふところ、社会正義を基調として独立自主ならざるべからず。裁判所に向て辞を卑ふして憐を求め哀訴歎頼すべきでない、委任者本人に向ても迎合すべきでない。

8、増島六一郎君が、イギリスに於ける弁護士の權威信用を高調して「士仕事」とする所、故高木豊三君が、其著代言至要に於て代言人は「正義の代名詞」なりと云へる所以、法律は「不正を正す学なり」と定義せる格言、皆其軌を一にする、願くば諸君と共に名利を外にして、此の崇高なる職務に従事せんことを期す。

二、今村控訴院長演述要旨。

本日第十四号議案は可決せられるも、我等執筆者としては、近く実施せらるる、改正民事訴訟法の運用に付て考慮せざるべからず。改正法の骨髄とする訴訟の進行、殊に準備手続に付ては弁護士諸君の協力を俟たざるを得ざる所である。この協力なければ、法律の運用不可能に帰すべく、改正法の活殺は此協力如何に繋るる、幸に弁護士諸君が法の精神に鑑み、其運用を完ふせられんことを希望す。

三、矢崎地方裁判所長演述要旨。

1、始めて弁護士大会に親しく臨席し、議案審議に直面して得る所鮮かならず、次回よりは主催地のみならず管内各地方裁判所長、検事も臨席するやう計られたし。

2、今村院長と感を同ふする、改正民事訴訟法の運用に協力せられたい。

3、所感即吟 千金の論議の窓や風薫る 諸共に誠となりて日の本の さはきの庭に花や咲かせん

4、帝国弁護士会代表三浦彌五郎君の演述要旨。

準備せり。

1、日清講和条約に關し李鴻章の顧問フォーター氏の顧問振り。

2、支那の海外法権撤廢問題。

なりとて、1に付てフォーター氏が即坐して日本の主張を是認し、一言も争はずして李鴻章に調印を促し、速に講和条約の成

立したること、而かも多額の報酬を得たこと。2に付て日本帝國としては、海外法権撤廢に同意し、条件として日本の弁護士は日本人の關係する訴訟に付て支那の裁判所に於て自由に職務を行ひ得ることにするがよい。

五、同上堀江專一郎君の演述要旨。

1、偽証防止、偽証は多い、之を防止するには躊躇なく告訴告発することを務めたい。

2、本日の議案第五号に關連して、陪審事件に付て裁判長が事件の説示をすることは実に容易のことでない、記録を熟読して要点を逸すなく了解し、而かも説示するに當りて予断は勿論自己の判断を少しも加ふることなく、又陪審をして自己の意見を模索せしむることなく、之を説示するは難事なるべし、然れども此難事を尽すに非ざれば、恐らく陪審の判断を誤るに至らん。

午後五時半散会記念撮影

赤間宮の傍、平家一門の墓の前にて、一同記念撮影を為し春帆楼に到る。

同日午後七時春帆楼に於て懇親会開催、來賓は更に下関区裁判所の判檢事数名を加へ、室は是れ伊藤公、李鴻章が日清講話談判の旧蹟、美酒佳肴又た余興あつて、歎を尽すに余ありし。翌二十四日午前九時彦島に林兼商店の冷凍貯蔵庫參觀、水産事業の見学として一同の得る所少からざりし、冷凍鮮魚の饗を受く。

正午、山陽ホテルに於て下関市長の招待により午餐に預り、午

後三時赤間宮に於ける例祭たる女藤参拝を參觀して、各自任意帰途に就き、茲に大会のプログラムを了る。

⑤ 広島控訴院管内弁護士大会参列報告〔正義〕昭和四年五月号

四月二十三、四の両日下関市に開催せる同大会へ代表者を差遣する様、主催者山口弁護士会長藤井啓一氏より案内を受けたるに付、帝国弁護士会は理事会の決議に基き、理事堀江專一郎、同三浦彌五郎を参列せしめたるに、堀江理事は出張先小倉より二十三日の大会に出席し、三浦理事は二十一日夜東京発下関に向ひ、両日の大会に出席し、帰京の上両理事より提出したる状況報告左の如し。

四月二十三日。大会は此日午後二時より、下関商工会議所三階の広間に開かれ、山口二十四名、広島十七名、岡山八名、松山四名、松江一名都合五十四名出席、来賓として吾等兩人、並に日本弁護士協会より牧野充安君の外、今村広島控訴院長、矢崎山口地方裁判所長、杉本同検事正、安藤下関監督判事、田口上席検事、坂本広島書記長、松尾商工会議所会頭、坂野下関助役等の諸氏列席し、藤井山口弁護士会長開会の挨拶を述べたる後、推されて議長席に就き、松山、岡山、広島、山口各弁護士会より提出の議案十九件を約二時間半に亘り、順次討議の末、左の通り決議〔注、省略〕したり。

議事日程終るや、下関市村岡弁護士は、弁護士法改正案第四十

三条撤廃案を緊急議案として提出し可決せられ、次で議長は次回の大会開催地の件及び大会々費の件に付協議を了し、右にて大会事項全部終了の旨を宣し、顧みて来賓の登壇を促されたるに、牧野充安氏先づ起つて、独立不羈の精神の弁護士に必要不可欠所以を力説し、今村控訴院長は第十四号議案に關聯して、改正民事訴訟法の円満なる実施運用に付弁護士の協力を切望し、矢崎所長は初めて弁護士大会に出席して得る所鮮なからざる旨を述べて、場合に相応せる俳句二首を朗吟し、三浦理事は本紙別項所載の講演〔注、「米國弁護士フオスター氏の顧問振り、並に帝國弁護士と支那の治外法權撤廃問題」省略〕を為し、堀江理事は一場の挨拶を兼ねて陪審裁判説示の問題と偽証の防止方法に付講演を為したり。

散会后、會議所を出て主客相伴ふて赤間宮に立寄り、平家一門の墓前にて記念の撮影を為し、夫れより宴会場たる春帆樓に入る、日清講話談判記念の同樓に登れば、明媚なる関門山水の風色眼前に展開す、蓋し天下の絶景なり、加ふるに主催地各位の周致なる幹旋に依り、座席の工合、料理の献立、余興の趣向等万端行届き、吾等は永く忘る、能はざる歡樂の一夕を過ごしたることを厚く各位に鳴謝す。

四月二十四日。先帝祭日の下関は、例年雨か風なりと言ひ伝へらるゝに拘はらず、此日天気快晴、予定通り午前九時関釜連絡波止場より汽艇に搭乘、小門海峡を横断して彦鳴町に到り、約百年の古き歴史を有する林兼商店経営に係る製氷冷凍魚貯蔵庫を參觀

し、当主中部幾次郎氏より、一年数ヶ月間冷蔵せる魚肉料理の馳走を受け、夫れより再び汽艇に乗り早瀬海峡を通過して、長府町乃木神社に参拝し、正午山陽ホテルにて下関市長浮田茂太郎氏の催されたる午餐会に臨みたり、浮田市長は旅行不在中にて坂野助役代つて丁寧なる挨拶を述べられ、安藤監督判事裁判所側を代表して謝辞を述べ、三浦理事は下関市の繁栄を祝して一同の乾杯を求めたり。

午餐終りて一同は主催地各位の用意されたる自動車に分乗、赤間宮例祭女臈参拝を參觀の爲め同神社に向ひたるに、参詣の男女雲集車馬を通ずる能はず、途中にて下車し、間道より社内に入り、兼ねて設けられたる観覧席に就き、古雅に盛装せる太夫、官女、警固、かむろ、稚児等の優麗なる行列の幾組となく閣道を経て拝殿に参拝するを見る、情緒綿々誰か心を和らげざらんや、此の祭典の由来を聞くに、平家滅亡の時、建礼門院の女官等、壇之浦海浜に遺棄せられ、適従する所なく、終に当地に居住する。苦商店苦屋の主人に援けられて、同家に寄食せしが、素より雲上に遊びし人にして、一も野人の業に従事せしむる途なく、主家之れに教へて最寄の山野に咲ける草花を手折り、此港に繫泊せる船舶に響ひて糊口の資に当てしめ、辛ふじて生計を立つるに至れり、然れども尚故君に事ふるの敬意を忘れず、常に御影堂に詣で、阿伽を汲み、香花を手向けて拝礼し、殊に先帝会には、昔ながらに服装を更め、容姿を修めて参拝せり、然るに其後官女等の遺族跡を絶

つに至り、苦屋は又稲荷町に於て妓楼を起したるが、其哀憐なる心情と、忠敬なる風習との後を絶つ事を憂ひ、同家の遊女等をして之に代へ、以て後世に伝へん事を諮りしに、遊女等亦其意を諒として、官女の装に模し、香花を手向けて拝礼せしもの、連続して今日に及べるなりと云ふ。午後五時過祭典了り、吾等一同亦茲に散会す。

昭和五（一九三〇）年

⑥ 広島控訴院管内弁護士大会（公論）第三四卷第五号、昭和五年五月号）

広島控訴院管内弁護士大会

日本弁護士協会代表 景山 収

昭和五年四月一二日広島控訴院管内弁護士大会を、鳥取市因幡銀行ビルに於て開催せられたが、当日の出席者及議事の経過左の如し。

来賓側 広島控訴院長今村恭太郎、鳥取地方裁判所長篠田嘉一郎、同検事正谷田勝之助、同検事相原守正、同判事阿部久治、米子区検事戸塚眞一、倉吉区監督判事前田幹雄、米子区監督判事吉武三六、鳥取区監督判事高橋伴次郎、鳥取県警察部長田中修、鳥取市長楠城嘉一、鳥取警察署長生田秀雄、松江刑務所鳥取支所長上田茂登治、日本弁護士協会代表新聞弘道、同景山収、帝国弁護士会田多井四郎治、鳥取新報社長、因伯時報社長、山陰日日新聞社長。

一般會員側（広島）林飛隆善、土井與一、岡田陸藏、高野一歩、田上諸藏、田中康道、田坂戒三、水田謙一、三浦強一、江藤直作、平野春一、早川六郎（尾道）。（岡山）家本爲一、波多野隆助、吉岡榮八、岡本佐市、小脇芳一、軸原憲一、森末繁雄。（鳥取）伊墻増藏、花房多喜雄、大鹽拙夫、角田正太郎、太田英雄、長砂鹿藏、魚谷市左衛門、近藤守藏、君野順三、唯仙次郎。（米子）橋谷繁三郎、頼田晴通、藪中隆、小山晋、佐伯金之助、住田米太郎、吹野勉。（松江）原田光三郎、岡田玄次郎、宇和川濱藏、松本清三、檜垣喜太郎。（山口）岩本憲二、吉谷判治、吉賀徳太郎。（松江）大脇熊雄、金田市造。（倉吉）原文藏、田中秀治、川越利兵衛。

一同鳥取地方裁判所に集合、此処にて記念撮影後、因幡銀行ビルに於て、先づ鳥取市弁護士会長君野順三君満場拍手に迎えられ、来賓及び一般會員に対し挨拶を陳べ、特に日本弁護士協会、帝國弁護士協会より遠路来会せられしを感謝するとの町重なる挨拶あり、直ちに満場一致を以て君野鳥取会長を議長に推し議事に入る。議事事項は、都合三十二項であつたが内四項は提案者から之を撤回し、二十八項に就き討議せしところ、廿五項は之を可決し、残る三項は否決さる。議事経過は左の如し。

第一号（山口弁護士会） 民事訴訟法第三百五十九条ハ之ヲ廃止スル様法規ノ改正ヲ当局ニ要望スルコト（可決）
第二号（同上） 民事訴訟法中担保取下ニ関スル手續ヲ簡ニスル様法規ノ改正ヲ当局ニ要望スルコト（可決）
第三号（同上） 裁判所カ口頭弁論ニ於テ証拠ノ申出ノ採否ヲ決定

セザルトキハ其ノ採否ハ当事者ニ通知セラル、様取扱ヲ一定セラレン事ヲ控訴院長ニ要望スル事（可決）

第四号（同上） 無罪又ハ免訴ノ云渡ヲ受けケタル者ニ対スル国家損害賠償法制定ノ促進ヲ当局ニ要望スル事（可決）

第五号（松江弁護士会提出） 現行担保返還手續ヲ簡略ニセラレン事ヲ要望ス（可決）

第六号（同上） 区裁判所ノ民事判決ニハ可成被告ノ抗弁事実並ニ判決理由ヲ記載セラレン事ヲ望ム（可決）

第七号（同上） 陪審法ハ現在ノ我カ国情ニ適応セサルモノト認ム（否決）。本案はその賛否につき議論沸騰し原案賛成者十数名を算するに至りしが、結局大多数にて否決さる。

第八号（岡山弁護士会提出） 旧法ニ依ル保証ニ対シテハ新法ノ担保取消決定ノ条項ヲ適用セス、新法ノ担保ニツキテハ取消決定後抗告ノナキ以上直チニ還附手續アル様取扱ハレタキ事（可決）
第九号（同上） 裁判所ノ和解ニ付当事者ノ意思ヲ今一層尊重セラレタキ事（撤回）

第十号（同上） 新民事訴訟法ノ適用ニ当リテハ拙速の結果ニ陥ラサル様注意スル要アリト認ム（可決）

第十一号（広島弁護士会提出） 一、弁護士法ノ改正ニ付テハ特ニ（イ）所謂三百ノ取締ニ関シ厳密ナル規定ヲ制定スルノ要アリト認ム（可決）（ロ）、弁護士タルノ資格ニ関シテハ弁護士法改正委員会案以外ニ之ヲ拡張セサルノ要アリト認ム（可決）

第十二号(同上) 債務免除ヲ図ル方法トシテ虚構ノ法律行為ヲ為ス者ニ対シ檢察上特ニ意ヲ用フルノ要アリト認ム(可決)

第十三号(同上) 執達吏ニ対スル監督ハ一層之ヲ嚴重ニスル要アリト認ム(可決)

第十四号(同上) 民事訴訟法中準備手續ニ関スル規定ハ全廢スルノ要アリト認ム(否決)。本案についても賛否両論出てしか、結局賛成は十名位にて大多数を以て否決さる。

第十五号(同上) 民事訴訟法第四十六条ニ照応スヘキ強制執行ノ規定ヲ急施スルノ要アリト認ム(撤回)

第十六号(鳥取弁護士会提出米子分) 他ノ判決カ直面セル訴訟ノ勝敗ニ影響ヲ及ホス場合ニ於テハ中止決定ヲ求ムルコトヲ得ル規定ヲ置クノ件(可決)

第十七号(同上) 一般ノ証拠決定ニ相手方ノ意見ヲ求ムル規定ヲ置クノ外中間申立ノ証拠決定ニモ相手方ノ意見ヲ求メ且ツ証拠決定ハ当事者ニ之ヲ通知スル事ヲ要スル規定ヲ設クルノ件(可決)

第十八号(同上) 区裁判所ノ判決ニモ地方裁判所ノ判決ト同様ニ理由ヲ明記スル規定ヲ置クノ件(可決)

第十九号(同上) 顯著ナル理由アル時ハ総テノ期日変更ヲ許可スヘシトノ規定ニ改正ノ件(可決)

第二十号(同上) 強制執行法ノ改正実施ヲ速ニスルノ件(可決)
第二十一号(同上) 弁護士法改正案中ヨリ弁護士ニ非ラサル者カ

他人間ノ紛争ニ干与スルコトヲ得ル旨ノ規定ヲ全然削除スルノ件(可決)

第二十二号(同上) 陪審事件ノ審理ハ午後四時ヲ限度トスル旨ノ規定ヲ設クルノ件(否決)

第二十三号(同上) 裁判長ノ説示ニ関スル規定ヲ廢止スル件(撤回)

第二十四号(鳥取弁護士会提出鳥取弁護士会分) 陪審ニ付セサル刑事裁判ハ陪審ノ精神ト公判中心主義ニ依リ審理セラレタキ事(可決)

第二十五号(同上) 検事ハ公判ニ於テ採用セラレタル証人ヲ其ノ審理前ニ於テ取調ヘサル事(可決)

第二十六号(同上) 執行方法手数料其他執達吏ニ関スル法規ハ時勢ノ推移ニ鑑ミ速ニ改正ノ必要アルモノト認ム(可決)

第二十七号(同上) 執達吏役場ノ合同ハ実務上不適当ト認ム(可決)

第二十八号(同上) 証人不參ニ対スル制裁ハ正常ノ理由ナクシテ出頭セサルヤ否ヤヲ調査シタ後決定セラレタキ事(可決)

第二十九号(同上) 証人不出頭ニ対スル科料ノ裁判ニハ七日間ニ即時抗告權利アル旨ノ注意ヲ与フル事(可決)

第三十条(同上) 民事訴訟法第七十条仮住所ノ規定ヲ削除シ同法第七十三条ヲ修正スルノ必要アリト認ム(可決)
第三十一条(同上) 区裁判所判決書ノ記載方式ハ実務上旧法時代

ト同様ニ取扱ハレタキコト(可決)

第三十二条(同上) 弁護士過剰ノ現勢ニ鑑ミ品位ノ保持生活ノ安

定ニ付司法行政当局ノ適當ナル考慮ヲ求ム(撤回)

かくて議事は緊張裡に終了したが、此時今村院長は右可決せし議案の二、三につき所感を述べ、帝国弁護士会代表の挨拶に次ぎ、日本弁護士協会代表新聞弘道君は、

広島控訴院管内弁護士大会は、創設以来此処に二十有余年の歴史を閲し、私としてはその会員として創設以来殆ど之に参加いたしてゐました。さうして、弁護士道の樹立、品位の向上、司法制度の改善、権利の伸張、人權の擁護等の爲めに尽して居られる事も承知して居ります。今回は立場を異にして、日本弁護士協会を代表し來賓として列席するの光榮に浴しましたが、矢張り協会もその目的とするところは同じであります。現に此程も、大阪の末次某の不当なる取調べに對し糺断した様な次第で、尚ほ某選挙違反事件の不当なる取調べに對しても調査中でありませう。斯くして協会は、その使命に向つて邁進しつゝ、あることを承知置きを願ひます。最後に一言、皆様にニュースとして御報告したいことは、布施辰治氏に関する懲戒裁判に當り、東京控訴院では判検事も弁護士も被告も座席を上下に區別せず、卓を囲んで審理したことであります。聽ては、これを民刑の法廷に及ぼさうといふ空氣が漂つて居るのであります。云々

と述べ、これを以て大会を終了し、別項の如く公会堂に於ける懇親会へ向つたのは夕景であつた。

鳥取遊記

景山 収

春の声をきくと、日比谷公園の花園には、芝の手入れ、西洋草花の植付け等に、人夫がせはしさに働いてゐる。この頃になると、旧音楽堂附近の木蓮や、紅梅が咲きそめて、東京の春はこゝから生れる様な気がする。私は斯うした情景を、裁判所にゆく途すがら、毎日のやうに目撃するのであるが、その都度スウウーとな感じが起つて、何となく「旅行でもしたて見たいな」と云つた気持ちを抱くのであつた。

ある日——訴訟用の爲め裁判所に行つた序に、漫然と日本弁護士協会の事務所に行つて見ると、広島控訴院管内弁護士大会が鳥取市に於て開かれる事になり、その招待状が来てゐた。鳥取と云へば私の郷里鳥根の隣県だ、こゝのところ故郷の風物にも接してないので、坐る望郷の念が湧いて来た、と同時にこの大会の成功を蔭ながら祈つたのであつた。さうして若し他に希望者がなかつたら、行つて見たいやうな気持ちになつたので、此旨事務所まで希望して置いた。

幸に同僚新聞弘道君と私とが、協会を代表して出席することに理事会で決定された。即ち、大会の前日たる四月十一日午前十時、東京駅発の特急に新聞君と同乗、スツカリ旅行気分になつて、いつしか目的地たる鳥取駅に着いたのは、十二日の払暁であつた。直ちに指定の小銭旅館に旅装を解いて一休みし、大会の定刻まで、鳥取の会員達と雑談に耽つたのは思い出の一つである。午後一時になると、予定通り大会出席の会員全部裁判所に集合、記念の撮

影をしてから、一同車を連ねて大会場たる因幡銀行ビルに赴き、別項の如き会議を為し、終つて鳥取公会堂に於ける大懇親会場に向つた。こゝは純日本式の建物で風趣捨て難きものがあつた。宴に入るや、先づ鳥取弁護士会長野順三君の挨拶があつてから、今村広島控訴院長の謝辞に次で、私は東京側を代表して謝辞を述べ、土井広島會長また謝辞を述べ、終つて知るも知らざるも酒杯を交換して、心から懇親をはかつたが、此間、鳥取美女の手踊、地方民謡等があつて、一般の興味が湧く、かくて君野鳥取會長並に鳥取弁護士諸君は遠来の東京側代表者を犒ふ意味で、私達三人を特に一茶亭に案内して呉れたが、土井広島會長もこれに加はり、深更まで歓談した。新開君は更に広島組と深更の街を何処かへ消えた。旅なればこそである。

明くれば十三日、午前九時といふに一同勢揃ひして、先づ彼の武内宿祢を祀る宇倍神社に参詣した。神社は「立ちわかれ稲葉の山の峯に生ふる、まつとし間かば今帰りこむ」といふ百人一首で有名な稲葉山の中腹にある幽遠境であつて、宿祢と共に五円紙幣に刷込んである神社はこの社である、私達は更に車を連ねて構谿神社、旧城趾、等を経て、鳥取市外なる砂丘浜坂に至る、こゝは数里の間一面の砂浜で、一陣の間渺々として果しがたい、彼の隊商が駱駝にまたがって行く、阿弗利加の沙漠が坐る聯想されて、いつまでもくも眼を砂丘の上に投げたのであつた。因幡名所の一つたるを失はない。砂丘を辞して、更に講談の三十六番斬りで、

有名な往時の快傑荒木又右衛門の墓に参詣した。墳墓は苔蒸して古色蒼然たるものであるが、華かにして勇ましくかりし彼の當時を回想すれば、いひ知れず、全身に血の湧くを覚えた、さうして私は心から彼の靈に額づいたのである。

一通り鳥取に於ける所の見物を終つたので、伊吹植物園に於ける鳥取市長楠城喜一氏主催の園遊会に出席、園内は万花今を盛りと咲き乱れ、此間に模擬店を設へて、鳥取一流の美女が斡旋大に務めるところがあつた。宴半ばに楠城市長の挨拶があり、次で今村控訴院長、新開日本弁護士協合理事、土井広島會長は交々起つて謝辞を述べ、それより更に鳥取特有の「傘踊り」の余興があつた、この踊りは数名の若者が一団となつて踊るのであるが、野趣に富んで面白かつた、此外少女歌劇団の歌劇などがあつて、興趣尽きず散会したのは暮色蒼然たる頃であつた。

宿に引揚げるや新開、田多井両君と共に、市長、弁護士會長並に鳥取地方所長の宅へ挨拶廻りを為し、此間協会の支部設置の打合せなどして、その夜、歴史的伝説に富む夢の如き山陰の城下町たる鳥取市と、多数の同僚諸君に見送られて、別れを告げたのであつた。

京都で少し時間があつたので、古都の春を探り、新開、田多井両君と共に東海線の列車に乗ると、最う東京に着いたのも同じこと、直ちに食堂車に這入り込み、窓外の春色を肴に、ビールを傾けて東京駅頭に着くまで殆んど、食堂から外に出なかつた。さす

がの食堂のマネージャーも「東海道線を飲み歩いた客はあなたがたが初めてだ……」と目をまるくしてゐた。かくて十四日夜東京に着いたが、僅か兩三日間ではあつたけれども、近頃になき愉快な旅行ではあつた。

⑦ 広島控訴院管内弁護士大会出席紀行（「正義」昭和五年五月号）

広島控訴院管内弁護士大会出席紀行

田多井 生

東京を出て西へ西へと進み沿道の春光を愛でつゝ、四月九日午後三時鳥取へ到着、茲に改めて名残の八重桜を飽かず眺めぬ、本年各所の花を一時に訪づるの機会を得たるは、初春の旅の賜物なり。翌十日裁判所の用務を果し次第帰京の予定なりしに、突如帝國弁護士会事務所より飛電あり、十二、十三の両日鳥取市に於て開催せらるゝ、広島控訴院管内弁護士大会へ、帝國弁護士会を代表して出席せよと、此下命は吾等本来の主張則ち帝國弁護士会を代表して大会に出席するものは宜しく会の長老を以てすべしとの主張に反す。故に此大会に帝國弁護士会を代表して出席するは、吾れに於て自殺に等しきものなりしも、当時最早問答の余地なし。

鳥取弁護士会の招請に応ぜざるは非礼なり、意を決して帝國弁護士会の命を奉じ、同大会に出席する事とせり。茲に於てか、大会迄に一日の閑を得ぬ、此閑を利用して美保ヶ関を訪ひ沖合遙かに駆逐艦沈没の責めを負うて自刃したる友人神通艦長海軍大佐故水

城圭次の霊を弔ふこと、せり、鳥取市より汽車二時間程にして米子市に至る、此処より境港行きの汽車に乗りかへ四十分行にして境港に着きぬ、午後七時五分連絡船たる小汽艇にて美保ヶ関に向ふ、境港は宍道湖と日本海を連鎖せしむる海峡否水路の中途に存する漁港にて、両岸迫り水泳の名手なれば一躍彼岸に達すべく覺ゆ、行くこと時余にして美保ヶ関に着きしが、時漸く薄暮沿岸の燈火海水に映じていとも麗はし、大海に入るに及び波浪漸く高く船の動揺激しかりしも、辺りの風光に時の移るを忘れたり、忽ち見る万燈の眼前に横はるを、緑樹蔭暗くして山容を認め難かりしも、遠く海中に突出したる岬端なれば、翌朝の展望の壮さこそと胸に描きつゝ、午後八時過ぐる十分旅装を美保館に解きぬ。吾心の不淨か天の無情か、翌日は雨天にて歌に名高き関の五本松の神通衝突の現場をも望見するを得ざりしは遺憾の極みなりき。此日午後二時発の汽艇にて松江市に向ひ、海上三時間の航程の後、臨水館近くにて艇を下り少憩の上帰途に着きしも、遽かに東洋第一のラザウム温泉たるの称ある三朝温泉行きを思ひ立ち、中途上井駅にて下車自動車にて二十五分同温泉岩崎館に投じぬ。岩崎館は三朝温泉第一の旅館にて、湯量豊富食物も寝具も粗末ならず、宿料は安価加ふるに山間なれども眼界開け眼前に三朝川の流るゝあり、所謂山水の美を兼ね備へたる場所にして、空氣清澄爲めに約百五十戸の部落中一昨年御大典に際し八十歳以上の高齢者なるの故を以て賜杯の恩典に浴したるもの二十七名の多数に及びしと云ふ、

以て如何に其健康地帯なるかを窺ふに足るべし。山陰に杖を引くもの必ず一浴を試むべき温泉地なりとす、鳥取を去る汽車にて一時間程里に在り、夏時には避暑客賑ふとの事なり、十二日正午鳥取市小銭屋旅館に帰着す、此旅館は家族的にて極めて親切なり、居心地好きを以て第一とす。

午后三時大会開催、鳥取弁護士会長野順三氏議長席に着く、議事輻輳せしに係はず採決流る、が如く名議長の賛辞を擅にせり。出席者中所属弁護士四十九名、来賓十九名合計出席者六十八名なり。来賓としては、今村広島控訴院長、楠城鳥取市長、篠田鳥取地方裁判所長等を主なるものとし、日本弁護士協会を代表して新開弘道、景山収の両氏、帝国弁護士会を代表して小生出席せり。

大会の議題に附せられたる事項は、左の各項にして、議事裁決の結果は左の通りなり（注、省略）。以上の外、一旦提出後撤回せられたる議案三件あり。

右終了後、鳥取市公会堂に於て懇親会あり、来賓亦招待を受けて席に列す、主客の挨拶終るや、余興として鳥取市芸妓の手踊数番あり又酒間を斡旋す、一同飲を尽して帰路につきたるは午后十時頃なりき。

翌十三日大会参列者全員に対する鳥取市長の招待会あり、参列者一同午前十時を期して一旦鳥取市庁に参集し、やがて自動車十数台を連れ、先づ鳥取市外宇倍村に鎮座せる宇倍神社に参拝せり、

同神社は武内宿祢を奉祀し国弊中社なり、同神社境内に宿祢天上の遺跡あり、双履を残し御陰所不知と因幡風土記に載せありと云ふ、社殿は再三兵火に罹りたる為め輪奐の美なしと雖も、知らず知らず頭のさがるを覚ゆ、五円紙幣に写し出されたる社殿と宿祢の尊影とは、右神社の社殿と其祭神の尊影とを掲出したるものなりと、転じて袴谿神社に参拝す、本社は元東照神宮を祭神とせるも後池田家の始祖をも併せ奉祀せりと、境城広闊にして亭々たる老樹枝を交へ、幽邃閑雅恰も身深山に在るの思ひあり、深淵を抱ける池畔歩道縦横に走り、唳々たる鳥音夏時の清涼を偲ばしむ、市の領域に接して此の如き聖地を有する鳥取市民の幸福を羨む、方向を転じて自動車は市外中の郷村大字浜坂の砂丘へ向へり、連旦二里余丘陵起伏して歩行易からず、一度烈風の襲ふあれば砂塵濛々丘陵忽ち其の処を異にすとの事なり、諸所に鍋底と称する凹地あり、此の処のみは草木茂り昔より決して埋没したる事なしと云ふ、鳥取市にては目下此沙漠を利用して水瓜栽培の企てありと、切に其成功を祈る、吾等は更に転じて鳥取市内新品治町玄忠寺に劍聖荒木又右衛門の墳墓を訪ひ其霊を弔ふ、碑面に秀誉行念禪定門、寛永十五年八月廿五日歿とあり、時に年四十一なりしと、惜しきかな其早逝。

時移りたれば、これにて名所見物を打切り、鳥取市長楠城嘉一氏の主催せる園遊会に臨めり、会場は伊吹植物園と称し個人経営なりとのことなれども、千数百種の花弁数町歩の間を蔽ひ、其間

池あり丘あり休息所あり教奇を極めたるものなり、名物傘踊を見る、其の勇壯にして男性的なる蓋し郷土舞踊中の白眉なるべしとの評あり、吾等は鳥取市長の此御厚意に対し、心より謝意を表するものなり、午后三時宴を閉づ。

大会の前後を通じ、鳥取地方裁判所々属の在朝法曹が、在野法曹を援助して終始幹旋の勞を執られたることに對しては、兩法曹提携の急務なる今日に於て特に有意義なりとし、深く感謝する所なり、聞く鳥取市在住の弁護士数は合計十一名なりと、此十一名の各位が参列者をし徹頭徹尾満足せしむることに務められたる、其準備の周到なりしと其努力の甚大なりしことに對しては、参列者の一人として謝するに辞なきを苦しむ、多謝。(昭和五年四月十八日誌す)

(注) 「中国松山弁護士大会」〔法律新聞〕昭和五・五・二〇)に、「帰京後の帝国弁護士会弁護士田多井四郎氏を訪問して、その感想を叩けば、大要左記の如く語る。」という記事がある。

昭和六(一九三二)年

⑧ 広島控訴院管内弁護士大会 (公論) 第三五卷第八号、昭和六年九月号)

広島控訴院管内弁護士大会

日本弁護士協会代表 猪股淇清

本年度広島控訴院管内弁護士大会は、七月十八日島根県松江市県会議事堂に於て開催せらる。当日の出席者は左の如し。

△広島 土井與一、松井繁太郎。米田權之助、池田寛作、高橋光次、岡田陸藏、林飛隆善、柳田勘四郎、田中康道、永井貢、水田謙一、三浦強一、野田保規、秦野楠雄、中場彌太郎、森井孫市、

△岡山 藤田和孝、家本爲一、波多野隆助、團藤安夫、小山美登四、有岡幹三郎、佐藤重政、田村常造、三浦達夫、淀川正充、

△山口 筒井順一、松野一衛、中野治介、

△松江 松本清三、宇和川濱藏、河野通博、原田光三郎、

△鳥取 近藤守藏、魚谷市左衛門、角田正太郎、長砂鹿藏、木下義範、君

野順三、伊増増藏、花房多喜雄、原文藏、藪中隆、

△松江 金田市造、佐野正雄、大脇熊雄、草光義質、草光久三郎、和田珍

類、錦織幸藏、難波督、吉田亥市、高橋勝三郎、須山貞太郎、淺田六郎、

桐谷圓藏、岩竹源次郎、森脇忠一、栗山政太、

來賓 日本弁護士協会代表理事法学博士猪股淇清、帝国弁護士会代表平松市藏、豊原清作、大西幸馬、広島控訴院長今村恭太郎の諸君並に松江地方裁判所長、同検事正、松江地方、区両裁判所判検事一同

午後零時半、主催地松江弁護士会長大脇熊雄氏議長席に就き、開会の挨拶を述べたる後、管内各弁護士会より提出せる議案三十四件を順次附議し熱心に討論したる後、左記二十五件を満場一致可決す。

○(広島弁護士会提出)

一、判検事は、法廷に於ては当該事件の聴取及び審理に専心し、一層法廷の尊厳と民衆の信頼とを高むることに務められんことを要望す。

二、支払命令申請書には副本を添附せしめて、之を相手方に送達することに取扱はれんことを要望す。

三、民事訴訟の上告理由に付きては、事実認定の顕著なる失当なるものも、之を理由とすることを得ることに、法規を改正するの要ありと認む。

四、海員審判事件に付きては、大審院に上告を為すことを得るの制度を設くるの要ありと認む。

五、執達吏規則を速に改正せられんことを要望す。

六、予審に於ける弁護人の弁護権を尊重し、弁護に必要な手續を尽さしめられんことを要望す。

○(岡山弁護士会提出)

一、準備手續は、之を一律に実行せず、事件の軽重煩簡を甄別して実施するの要あるを認む。

二、信託法第十一条の適用に付、今後之が励行を望む。

三、保釈、責付、面会禁止、文書授受禁止に付、従来多大の遺憾あるを以て、之が緩和を当局に望むの要あるを認む。

○(山口弁護士会提出)

一、民事訴訟に於て事件の急速終結を念とする余り、審理粗漏の傾向あり、裁判所の考慮を望む。

二、刑事訴訟法第三七一条の場合、判決確定を待たず、直ちに被告人を釈放せられんことを当局に要望す。

三、執達吏合同役場廃止は、本会に於て毎会決議せられる、所なるも、其実行せられざるは遺憾なり、速に実現を期す。

○(山口市在住弁護士提出)

一、拘留制度乱用の弊あり、当局の反省を望む。

二、民事訴訟法の運用に付ては、審理の促進にのみ捕はれ稍もすれば実体的真実を逸するの憾あり、裁判所の猛省を求む。

○(松山弁護士会提出)

一、民事控訴事件に於ける証拠調は、当事者の希望ある場合は、可成直接取調を為されべきこと。

二、行政裁判所の権限を拡張すると共に、二審制度となし第一審裁判所を控訴院所在地に設置せられんことを望む。

○(鳥取弁護士会)

一、裁判の適正を犠牲とする訴訟速進に反対す。

二、準備手續に提出せざりし理由を以て、口頭弁論に於ける必要なる証拠申出を制限せざること。

三、訴状並に答弁書に依る証拠準備は、争点決定後に譲ると否とを提出者の任意たらしむること。

四、人権蹂躪に対しては、管内各弁護士会は互に協力して対策を講ずること。

五、現行制度の改正に至る迄、現行制度上に於ける執達吏の監督

を一層嚴重にせられたきこと。

○(松江弁護士会提出)

一、裁判所の管轄を、交通の便否其他を考慮し適当に変更すること。

二、捜査中の事件を、新聞社へ洩らさざる様当局へ要望すること。

三、人事々件の内容を、新聞社へ発表せざる様留意を望む。

四、執達吏制度の改正促進を望む。

右議した後、今村控訴院長起つて当日の各議案に対する感想並に意見を述べ、次で帝國弁護士会を代表して平松氏一場の挨拶を述べたる後、余は本協会を代表して大要左の演説を為せり。

這回広島控訴院管内弁護士大会を開催せらるゝに際り、日本弁護士協会が御招待を忝ふし、不肖協会を代表して茲に親しく諸君に接し、御高説を拝聴することを得たるは欣快且つ光榮とする所であります。而して本日参会各位の議題に対する最も真摯にして且つ熱心なる御討議を見聞するに及び、我国司法の爲め慶賀に堪へざる所であります。帰会の上之を我協会員に伝へ、其慶びを分かつことにいたします。

本日決議せられたる事項は、何れも共鳴同感する所でありますが、就中裁判の適正を犠牲とする訴訟速進に反対する点、最も時弊に中るものであつて、且つ甚だ重大なる問題であると信するであります。元來裁判は正義の宣言である、正義は眞実の上に基礎附られるものであり、訴訟は民刑共に眞実発見に努力することを以て其使命と為さなければなりません。此事たる如何なる犠牲を払ふも変改してはいけない、蓋し眞実を顕彰し得て始めて、

裁判は正義の宣言たるを得るからであります。若し眞実を顕彰し得ざれば、之れ裁判の名ありて実なきものであります。斯くの如きを以て國家の安寧、社會の秩序の維持は期しえません。然るに近時動もすれば、訴訟速進の爲めには眞実発見を或程度に打切るも已むを得ずと唱ふるものがあつて、多数裁判官中には斯る言説に惑はざる、もの無きを保し難きものがあります。之れ実に司法の賊である、袴短きの故を以て脚を断つべきでない。訴訟速進の爲め眞実発見を打切る如きは、本末の顛倒も亦甚だしい、斯くの如き謬想は速かに之を覺醒し、飽く迄裁判の適正を期せなければなりません。尚其他の決議孰れも速かに之を実現せしむるの要があり、日本弁護士協会は之等の目的貫徹に付き、必ず努力を吝まざるものであります。

大協会長の閉会挨拶ありたる後、午後四時半、参会者來賓一同記念撮影を爲し、別記の如く午後五時より、松江弁護士会の招待に依り参会者來賓一同六道湖畔の松崎水亭に集り、數隻の屋根船に分乘し湖中に泛ぶ、船中美酒佳肴を備へ美人其間を幹旋、別に數隻を囂して網す、銀鱗空に躍り涼味津々たるものあり。客皆陶酔偶々雷雲の妨ぐるに會ひ、再び松崎水亭に還り宴を開く。大協会長起つて開宴の挨拶を爲し、岡田広島弁護士会長參会者を、今村控訴院長來賓の司法官を、豊原清作氏東京側來賓を、各代表して各謝辞を述べ、常磐津乘合恵方万歳、安來節、雲州小唄の舞踊等數々の余興あり、膳に不味公好みの佳肴數十種、土地の銘酒は美形の酌に益々芳を加へ、善美至れり尽せりて、主客歡を尽して十時頃散會。

翌十九日は松江市よりの招待に依り、参会者及東京より出席の來賓一同、午前十時松江棧橋より市の用意せられたる汽船に乗り込み美保の関に向ふ、甲板に茶筵を敷き風呂を設け不味公正伝の茶を振舞はれ、更に客室に酒肴を備へ、美形其間を斡旋、憾むらくは雨船窓を遮りて四方の景色を觀賞することを得ず。

十一時半美保閑着、国弊中社美保神社に参詣、神楽を奏し、正午美保閑町長の招待に依り同町福間別館に至る。席に酒肴を備へ、美保閑美人の関の五本松の舞踊あり。三時、美保の閑町の好意を感謝しつゝ、帰路に就く。折柄雨霽れて、出雲富士の称ある伯耆の大山雄姿を現はし四方を圧す。その景観頗る莊麗。五時、松江棧橋に帰着、松江市の歓待を深謝して一同解散。

⑨ 出雲遊記（「公論」第三五卷第八号、昭和六年九月号）

出雲遊記

其水生

降りみ降らずみの陰鬱な七月十七日、晴れがましくも日本弁護士協会より松江市に開催の広島控訴院管内弁護士大会へ代表として出席すべき命を受け、その日の午前十時西行の列車中の人となつた、車中、帝国弁護士会を代表して、同じ会合に出席する松平市藏、豊原清作、大西幸馬の三君があり、雑談に時の移るを知らない、いつしか同午後八時には京都駅楼上に三君と首途否途中の祝杯を挙げたのであつた。そして、八時半には山陰線に乗換へ、寝台の夢も円らに、翌十八日午前六時半目的の松江市着、大

脇松江弁護士会会長等の出迎を受け、湖畔の旅亭皆美館に入り旅装を解いた、——過ぐる日の祝融の災は、尚慘ましき跡を止めてゐるが、市内には復興の活気が溢れてゐた。其復興の斧の音を耳にしながら、涼風を浴びつゝ、鏡の如き宍道湖を見渡せば、太古の面影其儘に、永久にその静かな姿を横たへてゐた。

午後の集ひは県会議事堂である。灼熱焼くが如き盛夏も物かはと、我国司法制度発達のために舌端火を吐く、参会者の熱心振りに、知らず／＼煽られて遂に一席の講演にメートルを挙げざるを得ぬ仕儀となつた、その冷汗三斗も、夕には主催地松江弁護士会心尽しの湖上船遊に、清涼満腹の思ひに耽る折しも、沛然たる夕立ちに全身余す所なく洗ひ流された。天意畏し、船を捨て、湖畔の青楼松崎水亭に上れば、密雲漸く切れてその間から放射する照明の嫁が小島を緑化し、その美しさ譬ふるにものがない。この情景は、「嫁が島根に夕陽がさせば、松の梢を船が行く」の俚謡もそつくりである。しかも、嫁が島根からかけ渡した虹の橋の景物——、その先端は何処にか、るやら、……「八雲起つ島根に渡る夏の虹」

こんな千変万化の風景は、他ではちよつと見られぬ、宍道湖が天下に名ある故あるかなである。湖畔青楼松崎水亭の夜宴は、主催松江弁護士会の苦勞人揃ひだけに、客は必ず浴衣掛けたるべしとの厳命、衣は意に通ず、打解けて何のこだはりもない主客、吟味された美酒佳肴、さらに粒選りの松江美人、名物安来節、雲州

小唄の舞踊、目にも口にも満喫飽腹、陶酔辛じて乱に終らなかつたのが幸ひである。

翌十九日払暁大西君と共に湖畔に糸を垂る、忽ち鱈、鮒、数十尾を獲て鼻高々、十時から松江市招待の美保の関船遊の爲め松江棧橋から汽船に乗る、甲板に筵を敷き、風呂を設け、不味流の茶の饗応と云つた万事凝つた趣向、しかも船室には酒肴が備へられてゐる。其中に松江名物の鱈の膾は詩趣横溢、其間を松江美人の幹旋、細雨霏々としてふなべりを叩き、酒味更に親しましむるものがある、船長の請ふが儘に短冊に駄句を、「茶の筵酒となりけり夏の雨」

正午頃美保の関着、町長三代實氏の案内で国弊中社美保神社に参詣、神楽を奏す、祭神は大国主命の長子事代主命である。父の命を助けて国土経営を完くせられ、更に勤めて国土を皇祖に奉還せられし御方だと謂ふ、命は此地に漁業を拓き越の国との海路の交通を開かれたので、産業航海の保護の神として御神徳灼々たるものがあるといふ。

唄に名高き関の五本松は山腹にある。昔時暴戻なる領主に其一本を伐られ、あとは伐られぬ夫婦松四本残つてゐる。唄の生れる所以こゝにある。福岡別館で美保の関町の招宴あり。美保美人の名物関の五本松の舞踊に陶然として、その厚遇を謝しつ、三時汽船に還る。帰路は何時しか霽れて、出雲富士の称ある伯耆の大山裳長く延いて日本海に君臨し、四方を圧して情景は、寧ろ莊嚴と

云へやう。

五時、松江帰着、市會議長弁護士難波督氏及市吏員の案内で平松、豊原両君と共に、我国文化の海外紹介者として功績ある、文豪ヘルン小泉八雲氏の旧居を訪ね、ありし日の文豪を偲び、次で郊外菅田の有沢山荘を參觀す。山荘は松江藩の家老有澤家が藩主より拝領したもので、不味公の指図によつて建設されたものだと謂ふ。門を入り御成道と称するを辿つて、奥深く楓樹の馬場を出で、数奇を凝らした池畔を過ぎ、緑陰の露地を経て上る老松森々、当年の佛を存じ、幽邃閑雅、邸内に不味公の茶屋菅田庵があり、屋上「菅田庵」と書いた陶額を懸けてある。不味公の筆だと謂ふ。之れに東面隣接して萩の台に相對する向月亭の茶席また妙、不味公の弟瓢庵公（為樂庵雪川）の絵図に依り建設せるもの「向月庵」の扁額は雪川公の筆だと伝ふ、庭園は勝景の地を占め、川津の蓮田から津田の青松を俯瞰し、中国山系を真向に、波久羅及嵩山の翠影は左方近く迫り、遙かに大山を雲烟縹渺の間に望む。更に露地を経て飛石を伝ひ、後方に上れば待合席（風呂屋）がある。其蒸風呂は之れ亦不味公の指図に依るものと伝へらる、昭和三年二月史蹟名勝地として指定されて居る。

二十日午前六時半、平松、豊原、大西三君と同伴松江駅にゆく、端なくも東京から来たと卜部喜太郎、町井鐵之助、石原毛登馬、名川侃市氏等十名の一行と会し、共に大社に向かふ、途中松樹を圍せる家屋の多数点在せるを見、何んとなくその風趣朝鮮に

似たやうな感じがする。日韓同根論の一証ともならむか。七時半大社着、社殿に額き、神楽を奏し神官の案内で本殿に参拝、宝物殿其他神域内を参観、所謂大社造りは破風に面して左寄り入口を設くるを特徴とするとか、考証する者の説に依れば、恐らくは其始めに於ては檐瑞地上に接してゐたため斯る構造となつたものであらうとの事であつた、社後の八雲山は饅頭形で独立してゐるが或は大國主命の陵墓ではなからうかと思はしむるものがある。記して暫く研究家の判断を待たう。

九時自動車で稲佐の浜に出で、海岸沿ひに、日の御碕に向ふ、十時、国幣小社日御碕神社に参詣、下の本殿は天照皇太神を祭り、上の本社は素戔嗚尊を祭る。左方海上の経島に撰社経島神社在り、此島、陽の集まること夥しく、今や名勝天然物に指定されてゐる。

正午、松江に帰り一行と別れ郊外八重垣神社に参詣、此地は我が神代を彩る恋ローマンスとして高天原第一の英雄素戔嗚尊の大蛇退治と、国の乙女の花と唄はれし稲田姫との結婚物語の、その八雲立つ出雲八重垣妻籠の、八重垣の旧蹟である。稲田姫が大蛇を避難された大杉の跡、扱ては其姿を写された鏡の池等がある。

又境内連理の玉椿は根元は二つに分れ、中央部に抱き合つて一体となり、頂きが二つに分れ二葉重つた葉がある。稲田姫の両親である脚摩乳、手摩乳のついて居た二本の杖を立て、置かれたのが芽を吹き出したものだといふ、枯死すると必ず其附近に二股の椿を更正すると伝へられ、縁結びの神、夫婦和合の神の本家は、こち

らで御座いとばかり、二葉重つた椿の枯葉を御守に出して居る。次で千鳥城の天守閣に登りて四方の眺望を恣にした。

午後四時夢のやうな神話の国、懐しの出雲に別れを告げ、伯耆米子に向ふ。五時、米子着、同地の弁護士藪中隆氏の出迎を受け、同氏の新邸に少憩後、海岸、市中、米子城址を見物、米子城主は三万五千石の荒尾但馬守であるが、明治維新後零落し尺八を吹きて戸毎の軒に立ち合力を受けて世を送つたといふ、何と風流の殿様ではないか。夕食後藪中御夫妻の案内で、皆生温泉に趣き、静養館に浴し、旅に疲れた身を洗ふ。

二十一日午前七時、藪中氏東道の役となり大山に登る、九時、大川寺着、本堂は過般祝融子に見舞はれたといふが、余燼尚ほ冷めぬやうな感がして、坐ろに淋しい気がする。されど末寺數十ヶ寺の今尚ほ存し、更に数十の礎蹟、往時の盛大を偲ぶに足るものがある。国宝阿弥陀如来を拝した後、国幣小社大神山神社に額づく、本殿大已貴命、相殿大山津見命、須佐之男命、少名毘古那命を祭つてある。社殿壮麗、後醍醐帝が隠岐より還幸遊ばされし際暫し駐り給ふたといふ船上山は、此大山の支脈である。当時名和長年の弟、当山の別当として強大なる僧兵を擁し居たと謂へば、長年が帝を奉じて船上山に抱つたのは、大山僧兵を倚みて、あらう。大山は中国第一の高山で、且つ眺望絶佳なるものがあるので、夏時登山者の多きこと、東の富士山と異ならない、近時山腹にキャンプを試むる者が多いといふ。中国の連山を足下に俯瞰し、

遠く日本海の波浪を越へて、隱岐を望む。眺望雄大、風光明媚であることはいふまでもない。

帰路、米子市郊外安養寺に後醍醐帝の皇女瓊子内親王の陵墓を参拝、内親王は男装して帝に従ひ隱岐に供奉せんと図られたが、遂に発覚して此地に移され、仏門に帰依し尼僧の生活を送らせ給ふたと謂ふ。傍らに柵を施した菌形の栗と称するものがある、内親王此処で栗の実を召され、歯を当て給ふたところ、芽生して此破れなかつたので、そのまゝ棄てさせられたところ、芽生して此樹となり、実にはいづれも菌形を留むと伝ふ。午後一時米子を辞して帰路に就く。——想へば愉快なる山陰行であつた。(をわり)

出雲名物土産にならぬ さいてお帰り安来節

⑩ 広島控訴院管内弁護士大会出席報告(「正義」昭和六年九月号)

広島控訴院管内弁護士大会出席報告

理事 平松市藏

一、大会顛末

昭和六年度広島控訴院管内弁護士大会は、去る七月十八及十九の両日松江地方裁判所所属弁護士会の主催の下に、松江市に於て開催せられたり。主催地会長大脇熊雄氏の要望により、本会より代表者を派遣することとなり、理事松平市藏及同地出身会員豊原清作並に会員大西幸馬の三名出席したり。又日本弁護士協会代表者理事猪股淇清氏、其他管内に於ける広島、岡山、山口、松山、

鳥取、松江の各弁護士会出席者約六十名別項の如く出席し、来賓として今村広島控訴院長、水野松江地方裁判所長、國村同檢事正、渡邊、古明地、森西、今西、蓮沼、小松各判事、山田、榊原、吾野各檢事等列席し、盛會を極めたり。

大会々議は、十八日午後零時二十分より鳥根県庁内県會議事堂に於て、大脇松江弁護士会長司会の許に開會せられ、同会長の開會の辞あり。次で別項の如く、各弁護士会提出議案に付順次討議を為し、就中拘留及人權蹂躪並に陪審法に関する議案に付大いに論議を行ひ、約二時間半を費して議事を終りたり。引続き來賓の挨拶に移り、先づ今村院長は議案中裁判に関する事項に付統一せる意見を聴くことを得たるを幸とし、其期待に副ふべく努力する旨を述べ、本会代表平松理事は別項の如く予審手續殊に拘留と人權問題並に陪審法に関する本会の意見を代表論述し、次で猪股日本弁護士協合理事の弁護士法其他に関する演述あり、午後四時會議を終り庭前に於て記念の撮影を為したり。

参会者一同は、直に懇親會場たる宍道湖畔の松崎水亭に赴き、湖上に舟を浮べて漁網の銀鱗を翫すを興しつゝ、出雲鳥根の水色山容を賞したり。興半にして西南石見方面より黒雲天に漲ると見る間に、雷雨沛然として到り、湖上珠玉を撒くが如く、綾羅を飾る舟中の紅君忽ち濡鼠の如く、歓声は悲鳴と化したるは惜むべし。舟遊幹事佐野弁護士氣を揉むこと一通りならず、主催者の心労察するに余りありたるも、吾等は復と逢ひ難き湖上雷雨の眞景を眺

め得て、欣快之に過ぐるものあらざりし。

午後七時松崎水亭樓上に於て、雨後の山水を眺めつゝ、懇親会を開催せられ、大脇会長の挨拶、今村院長及東京側代表豊原弁護士、管内代表広島土井弁護士各謝辞あり、名物安来節の舞謡其他の余興教番に興を添へ、午後十時盛會裡に散会したり。

翌十九日午前十時、松江市の歓迎により参会弁護士団一同は、大橋下より遊覧船に乗り、船中亀城の偉觀を眺めつゝ、英明の城主不昧公以来土地の誇りとせる抹茶の饗應を受け、又山海の珍珠を羅列して紅君の幹旋に興を添へたるのみか、接待係たる福田市助役の史蹟名勝の説明等ありて、感興湧くが如く、出雲富士の称ある伯耆大山の秀峯を仰ぎ、中湖の清波を横ざりて、正午出雲北端の美保関港に着す。

美保関町長三代實氏は有志と共に一行を迎へ、先づ美保関神社に参詣して後、福岡旅館別館に於て歓迎会を開催せられ頗る盛会なり。午後三時再び船に乗りて往航同様松江市の歓迎を受け、午後五時大橋下に帰着し、大会を終了して一同思ひくゝに退散したり。

右退散後、東京側出席者は、松江市弁護士会及市役所の厚意により、特に僅少の時間を利用し市會議員たる難波弁護士及市吏員の嚮導によりて小泉八雲の旧宅を訪ひ、更に有沢山莊に到つて天下に有名なる不昧公の茶室菅田庵を觀るの光榮を担ひたるは、感謝措く能はざる所也。

二、大会出席弁護士(注、省略)

三、大会議案

本大会に於て各地弁護士会より提出せられたる議案及之に対する議決の結果左の如し。(注、可決されものは省略、否決・撤回・留保されたものを収録した。)

○(広島弁護士会提出)、○(岡山弁護士会提出)、○(山口弁護士会提出)。

(注、以上省略)

○(山口市在住弁護士提出)

一、官選弁護士ニ対シテハ相当ノ報酬ヲ支給スルコト。(撤回)

二、広島控訴院管内弁護士大会ハ昭和七年度ヨリ広島弁護士会ノ主催ト定ム。主催弁護士会ハ全會員ヨリ相当費用ヲ徴収スルコト。(撤回)

○(松山弁護士会提出)

二、民事判決言渡期日ハ已ムヲ得サル場合ノ外変更セサルコト。(撤回)

○(鳥取弁護士会)

七、常習的ニ競売場ニ出入シ不正ノ利益ヲ図ルコトヲ目的トスル者ニ対スル取締ニ関スル件。(撤回)

八、陪審法ヲ改正シ起訴陪審ト為スコト。説示ヲ廢止すること若シ説示ヲ

認ムルトセハ検事及弁護士ノ最終ノ弁論ヲ許スコト。(留保)

九、弁護士法ヲ改正シ財産ノ保管ヲ理會社設立登記代理其他適當ナル事務ヲ弁護士ノ職務ト為スコト。(撤回)

一〇、公判廷ニ於テ決定シタル証人ヲ検事ハ公判前予メ訊問セサルコト。

(否決)

一、公判廷ニ於テ訊問シタル証人ヲ嫌疑ヲ以テ取調ヘ再尋問ヲ求メサルコト。(否決)

○(松江弁護士会提出)。(注、省略)

四、平松理事の挨拶

帝国弁護士会を代表して茲に御挨拶を申述ます。本日当松江市に於て、昭和六年度広島控訴院管内弁護士大会を開催せらるゝに當り、帝国弁護士会は主催地松江弁護士会より御招待を蒙り、豊原、大西両君と共に会を代表して、爰に列席の光栄を得ましたことは、欣幸に堪へざる所でありまして、主催地弁護士会並に來会各位に対し、厚く御礼を申述ぶると共に、多数会員及來賓の御出席ある盛大なる御会合に対し、深甚の敬意を表するものであります。

近來全国弁護士の数は急速に増加致し、斯界に於ける統一したる意見を纏める事の困難なる事情ある折柄、各地控訴院管内に於て大会が開催せられ、且中央団体と連絡を保つて在野法曹界の理想実現に努力せらるゝことは、此上なき幸であります。司法当局に於ても、統一せらるる民意を知るの捷徑として、最も好都合の事と推察する次第でありまして、朝野相互理解し互に協力して司法権の發達を期図する上に於て、慶賀に堪へざる所であります。殊に本日は、管内各地より約六十名の多数に上る会員各位が御出席になり、又た各弁護士会提出の議案も、現下吾人の最も注目すべき民刑の事項に関する重要問題が多数提案せられ、各位の熱心

なる御討論のありましたことは、司法界の爲め貢献する所至大なりと云はなければなりません。是れ一に主催地弁護士各位の御尽力によることは勿論であります。管内各弁護士会が団体的向上の爲めに、熱心に協力せられつゝ、あることを証するものであります。吾々其席末に列することを得まして、寔に欣快に堪へざるのであります。

只今審議せられたる議題は、其数頗る多く且民刑訴訟其他極めて広汎の範圍に涉つて居ります。従つて、是に対し一々詳細に所感を申述べることは不可能であります。其を総括したる大綱に付き、一言所見を述べて責を塞ぎたいと存じます。今日の議題は、概して改正民刑訴訟手続法の運用に付き、遺憾の意を表明せられた意味のものが多く、其法律改正の精神を發揮すべく、当局に要求するものが大部分である如く觀取せられます。元來使ひ馴れた法律の改正は、トモすれば改正の理想が實現せられずして、却つて是れが蹂躪せられ易いものであつて、現下改正民刑訴訟法の運用に付き、此種の遺憾を感じるものあることは、民間法曹の齊しく認むる所であります。其民事訴訟手続に関するものは暫く措き、最も吾人が痛切に感ずる所のものは、改正刑事訴訟法の下に於ける捜査及公判に関する手続に付き、時代逆行の傾向あること、此点に於ては吾人在野法曹は軽々に看過し能はざる所のものがあると思ふ。本日議論せられたる拘留及人權蹂躪並に陪審制度に関する問題の如きは、即ち其一端を物語る有力なる証左たるべ

きものでありまして、是等の問題が重要性を有するが為め、慎重なる態度を以て即決せられざりしとは云へ、輒く看過すべからざる所のものである。

蓋し、改正刑事訴訟法起案の際、民間法曹より予審に弁護人を附する要求が強調せられたる為め、当局は之に対抗すべく強制処分の手続を創設したのであるが、此手続は勢の赴く所、予審全部の指導原理の如き形態を取るに至り、当管内は如何かは知らないが、全国に涉り、殊に東京に於ては拘留期間の更新とか、接見禁止の処分は殆ど当然の如く行はるゝ、に至りしことは、顕著なる事実である。殊に、近來予審調書中、保釈を許して貰ふ為めに自白をしたのではない、御叮嚀な御取調を受けて難有い、事實有の儘を申述べたのだと云ふ如き記載のあるものが現はるゝ、に至つた、是は実に奇怪極まるものであつて、何事を意味する為めに斯る記載が出現するに至つたか、蓋し想像に難からざるものがあります。現在の社会は、無線電信電話は更なり、飛行機飛行船其他科学工業の發達に伴ひ、吾人の生活は実に急速力の活動を以て行はれて居る。個人の経済的、道德的、社会的事情は、十年又は二十年前とは隔世の感ある状態に在る。其一刻一日の活動は、実に吾人国民の生命を制する時代であります。然るに、檢事の権内にある強制処分による拘留は、專制的に断行せられ、予審判事の取調は、拘留期間の更新を当然として居るのみならず、接見禁止の処分が当然の如く行はるゝ、に於ては、是丈で何人も社会生活上の脅威を

感じ、人間の本性たる自由の境遇を得たい弱点を顯出するのは当然である。此境遇に置かれたる被疑者に対し、拘留を背景にして公訴事実の自白を強ゆるは、故意ならずとするも亦一の精神的拷問たる性質を帯ぶるに至る虞がある。故に、是等警察の手続は、時に職權濫用又は人權蹂躪を起さぬとも限らぬと思ふ、果せる哉、近來の公判に於て予審の供述が否認せらるゝ、ものが非常に多くなり、又た予審の訊問調書が公訴事実に合する様のみ取調べられつゝ、ある傾向のあることは、以上の事實に基くことを表明するものに外ならぬ。然るに当局は、此判り易き原因を覺ることなく、却つて被告人等の法廷戰術なるが如く怪みつゝ、ありと云ふに至つては、事情に疎き極みであるのみならず、公判に於ても時に裁判官其人によりては、公判々事たるの職責を忘れ、予審の復習を為すもの、如き態度あるものさへあることは、邦家の為め又た司法權の威信の為め、慨嘆に堪へざる所であります。是等の点に付ては、吾人法曹は協力一致、改正訴訟法の精神發揮に努め、適正なる法權行使の促進を所期する必要があることを感ずるものでありまして、我帝國弁護士会は是等の事柄に關し、將來各位と提携して充分努力致したいと存じます。

尚又陪審制度の問題に付ても、一言を費して置きたいと存じます。此問題に付き討議の中に一、二反対の声等もありましたが、本年は陪審制度施行後三周年に相当致すのでありまして、此制度が元來在野法曹の發案に基くものたる關係上、吾人は其成績の如

何に付大なる責任を感じるものでありますから、慎重なる考慮を以て邦家の法権の正義発揚に為め、其利害得失を審究しなければならぬ。元來我邦の陪審制度は、日露戦争前後に於ける官権万能の時代、人權蹂躪の事実が各所に勃発し、天皇の御名に於て為す裁判に迄影響するが如き事態となりたるより、天皇神聖の大義名分を正ふし、正義人道を確立する国家道德上の理由より、国民をして事実認定の責任を負はしめんとする趣旨に出でたるものであつて、国民の司法権参与の為めとか、又は国民の利益権利とかいうふが如き利己的觀念に基きたるものではない。従つて、又此制度は司法官の不信任を意味するものではなく、却つて其信任を厚くする所以のものであり、而して乍失礼弁護士に取つては、余り弁護士にならぬ難有くない制度であることは初より明白のことでありましたが、此正義を究むるものが尠い為め、種々誤解を生じて居つたことは事実である。加之陪審法と云ひながら、現行規定によれば、陪審に附する事件を極めて狭き範圍に制限したのみか、費用を出せば裁判をすると言ふ不合理な請求陪審なるものがあり、更に控訴を許さずと為すが如き謂れなき規定があつて、手続上の便宜の為めに道理が没却されて仕舞つたものである。即ち、現在の規定の如き、放火とか殺人の事件のみを裁判する為に陪審制度を樹てたのではなく、其目的は寧ろ是等の外の事件に在つたのであるが、立案に際して諸種の事情の為め、事は志と違ふた結果を生じた為め、陪審に掛ける事件の僅少なのは当然で

あつて、制度其ものが面白くないのだとか、又は国民の思想感情に適せぬとか云ふのではないことは極めて明である。故に吾々は、其施行三周年に際会して、本来の目的の如く、陪審法を改正する一大運動を起す必要があるので、是は一に国家の正義人道を確立して、我法権の威信を發揚すると共に、又た司法官の尊厳を高むる為め、当然為すべき所である。此事に付ては、我帝國弁護士会は特に適當の方法を講ずることになるであらうと思ふのであります。

時間の關係がありますので、詳細の意見を述ぶることの能きないことは残念であります。以上は所見の一端を述べたに過ぎませぬ。此外弁護士法改正其他の問題がありますが、是は省略して置きます。要するに現下の社会は、殊に經濟的、思想的に重大なる過渡期にありて、国家社会の統制上指導的立場に在る法曹各位の緊禪一番すべき時期であります。何卒本会々合の各位は、相協力して倍々邦家の為め御尽瘁あらんことを切望して止まざる次第であります。最後に各位に対し、謹んで敬意を表します。以上

（注） 松江における広島控訴院管内弁護士大会に出席した帝國弁護士会理事平松市藏による、昭和六年七月一日から二五日にかけての紀行文、豪溪生「島根めぐり」（「正義」昭和六年九月号）がある。

昭和七（一九三二）年

①広島控訴院管内弁護士大会（公論）第三六卷第一〇号、昭和七年一月号）

広島控訴院管内の弁護士大会記事

日本弁護士協会代表 佐久間千春

大会第一日

例年の恒例である広島控訴院管内弁護士大会は、秋酣はなる去る十月十六、十七両日岡山弁護士会主催の下に同市で開催せられた。出席された来賓並に会員諸君は左の如く、近頃稀に見る盛会であった。

大会出席諸君

広島控訴院長田中右橋 同書記長坂本健輔 岡山地方裁判所長安藝茂富
同検事正帆高壽一 岡山地方裁判所部長判事小林右太郎 同判事江本清平
同判事西本實 同判事稻森健次郎 同区裁判所監督判事藤井稔 同次席検
事兒玉庄藏 同上席検事相黒傳三郎 同判事岡井藤四郎 同地方裁判所判
事數馬伊三郎 同荻原竹儀 同区裁判所検事松井善太郎 同福西新右衛門
同宮崎三郎 同地方裁判所検事山崎一男 津山区裁判所監督判事秋元儀助
同上席検事中川明八 高梁区裁判所監督判事坂本俊夫 玉島区裁判所検事
千川正一 岡山地方裁判所主事三澤謙良 同検事局監督書記正岡好太郎
同区裁判所監督書記甲本源次 岡山県警察部長岩上富美夫 同東警察署長
久俣恒平 同西警察署長守安重太 同市長守屋松之助 倉敷市長平松俊太
郎 岡山市会議長横山昊太（以上来賓側）

広島弁護士会沿革誌 (5)昭和戦前編・中

日本弁護士協会代表河合廉一 佐久間千春、帝国弁護士会代表平松市藏
龜山定登（以上弁護士来賓側）

高橋光次 神田靜雄 池田寛作 田中康道 井上博 永井貢 石川正義
中場彌太郎 林飛隆善 上田八九三 早川六郎 野田保規 奈良一 松井
繁太郎 富島暢夫 藤井定市 土井興一 古森幹枝 岡田陸藏 三浦強一
小野才次郎 森井彌市（以上広島弁護士会）、入江武一郎 岡本安治 家
本爲一 笠原房夫 石井瀧十 鎌田武夫 一井重雄 吉岡榮八 波多野隆
助 吉田輝彦 濱田效三郎 吉澤周一 原田義照 多賀寛一 西原力雄
團藤安夫 竹原昌一 名和剛 岡本佐市 栗山精一 大野清五郎 窪谷逸
次郎 岡崎綱五郎 山村利宰平 尾谷恭二 藤田和孝 岡照太 藤原光三
恩藤誠一 藤井萬吉 岡田豊太郎 小山美登四 岡田保太 小脇芳一 有
岡幹三郎 吉田勝 足利義見 田村常造 淺野桂太郎 植月佐章 赤堀龜
雄 安島元市 佐藤三郎 香山親雅 佐藤重政 柴田治 坂本方一 平尾
賢治 榊原憲一 則井萬壽雄 森末繁雄 柏木貞一 石川貞幹 小梶誠太
郎 年末三郎 長谷川泰雄 可兒壽 裾分正重 淀川正充 佐藤光則 上
坂吉次（以上岡山弁護士会）、村岡吾一 倉橋亨 岩本憲二 小谷判治
大谷三郎 木村信一（以上山口弁護士会）、草光義質 難波督 大脇熊雄
栗山亥市 淺田六郎 高橋勝二郎（以上松江弁護士会）、長砂鹿藏 青戸
辰午 花房多喜雄 藪中隆 篠田喜一郎（以上鳥取弁護士会）、松本清三
河野通博 楡垣善太郎 宇和川濱藏（以上松山弁護士会）

大会は、十六日午後零時半から岡山県会議事堂で、岡本岡山弁
護士会会長司会の下に開会せられたが、同会長は最も謹厳な態度で

七一一（二四五）

開会の辞を述べ、直ちに議事に入る。各弁護士会から提出された議案につき、順次討議するところあったが、議事を中心は十月一日から実施された時局匡救に依る「金銭債務臨時調停法」に関するものと、各地方裁判所々属弁護士会の定員制を設ける議案で、議論百出し、約三時間の長時刻を要し、同三時半に至つて議事を終了した。

大會議決案並決議

- 一、官選弁護士ニ対シテハ弁論ニ必要ナル記録ヲ謄写シテ之ヲ交付スル事ヲ其筋ニ要望ス(可決)
 - 二、民事訴訟中特ニ手形ニ関スル訴訟ニ付テハ原則トシテ準備手續ヲ省略シ審理期間ヲ短縮シ且ツ職權ヲ以テ仮執行ノ宣言アラシム事ヲ要望ス(可決)
 - 三、登記申請ニ関シ登記官吏ノ為ス不動産ノ評価ハ現時經濟界ノ実情ニ鑑ミ苛酷ノモノアリト認ム(可決)
 - 四、各地方裁判所ニ所屬弁護士ノ定員制ヲ設クルノ制度ヲ定ムル事ヲ要望ス(否決)
- (以上広島弁護士会提出)
- 一、金銭債務臨時調停法改正ノ件
 - イ、同法第四条ニ於テ準用セル借地借家調停法第七条ノ準用ヲ削除シ弁護士ノ代理又ハ補佐ヲ認ムル事(可決)
 - ロ、同法第七条ノ調停ニ代ル裁判ノ規定ヲ削除シ借地借家調停法第二十四条ヲ準用スル事(可決)

二、弁護士法案修正ノ件

- 弁護士法改正ニ伴ヒ弁護士ニ非サル者所謂三百ニ対スル取締規定ニ関シ五ヶ年間に猶予期間ヲ全然削除スル事(可決)
- 三、現行法ノ取扱ニ於テ第三者ノ供託ヲ認メシムル事、若シ現行法ノ解釈上之ヲ許サストセハ第三者ノ供託ヲ認ムル様法規ヲ改正スル事(可決)
 - 四、執達吏制度ノ改正ヲ促進スル事(可決)
 - 五、訴訟貼用印紙額ヲ軽減スル事(可決)
 - 六、民事訴訟ヲ弁護士訴訟主義ニ改正スル要アリト認ム(可決)
 - 七、司法代書人ニ職務範圍ヲ非訟事件ニ限り訴訟ニ関スル書類ノ作成ヲ除外スル様改正ノ要アリト認ム(否決)
- (以上鳥取弁護士会提出)
- 一、和解調書及認諾調書ハ職權ヲ以テ送達スヘキ事ノ規定ヲ設ケラレンコトヲ其筋ニ要望スル事(可決)
 - 二、民事事件ニ付偽証ノ告訴アリタル場合ハ速カニ取調ヘラ為シ処分セラレンコトヲ其筋ニ要望スル事(可決)
 - 三、松山区裁判所ハ最近其年度ノ小作定米債權ニ付キ仮差押ヲ許サ、ル方針ヲ採リ居レルガ他地方ノ方針如何
 - 右ハ民事訴訟法第七三七条第二項ニ違背スルモノナルニ依リ控訴院長ニ適當ノ方法ヲ採ラル、様交渉セラレン事ヲ望ム(撤回)
- (以上松山弁護士会提出)
- 一、家屋明渡ノ執行ハ事實上殆ント不能ノ状態ニ在リ之ヲ迅速ニ

実行ス可キ適切ナル方法ヲ講スルノ要アリ(可決)

二、証人訊問ヲ慎重ニセラレタキ事(可決)

三、官選弁護士ニ記録ノ謄本ヲ交付セラレタキ事(可決)

四、司法代書人ノ取締ヲ一層厳重ニセラレンコトヲ望ム(可決)

五、担保取消決定申請ノ場合ニ於テ相手方訴訟代理人ノ同意アル時ハ特ニ其同意權ニ付テノ委任状ナキ時ト雖モ取消決定ヲ為ス事ニセラレタキ事(可決)

(以上松江弁護士会提出)

一、司法部カ我國家存立ノ基礎タルニ鑑ミ其運用ニ當リテハ時流

ニ泥マス毅然タル態度ヲ執ラレン事ヲ望ム(可決)

二、法令ノ改廢ニ付テハ能ク國民生活ノ實際ニ適合セシムル為メ其局部ノ改廢ニ重キヲ置カル、様司法大臣ニ具申スル事(可決)

三、大審院ノ民事判決ヲ当事者双方ニ必ス送達セラレタキ事(可決)

四、金銭債務臨時調停法ニ於テ当事者ノ弁護士代理ヲ成ルヘク許可スル方針ニセラレタキ事(可決)

五、広島控訴院管内ノ大会ヲ昭和八年ヨリ広島弁護士会ノ主催ト定メ全会員ヨリ相當費用ヲ徴取スルコトニシタシ(撤回)

(以上山口弁護士会提出)

一、滞納処分ニ依リ不動産ヲ差押ヘタル儘其後ノ手續ヲ進行セス放任セシ時ニ於テ競売法若シクハ民事訴訟法ニ依リ競売ノ申立アル時ハ裁判所ハ滞納処分セシ官公署ニ対シ一定ノ期間ヲ定メ

テ手續ノ進行ヲ促シ若シ応セサル時ハ競売開始決定ヲ為サレタキコト、法規上不能ナラハ法規ノ改正ヲ求ム(可決)

二、予審中ノ被告人ニ対スル接見禁止ハ特殊ノ事情ナキ限り之ヲナサ、ルコトヲ望ム(可決)

三、被告人ニ対スル保釈ハ成ルヘク許可ノ方針ヲ採ラレタキコト(可決)

四、告訴事件ニ付テモ充分ナル取調ヘヲ望ム(可決)

五、囑託(共助)ノ証拠調ノ調査弁論期日前二日以内ニ未タ到達セサル時ハ裁判所ハ該期日ヲ職權ヲ以テ變更シ其旨ヲ当事者双方ニ通知セラレタキコト

隔地者ニ対シテハ電報ニテ通知セラレタシ(可決)

六、大審院ノ民事事件ニ付審理ヲ促進シ且判決ヲ当事者双方ヘ送達セラレムコトヲ望ム(可決)

七、大会決議事項ニ関シテハ其主催地弁護士会ハ次ノ大会ニ於テ其実行經過ヲ報告スルコト(可決)

八、現今ノ社会ノ情勢ニ鑑ミ弁護士相互共済制度確立ノ要アリト認ム(撤回)

九、事件進行ヲ促進スル為メ審理不尽ノ弊ニ陥ラサル様務メラレタシ殊ニ控訴審ニ於テ充分考慮セラレタシ(可決)

一〇、金銭債務臨時調停法ノ運用ニ際シテハ裁判所ニ於テ特ニ深甚ノ考慮ヲ払ハレムコトヲ求ム(可決)

一一、陪審ハ其利用スルモノ漸次減少ノ傾向アリ当局ハ制度ヲ適

当ニ改善シ一層利用ノ途ヲ講セラレムコトヲ求ム(可決)

(以上岡山弁護士会提出)

右終つて來賓の祝辭に移り、先づ田中広島控訴院長は、満場の拍手裡に威儀を正して登壇、大会の盛会なることを口を極めて祝し、而して右議案中の裁判事務に関する事項につき警告的意見を開陳してから、朝野法曹一致して司法制度改善に向つて邁進したいと熱望し、更に民事訴訟法第百三十九条第百五十五條については、朝野法曹の理解の下に之が運用を円滑ならしめたしと力説されて満場に感動を与へ、平松帝国弁護士会代表は、主として満洲国に於ける法権の確立を叫び、次いで河合日本弁護士協会代表は、金銭債務臨時調停法並弁護士法改正につき、本協会の執りたる態度即ち去る八月廿四日の決議と趣旨なるを以て之が具現に協力し、更に調停事件には弁護士代理を認しめる事等之に関する所感を述べ、同四時會議を終了し、県庁庭前に集り記念撮影をなし、一同袂をつらねて同市西大寺町新花月に於ける懇親會に向つた。

先づ宴會は、岡山独特の郷土芸術備中神代神樂や喜劇に始まり、岡本会長の挨拶、田中院長及び佐久間日本弁護士協会代表、平松帝国弁護士会代表、高橋広島弁護士会長等交々起つて謝辭を述べ、宴酣なる時岡山弁護士会の有志から成る備中松山踊、清元、舞踊等盛り沢山の余興があつて大盛況裡に第一日の大会を終了した。

大会第二日

大会第二日の十七日は、一同自動車を連ね倉敷市に赴く。此地は旧幕時代中国天領の樞要地である。先づ市内公園新溪園に到る。面積二千余坪、教寄をこらしたものは園内の公会堂とも云ふ可き敬儉堂で茶菓の饗応を受け、教班に別れて大原美術館、大原農事研究所、倉敷労働科学研究所等を順次見学することにした。大原美術館は、大原氏が我国洋画壇の巨匠小島虎次郎画伯を記念するため創立せられたるもの、他に見られぬ逸物がある。大原農事研究所も亦大原氏の創立に係り、農業の学理を研究する我国唯一の私設農事研究機関である。更に労働科学研究所を見たり、産業の合理化並に労働の合理化に関する科学的研究を目的とし、大原氏に依りて創立せられただけあつて、世界に類例なき研究施設である。復び岡山市に帰り、日本三公園の一たる後樂園鶴鳴館に於ける守屋岡山市長の招待會に臨んだが、却々の盛宴で同三時散會し、茲に滞りなく大会を終了したのである。

私は摺筆するに当り、河合本協会代表と共に、主催地法曹各位の歓待に対し、心から感謝すると同時に将来益々該大会の發展を祈り、更に同管内弁護士会各位に敬意を表するものである。

⑫広島控訴院管内弁護士大会(正義)昭和七年(二月号)

昭和七年度広島控訴院管内弁護士大会出席報告

理事 平松市藏・理事 穂山定登
右帝国弁護士会を代表し、本大会に出席したる報告を為すこと

左の如し。

一、大会記事

昭和七年度広島控訴院管内弁護士大会は、去る十月十六日及十七日の兩日、岡山地方裁判所々属弁護士会主催の許に岡山市に於て開催せられ、主催地の要望に依り帝国弁護士会は代表として理事平松市藏、同種山定登の兩名を出席せしめたり。大会は別項所載の如く、管内たる広島、岡山、山口、松山、鳥取、松江の各弁護士会會員百数十名出席し、來賓として中央在野法曹たる右本会代表及日本弁護士協会代表河合廉一、佐久間千春両君の外、在朝司法部より田中広島控訴院長、安藝岡山地方裁判所長、帆高同檢事正、岡山在任各判檢事諸氏司法關係官約三十名、其他岩上岡山県警察部長、岡山東西両警察署長、守屋岡山市長、横山同市會議長、平松倉敷市長等列席、未曾有の盛会なりし。

本大会は、十六日午後零時三十分岡山県會議事堂に於て、岡本岡山弁護士會會長司會の下に開會せられ、同會長の開會の辞あり、次で直に議事に入り、別項の如く参加弁護士会各提出議案に付順次討議を爲し、就中金錢債務臨時調停法に関するもの及各地方裁判所々属弁護士の定員制を設くるの制度に関する議案は大いに議論あり、約三時間の討議により午後三時半頃漸く議事を終りたり。

次で來賓の挨拶に移り、先づ田中広島控訴院長は、議案中裁判事務に関する事項に就き適切な警告を与へられたるもの多く、朝野一致して益々改善の実を挙ぐるに努力すべく、殊に民事訴訟

法第三百三十九条第二百五十五条等に就きては、朝野法曹の間に十分なる理解を以て之が運用を円滑ならしめたる旨を述べ、本大会の盛會を祝されたり。次で本会代表平松理事は、別項に掲載する所の如く祝辞及所感を述べ、満洲に於ける法權の確立、最近中央法衙に於ける刑事裁判審理の進歩、司法の行政化等法曹界の主要問題に就き特に法曹の注意を喚起し、次で河合日本弁護士協会代表は、金錢債務臨時調停法、弁護士法改正等に関して所感を述べ、午後四時會議を終了したり。此間県庁庭前に於て紀念撮影をなしたり。

右畢つて参加者一同は、直ちに懇親會場たる同市西大寺町新月に赴き、余興の郷土芸術たる備中神代神樂の舞樂其他の喜劇等を見物し感興湧くが如く、午後五時宴を開き、岡本會長の挨拶、田中院長及東京側平松本會理事並に佐久間代表、管内代表高橋広島弁護士會長の各謝辞ある。宴酣なるに及び、岡山弁護士会有志より成る素佳勇壯なる備中松山踊ありて歓声湧くが如く、其他清元舞踊等の余興に興を加へ、午後九時半盛會裡に散會したり。

翌十七日午前八時、來賓並に参加弁護士団一同は、岡山地方裁判所弁護士控所に集合し、同三十分出發、自動車二十數台を連ね、予定の如く西方三里行程の新興都市倉敷市に赴く。中備の平原を貫く坦坦たる山陽道の兩側は、一面黄金の波の如く新穀穰々として自然美を呈し、田家の秋晴民の喜びを語るもの如し。途上左手に黒住教本部を眺め、進んで庭瀬及撫川兩町を過ぎ、右手に吉

備津彦を祀る吉備津神社及羽柴秀吉の高松の水攻史蹟を望み、又神功皇后の御遺蹟御座八幡の下を過ぎ、左に帯江鉱山の煙突を眺め、約半時にして倉敷市に着く。此地は旧幕時代中国天領の枢要地として代官所を置かれたる所、先づ市公園新溪園に到る。園は元大原孫三郎氏の別墅たりし所、今や氏の篤志により倉敷市の有となり、面積二千余坪、屋亭、園地、佳木、巨石各々雅趣に富み、亭榭数字あり、最も大なるを敬儉堂と称し、之に次で游心堂及び茶堂あり、公会堂として諸会合に用ひ、又た市賓の迎接に当てらると云ふ。一行は敬儉堂に於て茶菓の饗応を受け、数班に別れて大原美術館、大原農業研究所、倉敷労働科学研究所等を順次見学せり。

大原美術館は、大原氏が我国洋画壇の巨匠小島虎次郎画伯を紀念するため創立せられたるものに係り、同画伯作品の外、泰西名画、殊に埃及、波斯、土耳其、支那等の古美術品を蔵し、就中有名なるグレコの「受胎告知」、ミレーの「グレヴィユの断崖」、モローの「雅歌」等は其最も優れたるものなり。加之、フランス画壇の代表的作品を我邦に輸入し、之を組織的系統的に網羅せることは、他に追隨を許さざる一大特色なりと云ふ。

大原農事研究所も亦大原孫三郎氏の創立に係り、農業の学理を研究し、其応用に依る農事の改善を計るを目的とし、我国唯一の私設農事研究機関たり。又た斯の如く整備せる組織と機能とを有するものは、英国の「ローサムステッド農事試験場」と比肩し、

其研究報告は広く欧米の学会に迄引用せらるゝと云ふ。

倉敷労働科学研究所は、産業の合理化並に人間労働の合理化に関する科学的研究を為すを目的とし、大正十年大原氏に依りて創立せられ、世界に類例なき研究施設なりと云ふ。

一行は此の特色ある各文化的施設を見学したる後、午後零時半車を連ねて再び岡山市に帰り、直に午後一時より日本三公園の一たる後樂園鶴鳴館に於て催さるる、守屋岡山市長の招待会に臨みたり。館は園内の正堂たる延養亭に接し、座ながらにして名園の風致を一眸の内に収む。其延養亭は、歴世の行在又は行幸若しくは台臨に際し、毎に此処を御所として用ひらる光榮を有す。開宴に先だち、古佳にして優麗なる吉備舞樂の余興あり、午後二時開宴、守屋市長の挨拶、管内代表高橋広島会長、田中院長、平松本会理事の各代表的謝辞あり、三時盛會裡に散會したり。

以上により、茲に目出度本大会行事を終りたるが、前後二日に亘り其参会者は約二百名を算し、稀に見る盛会なるが上に些の渋滞なく、秩序整然たる行事を遂行したるは、天候に恵まれたるものありと雖も、偏に主催地法曹各位の斡旋の労多大なりしが為めにして、参列者一同の感謝に堪へざる所なり。而して本大会が、毎年管内各地に於て巡回開催せられ、連続的協力を以て法曹界の為め多大の貢献を致さることは、吾人在野法曹の感激措く能わざる所にして、将来益々其盛大なる発達と向上とを希ふて止まざるもの也。茲に終に臨み、主催地及管内各弁護士会に対し、謹ん

で敬意を表す。

二、大会出席者（省略）

三、大会議案並決議（省略）

昭和七年度広島控訴院管内

弁護士大会に於ける祝辞演説

帝国弁護士会理事 平松 市藏

帝国弁護士会を代表して祝辞を申述べます。

爰に岡山弁護士会の主催に依り、当地に於て昭和七年度広島控訴院管内弁護士大会を開催せられ、管内各地方裁判所々属弁護士各位多数の御来会あり、又田中広島控訴院長、安藝岡山地方裁判所長、帆高同検事正及び管内法衙の判検事諸氏其他多数来賓の御臨席があり、而して吾々帝国弁護士会代表として、同僚日本弁護士協会代表各位と共に御招待を被むり、此盛会に参列するの光栄を得ましたることは、在野法曹界の為め誠に欣幸に堪へざる所でありまして、爰に本大会に対し謹んで祝辞を呈しますると共に主催地弁護士会に対し深く御礼を申し上げます。

本日は各地弁護士会提出の重要議案に付き、各位の有益なる御意見の開陳と熱心なる御討議とにより、其大部分が可決せらるるに至りましたことは、国民の權益を擁護し国家法権の適正なる行用を促す上に於て、多大の効果を齎すであらうことを信ずるのであります。今之に付き一々所感を申述べることには、時間の關係上差控へまして、適當なる時機と方法により雜誌正義其他に於て発

表することに致しますが、之等議案を包括したる一、二の事柄に付き、此機会に於て簡単に卑見を述べ、以つて御挨拶に代へたいと存じます。顧れば吾々は、昨年七月松江市に於て開催せられたる本大会に出席しまして以来既に一年有余の歳月を閲し、此間我司法界に於ても、相当注目すべき事象が内外に涉つて出現致して居ります。然るに、之等のものには、或は欣を共にすべきものもあり、或は戒を互にすべきものがありまして、吾人朝野法曹の時運に対する認識と自覚とを促しつつあるのであります。先づ欣ぶべきものから、順次に陳べることに致します。

其一は、対外的の事柄で、東洋の我隣接地に新国家として生れたる満洲国に於ける司法権の確立問題であります。満洲新国家は、我帝国が其健全なる發達を為さしむべく、必然的の國際的責務ある關係を有することは申す迄もなく、而して今や諸般の國家組織に付き、著々其建設を急いで居りますが、就中國家的正義の根源として、新國家の心臓とも云ふべき司法権の確立は、國の存立上最も主要なるものの一であります。是には、一方に神聖なること我邦の如き司法権を確立し、他方に於て治外法権の撤廃を為すことを要するのである。而して、此事たるや、我在朝法曹の犠牲的努力を必要とすることは勿論であります。又た一国の司法官をして緊張して職務を適正に行はしむべく、刺激を与へる所の在野法曹の協力に待たなければならぬのであります。故に、之には隣邦の先進國たる我在野法曹の努力によりて、満洲国に於ける在野

法曹及び其団体的發達を培ひ、之が促進と向上發達とに對し、指導的役目を執らねばならぬこと、思ふ。蓋し、我法曹が団体的に新國家の法權樹立及其公私發達進歩の爲めに、儀表となり指導者となるといふことは、有史以來極めて稀なる處でありまして、我法曹の光榮之に過ぎざると共に、此 聖代に逢ひたる、我現法曹の幸福亦比すべきものなきと思ふのであります。乍併、之と共に吾々日本法曹の天職任務の重大にして、従つて其品位を重んじ識見を高むることに於て、大なる覺悟を要することを忘却せざらんことを警告せざるを得ないのであります。

此事に於て憶ひ起すのは、大正九年春東京に於て國際弁護士協會創立及其第一回大會を開催致しました砌り、列席の民國律師及時の公使莊璵珂君は民國の治外法權撤廢に關し痛烈なる運動を爲し、其の翌大正十年北京に於て其の第二回大會の開かれたる際にも、我邦の弁護士六十余名出席致し吾々在野法曹独自の國民外交を行ひ、奉天に於て時の主權者たる張作霖は勿論彼地の高等法院其の他の有力なる朝野の法曹と共に、滿洲に於ける對外條約に基き特に滿洲限りに於て、其の裁判所に日本の司法官を採用し及弁護士の出頭を許すことを条件として、其の地の治外法權を撤廢することを得策とする旨を忠告し、更に北京に於ける大會の席上、不肖私が我邦法曹を代表し此趣旨の意見を詳細に開陳致しました所、民國律師及來會の官民は此問題の進展に對し頗る緊張したる愉快なる場面を現出するに至つた歴史があります。其の後問題は

外交上の干渉より立消の如き姿となり、其実現は何時になるや計り知るべからざる状態になりました。然るに、昨年九月十八日事變の結果、夢の如くに感ぜらるる程急転直下此問題を実現し来りたることは、吾人は勿論滿洲國の爲め慶賀に堪へざる所であります。而して吾々は茲に各位と共に此欣を語り、而して我法曹の注意を喚起せんとするものであります。

其二是、内部的な事柄でありまして、刑事訴訟手続の、或は法廷審理の進歩とでも言ふべきものであります。近時中央法衙たる東京控訴院及同地方裁判所に於ける刑事裁判の實際手続に於て、吾々はこれ迄に經驗せざる程の進歩したる朝野法曹の職務上の努力に關し、誠に欣ばしく感ずる所のものがあります。既に各位が御承知の如く、茲數年間に於ける幾多の大疑獄事件の勃発は、彼の明治三十八年の所謂日比谷事件及其前後に於ける我司法界の緊張したる時代以來、始めて其の緊張を促す機会に再會することになりまして、刑事裁判手続の当初に於ては、不幸にして幾多の問題を惹起するに至りました。是は、朝野法曹が裁判の實際に當り如何にも調子が合はない。換言すれば、大成金時代及大震災當時の異例なる不緊張の気分が朝野に災し、互に形式を重んじて實際裁判の妙諦を心得へざる爲め、一時的行違を生じたものではなからふ歟と思ふのである。御列席の田中院長が所長で居られた当時不幸にも現はれた事象でありました。然るに、『雨降つて地固まる』と謂ふ諺の如く、本来協力一致すべき性質の朝野法曹は、互

に司法権の威信と裁判の公正とを發揮することに於て異論のある筈なき筋合なるが為め、近来数十日數箇月に亘る公判を連続せられつ、あるが、関係者は互に俗に所謂『コツ』を会得し、誠に心地よき職務の実行を毎日公廷に致しつある一事であります。之を申上げますことは、同時に田中院長に對し御安心を願ふことの能きる土産話となることを幸ひとするのであります。之を具体的に申せば、大要左の如くであります。

(一) 訟廷の儀礼に付て

吾々弁護士は、我帝国の法廷にあつて以来、世々相継ぎ訟廷を以て、畏くも 天皇の国家正義を斷言宣告したまふ所と思惟し、此神聖なる職務を有する裁判官の出廷及退廷に際しては、徐ろに起立して敬意を表しつあることは、我邦一般周知の事實である。然るに、東京地方裁判所の法廷に於いては、近来何時頃から知らぬが、奇怪なる一現象が起つた。それは、廷丁が裁判官の出退廷の場合、大声一番『起立ッ』と号令を掛ける一事である。吾々は、毎に朝心地好き気分が出頭すると、不意に頭の上で否既に起立して居る後から、此号令を以て叱咤されざるを得ない運命を有することになった。之が為め、裁判官は出廷の場合、心持堅くなつて形式張る気味があり、弁護人及被告人は 天皇の公廷に於て出頭早々、大なる侮蔑を受けたやうな感じを懐くと云ふ具合で、何となく法廷は始めから互に鬨争気分が横溢すると云ふ有様であつた。

然るに、西郷所長就任の頃から、在野法曹の注意に鑑みられたものの如く、何時の間にか此事がなくなり、近来は幾十日の公判に、廷丁は出頭の弁護士と互に心地好く朝の挨拶をする。司法官は温容以て徐ろに出廷し、会釈の上に着席せらる、在廷の弁護人及被告人は勿論、傍聴人等一切に起立して之を迎へ礼を厚ふす。即ち、和氣霽々の内に裁判手続を進行し、彼等の特殊なる国家否認の徒の外、帝国国民にして此法廷儀礼を無視し又は怠るものは一人もない。何たる麗しき光景であるか。私共は、之を昔日号令の声を想ひ起すとき、感慨の新たなるものあるを覚ゆるのでありまして、各位と共に此を悦び、且つ田中院長に御安心を願ふことこの機会を得たるを幸とするものであります。

(二) 審理の精勵

法廷の審理に付、殊に幾多の日を重ねるが如き重大事件に就ては、弁護人は勿論、裁判官及検事に於ても、被告人及証人の供述要旨を手控に手記せられ、判断資料の正確を期する傾向を生じ、又被告人及弁護人は速記を附し、其を裁判所に提出して互の便宜となすことに務め、書記は之を参考資料として調書を作成し、裁判官は供述の信憑力に付亦之を参考とする。之が為め、公判調書が極めて明晰で、其趣旨に疑念を残すが如き場合のなきことであります。元來訴訟関係者が公廷に於て取調べたる供述を聴き流しにし、一に之を書記の公判調書作成に俟ち、其完成後始めて之を確實にせんとするのは余り感心した仕事の仕振りではない。右の

如き近来の傾向は、朝野法曹の訴訟上の努力緊張の一傾向として
欣ばしきことであります。

(三) 弁論の整備

是迄の公判調書には、多く検事は有罪の証拠充分、弁護人は被告人に利益の弁論を為したる旨が調書に記載せらるるのみで、朝野法曹は裁判なる重大任務の遂行に付、公廷に於て如何なる意見を陳べたるか、更に不明なる状態に陥りつゝ、ありしことは顕著なる事実にして、殊に東京法衙に於て此事例を著しくするを見たのであります。然るに頃日は、小事件は兎も角、相当注意すべき大事件、例へば市疑獄事件、鉄道疑獄事件の如きに付いては、立会検事は其口頭陳述の外其弁論要旨を書面として、裁判所へ提出し之を被告人及弁護人に迄参照する機会を与へられ、弁護人も亦口頭弁論を為したる要旨を同様書面として提出し、以て裁判所及検事の調査に便にし、而して書記は口頭弁論の要旨を調書に記載する外之等の書類を其末尾に附して、以て訴訟関係人の訴訟行為を一件記録上に明にする傾向を生じたのであります。

以上は其一例を示したるに過ぎませぬが、近来朝野法曹の裁判事務に対する公判中心主義の自覚と、法曹の国家民人に対する天職任務の重大性に対する反省とにより、右の如き傾向を生じたることは、刑事裁判手続の進歩として特筆大書すべき価値あるものと信ずるのであります。若し幸にして朝野各位の御協力により、此傾向が将来全国裁判所に及んで、漸次改善の域に達する様努力

せらるるに至るべきことを、我司法権の確立と其尊嚴の爲め切に望ましく存ずる所であります。

其三は、近時帝国弁護士会が斯界に注意を喚起しつつある所の司法の行政化と云ふ問題であります。

本日の決議中には、司法権の活動形式並に弁護士制度に関する内容を有する幾多の事項が含まれて居ります。例へば、広島弁護士会提出第四、鳥取同上第一、第二、第六、第七、山口同上第四、岡山上同第十等、金銭債務臨時調停法の問題其他数項の如きは、其主なるものであります。而して、其弁護士の職務に関する事項に付ての吾人の論議に対し、是を弁護士が私的利益たる生活問題又は職業的権利の主張の如く誤認して居るものが、相当の地位意識を有するものの中にも相当ある如くであり、又た司法要部に於ても同様の誤解を懐くもの如く解せらるる場合がないでもない。是は寔に遺憾の事であるが、現に本大会に於ても之等の問題中、弁護士の面目を重んずる点より、或は議案を撤回し、或は否決となり、或は可決せられたるものに付ても正反対の意見を聴くが如きものもあつて、頗る混沌たる状態を呈して居るのであります。

乍併、是等の問題は、司法権の本質と其活動形式との関係を審にすることによりて、事理は極めて明となるものである。即ち、苟も三権分立の觀念に立脚したる我立憲政治の政治組織の下に於ては、立法には議會制度を、又た司法には弁護士制度を特設し、以て官吏の執る行政行為の基本的国政に付、国民の理想を表現せ

しめ及其權益を擁護する手段を与へ、立法と司法に於ける国政運用の普遍的妥当なる公明適正を所期する方法と為したるものである。故に、弁護士制度は、司法に従属する立憲政治組織の特徴であつて、之を否認することを許さざること、恰も立法に於ける議會制度の否認を許さざると同様であります。従つて、若し司法の特色が退却して其活動が行政化する場合、弁護士制度が否認される結果を來すことは当然の筋合である。吾人弁護士は、先づ特に茲に意を留めなくてはならぬことを警告するものであります。弁護士制度の根本義が右の如しとするならば、司法権の活動に付、弁護士に参加を為さしむることは、立法に於ける議會の夫れの如くであつて、何等の例外を認むべき事由を發見しないのである。故に、司法手続に於て弁護士の参加を排斥せんとするは、即ち司法の行政化を行ふを以て最も捷徑となすものである。

然る處、従来弁護士制度の基本觀念に付き、右の如き道理が吾人在野法曹界の間に於てさへ明にせられなかつたのではなからるか。余輩の寡聞なる未だ之を知るの機会を得ない。加之、近来に於ける我国政の運用中、特に司法部の立法的態度を観るとき、更に漸次弁護士制度否認の結果を招來する司法の行政化が、意識的にか無意識的にか急速度に行はれつつあることを疑はざるを得ないのであります。今所説を要約する為め、便宜上其一、二の事項に付き、簡単に之を説明し御參考に供する事と致します。

其一は、刑法改正案の内容を観ると、刑罰法が段々行政罰の範

圍へ乗出し、社会的現實の人間行為乃至改過遷善の直接指導を為さんとする特色が著しくなつた。即ち、一國の司法的刑罰法は、轉じて行政的取締法たらんとする傾向にあることが顕然なる事象を表現して居るのであります。

其二は、先般十月一日より施行せられたる問題の金錢債務臨時調停法であるが、之も亦訴訟手続を回避して行政的調停手続に転化し、以て社会經濟の調整匡救を司法権の行用により直接為さんとするものであること、及び調停ならざる場合実態法なくして独断的裁判を行はんとするものである。元來調停法なるものは、彼の經濟界の変態的好景氣及大震火災等の特殊事情により、一時的變則手続として臨機に設けられたるものであるが、是が今は本則とならんとする傾向にあるのであります。

其三は、在野法曹は勿論國民の反対によりて成法とはならなかつたが、彼の民事訴訟に於ける少額事件の上告制限及区裁判所事物管轄の擴張並に刑事訴訟に於ける彼の重大なる判決の理由省略の法案を成立せしめんとする意圖あることの思想的傾向であります。之に付ては、曩に帝國弁護士會が司法当局及全国法曹に対し、裁判の行政処分乃至司法権の本質損傷を絶叫致しましたことは、既に御承知の事柄でありますし、又當時の雜誌正義に付御参照を請ふことと茲には詳説を省きます。

右の外尚幾多の事例がありますが、今は之迄に止めて、朝野各位の御理解を得るに充分であると思ふ。素より司法活動と雖も、

登記戸籍の事務等行政的行為を含むことは勿論之あるべきも、事の裁判に關する限りに於て、右の如き立法的傾向は明かに司法の行政化を表現する我国政の近代的特点であり、司法權の本質に動搖を來したるにあらざるかを憂ふると共に、又偶々弁護士制度を否認する帰結を齎す趨向にあることを觀取するに充分であります。此時に於て吾人在野法曹は、形式又は利害の末節に拘泥する議論を為すの前、先づ此根本的問題の性質を省み、我弁護士制度擁護の爲め又た我が司法權確立の爲め、大なる考慮を払はれ、以て本大会の目的達成に資せられんことを希望する次第であります。最後に本大会並に參列各位に対し、深厚なる敬意を表します。

昭和八(一九三三)年

⑬ 広島控訴院管内弁護士大会(公論)第三八卷第一号、昭和九年一月号)

広島控訴院管内弁護士大会報告

日本弁護士協会代表 加藤悌次・徳村謙吉

恒例の広島控訴院管内弁護士大会は、広島弁護士会主催の下に、去る十一月十一、十二日の兩日、意気盛なる広島市及天下の絶景地厳島に於て開催された。左に其の概要を記して、代表として出席した責を果し、尚大会主催者並に來会者の好意に応へやうと思ふ。

大会出席諸君

(來賓各位) 広島控訴院長田中右橋、同部長判事鹿島鶴之助、同部長判事高橋淺太郎、同判事田中龜、同判事澤野信藏、同判事原田左近、同判事竹内勇平、同判事石黒忍、広島控訴院檢察長南谷知悌、同判事小澤八十、同檢察長本元男、同判事八木瀧二郎、同判事櫻井忠男、広島地方裁判所長淺沼彦一郎、同部長判事福田豐市、同部長判事渡邊彦士、同判事齋藤喜市、同判事二宮峰、同判事飯島直一、同判事辻富太郎、同判事佐々木五朗、同判事中間保定、同判事村上達、同判事久永正勝、同判事近藤完爾、広島地方裁判所檢察正帆高壽一、同判事和田順之、広島区裁判所監督判事池田取二、同判事兵藤吉太郎、同判事植山日二、広島区裁判所上席檢察片岡猷一、同判事今西貞夫、同判事富村齋男、同判事吾野金一郎、同判事梶川全、同判事吉田省三、吳区裁判所監督判事久保義虎、福山区裁判所監督判事白井忠吉、同上席檢察事山根治、日本弁護士協会代表加藤悌次、同徳村謙吉、帝國弁護士会代表島田武夫、同龜山定登、広島県警察部長薄田美朝、広島市助役奥久登、広島市会副議長村井林市、広島市収入役黒河房五郎、広島公証人会代表岡崎興六、広島刑務所典獄補佐藤備六郎、芸備日日新聞社、中国新聞社、大阪朝日新聞社広島支局、大阪毎日新聞社広島支局、広島毎日新聞社、大阪時事新報社広島支局、中国民報社広島支局

(山口弁護士会) 長谷川一郎、民繁福壽、筒井禊一、村岡吾一、木村信一(岡山弁護士会) 家本爲一、岡本佐市、岡崎綱五郎、尾谷恭二、恩藤誠一、吉澤周一、團藤安夫、窪谷逸次郎、山村利率平、藤原光三、藤井萬吉、小川美登四、小脇芳一、有岡幹三郎、足利義見

(鳥取弁護士会) 長砂鹿藏、中田義正、上原隼三、青戸辰平、白根虎之助

(松江弁護士会) 高橋勝三郎、難波督、草光義實、栗山政太、柳川兵一

(松山弁護士会) 井上末光、原田光太郎、岡田玄次郎、宇和川濱藏、松本

清三、松本梅太郎、河野通博、佐伯源、檜垣喜太郎、清家俊三

(広島弁護士会) 富島暢夫、香川秀作、松井繁太郎、米田權之助、池田寛

作、佐藤五三、小野才次郎、森田恪藏、野間傳吉、高橋光次、土井與一、

岡田陸藏、井上博、高木茂、角倉晋造、江藤直作、林飛隆善、福田五郎、

原田一、田中豊、神田靜雄、柳田勘四郎、貞廣吉造、望月第三郎、田中

康道、甲村信一、秦良一、永井貢、林美一、水田謙一、三浦強一、田坂

戒三、藤田若水、平田遼一、野田保規、藤原歳美、伊藤久次郎、山田示

元、古森幹枝、山本將憲、守山喜六、岡野正武、白川彪夫、鈴木立郎、

吉川三雄司、篤晴興、高橋武夫、丸下紫朗、下向井貞一、山下五六、中

洲梅治郎、森井孫市、中場彌太郎、佐藤芳松、藤井定市、徳永豊、小川

浩行、木島次朗、松元辰之助、鳥重太郎、森保祐昌、波多野勝武

(一) 大会第一日の情況

大会は十一日午後一時広島偕行社講堂に於て開かれた。中央部が会員、外側が来賓で、議事中心の席の設け方である。一同の着席するや、土井広島弁護士会長立ちて、莊重に日本弁護士協会、帝国弁護士会代表を初め来賓各位の臨席を謝し、社会の趨勢と本大会の使命を述べて開会を宣し、議長の銜衡に入り満場一致を以て土井会長を議長に推し、森保、福田両君を進行係として議事を進めた。議案並に其の結果は、次の通りである。

広島弁護士会沿革誌 (5) 昭和戦前編・中

広島控訴院管内弁護士大会提出議案(昭和八年度)

(岡山弁護士会提出)

一、予審ニ於ケル被告人トノ面会及通信ハ事情ノ許ス限り許可アリタキコト、尚保釈モ同様許可セラレタシ(可決)

二、不拘留ノ被告人正式裁判申立ヲ為シタル際ハ特別事情ナキ限リ拘留セザルコト、尚検事ヨリ正式裁判申立ヲ為シタル被告ニ対シ取下ヲ勧告セザルコト(可決)

三、上告事件ニ付被告上告人ニモ記録受理ノ旨通知セラレンコトヲ

大審院ニ要望スルコト(可決)

四、金錢債務臨時調停法ノ運用ニ当リテハ其実績ニ照シ特ニ深甚ノ注意ヲ払ハレンコトヲ当局ニ要望ス(可決)

五、陪審法中一部改正ノコト

(1) 裁判所ノ説示ニ改良ヲ加ヘ

(2) 被告人ニ再陪審請求ノ上訴權ヲ与ヘラレタキコト(可決)

六、民事訴訟法第二百四十九条但書ノ適用ヲ拡大セラレ度キコト

(可決)

(参考条文) 民事訴訟法第二百四十九条「訴訟ニ付テハ受命判事ニ依リ口頭弁論ヲ準備ヲ為スコトヲ要ス但シ裁判所相当ト認ムルトキハ直ニ弁論ヲ命シ又ハ訴訟ノ一部若ハ或争点ノミニ付準備手続ヲ命スルコトヲ得」

七、司法官増員ノ件(可決)

(山口弁護士会提出)

一、司法官ハ弁護士ヨリ任用スルコトニ法規ヲ改正スルコト(可

決)

二、改正弁護士法ニ付更ニ左記趣旨ノ改正ヲ為スヘシ

(1) 定年退職司法官ノ弁護士登録ヲ禁止スルコト

(2) 退職司法官ハ退職當時ニ任地ニ於テ弁護士事務所ヲ開設スルヲ得サルコト

(3) 改正弁護士法第十八条第二項但書ヲ左ノ如ク改ムルコト

〔但所属弁護士会ノ承認ヲ得タルトキハ此限ニアラス〕(否決)

(参考条文) 改正弁護士法第十八条「弁護士ノ事務所ハ所属弁護士会ノ地域内ニ之ヲ設クヘシ、弁護士ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ二個以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ス但シ他ノ弁護士事務所ニ於テ執務スルコトヲ妨ケス」

三、民事裁判ノ執行ニ関スル現行制度ヲ革正シ執達吏役場ノ合同制ヲ廃止スヘキコト(可決)

四、不動産ニ対スル国税徴収法ニヨル滞納処分ヲ為シタル行政官庁力差押ノママ手続ノ進行ヲ遲怠スル為メ差押不動産ニ対スル債権者ノ権利ヲ妨害スル弊甚シ司法大臣ヨリ主管大臣ニ対シ斯カル弊害ナカラシムル様適當ノ処置ヲ執ラレンコトヲ求ム

右は広島弁護士会提出第一号議案ト同一ニ修正シテ(可決)

五、近年民事案件ノ証人ハ何等制裁ヲ受クル虞ナキモノノ如ク平然偽証ヲ為シテ耻チサルノ弊風瀰漫セリ此ノ悪思想革新ノタメ検事局ノ努力ヲ切望ス(可決)

(松江弁護士会提出)

一、予審又ハ裁判所ニ於テ刑事被告人ニ対スル保釈ヲ許可セラレサルコト多シ検事局ハ保釈許可ノ意見ヲ附シタル事例殆シト無シ今少シク寛容ノ態度ヲ執ラレンコトヲ希望ス(可決)

(説明) 保釈ヲ許可スレハ被告人カ事実ヲ否認シ又ハ執行延引ノ手段トシテ理由ナクシテ徒ラニ控訴上告手続ヲ為ス嫌アリト誤認セラルル結果ト見ラルルコト多シ關係弁護士ハ此点特ニ注意スヘキコトナカラカ之カ為メ實際迷惑ヲ被ル被告人其他關係人ノ損害甚大ナルモノアリ

二、予審ニ於テ近來殆ント全部ノ刑事被告人ニ対スル關係者弁護人ノ接見禁止ヲナスヲ見ル殊ニ裁判所カ公判ニ移サレタル後ニ於テ關係者ノ接見禁止ヲナス事例アリ裁判所当局ノ考慮ヲ求ム(可決)

(説明) 刑務所ノ公正ナル監視ノ下ニ於テハ關係者弁護人ヨリ事実否認ヲ教唆スルコト能ハサルモノナリ、然ルニ唯面会ニヨリ被告人カ其意ヲ強クシテ偶々事実否認ノ動機トナルコト等アルヲ關係者弁護人ノ教唆ニヨルモノト誤認セラル結果ト想像セラル

三、陪審制度ノ廃止(否決)

(説明) 其制度自体何等論難スヘキモノナケレトモ之カ運用方法ニ於テ極メテ遺憾ノ点多シ例ヘハ裁判長ノ説示及再陪審ヲ求ムル場合殆ト弁護人ノ弁護或ハ陪審員ノ存在ヲ無視シ陪審制度ノ真髓ヲ抜去リタルノ感アルモノアリ裁判所ニ於テ一層ノ考慮セラレサルニアラサレハ寧カ廢止セラルルニ如カス

四、金錢債務臨時調停法ノ廢止斷行

岡山弁護士会提出第四議案ト同一ニ修正シテ(可決)

(説明) 弊害統出批難ノ声喧シ

五、裁判官ノ任用ニ当リ弁護士ヨリ出来得ル限り多く採用セラルルコトヲ当局ニ陳情スルコト(可決)

六、大会ニ於ケル決議ハ主催地弁護士会又ハ広島弁護士会ニ於テ其実行又ハ調査ヲ為シ其結果ヲ次回大会ニ於テ之ヲ発表セラルルコトトナリ居答ナルニ其事ナキ様ニ見ラル本年ヨリ之カ実行ニ着手セラルルコトヲ希望シ尚決議実行又ハ其調査ノ結果ハ必要ニ応シ大会ヲ待タス各地弁護士会ニ通告セラレタキコト(可決)

七、毎年ノ大会決議又ハ大会状況ノ記録ヲ以テ会史編纂セラレンコトヲ希望ス(可決)

八、大会提出ノ議案ニハ簡明ナル説明ヲ附シテ提出セラレタキコト(可決)

(説明) 右ハ大会前議案ヲ熟読研究ニ極メテ便利有效ナレハナリ

(鳥取弁護士会提出)

一、弁護士救済機関ノ設立ヲ全国弁護士会ニ提唱シ其実現ヲ期スルコト(留保)

二、弁護士ノ生活保障ニ関スル適當ナル方策ノ確立ヲ期スルコト(撤回)

三、金銭債務臨時調停法ハ其実績ニ徴シ庶民金融ノ途ヲ硬塞スルモノト認ムルヲ以テ期間延長ニハ絶対反対ス(可決)

四、弁護士法第六條第一項ヲ即時撤廃スル様弁護士法ヲ改正シ且

改正弁護士法第二十七條第一項ヲ撤廃スル様改正方ヲ当局ニ建議スルコト(撤回)

(参考条文) 弁護士法第六條「弁護士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ヌ但

シ帝國議會議員、府県常置委員ト為リ又ハ官庁ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ行フハ此ノ限りニ在ラス、弁護士ハ商業ヲ営ムコトヲ得ヌ但シ弁護士会ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限りニ在ラス」、同第二十七條「弁護士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ヌ但シ帝國議會若ハ地方議會ニ議員ト為リ又ハ官署若ハ公署ヨリ特ニ命セラレ若ハ囑託セラレタル職務ヲ行フハ此限りニ在ラス、弁護士ハ所屬弁護士会ノ許可ヲ受クルニ非サレハ商業其ノ他営利ヲ目的トスル業務ヲ営ミ若ハ之ヲ営ム者ノ使用人ト為リ又ハ営利ヲ目的トスル法人ノ業務執行社員、取締役若ハ使用人ト為ルコトヲ得ヌ」

五、金銭債務臨時調停法ハ天下ノ惡法ナルヲ以テ即時廃止スルコト(可決)

岡山弁護士会提出第四号議案ト同一ニ修正シテ(可決)

六、金銭債務臨時調停法ニ於テ弁護士ノ代理ヲ許可スル事ヲ原則トナスコト(可決)

七、借地借家法ヲ市制実施地ニ施行スル様当局ニ要望スルコト(可決)

八、司法代書人法ノ監督ヲ嚴ニシ司法代書人法第九條及第十一條ノ適用ヲ勵行スルコト(可決)

(参考条文) 司法代書人法第九条「司法代書人ハ其ノ業務ノ範圍ヲ超エテ他人間ノ訴訟其ノ他ノ事件ニ干与スルコトヲ得ス」同第十一条「司法代書人其ノ業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行為ヲ為シタルトキハ地方裁判所長ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ左ニ掲クル処分ヲ為スコトヲ得 一、業務ノ禁止又ハ停止 二、五百円以下ノ過料、非訟事件手続法第二百八条ノ規定ハ前項ノ過料ノ処分ニ付之ヲ準用ス」

(松山弁護士会提出)

一、利息制限法所定ノ利率ヲ低下セシムル様法規ノ改正ヲ当局ニ要望スルコト (否決)

二、裁判官ノ訟廷ニ於ケル用語ハ応変宜シキヲ得ル様留意セラレシコトヲ望ム (可決)

三、裁判事務ノ進捗ヲ図ル為裁判所及検事局ノ職員ヲ増加スルノ要アリト認ム (可決)

四、口頭弁論ヲ再開スルトキハ再開事由ヲ当事者ニ予メ通知セラレシコトヲ望ム (可決)

五、支払命令ニハ該申請書ノ副本ヲ添附シテ債務者ニ送達スル様取扱ハレシコトヲ望ム (可決)

(広島弁護士会提出)

一、行政官庁カ差押処分ヲ為シタル物件ニ対シテモ民事訴訟法ニヨル強制執行ヲ許シ其ノ競合ノ場合ニ適當ナル法規ヲ制定スルノ件 (可決)

二、弁護士ノ数ヲ制限スル制度ヲ制定スルノ件 (可決)

三、民事ノ上訴期間ヲ適當ニ延長スルコトニ法規ヲ改正スルノ件 (可決)

四、民事上告理由書提出期間ヲ適當ニ延長スルコトニ法規ヲ改正スルノ件 (可決)

右の内最も議論の沸騰したのは、一金銭債務臨時調停法の存廢、二陪審法の存廢、三弁護士の数ノ制限に関する問題等であつた。而して、実に天真爛漫な意見を聞くことの出来たのは頗る愉快であつた。

次に、岡山弁護士会会長より、昨年決議したるものを如何に処理したるかノ顛末報告があり、來賓の祝辭に入つた。

(一) 田中控訴院長は、本日ノ会に於て重要有益な事項を熱心に討議されたことを称揚し、昨年ノ此会ノ決議の中で裁判所に関するものを如何に処理したかを詳細説明し、今回の分も出来るだけ実行することを声明し、懇親の目的の達せられて居ることを喜び、思想上經濟上の大危機である現下の帝國を救ふのは朝野法曹の任であるから、協力して先づ法權の擁護に奮進したしと結んだ。

(二) 南谷検事長は、度々の招待に出席し得ざりしを謝し、本日の來会を幸福とし、大会の状況を賞賛し、會員の熱意に敬意を払ひ、益々破邪顯正に精進せらるゝことを期待する。司法部の威信の消長は、直ちに弁護士諸君の信用に関するから朝野同心協力したし。今回本大会に管内在朝法曹全部を招待されたことは、空前の企てであると同時に此趣旨の實現に一步を進めたものである。大いに

効果を挙げたし、と雄弁を振ふた。

(三) 帝国弁護士会代表島田君は、自己と広島との因縁話から二十年間の法曹界の変遷を回顧し、往年の弁護士が法学生の憧憬的であつたに反し、今日は司法官に還つてゐる。弁護士は、今や地位を失ひつゝある、これは最近十年間の法律の改正が全く無意義であつたこと、諸調停法が法の否認であり、裁判は永引き、執行は權威を失つてゐる。之が原因で、弁護士は天下の人心を失ふのである。天下の人心を失ふが故に、生活し得なくなるのである。

弁護士は決然として、社会改革、国民精神作興の第一線に立ち、立法を督し、司法の適正を積極的に監視しなければならぬ。司法官は弁護士より採用し、弁護士は司法官と提携して、積極的に諸法の改正に猛進しなければならぬ。時代は弁護士の積極的活動を期待してゐる。と時勢を説いた。

(四) 我協会加藤代表は、大要左の如き挨拶を爲した。

私は日本弁護士協会を代表して御挨拶を申し上げます。本日は御当地に広島控訴院管内の弁護士大会を開催せらるゝに当りまして、我が協会を御招待下さいましたことを感謝し、此の会が非常に盛大で年と共に益々効果を挙げて居ることを御祝申し上げます。

之で御招待に対する御挨拶を了した訳であります。此会に我協会を特に御招待下さつた事は、我が協会の主張とか事業とか云ふものを、吾々理事の口から直接報告するやうにとの御趣旨も多分に含まれて居ること、思ひますから、少しく時間を拝借致しま

して、我が協会の最近に努力致し又致しつゝある事の大要を御話し申上げたいと存じます。

先づ其の第一と致しましては、金銭債務臨時調停法のことです。右に付きましては、昨年中御管内岡山に於ける大会に我協会代表として出席せられました河合君より詳細申上げた事を存じますが、同法は先づ其出發点に於て非理なる点多く、極言すれば憲法の条規にも抵触する如き法律であると存じましたから、我協会に於きましては、之に對し反動的行動を採りましたのですが、經濟界の変潮により比較的貧民階級若くは下層階級と云ふものが、生活上一大脅威を來たして居る折柄、已むを得ない所謂非常立法の意味を持ちまして、議會に於ても之を通過し、遂に確定法律となつてしまつたのでありますから、私共は既に法律となりし以上飽く迄彼此と言はないが、執法官は之れが運用に付きては、最大なる注意を払つて貰ひたいと警告を發して置きました次第であります。

果せる哉、同法実施の結果は、法律の予期したる正実なる債務者を保護し、又は強欲悪辣なる高利貸を抑制する事能はず、却て借金踏倒しを寧ろ常習とせる如き不良なる債務者を保護し、若くは高利貸の如きを利用するの結果となり、又他面に於ては善良なる債権者を苦しめ以て其損害を被らしむること、なり、引いては金融界をして益々硬塞杜絶せしむるの悪影響を來たしつゝ、あるは、世上識者の夙に了知せらるゝ所でありまして、即ち同法の如きは、

前記弊害を除去する或る他の条項に改正にてもなしましたならば、いざ知らず、否らざるに於ては寧ろ一日も早く廃止せられん事を、私共は希望するのであります。

而して、該法実施に關し司法当局の御意見を伺ひますれば、調停成立の件数等の比較的多きを挙げて、其效果の著大なるが如く申されて居る方もあるのであります。開は皮相のみに過ぎずして、唯調停成立の数のみによりては、其結果が果して良好なるや否やは蓋し未知數に屬して居る訳であります。

加之、私共の聞知せる範圍に於きましては、債務者は兎に角、債権者の多くは同法によりて押し付けられ、泣く／＼承諾せざるを得ざるに到りしものも少からずと聞き及ぶのであります。去れば、仮に今日の場合、前記改正若くは廃止が不可能とするも、同法の施行期間は勅令を以て即ち施行の日より三年間其の效力を有すと定められてあるのでありますから、昭和十年九月三十日を以て法的效力を失ふものであります。其時は更に其実施期間を延長する等の事なく、断乎として失効せしむる様、私共は諸君と共に、今日より当局に一大警告を發して置く必要があると存するのであります。

第二は、律書士法案なるものに関する問題であります。同案は申上ぐる迄もなく「非訟事件の代理は書類受理に至る迄従來の代書人たる律書士なるものが代理する事を得る」旨の法案であります。即ち這は代書人側及び之等の者の為に尽力せる影武者等が、

非常に巧妙なる運動方法を取られしと見えまして、其成立及び議會に提出せる消息等は残念ながら私共にはさっぱり判らなかつたのであります。同案が愈々衆議院を通過せしとの新聞を見て初めて之を知り大に驚き、斯の如き暴案は吾人弁護士の權益を侵害する許りで無く、法の運用を誤るものなりとなし、早速理事会を開きまして、之が反対運動に着手致しました。当時東京弁護士会に於ても之に参加せられまして、共同して反対運動を為すこと、なり、司法当局及び貴族院方面に大いに反対運動を試みまして、漸く該案の通過を阻止することを得ましたのは、我が法曹界の權威の爲めに洵に御同慶に堪へませぬ。

併し彼代書人等は、我会及東京弁護士会其の他の方々等の協力一致の運動によりまして、一持挫折はしたものの、其後或新聞又は雑誌等の紙上を藉りまして、我田引水の暴論を吐き、剩へ吾々弁護士等を嘲笑冷罵する如き態度を取りつゝ、ありし位なれば、今後と雖も亦再提出をなす可く懸念せらるゝのであります。今に云ふ「小敵と雖も之を侮る勿れ」と云ふ、用意と態度とを互に相持ちまして、万一の時は復た之が排除に御協力あらん事を予め御願申して置きます。」と。

第三は、改正弁護士法の事に付て、あります。同法は、私が縷々申上ぐる迄もなく、先輩諸賢が長年月の間苦慮せられまして幾多の経緯を経て、大正十一年中司法省に於ては朝野の学者名士を集めて弁護士法改正委員会を組織せられ、約五ヶ年の歳月を閲

しまして、昭和二年中漸く其の成案を得たのであります。世上所謂委員会案と称せるもの即ち之であります。

而して同案は、吾人の地位權益を比較的良好ならしめたる妥当なる成案でありましたから、吾々同業者は勿論、一般法曹界に於ても該案ならばとて是非確定法文となし、実施して貰ひたいと希望して居ったのであります。

然るに、当時の司法当局は、何故にや該案を議会に提出する事を避けて居られまして、後ち右委員会案と異なる立案をなし、吾人の地位權益に枢要なる条項を削除し、或は嚴重なる監督をなさんとする意味の規定等を排列し、加之同一法中に規定せられありし所謂三百取締に関する条文を全然拔去し、新に法律事務取扱取締に関する件との二法案を作成し、之を第六十四帝國議會に提出せんとすることを聞知致しましたに付きまして、我協會に於ては駒澤理事、不肖其他の理事等数名司法省に至り当局者に会ひ、其の改正草案の提示を求めました所、前委員会案なるものとは大分異つて居りましたから、直ちに理事会を開き該法案の不備欠点を指摘し、之を補正せられん事、尚法律事務取扱取締に関する法律案は従来の立法例に習ひ、之を弁護士法中に編設せられたしとの事にて、東京弁護士会とも協調し、委員を挙げて一面司法当局に運動すると同時に、更に他面に於ては貴衆兩院議員同委員等を訪問して、其の实情を訴へて前記修正運動をなしたのであります。

而して、議會に於ける弁護士出身の代議士諸君は、挙て当協會

及東京弁護士会、其他在野法曹諸君の希望等を容れられて、大いに修正に改められ、

一、弁護士の秘密保持の權利を認むる事

二、帝國議會の議員以外地方議會の議員にもなれる事

三、弁護士は二箇以上の事務所を設くることを得ざるも他の弁護士と共同して執務する場合は此の限りにあらずとの除外例を設

けたる事

四、弁護士会の解散権を司法大臣が持ち居りしを削除せる点等重要なる修正を見るに至つたのであります。

而して、前に申上げました分離案を弁護士法中に記載せしむることの出来なかつたのは遺憾であります。これは之れ其の施行期日を同一になしあり、決して弁護士法のみを先きに実施する如き事はせぬとの司法当局の誓言もあることでありますから、其儘に法を通過すること、なつたのであります。

尤も改正弁護士法中にも、吾々が更に訂正加除す可き点及び新に条文を加へて貰ひたき点もあるのであります。が(例へば弁護士会の自治権を認め懲戒等は弁護士会が之をなす等)旧法に優ること数等でありますから、先づ此の程度で一時満足する事となし、本春中東京弁護士会と協定し、司法大臣を始めとして司法省の高官、大審院長、同検事総長、東京控訴院長、同検事長、東京地方裁判所長、同検事正其他の司法官各位並に同改正に付き尽力せられました貴衆兩院議長、同委員其他関係者を御招待申上げまして、

聊か祝賀の宴を張り賀意を表したのであります。

第四は、朝鮮に於ける司法権確立運動の事であります。御承知の通り朝鮮は内地と違ひまして、総督政治でありますから、総督が司法部を監督すると云ふ事になつて居りまして、内地の如く司法官が独立なる職権を行使することが出来ぬ様になつて居り、往々切齒扼腕する事がある趣きで、私共も夙より同地に奉職せる知人等より聞知して居りました処、昨年中同地に於ける内地人弁護士会長吉武君、朝鮮人弁護士会長姜世馨両君が参られまして、朝鮮に於ける司法の完全なる発達を遂げんには、総督の監督を脱して内地の如く裁判所構成法及び弁護士法の実施を見るにあらざれば、到底駄目だと云ふことを聞き、私共は之れに共鳴し運動を開始し、代議士一松定吉氏外八十有余名の衆議院議員を動かすこととなつたのであります。我協會に於ても大いに之れに加勢致しましたが、御承知の通り諸般の事情がありまして、其の実現を見るに至りませぬ事は、私共の甚だ遺憾とする所でありませぬ。

然るに、其の内又私の友人で彼地にあり検事正をして居られた方が、昨年或る事情の爲めに職を辞して東京に参り、総督府の非違を挙げて話されて居りましたが、兎に角朝鮮に於きましては内地の如く司法権を行政府より独立させる制度に改めなければ、到底朝鮮人をして眞の帰依を得ると云ふことは至難であらうと思は

れるのでありますから、諸君に於かれましても該問題に付きましては、折に触れ時に臨み実現の方法を研究せられまして、御力添へを願ひたいと思ふのであります。

第五は、吾々の満洲国の理解及び満洲国への發展の策であります。昨年十二月満洲国司法総長馮涵清氏が来朝せられましたので、当協會に於ては東京弁護士会と計り之を歓迎し、彼の国情を知ると共に両国法曹の親善を計り、我法曹の満洲国進出に便宜を得る様に致したのであります。當時の事は既に法曹公論に於て、詳細に御報道申上げてあるから省略致します。

続いて此趣旨を實行致しましたが、先頃の我が協會の特派代表派遣であります。此議は本年三、四月頃理事の間に台頭しまして、種々研究され七月臨時總會の議を経て、代表派遣に決定致し、十名以内と云ふ予定で選定にかゝり、御当地の松井、古森両君、名古屋の江崎君並に東京の駒澤、溝口、平野の三君、此の六名を得まして、九月二十三日出發し二十日間に亘りまして、執政閣下に対する賀表奉呈、菱刈大将以下在滿將士の慰問、満洲国司法要人との意見交換、裁判行刑等視察、其他満洲国の諸情況の研究を致して、去月十三日帰国致しました。此の事に付きましては、法曹公論満洲号を以て本月早々御報告致す筈でありましたが、編輯の都合で来月に延びましたが、相当詳細に記載せらるゝことになつて居りますから、之れを御覽願ひたいと存じます。

猶代表派遣の際は、特に御当地及び下関弁護士会の各位に於て

は、兼崎、志賀、木村三君を代表として、我協会代表一行を犒ひ下さつたと云ふ事で、其の御厚意を受けて居りますので、感謝の意を持ちまして、茲に御報告申上げて置きます。

第六として申上げたいのは、弁護士経済確立の問題であります。御承知の通り、吾々も経済問題に付て、我が協会に於ては昭和五年諸君の御協力を得て、経済統計を作つた時から考へて居りましたし、此処一兩年特に経済状態が良くないので、愈々切実に其の必要を感じる様になつて居ります。

それで之に關しましても、今春理事中に委員を設けまして研究に着手致しましたが、中々難しい問題で成案を決定する迄には到つて居りませぬ。

一方各地弁護士会にも具体案の提供を御願してあるのであります。御当地を除きましては、未だ半数にも達しませぬのであります。此点からも決定が延引して居る次第であります。併し、近々の内に大体揃ふこと、存じますから、理事会で総合研究致しまして、具体的案を確定し、之れが実現に邁進せんと考へて居るのであります。折角の機会でありますから、今迄の調査の一端を御話し申し上げて置くこと、致します。

此弁護士経済確立即ち弁護士の生活の安定、地位の向上を実現する方法は、大凡左の二点に帰着すると思ふのであります。即ち(甲)法規の改廃を俟つて目的を達し得るもの。例へば、地方裁判所以上の民事々件は一切弁護士訴訟主義とすること、区裁判所に

ありては弁護士に限り代理人とするがごときもので、尚弁護士定員制の創設、調停事件に弁護士をして代理せしむること、弁護士手数料及報酬金を訴訟費用に包含せしめ敗訴者に負担せしむること、総ての刑事々件には必ず弁護士を弁護士として附すること、等があります。

(乙)法規の改廃をなさずとも司法省裁判所等の了解により目的を達し得るもの。例へば、司法官公証人を弁護士中より任用すること、各種の調停委員は可成弁護士より採用すること等を初めとして、官選弁護人に司法官相当の旅費日当を支給すること、満洲国の司法官其他に弁護士を推薦すること、司法科試験を嚴格にし資格者を濫造せざること、等であります。

尚各地から名案も出ることでありませうから、前申上げた様子を整理し、実現運動に取りかゝるのであります。法規の改正は主義の研究や立法手続を要するので、一朝一夕には成功を望めないでありますから、先づ後者を実現せしめ、前者は長期運動にまたねばならぬと存じます。

以上是我協会にて企てた仕事の主要であります。また他にも問題は相当あるのであります。されど一々これを申上ぐる事は御迷惑と存じますから、此の程度に止めますが、私共お互の理想を実現するには朝野協力の外ありませぬ。

何卒本日御臨席の控訴院長、同検事長、地方裁判所長、検事正並に各裁判所の判検事各位に於かせられましても、吾々弁護士等

の实情を御洞察下さいまして、我が法曹界の爲め直接間接に御援助下されん事を切望して止まぬのであります。

右終つて、一同自動車を連ねて宴会場である大華楼に行つた。楼は名に反かない河畔の大旗亭、料理は山海の珍味、其の間に佳酒を取持つ広島美人一寸悪くない。司会者の挨拶に始まり、田中控訴院長、徳村代表、穂山代表、他地方弁護士代表の謝辞があつて、宴に移り連獅子、弁護士諸君の東京音頭其他数番の余興があつて歎を尽した。

(二) 大会第一日の情況

当日の会場は、第一が広島市長の主催にかゝる宇品、厳島間の船中、第二が弁護士会主催の岩惣演舞場である。寧ろ一括して広島湾を会場としたと云ふ方がよいかも知れぬ。

午前八時控訴院に集合し、車を連ねて宇品湾に至り、乗船九時頃解纜して湾内の風光を賞しながら厳島に向つた。九時半甲板で市長代理奥助役の挨拶、加藤、島田両代表の謝辞があり、正十時一同汽笛を合図に 朝香宮妃殿下の御葬儀に付遙拝黙禱し、続いて厳島特異の御鳥喰式の行があつて、盃を傾けながら七浦七恵比須を徐々と巡航観覧した。

正午頃社頭に着き、厳島神社に参拝した。山紫水明の自然に人工の朱殿、廻廊を配した天下の勝景を眺め、旬日と保たざる絶美の紅葉をかざしては、何人と雖ども我を忘れ低廻去るを得なくなる。

岩惣の宴は、司会者の挨拶、徳村、島田両代表の謝辞何れも要領よく、人の和と美酒佳肴、麗人の歓待があつたが、自然の美には敵すべくもない。間もなく一同の心は、窓外に引かされて、茲にさっぱりと美しく大会を閉ること、なつた。

私共は、本大会が幾久しく開かれ、愈々盛大ならんことを祈つて擲筆する。

⑭広島控訴院管内弁護士大会〔正義〕昭和九年一月号

昭和八年度広島控訴院管内弁護士大会出席報告

理事 島田武夫・理事 穂山定登

昭和八年度広島控訴院管内弁護士大会は、去る十一月十一、十二両日に亘り、広島市に於て開催せられ、帝国弁護士会は、代表として余等兩名を派遣したり。依つて之が報告を為すこと左の如し。

一、大会記事

大会は、十一月十一日広島市大手町偕行社に於て、広島弁護士会主催の下に開催せられ、管内山口、岡山、鳥取、松江、松山、広島各弁護士会長以下会員百十余名、来賓として田中控訴院長、南谷同検事長、淺沼広島地方裁判所長、帆高同検事正外管内法衙判検事諸氏三十余名、薄田広島県警察部長、奥広島市助役、村井広島市会副議長其他市吏員名誉職、岡崎広島公証人代表、佐藤広島刑務所典獄、芸備日日、中国、大阪朝日、大阪毎日、広島毎日、

大阪時事、中国民報等の新聞記者諸氏、加藤、徳村両日本弁護士協会代表、帝国弁護士会代表島田武夫、同種山定登等総數百六十余名の多数に上り頗る盛会なりき。

午後零時半、一同庭前に於て記念撮影を爲し、定刻午後一時広島弁護士会長土井與一氏開会の挨拶を陳べ、満場一致を以て同氏を議長に推し、同氏司会の下に議事を進行し、各議案の説明並に之が検討に入り、就中金錢債務調停法、陪審法、弁護士法等に関する事項に就ては、賛否両論互ひに相譲らず、議論大いに沸騰したるも、土井議長の明快にして、而かも円熟せる司会に依り、些の停滞もなく、何れも落着くべき処に落着き、定刻までに多数の議案を審議し採決を了したり。次いで、有岡岡山弁護士会長より前年度に於ける大会決議事項の実行並に調査に就いての経過報告ありたり。

それより、田中控訴院長、南谷検事長、島田帝国弁護士会理事、加藤日本弁護士協会理事の各祝辞演説、土井会長の閉会の挨拶あり、午後五時終了せり。

○土井会長挨拶(要旨)

閣下並びに各位、私は主催地たる広島弁護士会を代表し一言茲に開会の挨拶を申述ることの光栄を有します。

今回本年度における広島控訴院管内弁護士大会を当地に於て相開きまするに当りまして、貴重なる時間を割愛せられ、控訴院長始め裁判所側、検事長始め検事局側其他多数來賓の御参列を得、

本大会に一段の光彩を添へ得ることが出来まして、大会に一層の威信を加へられ、深く御礼を申上ぐる次第であります。又帝国弁護士会及日本弁護士協会の方々には、遠路態々御臨席の榮を忝ふし、謹んで御礼申し上げます。会員各位に於かせられては、広島以外の方々は遠路又交通上の不便あるに拘らず挙つて多数出席せられ、未曾有の盛大なる大会を開く事を得まして、主催者側としまして誠に満足に至ります。これ又厚く御礼申上げる次第であります。

近時、吾が在野法曹の地位著しく向上進歩致しましたることは、誠に同慶の至りであります。吾人は益々品性を陶冶し、識見を高め意気を拡大し、更に愈々在野法曹としての天職を全うせんことに務めざるべからざることは申す迄もありません。

現時の社会風教に眼を注ぎますれば、正義の擁護者として吾々弁護士は単に取扱ひまする事件の処理を適正に為すと云ふに止まらず、之を通じて依頼人關係人を正義に導き、依つて以つて社会人心を指導するの理想を持し、進んで之を実現しなければならぬのであります。斯くして在野の法曹として、正義の擁護者として、国家社会に貢献する所あらねばならぬのであります。この趣旨に於いて、本大会は平素各位の抱懐せらるゝところの高説卓見を披瀝交換せられ、正義の鼓を鳴して大いにその意気を発揚すべき機会であります。各議案に就いて十分検討審議せられ、大会の目的を達せられん事を望みます。

一言以て開会の挨拶を致します。(拍手)

○田中控訴院長祝辞(要旨)

本日茲に本年度に於ける当控訴院管内弁護士大会を開かる、に當りまして、不肖を初め当地在勤司法官多数をお招きに預りまして、之に陪するの光栄を得ましたことは、誠に欣幸とするところであります。

先刻來伺ひますれば、幾多の重要にして有益なる決議事項を提案せられ、之に対し各位は熱心に討議せられ、之を拝聴し大いに参考となり益するところ誠に尠なからぬのであります。同時に吾が司法界に貢献すること大きに思ひ至りまして、邦家の為め慶賀に堪へざる次第であります。本大会並びに各位に対して、深く敬意を表する次第であります。

扱て、本日の決議事項にもあつたのであります。逐年に於ける本大会決議事項の結末に就き、之が実行の結果或は調査の結果を明らかにしたいとの議がありました。私は至極尤もなこと、存する次第であります。私は、昨年岡山で開かれましたる本大会に列しまして、其際、決議されました事項に就いて裁判所に関する部分に就いては、更に機会を得て意見を申し度いことを、お約束致しまして今に至つたのであります。昨年の大会後、裁判所に於きましては、早速判事会を開いて之を諮りました処、決議事項中の現行法律の解釈問題に関する二、三を除きまして、他は悉く異議なく賛成のことに決したのであります。その二、三と申しま

すのは、鳥取弁護士会提出の第三議案、第三者の供託に関するもの、松江弁護士会提出の第五議案、担保取消決定に関するもの、岡山弁護士会提出第一議案、滞納処分中の不動産差押に関するもの等であります。最後のものは、只今本大会に於きましても山口、広島等より同趣旨のものが提出されて居ります。之等は何れも、現行法律解釈上の問題でありまして、決議の如き趣旨に取扱ふべきや否や解釈上疑問があります。従つて、直ちに裁判所に於て之を迎へる事は如何と思ふのであります。此の二、三を除きその他の事項に至りましては、全部之に賛成し、その通り実行して居るのであります。本日の分も今後研究を遂げまして、出来得る限り御希望に副ふべく務める積りであります。何れも各位多年の経験より出でたる、適切なるものでありますから之を実行し、共に共に司法界の為め貢献致し度く存する次第であります。

省みますれば、方今内外まことに多事多難であります。渉外事項は暫く別として、之を内事のみに見ましても経済界、思想界は混沌、暗澹として人心定まらず、社会不安は追へども去らぬ状態です。所謂非常時の色彩は益々濃からんとするのであります。司法部に於きましても又先年来各種の事件輻輳し、為めに司法部の職員は尚更に手不足を来しまして、或は事務渋滞の非難の生ずるものがあり、殊に判決及之が執行の結果を得るには多大の日数を要すること、なり、法律の保証したる権利の実行に対して、庶民は多大の不安と焦慮を感じるに至つたのではないかと

思はれます。即ち之が為め、法律頼むに足らず、裁判所頼むに足らずとの思想が湧然として起り、澎湃として台頭するに至つたのではないかと憂ふるのであります。各種調停法又手続法の改正等は、此の欠陥を補はんとしたものであると云ふことも一の理由でありませう。尤も、金銭債務臨時調停法は、農、山、漁村の救済と云ふ経済上の重大なる理由を有するのであります。更に、思想界動搖の為に法律無視の直接行動を為すの事件続出するに至り、誠に憂ふべきことでありまして、之を捨置けば、まさに国家の大事を招来し、遂に暗黒時代となる一大憂恨事でありませう。数へ来れば、吾々朝野法曹の猛省三思奮起を要するの時であります。此の時に当り、朝野法曹は、和衷協同一体となり法権の擁護に当らなければならんと存するのであります。即ち、日常の事務の刷新適正を計り、司法の威信を保つと同時に、斯の如き非常時に処するの一段の勇氣と決心とを要するものと信ずるものであります。各位の益々自重せられん事を、邦家の為め司法界の為め望んで止みませぬ。(拍手)

○南谷検事長祝辞(要旨)

本日、当地に於て管内弁護士大会の開かる、に当り、不肖招かれて末席を汚す事を得ましたて、無上の光栄とする所であります。謹んで御礼を申し上げます。

私は、長崎時代より毎年各種大会に招待せられ、出席せん事を望んで止まなかつたのでありますが、毎に運拙くして拠所無き

公務の都合上、一度もこの宿志を果すことを得ず、残念に思つて居りました。然るに今回は、幸運にも他に差障り無く、多年の宿志を果すの機会を得まして、喜び勇んで出席したのであります。

扱て、初めて物珍らしく参つて見ますれば、斯の如く多数の会員及び来賓の出席せられ、この盛大なる会合が催され、又多くの物資を投ぜられたと見へ、設備万端寔に行届き、私かに敬服に堪へぬのであります。先程より席に在りまして、会員諸君のお顔を拝見し、高見卓説を承り、正義の顕彰、人權の擁護は、何人を見ても吾れ一人にて引受けんばかりの方々で、その言説論調、内に凛々たる心意気を見せて、私如き思はず戦慄を禁じ能はなかつたのであります。これ全く私の衷心の叫びであります。何たる心強きことであらうと、如何にも力強く頼もしく感じた次第であります。此の、諸君の堂々たる論陣を以つて向はる、所、其の破邪顕正の刃に対しては、蓋し、何人も戦慄を禁じ得ないであります。私は此の大会の成功を確認するを憚らぬのであります。衷心満腔の敬意と謝意を表する次第であります。

私は、去る十月の司法記念日に当たり、当地の在野法曹の方々にもお願ひしたことでありますが、司法の威信を失ふと否とは、在朝法曹の双肩に懸ることは言はずもなであります。又、其の一半は懸つて在野法曹の肩に在るのであります。所謂唇齒輔車の關係に在つて、其の根源は一体であるのでありますから、司法部の事に関しましては、大小となく遠慮なく苦言を致され、依つ

て以つて相共に司法界の爲め尽し度きものであります。本大会に於きまして、幾多有益なる決議を拝聴しまして、私共にとり大いに得る処多かつたのであります。今後共、一層益々研鑽せられ、司法界の爲め御尽しあらん事を祈つて止みません。序でに御礼を申し度いことがあります。今回は従來の例を破つて、当地在住の裁判官並検事全部をお招きに与りまして、之は当管内にも他管内にも類例無きこと、心得ます。在野法曹界が在朝法曹界を遇せらるゝことの如何に深きを思つて感謝に堪へません。之れは代表して言ふ訳でもなく、頼まれたと云ふのもありませんが、自分免許の代理権を行ひ、重ねて謝意を表します。(拍手)

○島田帝国弁護士会代表の祝辞

私は、帝国弁護士会を代表して、一言祝辞を申し上げます。このたび当地において、広島控訴院管内弁護士大会を開催せらるゝに際し、帝国弁護士会は、広島弁護士会長土井與一君より懇篤なる御招請を受けました。穂山定登君並に不肖私が、帝国弁護士会を代表致しまして、この御懇招にお答へすることに相成り、今日の盛大なる御会合に列席することを得ましたことは、私どもの身に余る光栄でありまして、当地同僚各位の御配慮に対し、深甚の謝意を表する次第であります。

さて私は広島県の出身でありまして、殊にこの広島とは奇しき因縁をもつものであります。私が、弁護士になりましたのは、大正三年の暮れでありまして、初めて法廷に立ったのは、翌年二月

広島地方裁判所刑事部法廷において、ありました。それ故、私が弁護士として呱呱の声を挙げたのは、実にこの広島であつたのであります。

当時、吾々の描いた弁護士は、衆望を担つて自由の天地に闊歩し、弁論を以て城を抜き国論を動かすものであると、考へてをりました。従つて「男子一とたび志を立つれば須く弁護士たるべし」。これが当時の法律学生を支配した思想でありました。当時司法科試験と弁護士試験とは、分れてをりましたが、弁護士試験に應ずる人は、司法官の試験に應ずる人の十数倍に達し、従つて人材が弁護士に集つたといふことは、当然の帰結であります。

然るに、現今の状態は如何であるか。司法官と弁護士との試験は、同じ司法科試験で行はれますが、その大部分は、先づ以て司法官の志望者である。多少の例外はありますが、司法官になれない人たちが弁護士になる状態であります。私は、二十年の昔を顧みて軋々今昔の感に堪えません。

弁護士が、青年の心を失つたのは事実であります。更に弁護士は、国民の心を失ひつゝ、あるのではないかといふことを、私は秘かに憂ひつゝ、あります。只今土井会長は、「近年弁護士の地位が著しく向上進歩した」とのお言葉でありましたが、今日提出された議案に対する諸君の御議論を拝聴して、弁護士の地位必ずしも樂觀を許さざるものあるを痛感致すのであります。弁護士が、国民の心を失ふことは、同時に司法権が天下の心を失ふことを意味す

るのであります。換言すれば、司法権が天下の人心を失つたから、弁護士が天下の人心を失ふやうになつたのである、といふことも相成るのであります。

少くとも、この十年間におけるわが国の立法事業は、必ずしも成功したとはいへない。民事訴訟法や刑事訴訟法が、改正されたために、どれだけの効果を挙げ得たか。法文徒らに繁くして、手続難澁を極め、国民の利害に些の影響を与へたものではない。陪審法や選挙法の欠陥は、蔽はんとして蔽ふことができない。本日松江弁護士会から陪審法廃止案が提出されたほどであります。しかし、陪審裁判は、わが司法がもつところの唯一の正しき裁判であります。直接審理、口頭弁論の原則は、陪審においてのみ実行されてをるのである。岡山弁護士会提出議案の如く、これを改善し哺育すべきであつて、廃止すべきものではないと思ふのであります。つぎは、和議法は、債権の放棄を余儀なからしめてをります。金銭債務臨時調停法は、法律の效力を否定してをります。この法律によると契約は守るに及ばない。借金は値切れるものである、といふことを法規で定めたのである。仮令臨時のものであるにせよ、国民の思想には牢固抜くべからざる悪影響を残すのである。調停が繁昌すればするほど、その弊害は、ますます／＼拡大しつゝ、あるのである。

司法の方面においてはどうかであるか。訴を起してから判決を執行するまでには、数年の日子を要する。そして、執行機関の無力

の爲めに、帝国の大都市においては、執行不能に終るのが常であります。妨害百出、誣詐百端、天皇の御名において行はれる裁判が、遂に執行できない。更に病は膏肓に入り、執行妨害を名譽と心得、差押の免脱を誇る者の続出しつゝ、ある現状を、何と御考へになりますか？これが革正は、目下の急務であります。一日を緩ふすれば、百年の弊を醸するのである。

諸君！これで司法の威信が保たれましようか？

また刑事訴訟において、被告人が三年も四年も勾留せられる国が世界の何処にありませうか？何故にかくの如き長年月の間、勾留されねばならぬのであるか。その理由は、毫も知ることができない。国民は、理由なき勾留に呻吟しつゝ、あります。今日の御決議にもあるが如く、予審における被告人並に弁護人の権利は、殆んど顧みられない実情にあります。

かかる実情のもとにおいて、只今院長の御意見の通り、「法律頼むに足らず、裁判所頼むに足らず」との思想」が起るのは当然の帰結であり、弁護士が天下の人心を失ふといふことは、当然の帰結であると私は思ふのであります。

諸君！弁護士にとつて、今の時代は非常時であります。弁護士の地位が恵まれないといふことは、帝国の立法や司法が人心を失つたからである。吾々は、帝国の立法や司法の爲めに、身を躍らして起たねばならぬのであります。法律や司法の威信を回復する爲め、凡ゆる犠牲を覚悟し、一致団結し、不退転の決心を以つ

て起たねばならぬのであります。法を奉ずる者、強ければ国強く、法を奉ずる者、弱ければ国弱し。時代は強き法律家を要求してをります。

しかしながら、諸君！弁護士地位を低下せしめた責任の一半は、弁護士自身にもある。今日までの弁護士は、余りに他律的で、自律的精神に乏しかったのではないか？法律の事は、立法府に委ねて顧みなかった。そして司法のことは、裁判所に委ねて傍觀したに過ぎない。弁護士の活動は、余りに形式的で、その実質を失つてゐたのではないか。弁護士は、いふまでもなく、判検事と同等または同等以上の地位に立つ、重要な司法機関である。弁護士は、国民精神作興の第一線に立ち、立法院をして、そして司法部をして、法律を通して国民道徳を實現せしめる重責を担つてゐるのである。この重責を果すことによつて、国民の现实生活をして法律と融和せしめるものであります。果して過去の弁護士は、この重責を果したか、私は、この点について疑問を禁じ得ないのであります。

改正弁護士法は、弁護士をして、この重責を果さしめる拍車であります。改正弁護士法は、強き弁護士の養成を弁護士会に委ねました。弁護士会の責任は、弁護士各自の責任に外ならぬのであります。吾々は、若き法律家に対して、弁護士固有の精神を鼓吹し、その性格の訓練と人格の陶冶を行はねばなりません。弁護士は、国民の正しき權益を伸長する為めに、その誤解を解く司法機

関であることを自覚せしめねばなりません。改正弁護士法の施行を一新紀元として、弁護士は、私的營業主の域を超越して、名実ともに公的司法機関の地位に進まねばならぬのであります。そして、判検事各位の後援を得て、法律の正しき精神を国民の脳裡に焼きつけねばならぬのであります。

今後の吾々は、すべての法律問題に対して、消極的立場に止まるべきではない。この沈滞せる法律思想界に躍り込み、積極的に法律の運用は素とより、進んで立法をも指導すべきであります。この際、立法も司法も直接国民の利害を指導精神とせねばなりません。同志百余名を立法院に有する弁護士が、立法を指導し得ない筈はない。かやうにして、混沌たる思想界の塵埃を通して、耀々たる法律の光を放たしめねばなりません。国民をして、その道徳的墮落から遁れしめ、個人生活に澆漓たる正義の力を扶植せねばなりません。かくて始めて、国民をしてより高き組織的文化形態に進ましめ得るのであります。時代の要求は、弁護士の奮起を待ち設けてゐる。

本日の大会は、実に、この要求に必ずしも弁護士革命の名譽ある一頁でありまして、弁護士精神を宣揚することにおいて、多大の成功を取れたものである。過去において、法曹界の為に貢献せられたる、歴史ある本大会の光輝あるこの企てに対し、最大の敬意を表する次第であります。（拍手）

最後に、加藤日本弁護士協会代表は本大会を祝し、金銭債務臨

時調停法、弁護士法、朝鮮司法権確立運動、滿洲国司法問題、弁護士經濟確立運動等に就き、従来の同協会事業の報告的説述を爲し祝辞を終りたり。

二、懇親会記事

十一日議事を終了せる本大会は、同日午後六時來賓及び會員一同を饒津「大華樓」に招請し懇親会を開催せり。開宴に先ち、土井会長主催弁護士会を代表し挨拶を爲し、有岡岡山弁護士会長管内弁護士会を代表して謝辞を述べ、在朝法曹を代表して田中院長、本会を代表して島田理事、日本弁護士協会を代表して徳村氏各謝辞を述べたり。

会場は広島市東郊饒津神社に近く、太田川の清流を隔てて名園縮景園（浅野泉邸）に臨めるに景勝の地にして、樓屋の宏大、庭園泉石の巧緻、屋内施設の完備、関西の雄なりと云ふ。酒間紅裾数十名の斡旋ありて、興趣湧くが如く、其間常磐津、長唄、舞踊等の余興あり、又広島會員富島暢夫氏の義太夫、広島會員有志の東京音頭踊り等あり、和氣霽々裡に一同歓を尽し、散会したるは午後十時過なりき。

三、厳島廻り並に午餐会

翌十二日は、広島市長の招待にて厳島を遊覽し、弁護士会主催の午餐会に出席したり。

午前八時、一同控訴院構内に参集し、自動車に分乗して宇品港に向ふ。同八時三十分一行百余名は、芸妓十数名と発動汽船に乗

り込み、朝敵に輝く内海の静波を蹴立て、厳島に向へり。

船は、絵の島、弁天島、女島等の島々を掠めて進む。既に鬱蒼たる厳島は、左舷に迫れり。島の背後に至る頃、厳島神社御鳥喰式を行ふ。即ち、神官小舟にて沖合に乗り出で、餅を載せたる三宝に御幣を立て、海上に流し、横笛を吹いて鳥を呼ぶ。山腹より二羽の夫婦鳥飛び来り、三宝の餅を啣へて山中に運ぶ。奇といふべし。

正午厳島棧橋に到着し、夫れより厳島神社に参詣し、金幣を頂き、直ちに旗亭岩惣に向ふ。途中老松枝を交し、樹間の紅葉花より紅なり。会場より望めば、海を隔て、中国の山々を指摘すべく、山紫水明の佳境なり。この佳境に於て、広島弁護士会の同僚諸君より、重ねて到れり尽くせりの歓待を受けたり。衷心より感謝の意を表するものなり。

四、大会提出議案並決議（省略）

五、大会次第書並出席者

第一日（昭和八年十一月十一日 土曜日）

一、昭和八年十一月十一日正午広島市基町広島偕行社本館集合

昼食用意

一、同日午後十二時半 記念撮影

一、同日午後一時 於広島偕行社新館議事

一、同日午後五時 於広島市饒津大華樓懇親会

第二日（昭和八年十一月十二日 日曜日）

一、昭和八年十一月十二日午前八時 広島控訴院弁護士控室集
合

一、同日午前八時半 宇品港より乗船厳島々廻り正午厳島上陸

厳島神社に参拝

右広島市長招待

一、同日午後十二時半 於厳島岩惣午餐会(宮嶋踊りを為さし

む)散会

来賓側(省略)、会員側(省略)

(注) 島田武夫「厳島廻り」(「正義」昭和九年一月号)がある。

昭和九(一九三四)年

⑮広島控訴院管内弁護士大会(「公論」第三八卷第七号、昭和九年七月号)

広島控訴院管内弁護士大会報告

日本弁護士協会代表 秋草愛一

昭和九年度の広島控訴院管内弁護士大会は、六月九、十日に涉りて、四国の勝山城下にて開催せらるゝことになり、松山弁護士会長檜垣喜太郎氏から吾日本弁護士協会へ招待状が来た。そして吾が協会では、理事宮内邦一君と余とが代表者として出席することになった。

六月七日宮内君と打合せ、午後七時十分東京駅発で出発するこ

とになった。翌朝大阪に着、余は親友西田弁護士宅にて少憩し、宮内君は所用の爲め神戸まで行かれた。午後二時余は大阪天保山沖から大阪商船の別府行きに乗船し、宮内君は神戸から同船した。此船は午後三時三十分頃には高浜に着くので、余り時刻が早過ぎるので、夜明まで如何に過ぐす可きかと云ふことを懸念して居ったのである。

然るに船が棧橋に着すると、船の下から頻りに余と宮内君の名前を呼び立て、居る者がある。船の上から見下ろすと、松山弁護士会の諸君が大会の旗を立て、出迎へられたのである。即ち河野通博君と松本清三郎君とが、夜中にも拘はらず松山市から態々出迎へに來られたとのことで頗る恐縮した。然し之が爲めに大に便宜を得、自動車で直に道後温泉の鮎屋に案内せらるゝのである。

両君は、昨日来汽船の到着の度毎に、東から西から來集する会員のために、日々数回往復歓迎せられ、種々親切に尽力せらるゝので、殆ど不眠不休の接待振りである。如何に当地の会員諸君が大会に熱心であるか、窺ひ知らるゝので、頗る愉快に感じた。

涼しい朝風に吹かれながら、夜霧の裡を自動車は走りつゝ、河野松本両君から大会の模様や当地の地理風俗など説明を聴きながら、午前四時過ぎ道後温泉鮎屋旅館に到着した。所が其応接室に白服の警官が二名程詰めて居る。何事かと不思議に思ふたが、後に聞くと検事長が來泊せられて居ることであつた。

同館には検事長のみならず、昨日来田中控訴院長も來泊せられ

て居った。帝国弁護士会代表山内巖雄君同高木徳義君も昨日來られたそうだ。法律新聞社長岡崎源一君は余より一船遅れて來着した。

大会の開会時間まで余裕があるので、道後温泉は名にし負ふ有名な温泉であるから、先づ第一に入湯せざる可らずと、宿の番頭に案内せられて温泉場に赴ひた。

当地には、何れの旅館にも内湯（温泉）は無く、町宮が共有か知らぬが、町の中央に立派な高層建築に温泉場が聳へて居る。浴室は十数個もあり、靈の湯とか鷲の湯とか浴室毎に名称があり、其温泉の性質も多少異つて居る様である。

大正の文豪漱石先生の著「坊ちゃん」に依れば、

「温泉だけは立派なものだ、折角來たものだから毎日這入つてやうといふ氣で、晩飯前に運動少々出かける。湯壺は花崗岩を積み上げて、十五畳位の広さに仕切である。大抵十三、四人浸かつてゐるが、たまには誰もゐないことがある。深さは立つて乳の処まであるから、運動のために湯の中を泳ぐのはなか／＼愉快だ」

良く湯壺の有様を言ひ現はして居る。今日あるものは、恐く當時の儘のものと思はれる。道後温泉が神代の頃より天下に知られ、土地は山水明媚の勝地であることは、今更贅言を要すまい。

大会第一日

九日正午、余は、帝国弁護士会代表者及び法律新聞社長等と共に松山市公会堂の会場に乗り込んだ。会員諸君は続々と來集中で

あつた。來賓控所には既に田中院長、南谷検事長を初め、福田松山地方裁判所長、同山本検事正等快談中であつたが、吾等一行一々挨拶の交換をなし、美人の御給仕で午餐を供せられた。

当地方には余は余り縁故がない、馴染みも薄く知友も殆ど無いので、聊か心細く感じて居つたのであるが、来て見ると八幡浜から高橋英吉弁護士の出席せられ第一に挨拶に來られた、同君は震災以前永く余の事務所に居つた人で、今では県會議員にも選出せられ、他方では大勢力を張つて居られる、殆んど十年ぶりの対面である。又判事の渡邊和四郎君や三瀬忠俊君は、在京勉学時代に能く余の事務所に入入りせられた人々で、今は立派な判官となつて居られる。又広島からは、野間傳吉君、三浦強一君、山本芳三郎君等が出席せられ、何れも旧知で、数年若くは十数年振りの意外の会見である。以て如何に平素の御無沙汰であるかに緒顔せざるを得ない、が然し大に心を強ふした次第である。

午後一時少しく遅れ、大会開会に先ち、一同は県庁玄関口の階段で記念撮影を爲した。

大会々場所は、市の公会堂の講堂で、予め秩序整然と各人の席が設けられ、一同着席するや開会を宣せられた。

当日大会出席者は、左の如し。

昭和九年度広島控訴院管内弁護士大会出席者

広島控訴院長田中右橋、同検事長南谷知悌、松山地方裁判所長福田一覺、同検事正山本市三、同検事戸塚眞一、同判事豊田著壽、同判事横溝邦恵、

同検事安原豊雄、同検事片岡猷一、同検事榊原芳夫、同判事野田侃四郎、同判事桑原五郎、同判事美坂金治、同判事渡邊和四郎、同判事三瀬忠俊、同判事車田輝平、同検事鈴木春季、同検事高橋嘉四郎、同判事松村禎彦、同判事辻彦一、同検事鹽田末平、同判事坂上重守、同判事内藤俊義、同判事松尾晋一、帝國弁護士会代表山内嚴雄、同高木德義、日本弁護士協会代表秋草愛一、同宮内邦一郎、法律新聞社長岡崎源一、愛媛県知事一戸二郎、松山市市長井上久吉、愛媛県警察部長連修、道後湯之町々長御手洗忠孝、温泉郡北条町長松田喜三郎、松山市会議長仙波保太郎、松山市助役清水勇三郎、温泉郡北条町助役得居政太郎、松山公証人矢野孝造、松山刑務所長神本直助、松山警察署長澤田亮、松山市長秘書吉田音五郎、広島控訴院書記長坂本健輔、同検事局監督書記百村進藏、松山地方裁判所検事局監督書記高島直彦、松山地方裁判所監督書記寺田儀十郎、松山区裁判所監督書記進藤清、松山区裁判所検事局監督書記西田貞市、松山地方裁判所書記川崎芳雄、同高橋義夫、松山地方裁判所管内執達吏代表久門有隣、海南新聞社、伊予新報社、愛媛新報社、愛媛毎夕社、大阪朝日新聞社松山支局、大阪毎日新聞社松山支局、大阪時事新報社松山支局

(広島弁護士会) 会長香川秀作、富島暢夫、松井繁太郎、池田寛作、小野才次郎、森田恪藏、野間傳吉、高橋光次、土井與一、岡田陸藏、井上博、高木茂、角倉晋造、林飛隆善、柳田勘四郎、貞廣角治、望月第三郎、田中康道、高橋武夫、永井貢、三浦強一、平田遼一、古森幹枝、山本將憲、守山喜六、岡野正武、鈴木立郎、吉川三雄司、永井敬一郎、秦野楠雄、篤晴興、中場彌太郎、森保祐昌、森井孫市、野田保規、上田八九三、井上三枝雄、

(岡山弁護士会) 会長窪谷逸次郎、佐藤重政、家本爲一、鎌田武夫、小川美登四、藤田和孝、柴田治、小脇芳一、大野清五郎、吉田榮八、佐藤光則、(山口弁護士会) 会長田崎慶一、村岡吾一、吉田助、千々松孝二、原田市之進、

(松江弁護士会) 会長草光義賢、桐谷圓藏、大脇熊雄、難波督、柳川兵一、(鳥取弁護士会) 長砂鹿藏、原文藏、白根虎之助、青戸辰平、

(松山弁護士会) 会長檜垣喜太郎、富田嘉吉、野本半三郎、清家俊三、宇和川濱藏、左海直隆、西原義任、岡田玄次郎、永沼直方、松本清三、河野通博、井上末光、佐伯研治、木村秀太郎、津島宗康、佐伯源、新野毅、井上三郎、佐藤義道、小西信愛、松本梅太郎、高橋英吉、佐伯乙一、菊池哲春、白石小平、松川孟一、渡部親一、鹽出通、渡邊進

先づ、松山弁護士会長檜垣喜太郎氏立て、主催者側を代表し開会の辞を述べ、恒例に依り満場より推されて、会議の議長となり着席議事に入る。

大会に各地弁護士会より提出せられた議案及其決議は左の通りである。

広島控訴院管内弁護士大会議案

(広島弁護士会提出)

- 一、金銭債務臨時調停法ハ国家非常時ノ名ヲ藉リテ漫リニ司法制度ヲ破壊シ國民道德就中責任觀念ヲ廢類セシメ又金融ノ梗塞セシム仍テ速ニ之ヲ撤廃ヲ要望ス(可決)
- 二、金銭債務臨時調停法実施後ノ実績ニ付キ各弁護士会ニ於テ共

ニ詳密ナル調査ヲ為スコト調査事項概ネ左ノ如シ(可決)
イ、金銭債務臨時調停法第一條ノ趣旨ニ基クモノナリヤ
ロ、調停委員選定ノ適否

ハ、調停ニ関スル委員會ノ實際上取扱方ノ適否

二、調停結果(履行否等)

ホ、調停申立人、被申立人ノ關係事件ニ関スル意見感想

ヘ、調停力社会的、道德的、経済的ニ及シタル影響

三、広島控訴院管内弁護士會聯合協議會ヲ組織シ新弁護士法実施後ノ聯合會ノ前驅タラシムルト共ニ諸般ノ司法問題ニ関シ協同常設機關タラシムルコト(可決)

四、警察署ニ於ケル捜査中ノ被疑事件ノ内容カ新聞雜誌等ニ掲載セラレ為メニ被疑者ノ名譽信用ヲ毀損スルコト尠カラス仍テ此弊害ヲ杜絶スヘク檢察当局ノ努力ヲ要望ス(可決)

五、在野法曹ノ主張ノ統制ヲ図ル為帝國弁護士會及日本弁護士協會ノ合同ヲ兩協會ニ要望ス(可決)

(松江弁護士會提出)

一、司法警察官カ被疑者又ハ關係人ヲ取調フル場合本人承諾ノ形式ヲ以テ數日又ハ數十日警察署ニ留置シ置クノ事例繁多ナリ檢察当局ノ嚴重ナル監督ヲ求ム、尚留置日數ヲ記録上明知シ得ヘキ様當局ノ注意ヲ求ム(可決)

二、刑務所ニ於テ被告人ニ公判期日ヲ其日又ハ前日迄告知セス又判決言渡後控訴權拋棄ヲ勸告スルノ疑アリ當局ニ警告方交渉ヲ

求ム(可決)

三、刑事被告人接見禁止ノ濫用セラレサル様特ニ考量ヲ求ム(可決)

四、執達吏代理ヲ廢セラレタシ(可決)

(裁判所構成法第九十四條執達吏規則(法律) 第十一條參照)

說明 強制執行ニ際シ不法不穩当ナル処置ヲ為スハ主トシテ執達吏代理ニ多シ之ニ代フルニ退官ノ裁判所書記ヲ以テスレハ適宜ト思料サル

五、金銭債務調停法永続ハ社会思想問題ニ惡影響ヲ与フルモノト認ム、速ニ撤廢セラレンコトヲ要望ス之カ目的ヲ達成セン為メ各弁護士會共同シテ調停ノ実状及調停成立後ノ成績(履行ノ有無)ヲ調査セラレンコトヲ求ム(可決広島第二号議案ト同趣旨)

六、従來監督官ノ行政的監督指導ハ法廷内ニ及フコト少キ様認メラルヲ以テ今後隨時裁判所長ノ民事口頭弁論及刑事公判ヲ傍聴セラレンコトヲ要望ス(否決)

(鳥取弁護士會提出)

一、恩給ヲ受有セサル法曹ニ公証人任命ノ優先權ヲ与フルコト(提出留保)

二、予防拘禁制度ヲ設置セントスル場合ハ予メ案ヲ具シ各地弁護士會ニ諮問セラレタシ(提出留保)

三、弁護士共濟機關ノ設置促進ヲ日本弁護士協會及ヒ帝國弁護士會ニ要望スルコト(提出留保)

四、金銭債務臨時調停法及其他調停法全部ヲ撤廃スルコト(撤回)
(岡山弁護士会提出)

一、金銭債務臨時調停法ハ廢止スヘキモノナリ、右議決ス(広島第一号議案ト同趣旨可決)

二、民事上告事件ニ付記録受領ノ通知ハ上告人ノミナラス被上告人ニ対シテモ之ヲスヘク大審院ニ対シ要望スルコト(民訴三九七条)(可決)

(山口弁護士会提出)

一、予審ノ審理著シク遅延スルト共ニ被告人ノ拘留ヲ長期間ニ亘テ積カサル幣アリ審理ヲ促進スルト共ニ理由ニ乏シキ拘留ヲ継続セサル様裁判所ニ対シテ注意ヲ喚起スルコト(可決)

(松山弁護士会提出)

一、本大会ニハ必ス司法要部ノ臨席ヲ要望ス(可決)

二、債務調停法ハ速ニ撤廃セラレンコトヲ期スルモ其実ヲ挙クルニ至ル迄同法第五条ノ適用ヲ嚴ニシ万遺漏ナキヲ要望ス(撤回)
【第五条参照】事件力性質上調停ヲ為スニ適セス又ハ当事者不当ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ為シタリト認ムルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ調停ノ申立ヲ却下ス第七條第二項ニ該當スルトキ其ノ他調停ヲ為スニ適當ナラサル事情存スルトキ亦同シ、調停委員會前項ノ事由アリト認ムルトキハ調停ヲ為サス

三、司法警察官ハ名ヲ承諾同行亦ハ承諾留置ニ藉リ留置期間長キニ巨ルノ幣アリ檢察当局ノ嚴重ナル監督ヲ要望ス(可決松江第一

号議案ト同趣旨)

四、裁判事務ノ進捗ヲ期スル為司法部職員ノ増員ヲ要望ス(可決)

五、民事訴訟法第九十條第一項但書ヲ削除スルコトヲ要望ス(否決)

【第九十條第一項参照】判決ノ言渡ハ口頭弁論終結ノ日ヨリ二週間に内ニ之ヲ為ス但シ事件煩雜ナルトキ其ノ他特別ノ事情アル時ハ此ノ限ニ在ラス

以上の議案を議するや、各會員は何れも真劍に真面目に討議研究せられ、時に激論を捲き起し、議場為めに混乱に陥ることさへあつたが、名議長の手腕良く之を裁きて、約二時間を要し全部議了せられた。

就中金銭債務臨時調停法廢止に關連する議案は、各地より提出せられ、尤も論議の華を咲かせた、而して之が廢止の叫びは殆ど全会一致の与論なりしが、之に對し猛烈なる反駁論も出で、裁判に當り広島の貞廣、森保、松山の高橋君の三名は最後まで反対であつた。

議事終了に引続き、帝國弁護士会代表山内嚴雄君は起て、來賓として挨拶を陳べられた後、金銭債務臨時調停法の廢止及其陪審法との關係に就き該博なる智識を傾け、約一時間に涉り法理論を演説せられた。

次に余は、日本弁護士協會を代表して、概ね左の如き演説を試みた。

本日茲に昭和九年度広島控訴院管内弁護士大会を開催せらるゝに当り、日本弁護士協会も後寵招を蒙り誠に感謝の至りに堪へません。而して私は本協会を代表して此の盛大なる大会に席末を汚し、一場の御挨拶を致すことは私の最も光榮とし欣快とする所であります。

御地管内の弁護士諸君は平常在野法曹として其本分を發揮せらるゝことに専念せられ、年々如斯有意義なる大会を開催せられ、我が司法権の向上發展の爲めに最も重要な諸問題を熱心に御研究相成り、進んで朝野の親睦融和を図られますことは誠に感激に堪へません。而して、唯今大会御提出の議案に対する各位の御熱誠なる討議振りを拝見致しまして、私は涙ぐまじき程感動させられたのであります。私は、此の種の会合を他の場合に傍聴致したことは度々ありますが、如斯真面目な熱誠を籠められた御議論は未だ拝聴したことがありません。此畢竟各位が我司法権擁護の爲めに精進せられたる愛国の至誠の表顕であると拝察致しまして、吾が法治国の爲めに誠に愉快に存ずる次第であります。

惟ふに、吾法治国現下の状態は、甚だ杞憂に堪へないものがあると存じます。国民は法律に信頼し法律に由て安住して居ると云ふ觀念が、甚だ薄く成つて来た様に感ずるのであります。国民にして法律を無視し、非合法的行為に出づるもの少くありません。民衆にして裁判を蔑視し、權利義務の觀念に常道を逸して居るものも多くあるのであります。

斯の如く法治国を危機に瀕せしめたことには、種々の原因があらまじやうが、吾々法曹も亦其責任の一部を負担せなければならぬと存じます。試に見よ、今日司法権の発動の有様は如何でありまじやうか、檢察当局に於ては、今日尚封建政治時代の如き人権蹂躪的行為が其跡を絶たためではありませんか。刑事訴訟に於ては、予審中心密行主義が行はれ、而かも予審中未決拘留の著しく永きに亘り、無辜を泣かしむるもの多数であります。民事訴訟に於ては、事務停頓して徒らに時日と費用とを消し、実效を収め得ることとは極めて稀であります。其執行手續に於ては、債務者の卑劣なる手段を防止すること能はず、判決の目的を完ふすることは全く望み難き実状であります。夫れ斯の如き司法の作用にして、何んぞ克く今日競争激甚なる国民生活に順応して、私権を保護し得るでありまじやうか。司法の權威地に墮ち、法律の信用無に帰するも当然ではありませんか。之を今日の儘に放任するならば、吾法治国は破壊せられ、吾々法曹の存在は社会より認められざるに至るでありまじやう。此れを他の方面に就て見るに、近年我国の文化は著しく進歩し、諸制度は完備し百廢具に興るの情況であります。然るに、唯独り我司法のみが旧態依然として惰力のみに依て運転して居ることは、甚だ遺憾であります。天皇の御名に依て行はるゝ司法権である上、皇室に對し奉り不忠であり、下国民に對し不信の極みではありませんか。

司法当局は、年々議會に於て多数の法律を作成せられます。法

律さへ作成すれば、司法のことは能事足りりとして居るかの如き観があります。然し、法律を作れば法律事務は益々増加する訳であります。之れを取扱ふ可き司法官を増加せなければならぬ。然るに、司法官を増加す可き予算は、一向に獲得されない。司法官は、手不足で事務は益々停滞する。一方、在野の法曹は年々無制限に増加する、依頼する事件は其割合には増加しない、弁護士は生活難に陥り、在朝司法官は神経衰弱に陥る、之れは制度の上に一重大陥があるものと謂はなければならぬ。在朝在野間の溝渠を取り除いて、全国一万の法曹が、心を一にし力を合せて、我司法権の擁護に当らば、司法の威信を發揚すること何んの難きことやららん。私は、今や司法組織の大改革を行ふべき秋であると思つるのであります。

之れが為め、今日開かれました様な大会を催さるゝことは、実に緊要欠く可らざることであります。在朝在野一堂に會し、司法に関する重要問題を審議し、更に意思の疎通を謀り、共に司法権の為に力を尽すことは、実に欣ばしきことであります。故に、如斯大会は、今後各地方毎に益々盛大に行はる可きことを希望するのみならず、更に進では全国を打て一丸となし、大同團結を成すの必要があると存じます。

本日広島弁護士会より御提案になりました、改正弁護士法実施に際し、全国聯合会を設立することに就ての御計画も、以上の意味に於て私は最も機宜に適した問題であると存じます。実は我日

本弁護士協会に於ても、此の聯合会の組織に就て対策を講究中であり、其内具体的の提案を致すことに相成ること、思ふのであります。

次に、本日御決議に相成りました、在野法曹の主張を統制するため、帝国弁護士会と日本弁護士協会の合同を要望せられた件であります。私は至極御同感であります。此の非常時とも云ふ可き時代に、同業者の団体が相対立して行くと云ふことは、面白からぬことであると思ひます。此のことに就ては、地方の各位から時々御注意がありますので、吾々は御期待に添ふ様に致し度と思ひます。然し我日本弁護士協会は、実に三十年の光輝ある歴史を有し、帝国弁護士会も亦存立の理由があつて今日在る次第と存ぜらるゝのでありますから、只今一朝にして合同すると云ふことも困難でありませうが、藉すに年月を以て致したならば、之を実現することも不可能ではないと存じます。

最後に本協会の事業に就て申上ぐ可きであります。此ことに就きましては、昨年十一月御地の大会に加藤理事が出席致しまして、詳細報告致してありますから重て之を申上げません。唯、今年度に入りましてからの新規な事業に就いて一、二申上げ度と存じます。

其一は、各種調停法廃止の実行運動であります。此事は、本年四月全国弁護士会長御会同の節、満場一致を以て御決議になつて居りますので、最早議論の余地は無いのであります。唯実行運動

あるのみであります。其所で、吾協会に於ては、実行委員を挙げ徳本寛三氏を委員長に推薦し、着々実行中であります。委員長始め実行委員は、此問題はたとひ私財を抛ち、理事たる職にあると否とを問はず、目的を貫徹する迄は、死力を竭すことを申合はせました。然し此の問題は、司法省が反対の態度でありますので、余程猛烈に運動せなければ之を廃止することは困難であります。

之が為めには、社会の与論を喚起すること、及び有力なる材料を蒐集して、反対者の論拠を根本的に覆す必要があるのであります。依て本協会では、五月二十六日委員長の名を以て、全国会長に材料調査の件を御依頼してあります。夫れには、弁護士会の御意見のみでなく、各都市の商工会議所又は府県農会等の意見をも御取纏めの上御報告を願ひ度く、尚与論を喚起するために、学者経験者実業政治家其他有力なる方々へ印刷物を以て左の意見を徴して居ります。即ち、一、各種調停法は憲法違反なりや否や。二、調停法存置の必要在りや否や。三、調停法は国情に適するや否や、と謂ふものであります。

斯くして与論を喚起し、材料が集まりましたならば、全国大会を開催致し度と存じます。其際には各地の皆様のご多数御参同あらんことを御願致したいのであります。

其次に御願致して置きたいのは、日滿法曹協会創立の件であります。満洲国の司法制度の確立を期するためには、我国の法曹の力を待たなければ出来ないことであります。恰かも満洲国の秩序

維持は、日本の軍部の手に由て為されたと同様であります。夫れは他人の仕事の様に思はれるかも知れませんが、左様ではありません。日滿両国の現在に於きましては、夫れは即ち我國の為めの問題であり、吾々法曹界のためでもあり、吾々法曹の任務であると考へます。日滿法曹協会は、今春満洲国鄭総理の来朝を機とし創立致しまして、全国の皆様は当然其会員と云ふことになつて居ります。尚、今秋を期して、大々的に大会を催すことに相成つて居りますから、何卒此の日滿法曹協会に対しても御賛成と御援助を賜はり度と存じます。以上を以て、私の御挨拶と御報告とを終ります。

最後に重て御地の弁護士会が此の大会を主催せらるゝや、一方ならぬ御尽力と到れり尽せりの御歓待を蒙りましたことに付き、深甚なる謝意を表する次第であります。

次に、田中広島控訴院長は立て、挨拶を兼ね本日の議題に対し私見を述べられた。裁判所側に対する要望は、出来得る限り其期待に添ふ可きことを明言せられ、就中金銭債務調停法に関しては、同控訴院管内に於て昭和七年十月より昭和九年三月まで申請せられた事件数は、一万七百十五件にして、其内調停成立せるもの七千四百三十六件、不成立百九十七件、却下百七十六件、移送六十七件、取下二千四百九十件。右の内成立せる分に就き見るに、完全に履行せらるもの一割以上にして、全然不履行のものは一件も無しと数字に就て説明せられ、本法は実施後日浅く、其真価を視

通すことは今日まだ困難であるから、暫く実施して其成績に鑑み、廃否を決す可きである旨の演説を為され、之れが為め資材を蒐むることに就いては、裁判所側も協力を惜まぬことを附言せられた。

最後に、南谷検事長は、招待せられた検事側を代表し挨拶せられた。頗る美辞麗句を連ね諧謔を雜へた挨拶であった。同検事長は、従来余り斯様な会合へは出席しなかつたが、昨年広島に於ける会合に出席して甚だ愉快であつたから、本年は遙々海を越へて出席した訳だそうである。遙々海を越へると云ふ大袈裟な言分であるが、同検事長は船は大嫌ひで渡し船に乗つてさへも船暈がするのだそうである。して見れば、門司から高浜まで僅か四時間の海路も、同検事長に取りては一大航海であらねばならぬ。

以上を以て、来賓の祝辞を終り、来年度の大会は山口弁護士会主催の下に下の関に於て開催せらるゝことに一決し、会議を閉じた。

会議閉会となるや、会員は自動車で第二会場たる道後公会堂へ異動し、茲に一大懇親会が開始せられた。時に午後六時過ぎであつた。一同は予め定められたる席に着くや、主催者側の挨拶があり、来賓側として田中院長、山内帝国弁護士会代表及び日本弁護士協会を代表して余等簡単に謝辞を述べた。待つて居つたと計りに、松山及道後町より選拔せられた美人軍が、約五、六十名進撃し來つた。料理は松山第一流の割烹梅之家の板前で、魚は近海の新鮮、酌は何れも絶世の美形である、歓声忽ち隨所に湧き起る。

忽ち見る余興舞台の幕は引揚げられ、一大歌舞伎劇が演ぜられた。衣装と言ひ、装置と言ひ、絢爛目を驚かす計り、余は勿論友人筋の演出を思ふたのである。然るに、其配付せられた口上書を見ると驚いた。何れも松山弁護士会の諸君の、扮装せられたものである。本日の議場に於て議長席に在り満堂を叱咤した檜垣会長が、明智光秀に扮して夕顔棚の此方より顛れ出でたる有様は正に奇想天外である。其口上書及役割番附左の通り。

来賓の各位や遠来の会員諸君をどうして御慰めするかにつき吾々は苦心しました。何か奇抜なものと色々考へた末、当地会員の仲間で歌舞伎大芝居を宴会中の余興として御覧に入れることに致しました。

芸題並に配役は次の通りであります。多少とも芝居の真似が出来場醒めせず、そうして吾々の熱意のある所に御氣附きになりましたら、何卒絶大の御喝采を願ひ度いものであります。

各位

一、芸題 松山在住弁護士団余興部
繪本太功託十段目尼ヶ崎の段

一、光秀 檜垣会長

一、操 佐海弁護士

一、臯月 木村弁護士

一、十次郎 岡田弁護士

一、初菊 佐伯(源)弁護士

一、久吉 佐伯(研) 弁護士

以上殆んど玄人はだしの熱演に、一同大喝采を博した。其間座席では、其稽古中の挿話などが話題に上り、大人気であった。

右の外松山美人連の松山踊り、清元青海波の振事等あり。十二分の愉快を尽した。仄聞する所に依れば、広島弁護士会の有志諸君は、大会に於て大に興を添へんものと、小原節の踊りを演ずる筈で、何れも揃ひの浴衣を準備して来たのであったが、之を演ずるの機がなく、終に拝見することを得ざりしは、甚だ遺憾であった。

而して、松山の諸君にせよ、広島の諸君にせよ、斯くまで意氣投合して、大会の爲めに熱中せらるゝこと、及び平素の会員間の融和が此れまでに達して居るかを思はせられ、羨望に堪へなかつた。午後十時十二分の快を尽し散会、各自思ひ／＼に宿舍に引き揚げた。

大会第二日

第二日は、午前七時三十分松山裁判所弁護士控所に集合、主催地弁護士会の案内で先づ城山に登った。

城山は、高さ百米計り周囲六基米位の丘阜で、老樹繁茂し鬱蒼として、松山市の中央に据はつて居る。山上に勝山城あり、国宝である。同城は、慶長八年に加藤嘉明が関ヶ原の戦功に依り二十万石加封せられ、正木より移るに及んで築城せるもので、名城と

して天下に知られて居る。其三層楼に登れば、松山平野が一瞬の裡に、其女性的な温和な風光を展開する。其西方を望むと、所々に池水の湛へたものが散見する、此れは嘉明が此の城を築き、更に高浜海岸より運河を此地に開通する計画で掘開せられた、溝渠の残趾であるそうだ。嘉明は海軍の名将であるから、此城を以て海軍根拠地と成さんとしたものかも知れない。兎に角之れが爲めに、幕府の忌避に触れて転封の厄に遭ふた。若し嘉明の計画にして実現せられて居たならば、今日松山市は海運の便を得て重要な港となり、殷盛を極めたであらう、と当地の人々は今に尚ほ其計画を愛惜して居る。

此の名城も、昨年怪火の災に遭ひ、天守閣の一部を多くの国宝と共に焼失したことは、残念である。其城郭が焼け落ちる際、皆外部に向て崩落した、之れがため天守閣の主要部は焼け残されたのもであるとのことで、如何に其建築上注意深くあつたか、と云ふことが想像せられる。

城の見学を終り、松山市末広町正宗寺に正岡子規及び内藤鳴雪の埋髪塔を弔ふた。此等の詩人を出したことに依つて、当国の人々は詩の国だと自ら誇つて居るのである。而して正宗寺の住職は、子規の生前親友として相良く子規の詩会など催さるゝ場合は、多く此寺に於て為されたのである。子規死後、其庵室を当寺に移築し子規堂と称し、多くの遺墨と共に保存せられ居つたが、此れ亦先年焼失し、目下現住職に於て再建計画中である。

午前九時三十分一同は松山駅に集合し、高浜港に至る、高浜港は三津浜と相隣接し、四国有数の名港である。三津の浜の朝の魚市は、古来有名である。今日では其繁栄を高浜に奪はれた感がある。

高浜棧橋には、松山市長道後町長の招待に依り、汽船相生丸が横着けに吾々を待つて居り、近海遊覧船中宴を張り、紅君其間を幹旋し、歓待至らざるなき情況であつた。

松山地方裁判所長福田一覺氏は、釣魚家で名人である。永く松山に在職せられ、暇あれば必ず釣魚に出掛ける。従つて近海の地理魚類潮流等の事情に頗る精通して居られ、吾々遠国者のために、懇篤に説明を惜しまなかつたので、多大の興味を感じたのである。斯くして廻航し北条町の鹿島に上陸し、北条町長の御招待にて、名物の鯛飯を饗せられ一同舌鼓を鳴らしたのである。

鹿島は、北条町より一衣帯水を隔て、周囲約三千米程の小島で、恰も江の島に髣髴たるものである。古は瀬戸内海中要害の地であつたもの、如く、神功皇后三韓親征の途次水軍を帥ひて此島に駐軍せられたと伝へられ鹿島神社を祀らる。山中には野生の鹿が呦々として遊んで居る。吾々は町長の案内で、附近の風光を觀賞した後、午後三時再び乗船し、四時高浜に至りて散会した。

余は、高浜の棧橋で主催者側の人々と御世話になつた友人に厚く御礼を述べ、宇品行の汽船にて帰途に就いた。然るに此等の人々は、雨中にも拘はらず、船の遠く港を離る、まで見送られた。

何となく百年の友人と相別る、様な感傷的な気持であつた。

宇品行の汽船の内には、広島弁護士会の諸君及び松江の大脇弁護士が同船して居られ、其中松井繁太郎君、野田保規君、林飛隆善君、望月第三郎君、香川秀作君、高橋光次君等何れも中央大学の出身で余と同窓である所から、一見旧友の如く快談に耽りつ、恰も大会の延長の赴きであつた。其夜は野間傳吉君の御招待で、広島大華楼にて讌飲し、同夜は宮島に一泊、翌日大阪に友人を尋ね、十五日朝帰京した。

茲に報告を終るに際し、主催地弁護士会を始め松山市長、道後町長、北条町長其他公私の關係より御交情を賜はりし各位に対し、深厚なる謝意を表する次第である。

⑩広島控訴院管内弁護士大会(正義)昭和九年七月号)

昭和九年度広島控訴院管内弁護士大会出席報告

理事 山内巖雄・理事 高木徳義

右両名は、六月七日午前九時、東京駅出発、松山市に於て開催せられたる、昭和九年度広島控訴院管内弁護士大会に、帝国弁護士会を代表して出席したり。仍て其報告を為すこと左の如し。

一、行程

我等両名は、後藤、高橋両理事の見送りを辱ふして、六月七日午前九時、東京駅発、燕号にて出発し、同午後五時四十五分大阪着、同午後八時、天保山より「みどり丸」に乗船、海路松山に向

へり。此日、大阪より又神戸より、道後琴平遊覧の東京菓子製造株式会社招待団体四百人が乗り込みたる事とて、船室の内外頗る賑ひたり。暫くして、神戸に寄港す。海上より遙かに神戸を中心として、撰播の夜景を眺む。摩耶、六甲ケーブルの電灯は、蛭々として金色の長蛇が匍ふが如く、海陸数万の電光は点々不夜城を現出す。此の夜、無月なれども、五月雨の空晴れて、朧げにも須磨舞子の青松を望む。我等兩名は、舳側に立ちて、四方の風光に恍惚たる裡に、船は早や播磨灘の濤にか、れり。然れ共、風波起らず、瀬戸内海は鏡に似たり。此の平安なる航海は、船室に於ける兩名の話綿々として時の遷るを知らず。寝に着きたるは、午前三時過ぎなりき。高松、八島の水明も、一睡のまゝに、眼を覚したるは午前六時、西条の沖なりける。今治の奇勝久留島の瀬戸は、又朝餉の間に過ぎ、甲板に出でたるは、北条鹿島の近くのり、午前九時高浜に着す。船上船外、頻りに我等の名を呼ぶ声を聞く。急ぎ船室を出づれば、何ぞ計らん松山弁護士会より、特に我等の為に人を派せられ、下船の手助を為し呉れんとは、混雑の中を、漸くして上陸すれば、更に驚くべし、檜垣松山弁護士会長、河野通博、渡部親一、松本清三郎の弁護士諸君が、多忙の身を以て、自動車を携へ我等を出迎へ賜はれり。我等兩名は、頗る恐縮したるも、折角の好意を受けて、一路松山弁護士会指定旅館、道後鮎屋別館に入る。

旅館は、前に近く湯神社の森に面し、背は道後公園を隔て、左

に積翠を眺め、右に遠く松山の城を望み、天空快闊、室内より十里の山水を恣にす。庭内の新緑又屢溪の清流に和し、風光明媚洵に好恰洗心の宿所なり。茲に厚く松山弁護士会諸君の懇情を謝す。

二、大会記事

昭和九年度広島控訴院管内弁護士大会は、六月九日松山弁護士会主催の下に、松山市一番町県公会堂に於て開催せられ、出席者は別表記載の、広島控訴院管内の各弁護士諸氏の外、来賓として、主催地弁護士会の招待に依り、在朝法曹側は、田中広島控訴院長、南谷同検事長、福田松山地方裁判所長、山本同検事正外、別表記載の管内判検事二十数氏等約百五十名の多きに達せり、議事開始前まづ会場正門前にて、大会の記念撮影を為し、午後一時四十分開会す。議場の秩序整然として、一糸紊れず。真に恰好法曹の会合なり。松山弁護士会長檜垣喜太郎氏開会を宣し、左記開会の辞を演述す。

○檜垣松山弁護士会長挨拶概要(注、省略)

檜垣会長、再び立ち、本日の議長選任を議場に諮る。広島弁護士会長香川秀作氏立ちて、恒例に依り議長は主催地弁護士会長就任の動議を提出し、満場異議なく之に決し、檜垣松山弁護士会長推されて議長席に就き、茲に本日の日程に入る。

此の日、管内弁護士会より大会に提出されらる議案左の如し。

○大会議案及決議(注、省略)

檜垣議長は議事の方法に付き、議場に諮り、数氏の意見発表あり

りたる後、広島の香川秀作氏、発言を求め、金銭債務臨時調停法撤廃に関する、広島弁護士会提出の第一号議案と、岡山弁護士会提出の第一号議案とは、全たく同一の内容なるを以て、一括して上程されたしと動議を出し、岡山弁護士会長窪谷逸次郎氏、此の動議に賛成し、満場異議なく、先づ第一に金銭債務臨時調停法撤廃要望案上程せらる。

香川秀作氏、議長の許を得て提出理由を説明するや、意外にも広島の森保祐昌氏猛然立つて反対の氣勢を挙げ、その理由として世間的の論旨を説明す。議場漸く騒然として、活気を呈し、議長を呼んで発言を求むる者多し。檜垣議長は、悠揚迫らず、岡山の窪谷氏に発言を許す。窪谷氏、森保氏に報いて、その論旨を進め反対派の牙宮に迫る。広島の貞廣角治氏又立ちて、森保氏の論陣を死守す。茲に於て乎、大論戦となり、言々摩するの戦は、愈々佳境に入り、松山の清家俊三氏、鳥取の長砂鹿藏氏又馬を陣頭に進め、鎧袖一触一挙に之を屠らんとす。森保、貞廣の二氏、好き敵御座れと、卓を敲いて之を迎へ、大声叱咤防禦大に力む。上程後に於ける花々しき時余の論戦、舌端火を吐いて、その尽くる処を知らず。此の時、広島の香川秀作氏に依り、討議終結の動議が提出せられ、満場異議なく成立し、議長はその決を議論に問ひ、本案に反対する者の起立を求む。議員九十二名の中、僅かに貞廣、森保二君の起立あるのみ、如斯にして、金銭債務臨時調停法撤廃要望案は、圧倒の大多数を以て、聯合攻撃軍の大勝に帰せり。然

れども本日の大会、森保、貞廣の二君あり、本案の可否を徹底的に議論せしめ、その利害を明瞭ならしめて、広島控訴院管内弁護士団をして、法律報国の誠を效さしむるの素因を作りたる功績に至りては、破れたりと雖も、又金鶏勲章に値する名將なり。吾人は、両君に對し、自重加餐此の勇を以て、邦家の為め、今後更めて、金銭債務臨時調停法撤廃に邁進されん事を望む。明治維新は西方より、昭和維新又西方に俟つ事多し。全軍の士、大いに團結して振はん事を。

次に問題となりたるは、鳥取弁護士会提出の第四号案と、岡山弁護士会提出の第二号案とは、共に広島の第一号案と岡山の第二号案に髣髴する内容の案件なれば、既に広島岡山の同一案が可決されたる以上、重ねて之を審議するの必要なしとの動議出で、松山の宇和川濱藏氏、鳥取の長砂鹿藏氏、此の動議に賛成し、各々提案を取下げ、議長は之を審議せざる事を議場に宣す。此の時、早く彼の時遅し、松山の松本梅太郎氏、今一人の議員(尊名遺脱)は、松山の第二号案と鳥取の第四号案とは、全部同一にあらずと主張し、議長の宣言に服せず、松山の第二号案を審議せん事を求む、二氏強剛の陣堅くして、議場稍々騒然たり。此の時、檜垣議長は、名議長振りをして、松山の第四号案と同一の内容を有する案に松山の一議員をして、松山の第四号案と同一の内容を有する案を再提出せしめ、之を上程して議場に諮る。満場、拍手急霰の如くにして、直に之を可決せり。松本君等両勇士、互に相對して、

莞爾たり。芽出度く。

それより、広島弁護士会、松江弁護士会、鳥取弁護士会、岡山弁護士会、山口弁護士会、松山弁護士会の順に、各会提出の各議案に付、個々上程して議場に問ふ。一瀉千里、殆んど全部が可決せられたるも、撤回一件、留保三件、否決二件の結果を見たり。

尚此の中、松山の第五号案に就ては、松山の清家俊三氏が、帝国弁護士会の決議を援用し、善戦よく力めたるも、各地事情を異にし、反対者多かりき。

此の時、檜垣会長は、日程の議了を告げ、恒例に依り明年度主催弁護士会を山口弁護士会に、開催地を下関と指定し、満場歓呼して之を迎へ、議長は十五分間の休憩を宣す。時正に午後三時五十分。

午後四時十五分再開。議長は、帝国弁護士会、日本弁護士協会、田中広島控訴院長、南谷同検事長、岡崎法律新聞社長の順に、各祝辞演説を求む。各氏の演説概要左の如し。

○田中広島控訴院長の祝詞概要

茲に昭和九年度広島控訴院管内弁護士大会を開催せらるゝに当り、御招待を受け出席するを得たるは、私の最も欣幸とするところであります。

私は本大会に出席するのは三回目でありまして、一昨年は岡山、昨年は広島に開催されました大会に出席するを得、毎回各位の御尽力により、本年は又格別に盛大でありますのは、弁護士会の為、

法曹の為、慶賀に堪へぬ次第であります。

年を経る毎に、本会は益々盛會に赴かれ、本日の如きは、昨年十一月より漸く半歳を経たるばかりなるに、斯く多数の貴重な議案が討議せられ議決に相成りまして、陪席に連なるを得た我々も共に裨益するところ甚大でありまして、誠に感謝に堪へぬのであります。

決議は実行を期さねばならぬ、との御決議が御座いましたが、逐年社会各方面に會議が行はれ、各會議の名論卓說出で、有用の決議が御座いまして、立法の点につきましては遺憾の点が多い折柄、一般諸種の會議に於ける決議は実行に努められていること、存じますが、多くの時間と労力の費されたる會議の決議が、万一決議のしつぱなしとなるならば遺憾と存じます故、決議は実行すべしとのこの提案御決議は時宜を得たものと考へます。

さて大会の御決議中、裁判所に関する限りは、研究もし、実行すべきは実行に努めてゐますが、本年の御決議事項も適當の機會に研究し、実行すべきは実行したいと存じます。

本大会の御決議に就き意見を申述べるのは如何かと存じますが、一言卑見を述べ御参考に供し度く、一個人の意見として申し上げますから左様に御了承願ひます。

先刻来御協議事項中、山口弁護士会御提出の第一号案予審の審理遅延の点と松山弁護士会御提出の第三号案接見禁止濫用に関する点、之は如何にも近來事件の複雑に従つて予審がばかしく

片づかぬのは、私共の平生遺憾に考へるところであります、従つて拘禁の長くなるのは夙に残念に存じ来たところであります。

この点は、全国司法官弁護士会長合同協議会にも申合せがあつたと思ひますが、裁判所としては注意もし、出来るだけ努力もし、決して裁判所として理由のない拘禁をする考は無いのでありますけれど、尚裁判所はこの点につき充分注意いたし、研究をつゞけ又弊害除去に努力いたしますれば、とうぞ左様に御了承をお願いいたします。

松山弁護士会提出の第五議案は、否決になりましたが、この案の提出された理由は、但書の場合が多いといふ実情にあるからではあるまいか、この点に付、広島控訴院管内の状況をみまするに、昨昭和八年度広島控訴院管内に於ける判決言渡事件総数一万四千二十六件中、判決の言渡が口頭弁論終結の日より二週間を超へたものは二百六件でありまして、数の割合から申せば多くはありますませんが、遅れてい、ことでないから、恐らく但書の理由があつたものと思ひますが、尚充分注意して、遅れぬやうにしたいと思ひます。

その他司法職員増員の件は、私共に於て多年要望してゐるところでありまして、先程の予審の遅れるのも、言渡の遅れるのも、職員不足の爲めのことが多いのでありますから、是非此の増員の件に付、弁護士諸君の御尽力をお願いいたす次第であります。

尚、松江弁護士会御提出の第四号案執達吏代理の廃止の件につきましては、代理には事務未熟の者が多いし、監督困難といふこともありますから、代理を置くよりも本職の方を採用したいと考へてゐるのであります。但し、職員の増員につきましては、司法省の認可を要することになつてをりますが、實際代理では不便であつて、どうしても本職を設置せねばならぬ場所につきましては、改善してゆきたいと思ふ。只代理を全然廃止いたしますと、本職の収入に影響する土地も御座いませう。この辺御了承願ひ度き点でもあります。

最後に申添へ度きは、本大会に於かれて、金銭債務調停法廃止案は大多数の賛成を以て可決されましたが、この法律を廃止すべしといふのは、或は無理からぬ御意見と存じますが、何分にも本法は施行後漸く二年余を経たに過ぎませぬので、日浅き為、結果として如何か不明に属する状態に在るのであります。斯く考へて参りますと、今日廃止をするといふのは、早計ではあるまいか、或は喰はず嫌ひの点はありませんか、今少し影響とか結果とかを見定めての上にしても、遅いわけではあるまいと考へられるので御座います。広島控訴院管内に於きまして、昭和七年十月から本年三月迄の本法による取扱事件に就きまして、受理事件一万七百三十五件中、調停の成立したものは七千四百三十六件、不成立のもののは百九十六件、却下したるものは百七十六件、移送のもの二十七件、取下のものは二千四百九十件でありまして、成立したるも

のは大体は事件の八割は完全に履行されつゝありまして、残る二割につき執行文附与の申請が御座いますが、先づ大多数は履行されてゐるやうであります。この点から観ますと、不誠実なる債務者といふのは尠い様子であります。又不平を申述べる債権者もありませんが、少ないやうで御座います。故に、国民道徳を破壊してゐるかどうかは調査はしてませんが、疑問のこと、存じます。

金融閉塞の結果を招来したかどうかは、裁判所に於いては未調査で御座います。広島弁護士会御提出の第二号案の調査の結果が判明しましたら、是非伺ひたいと思ひます。大事な参考になりました。又その調査につき、裁判所にて便利の点は、出来得る限り御手伝申上げます。

要するに我々法曹は、朝に在ると野に在るとを問はず、誠心誠意を披瀝して法律を擁護してゆき度いと考へるのであります。

御静聴を恭うしまして感謝いたします。(拍手) (文責在記者)

○南谷広島控訴院検事長祝詞概要(注、省略)

○山内巖雄君の祝詞

閣下、諸君。私は帝国弁護士会代表として、祝辞を申し述べます。今回、御当地に於て、広島控訴院管内弁護士大会を開催せらるゝに就き、松山弁護士会より帝国弁護士会に御懇篤なる、御招待を蒙りましたに對しては、是非帝国弁護士会に於ける、先輩の士が出席致す筈でありましたれ共、何方にも万已むを得ざる差支がありましたので、高木徳義君と不肖私が、帝国弁護士会を代

表して、本日の盛大なる御会合に列席するの光榮に浴した次第であります。先刻來、各種適切なる議案に就き、熱心且つ有益なる討議を拝聴し、洵に欣快に堪へません。茲に各位に對し、満腔の敬意と深甚の謝意を表します。

本日の御討議に關し、一言感想を申し上げますならば、本日の如き盛大なる御会合は、私の体験上、稀に見る処でありまして、沈静せる法曹界に、万丈の氣を吐くものと言ふべく、邦家の為め、実に喜悅の至りであります。會議の模様は、元氣充滿して、加藤清正も出づれば、四方天但馬守も出で、恰も賤ヶ嶽七本槍を見るが如く、又大阪夏の陣を見るが如く、痛快に堪へませんでした。須らく今後の法曹会合は、範を本日の会合に取るべきかと存ぜられます。

諸君、帝国弁護士会は、本年四月二十日上野公園に創立十周年記念大会を開催致しまして、現今の司法時局に鑑み、一つの宣言を致しました。今茲にその宣言文を、一読致しますれば、「本会ノ創立以來、茲二十星霜、其間吾人ハ常ニ正義公道ニ卒由シ、法律制度ノ指導啓発ニ尽シタルモノ尠カラズ、是レ最モ吾人ノ欣快トスル処ナリ。然ルニ近時当路ハ、徒ラニ正義ニ反スル立法ヲ弄ビ、敢テ公道ニ戾ル裁判ヲ迎ヘントス。是ノ如クニシテ已マズンバ、司直ノ權威ハ忽チ地ニ墜チ、竟ニ国本ノ動搖ヲ免カレザルヤ必セリ。現時ノ状勢ハ、切ニ吾人ノ奮起ヲ促スモノアリ。吾人ハ更ニ内自ラ相戒メ、外当路ノ蒙ヲ啓キ、以テ所期ノ目的ヲ貫徹センコ

トヲ期ス」と言ふのであります。

諸君、正義に反する立法を弄びと言ひ、敢て公道に戻る裁判を迎へんとすと言ひ、帝国弁護士会創立以來、茲に十周年、稀に見る強剛の趣旨の宣言であります。

諸君、吾人同人が、此の宣言を為さざるを得ざるに至りました所以は、法制の現状、打ち捨て置く時は、国家百年の長計を誤るのみならず、日本の動搖を來すの懼あるに依り、我々法律報国の精神に鑑み黙止する能はず。敢然起つて、此の挙に出でた次第であります。

何が正義に反する立法を弄ぶか、何が公道に戻る裁判を迎へんとするかに就きましては、宣言当時鶴澤博士が去る六十五帝国議會に現はれたる治安維持法改正法律案に於ける、予防拘禁制と、近時流行の裁判の調停化と、陪審制度との三つを例に引き、又島田博士が我が国の刑事訴訟法と、独逸に於ける刑事訴訟法の草案とを比較して論難し、之れが演說筆記は帝国弁護士会機関紙正義五月号に掲載されて居りますから、私は之等に就き此処に重ねて贅言を須ひません。私が茲に申上げたいと考へますことは、何が今日の如き、危殆なる立法情勢を生むに至つた原因であるか、此の狂瀾を既倒に廻らし、立法の正調を期するには、如何にすれば良いかと言ふ事に就き、聊か卑見を開陳したいと存するのであります。

諸君、卑見を以てしますれば、今日の如き危殆なる立法情勢を

馴致せし原因としては、二つありと考へるのであります。其の一つの原因は、在朝在野法曹の協調を欠ぐと言ふ事でありませぬ。其の二は、法律思想の動向よりする原因と考へられるのであります。諸君、私は裁判の三脚とは、判事検事弁護士の三者であつて、この三脚が鼎立して健全なる分担と健全なる協調を為すべきものと、信するものであります。此の分担協調があつてこそ、理想の裁判が出来、国利民福を増進することが出来るのであります。協調とは妥協ではありません。虚心坦懐なる共同活動であります。

諸君、最近数年此の方、在朝在野法曹の間に裁判上に於て、司法三脚、分担協調の必要があるとの自覚を萌し、何地の裁判所に於ても、頗る喜ぶべき情態に改善され、今も尚改善されつゝありますけれども、未だ充分とは申せませぬ。裁判制度実施の当初にありましては、裁判三脚の間に分担があつても、協調が全然なかつたのであります。鍛冶橋上等裁判所時代は、裁判長が法廷に於て、弁護士を呼ぶに名前を呼び捨て、例へば、嚴雄とか、又は其方とか言ふ様な具合で、エライ権幕であつたそうです。之では、分担があつても、協調は零であります。こんな時代から、漸次発達し來つて、今日に到つたのであります。此の昔の陋習が、未だ根コギになつてゐないと見へて、今日司法当局は、如何に弁護士団がよい事を申しても、容易に言を用ひませぬ。其れは、私が現今立法の趨勢より見て申し上げるのであります。去る六十五帝国議會に提出された、金銭債務臨時調停法、施行期間延長、並

に裁判範囲拡張案の如き、我々帝国弁護士会が猛然起つて、反対をなしたるに拘らず、終に通過を見るに到つた様な次第でありまして、誠に遺憾に堪へません。

諸君、弁護士は、位もなく、勲等もないところに、人道上の王者たる誇があるのでありまして、この見識あつてこそ、社会正義の顕彰が出来、公衆の福利を増進することが出来るのであります。今日の弁護士は、昔の三百や、公事師と異り、判事検事と同等の教育を受け、名聞の外に超立し、一意専心法律報国を以て念とするものなれば、国家を憂ふる赤誠に至りては、断じて人後に起つものではありません。

諸君、私はこの機会に於て、大に司法三脚分担協調の利を提唱し、今後和衷協同隔意なき研究の歩を進め、朝野相携へて我が法律制度の改善に励みたいと存するのであります。

諸君、分担協調は、独り法律家に止まらず、邦家の人皆然らざればなりません。分担協調は、宇宙の真理であります。花は紅、柳は緑、相寄り、相助けて、天地の美を為すものではありませぬか。此の真理を無視しては、法制の完備も、裁判も理想も到底実現することは出来ないであります。

要するに、我朝野法曹の間に未だ充分なる協調が行はれざるが故に、立法上には独断に陥り、判事もいらぬ、弁護士もいらぬと言ふ様な調停法が、次から／＼と続出し、公にしては天下民衆の福利を害し、私にしては墓穴を掘りつゝ、あるのであります。

次に、法律動向よりする原因であります。私は明治より、大正、昭和に至る、法律思想の動向を観察致しまするに、明治時代は、歴史法学の万能時代であり、大正時代に入り、自然法学の台頭を萌し、昭和時代に入り、之が勃興の気運を醸成しつゝ、あると信ずるのであります。之は独り我が国ばかりでなく、世界の動向は茲にあるのではないかと、思はれるのであります。歴史法学と自然法学とを、真理に照し考察しますれば、歴史法学が事実と経験を尊び、自然法学が真理と理想を尊ぶものでありますから、前者は勢ひ物質主義に偏し、後者は勢ひ精神主義に傾くの弊ありと存するのであります。学者の説くところに依れば、明治時代は文理解釈万能の時代であるが、大正以後法律運用上の動向は、論理解釈の時代に入り、昭和時代となつて、益々この傾向を密にするものありとし、内縁関係の婚姻予約不履行の大審院判例等幾多例証して、今後もこの思潮で法律動向が進むであらうと言はれてをりますが、私は之は尤もの事と存じます。明治時代は、徹底せる歴史法学の時代であるから文理解釈が尊ばれ、大正時代以後の動向は、自然法学の台頭時代であるから人格主義が尊ばれ、勢ひ論理解釈に傾くのだと考へるのであります。

併し、諸君、私の理想とするものは、歴史法学と自然法学とが調和する法制であり、文理解釈と論理解釈とが調和する法律の運用であります。法律の条文と相容れない様なカケハナレタ論理解釈や、又論理上首肯し得ない様な文理解釈の法律運用は、断じて

人生を益するものでない、殊に立法上に於ては、歴史法学と自然法学との調和が最も大切であると存するのであります。今後、日本法曹の責務は、欧州に於て、古来対立し来れる歴史法学の思想と、自然法学の思想とを打つて一丸とする学説を産み出し、又之が法制を樹立するにあるのではないかと存するのであります。

諸君、調停法の如きは、自然法学の仮面をかぶり、歴史法学を無視する、理のわからぬ法制であります。調停法は、何故自然法学の仮面をかぶつてゐるかと申しまするに、調停法は成る程、原則として本人主義を採つてゐるから、弁護士もいらぬ、又原則として素人裁判主義であるから、判事もいらぬ、一見自然法学の形をなして居ります。然れども、眞の自然法学は、斯様なものではありません。眞の自然法学は、人生生活に於て、真理に則した法制を求め、人生の法律生活に眞の幸慶を齎らさんとするものであります。

諸君、調停法は何故に歴史法学を無視するものであるか。我が國、裁判制度の歴史を考ふる時は、その揺籃の地希臘に於ても、又羅馬に於ても、その始めは裁判は本人主義であり、裁判官は法律智識なき素人に近きものでありまして、未だ司法官と行政官の區別すらなかつたものであります。現行の裁判制度を築き上げるためには、西洋に於ては、紀元前一、三百年の昔より、我が日本に於ては、建国以来、三千年に亘り、改善に／＼を加へ、茲に至つたものであります。

然るに、今日の調停法は、東西両洋に於ける此等長年月の歴史的法律生活の経験が無視し、裁判制度を二、三千年前の未開時代に引き戻せるものであります。諸君、是が智識を尊ぶ自然法学に則る法制と言へませうか、是が歴史法学を無視する法制と言はずして何でありませう。

諸君、今日は調停法時代でありまして、借地借家臨時調停法、商事調停法、金銭債務臨時調停法、小作争議調停法等ありまして、我々在野法曹の論議なければ、裁判の総ては調停化する傾向であります。抑も、調停法の嚆矢をなしたるものは、借地借家臨時調停法であります。此の法律は、大正十二年関東地方大震災火災後の國家非常時に當り、復興を急ぐの結果、堆積せる事案を短期間に解決するに付き、裁判遅延の欠点と法曹人員の關係上、已むことを得ざるに出でた便法でありまして、制定當時に於ては、当局の意思は勿論臨時の法制でありまして、断じて永久性を有せしむる考へでなかつたのであります。

諸君、一口に非常時と申しましても、関東大震災に於ける東京の非常時と、其後復活せる社会の非常時と、同じく非常時と申しましても、社会万般の事情に於て大に異なるものがあるのであります。然るに、当路は其の差異と、利害を研究せず、単に非常時と言ふ語に幻惑せられ、一も調停、二も調停と言ふが如き傾向にあるは、吾人の最も遺憾とする処でありまして、邦家の為め、憂慮に堪へない次第であります。私はこの機会を利用し、調停法の最

も大なる欠点とも言ふべき、一、二点に就き、最も簡短に言及致して置きたいと考へるのであります。

その一は、国民権利義務の觀念を消耗し、国民道徳を危殆に陥れる点であります。この点に付ては、既に先刻諸君に於かせられて、議論されたものでありますから、茲に其理由を省略して之を述べません。その二は、庶民金融の道を梗塞し、国家産業を萎靡せしむる事であります。之は邦家長計上、看過出来ない事でありますから、一言述べさせて頂きます。

諸君、金錢の生命は流通にあります、流通せざる金錢は土くれに異ならず。人生生活に用のないものであります。従つて、輒近諸国の財政方針は、低金利政策に傾く様であります。然し、諸君、政府が如何に低金利政策を採つても、金の貸方はなければ、金錢の生命たる流通力を邦家の為め、充分發揮する事は出来ないであります。

諸君、我が国、現今の金融状態は如何であります。金融は極端なる物質本位主義でありまして、銀行があつても、抵当物件を供し、その上、所得税を納める二人位の連帯保証人が無ければ、千円の金でも容易に貸し方はないのであります。銀行で金を借りる人は、多く中産以上の階級の人でありますが、此等の人に対しても、銀行が金を貸すに就き、殆んど人的信用は算盤に入れないのであります。古來、君子国を以て任ずる我が国に於て、何故、斯様な事になったのかと考へますれば、その原因、種々あるので

ありますけれ共、法制上に於ては、口頭弁論主義の裁判がその原因の一つと考へるのであります。民事裁判は、眞実発見主義でなく、口頭弁論主義なるが故に、之が国民道徳に虧裂を生ずるの原因となり、国民の義務觀念を消耗せしめ、銀行が斯様な貸方をしなければ、銀行そのものは立ち行かないからであります。中産階級以上は、如何に貸付が嚴重であっても、抵当物件もあり、連帯債務者になる手もあるから、まだよいのであります。庶民階級には之はありません。

一體、我が国に於ける庶民階級は何に依つて、従來金融し来りたるやと言ふに、庶民階級には、物的担保がありませんから、多くは対人信用を基礎とし、一枚の証文により、親戚、朋友、知己より、道義的に借り入れるか、若しくは高利貸を利用して、一時の苦難を免れてゐるのが現状であります。

諸君、現行金錢債務臨時調停法は、之等庶民階級金融に基く法律現象を対象として、制定せられたものであります。然るに、口頭弁論主義以上に道徳を破壊し、権利義務の觀念を消耗せしむる調停法を以てし、之を裁くとすれば、將來、我が国の庶民階級は何れの処に金融を求めんとするものでありますか。金錢債務臨時調停法は、庶民階級に取りては最良のひき倒しをするものであります。現今の如く、金錢債務臨時調停法施行の日猶淺き時代に於て、債務免除を得たる借主側のみの喜ぶ声を聞き、我々の論議を顧みざる時は、近き將來に於て、餓殍野に満ち、思想を悪化し、

産業を萎靡し、今に收拾し得ざる状態に陥る事なしと誰が保証出来ませう。蓋し、我が帝国弁護士会が、本春四月「是ノ如クニシテ已マズンバ、司直ノ權威ハ、忽チ墜チ、竟ニ国本ノ動揺ヲ免カレザルヤ必セリ」と、宣言せし所以のもの、蓋し茲に存するものと存せられるのであります。要するに、庶民金融の問題は、我が国政治上に於ける主要政策の一として、吾人は大いに研究せねばならぬ事項と考へます。

諸君、借地借家臨時調停法実施当時でありましては、裁判所が我々弁護士を嫌ひ、弁護士が参れば本人をよこせ、弁護士には用がないと出て来てくれと申し、押し出さぬばかりに、取扱はれたのであります。当時私共が密かに司法当局の蒙を嗤ひ、司法三脚の鼎立を無視し、何で裁判の実蹟が挙るものかと考へて居りましたが、果せるかな半年か、一年も立たぬ中に、実際に行ふて見て、弁護士の必要を感じ、逐次その蒙が開かれ、今日の金銭債務臨時調停法では、弁護士大歓迎、大阪の如きは、弁護士の調停委員を任命する位であります。諸君、その理由は、詳しく述べませぬが、是れは依頼人心理から見て、当然の事で、弁護士なくして裁判の実蹟が挙るものではありません。当局も、弁護士を調停委員に挙ぐる程、この点に付ては自覚し来つたのでありますから、百尺干頭、一步を進め、この悪法を、一日も早く廃止する事に徹底されん事を望むものであります。この自覚が一日早ければ、一日国家に利益があるのであります。

然し、諸君、私は事件の和解調停そのものは、悪ると申すものではありません。之は誠に人生生活に取り、結構な事であります。然し、今日の調停法は悪法と言ふのであります。若し、当局に於て、和解とか、調停とか言ふ事のよき事それ自体を、国益の爲め、發揮せんとするならば、何故今日の進歩せる智識により、之を改正せぬのであるかと言ひたいのであります。然し、強いて調停法を存せんと欲するならば、今日の如き悪法たる調停法を、一日も早く廃止し、更に立法の正調に基き、改めて立案するを得策と考へるのであります。

私が以上、法律思想の上より、調停法の欠点を論難し来りましたが、或は司法省当局に於て、それでは陪審法と、調停法とがどう違ふのであるか、陪審法も調停法も等しく、同じ法律思想に立つものではないか、との反問があるかも知れません。故に、私は一言陪審法にも言及して置きますが、私は是は立法の精神に於て、大いに異なるものがあると信ずるのであります。

陪審法は、今日泰西諸国に行はれておりますけれども、本家は、英国であると存するのであります。陪審法に就ては、屢々、土方博士の御話を伺ひましたが、英国に於ては、陪審法制定の立法上の精神は、百の罪を逃しても、一人の無辜を罰しないと云ふ人道の上の立前に出でたさうであります。私はこの話を聞いて、英国の民族性に鑑み、英国としてはさもあるべき事と思ひました。これから、御話し申上ぐる事も、確か紀平博士の説であつたかと存じ

ますが、世界国語の中で、自分の代名詞を文章の中に書くに、花文字でかくのは、英国文である。寧ろ東洋の思想から言へば、自分の代名詞を、私とか、僕とか、不肖とか謙遜し、特に下の方に小さな文字で書くのでありますが、英語の本を開いて見ると、Iと言ふ字は、文章の書出しでも、又文章の中でも、常に花文字で書いております。紀平博士は、之を評し、英人は古来自らを持つるに当り、紳士であるとのプライドがあるから、この国民性が、文章の中に現はれて、自分は小人でない大なる我でありとの証拠に、花文字を用ゆるに至つたものであると申されましたが、要するに土方博士の説の如く、英国の政府が英語のIに現はれたる国民性を重んじ、公の事には、英国人は何人も虚言を言はぬものとしてゐるようで、中に小人があつて、如何に虚言をついても、之は追究せぬ事にしてゐるとの事でありませう。

私は日本国民も、自分の事を私と言ひ、不肖と言ひ、謙遜の美德を有すると同時に、信念に於ては、家庭の人としても、社会の人としても、国家の臣民としても、又国際人としても、小我を破壊したる大我なりとの見識を、御互に持ちたいものと考えらるべきであります。

原内閣が制定せし現行陪審法も、蓋し範を英国に採つたものと考えへますから、百の罪を逃しても、一人の無辜を罰しないと言ふ、国家慈悲心に出でたものと信ずるのであります。

諸君、刑事事件は、往々にして被告に利害の証拠、相半し、裁

判官も之を罰せんか、將た、又之を無罪にせんか、判断のつかぬ事案が、有るのであります。か様な案件に付いては、その安全を期する為め、裁判の正確よりも寧ろ是を罰するか否かに付き、民意に聞くの方法が、即ち陪審制度でありまして、文明国民、法律運用の妙は、即ち茲に存するものと信ずるのであります。

然るに、今日の陪審法は、この精神に基いて出来てゐるものでありませうか。遺憾ながら、私は否と言はねばならないのであります。現行陪審法は、被告にとりては、一審制度でありまして、如何に判決に対し不服があつても、控訴の道が開けてゐないのであります。反之、裁判官は、判決に不服があれば何度でも陪審員を取り換へ、自分の氣に入る様な判決を得る迄裁判をやりなほす事が出来るのであります。此の様な法律で、何処に陪審の価値が認められませうか。勿論、我々同業の先輩が、こんな法律を作る意思が全くなかつたのであります。併し、当時国民文化の程度が、完全なる陪審制度を布くものとするに就き、時期尚早の議論が盛んであつたので、こんな不完全なる陪審法でも制定し置く事は、完全なる陪審制度樹立に、一步を進むるものであつて、是が実現の早計なりとし、將來の改正を約して制定に賛成したものと思はれます。爾來、十年の歳月を経過し居るに拘らず、陪審法が、依然として改善せられず、今や告朔の犧羊たらんとするの傾向にあるのは、誠に遺憾の極みであります。

諸君、犯罪必罰は必ずしも、宇宙の真理でも、国家意思でもあ

りません。宇宙に於ては、縁起の法則がありまして、一つの結果は必ず一つの原因に依りて生ずと言ふ様なものではありません。彼の米の実るは、種子ばかりでなく、この外に土地と、光線と、水と、肥料と、労力等の各々の縁があり、この因と縁との集りに依りて、実る様に、一結果は、総て因と縁との集合的結果であり、法律現象の如く、一行為、一罰則の原則に立つものではありません。故に、国家法律に於ても、微罪不問とか、起訴猶予とか、執行猶予とか、其他減刑とか、時効とか言ふ様に、法律の涙とも見るべき国家の慈悲心が、刑法に規定せらるゝ外、法律運用上の慣習があるのであります。陪審法に於て、百の犯罪を逸するも、一人の無辜を罰せぬと言ふ、国家の慈悲心に基いて、法律を制定しても、何処に正義を紊り、公道を害するものがありません。大いに、国家の慈悲心を顕現すべき陪審法に於て、却つて犯罪必罰の精神を發揮せる今日の法制は、一日も早く、是を改むるの必要があるのであります。

諸君、天皇は、大智大徳の神様であります。天皇の御名に於て、日本の裁判が行はれるのであります。百の犯罪を逸しても、一人の無辜を罰しないと云ふ、建前の基に、利害の証拠、相半する刑事事件の裁きを民意に問ふ、陪審制度樹立の立法は、何処に理論の曲がありますか。我が欽定憲法上、立憲の思想として一貫する処のものは、天皇の御親政に就き、民意を御参考に遊ばし給うふとの点であります。この思想が、立法予算の上には、帝国議

会の制度となり、又普通選挙の制度となつたのであります。この思想が、司法の上に於て、刑事裁判に於ける陪審制度となつたものであります。

故に、立憲の思想が、刑法の上に現はれたかと言つて、直に是を民事の上に用ふる事は出来ません。今の世は、稍々もすれば、平等思想に傾かんとする風がありますが、平等と差別は、はつきりこれを区別しておかねばなりません。差別なき平等は、悪平等であります。悪平等は、国家を毒するものであります。民事と刑事が差別があります。立憲の思想を刑事に顕現し、之を民事に顕現せざるは、その差別に従つて、扱て来る理由があるのであります。然るに、民事と刑事を区別せざる立法は、悪平等の思想であります。国家を毒するものであります。故に、私は調停法の廃止を絶叫すると同時に、陪審法の改正を高唱するものであります。

諸君、結論として尚一言を費します。御承知の如く、現今は所謂非常時でありまして、千九百三十五、六年の危機が眼前に迫つて居りますこの秋に当り、微に承はる処に依れば、司法当局に於て法曹協会設立の企てがあるとの事でありますが、これが事実とすれば、国家の為め、慶賀すべき事と存じます。私共は、法曹とは判事、検事、弁護士を主とし、其他法律上の学者、実業家を意味する者と考へますから、之等の者が虚心坦懐分担協調の実を挙げ、法律報国に向つて、邁進せん事を希望する次第であります。終に臨み、長時間御静聴を忝ふせし事を感謝致します。

続いて、日本弁護士協会代表秋草愛一氏が、司法部の現状の遺憾なる点、東京二大弁護士会、並に日弁、帝弁の合同の希望決議を尊重し、趣旨に添ふ様努力すること、日弁の金銭債務臨時調停法に対する具体的対策、日滿法曹協会の成立趣旨等を演説し、最後に法律新聞社長岡崎源一氏が、時間の関係上演説を辞し、檜垣会長は閉会を宣す。時に午後六時三〇分。

要するに、此の日の大会は活氣横溢し、邦家のため、又我が法曹のため、万丈の氣を吐き、近來稀に見る盛会にして、終始大成功裡に幕を閉じた。

三 大懇親会記事

六月九日午後七時、道後公園公会堂に於て、大懇親会を開く。檜垣会長の挨拶の後、田中広島控訴院長は在朝法曹を、岡山弁護士会長窪谷逸次郎氏は弁護士団を代表して、謝辞を述べ、帝国弁護士会、日本弁護士協会、又々挨拶をなし、田中院長発声の下に、一同広島控訴院管内弁護士大会の万歳を三唱し、式を終りて、大宴会のコースに入る。

初夏の空、幸に晴れて、梅雨至らず。四辺の翠緑は微風を送る。場は正面に向つて舞台あり。各方面より松山弁護士会に贈られたる、赤リボンの造花は美しく飾り付けられ、数十の電灯は煌々として、昼かともがふ斗りなり。さしにも広き大宴会場も、主客人を以て埋め尽し、此の間、松山道後の粹を蒐めた紅裾五十名、右往左往、酒間を斡旋す。豪宕優婉の氣、場に溢る。酒数行主客微

醜を帯び、朝野の法曹融合して強固なる一団となる。如何にも愉快なる光景なり。時に憂々の声、齒切りよく、東西くの拍子木打た、かれ、此所に今宵の呼び物たる、松山弁護士会主催の余興、歌舞伎芝居の幕が開かる。今左に当日の芸題配役を記せば、次(注、省略)の如し。

劇は、舞台右側、出語り浄瑠璃に初り、チンチン三絃の音に誘はれて、優しき十次郎が踊はれ、美しき初菊も亦出で、声色上手に衣装も本物なり。

丈高き操、勇ましき秀光、老ひたる皐月等、何れ劣らぬ玄人裸足の立派さなり。笑声堂に満ち、歓呼四隣を動かす。大喝采の裡に演劇の幕が閉ざさる。

光秀忽ち檜垣会長となりて、場に踊はれ、あとく、数々の余興は、法曹遠來の勞を慰めんとする苦心の末に出づ、充分歎を尽さん事を乞ふと。重厚なる院長、脱俗せる検事長、枯淡なる所長、偉軀堂々の検事正、又この鉄則を守りて、法曹融和のために勤む。続いて、紅裾衆の松山踊りを見、主客歎を尽して、盛況裡に散会したり。

当日大会に出席せし芳名を記せば、左の如し。(注、省略)

四 道後の名勝、五 松山遊記、六 瀬戸内海の船遊、七 鹿島巡り、八 悠遊後の感懐(注、省略)

昭和一〇（一九三五）年

⑰ 広島控訴院管内弁護士大会（「公論」第三九卷第一一〇号、昭和一〇年二月号）

広島控訴院管内弁護士大会に臨みて

日本弁護士協会理事 出口鹿一

紀元二千五百九十五年十一月一日は、三種の神器の一一と仰ぎ奉る草薙剣の御遷座の御儀が熱田神宮に於て行はれた記念すべき日である。隣国支那では、六中全会（第六次中央熱監監全体会議）が南京政府の御膝元で開会され、国民党の最高政策が決定される日である。

我には芽出度御遷座の大儀は終り、隣国では兇徒のピストル騒ぎに汪兆銘行政院長が襲はれ、為めに会議はお流れになり、俄に暗雲は低迷して南京政府の前途は目賭するを得ない状態となった。日本民族は飽くまで神の加護厚く、御稜威は日々に映え輝き、吾等はこの神国に生を享けた事を祝福しない訳には行かないのである。丁度此の日、広島控訴院管内の弁護士大会が下関市で開催され、司法権擁護の大声は全天下に鳴り響いたのである。この記念すべき日の暗合は、何等か神の寓意があるのであるまいかと思ひ、決議された事項は神の啓示する神意じゃあるまいかと愚慮されるのである。

私は、奥田勝太郎、阿保淺次郎両君と共に、日本弁護士協会の代表として此の芽出度い大会に臨み、親しく意義ある審議を傍聴

するの光榮に浴したのである。茲に深く其機会を与へられた司会者の方々に御礼を申し上げます。

当日は、小春日和と云ふよりも、初夏のような暖かさで、碧空には一点の雲もなく、絶好の日本晴れであった。場所は関門海峡を俯下する、下関商業学校の講堂で、一目豁然已に天下を呑むの氣魄を湧起する景勝の地である。講堂に入ると、正面壇上には紅い柿の生花は野趣にして然らず、高雅にして品位あり、一点能く広い場内を引締めて居る。其両側に

進知徳淨化欲望 是清

敬以直内 駢書

と高橋是清翁、平沼氏の文字額がある。両者とも文字は能筆とは思はれなかつたが、能く其人と成りを窺知するに充分である。関門は兎角旅人の心を無責任に導き、人間的欲望は汚濁に傾くものであるとか、殊に現代の東洋流の偉人豪傑は随所随所で、中身のアンコをハミ出さすので、此輩の春夢を打ち破る高橋翁の此の寸言は、千金の重きを加へて居る感がする。

定刻午後一時になると、会員は後から／＼と詰めかけた。出席者は左の通りである。（略敬称）

会員側

（広島弁護士会）会長富島暢夫、土井與一、香川秀作、永井貢、松井繁太郎、米田權之助、池田寛作、野間傳吉、高橋光次、岡田陸藏、井上博、林飛隆善、秦良一、水田謙一、三浦強一、野田保規、古森幹枝、鈴木立郎、吉川

三雄司、永井敬一郎、森保祐昌、篤晴興、中場彌太郎、今福新一、田中康道

(鳥取弁護士会) 会長長砂鹿藏、木下義範、原文藏

(岡山弁護士会) 会長大野清五郎、家本爲一、波多野隆助、濱田效三郎、花房和平太、尾谷恭二、恩藤誠一、吉岡榮八、吉田輝彦、吉澤周一、中川衛、山村利幸平、藤田和孝、藤井萬吉、小脇芳一、佐藤重政、坂本方一、軸原憲一、森末繁雄、柴田治、井上守三、中江一也

(松江弁護士会) 会長松本清三、檜垣喜太郎、津島宗康、清家俊三、佐伯研治、松本梅太郎

(松江弁護士会) 会長草光義質、須山貞太郎、柳川兵一、大脇熊雄、栗山政太、森脇忠一

(山口弁護士会) 会長古谷判治、木村信一、藤本直治郎、藤井啓一、民繁福壽、吉賀徳太郎、村岡吾一、田崎慶一、小河虎彦、筒井禎一、岡本勳治、大久保竹久、吉田助、田中男一、田村虎一、原田市之進、岩本憲一、弘重定一、武田次郎、松野一衛、兼崎理藏、小倉泰治、田中兩吉、倉橋亭、武田弦介、長谷川一郎、大田信吉、西山祐道、松本新六、宮内升一、三原鼎

來賓側

広島控訴院長霜山精一、山口地方検事正石塚揆一、山口地方所長吉田茂久郎、山口地方判事伊佐早信、同判事林直早、同判事前田幹雄、同判事三木百之助、同検事松野平一、同判事江本清平、同判事西巻芳二郎、同判事高山達二郎、同判事森田重登、同検事南出一雄、同判事長谷川成一、同検事山崎一男、同判事上田孝造、帝国弁護士会代表鶴澤總明、同福本謙治郎、

広島弁護士会沿革誌 (5) 昭和戦前編・中

日本弁護士協会代表奥田勝太郎、同出口鹿一、同阿保淺太郎、下関市長松井信助、下関市会議長松永幸作、下関商工会議所会頭中部幾次郎、下関商業校長藤井鶴松、漁港建設事務所長内林達一、長府町長原田政佳、下関市助役服部稔、広島控訴院書記長坂本健輔、山口地方監督書記藤本國一、山口地方検事局監督書記村田良一、下関区監督書記徳富高藏、下関区検事局監督書記宗村十郎、関門日日新聞社、馬関毎日新聞社、関門報知新聞社、関門毎夕新聞社、大阪朝日下関事務所

先づ、山口弁護士会長古谷判治氏より左の挨拶(注、省略)あり。次に、一同起立し、君ヶ代を合唱し、座長選挙、昨年大会後の会計其他報告あり、次年度の大会地を鳥取市に決定し、議事に入る。

各弁護士会より提出に係る左記議案に付、慎重に審議し第二十四議案が宿題留保になつた外全部原案可決確定した。

昭和十年
於下関市 広島控訴院管内弁護士大会議案 (一) 内ハ提出会名

第一議案(広島)

被疑者ノ取調ニ該リ警察署ニ人権蹂躪ノ甚シキモノアルヲ認め
検事局ニ於テ之カ監督ヲ一層嚴重ニセラレンコトヲ要望ス

第二議案(山口)

警察署ニ於ケル被疑者ノ取調ニ付テハ特ニ其名譽ノ保持ニ務ム
ルコトヲ当局ニ要望ス

第三議案(松江)

検事局直屬ノ司法警察官急設ヲ建議セラレタシ、現今司法警察

七六五(二九九)

官ニ対シ検事局ノ威信行ハレス他面司法警察官ノ行動実ニ不当
不法ノモノアリテ之ヲ矯正スルニハ最モ適切ナル制度ト認ム

第四議案(山口)

保釈不許可ノ理由タル拘留原因不消滅ノ事由ハ之ヲ具体的ニ開
示スヘク之ヲ法条制定ヲ当局ニ要望スルコト

第五議案(山口)

拘留制度ノ濫用現時程甚シキハナシ刑事訴訟法ノ精神ニ準拠シ
理由ナキ拘留ハ絶対ニ為ササルコト

第六議案(山口)

刑事訴訟ニ於ケル審理ハ従来予審ヲ主トスルノ傾向アリ公判中
心主義ノ徹底ヲ期スヘシ

第七議案(松江)

近來予審中ニ於ケル弁護人ノ弁護權全ク無視セラレタルノ状況
ニアリ当局ノ考慮ヲ求ム

第八議案(鳥取)

予審中ニ於ケル被告人ノ弁護權ニ関スル規定ハ殆ト空文ニ均シ
キヲ以テ其活用ヲ要求スルコト

第九議案(松山)

官選弁護ニ記録ヲ謄写シテ弁護人ニ交付セラレンコトヲ当局ニ
要望ス

第十議案(広島)

裁判所(検事局ヲ含ム)ノ職員ヲ増員セラレンコトヲ要望ス

第十一議案(岡山)

大審院ニ於テ従来ノ判例ヲ變更スルニ當リテハ必ス聯合部ヲ開
キ裁判ヲ為シ判例ヲ統一スルコトニ努メラレタキコト

第十二議案(松山)

判例變更ニ聯合部裁判ノ制勵行ヲ大審院ニ要望ス

第十三議案(山口)

大審院力従来ノ判例ト異ル判決ヲナス場合ハ必ス聯合部審理ヲ
ナスヘキ規定ノ勵行ヲ望ム

第十四議案(鳥取)

大審院ノ抗告ニ対スル決定ハ活版刷ヲ廢シ事案ニ対スル理由ヲ
付スルコト

第十五議案(山口)

民事訴訟ニ於ケル代理ハ凡テ弁護士ニ限ル旨訴訟法ヲ改正スヘ
キモノトス

第十六議案(鳥取)

現行執行法規及執達吏ニ関スル旅費及手数料等ニ関スル規定ハ
時代ノ要求ニ伴ハサルモノアリ法規ノ改正ヲ促進スルコト

第十七議案(鳥取)

和議法中虚偽不正ノ方法ニ依ル和議成立ヲ防止シ及和議条件ノ
履行ニ関スル方法ニ付法規ノ改正ヲ要望スルコト

第十八議案(山口)

破産法第百三十九条ニ依ル費用ハ審理終結ニ接着シタル場合ニ

予納ヲ命シ又破産財団ヲ以テ費用ヲ償ツテ余リアリト認メタル時ハ直ニ該予納金ヲ還付セラレンコトヲ裁判所ニ要望ス

第十九議案（岡山）

在野法曹ハ結束シテ速カニ「金銭債務臨時調停法」及「小作調停法」ノ撤廃実現ニ努力スルコト

第二十議案（鳥取）

金銭債務臨時調停法ハ百弊アリテ一利ナキニ依リ速カニ廃止スルコト

第二十一議案（山口）

金銭債務臨時調停法ハ速カニ之レヲ廃止スヘキモノトス

第二十二議案（岡山）

金銭債務臨時調停法第一条ノ目的趣旨ニ鑑ミ同法第五条ノ規程ヲ一層勵行スルコト

第一条「負債ノ整理ニ依リ誠実ナル債務者ヲ更正セシムル為債権者債務者ノ互譲ヲ必要トスルトキハ当事者ハ本法ニ依リ調停ノ申立ヲ為スコトヲ得」、第五条「事件カ性質上調停ヲ為スニ適セス又ハ当事者不当ノ目的ヲ以テ濫リニ調停ノ申立ヲ為シタリト認ムルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ調停ノ申立ヲ却下ス云々」

第二十三議案（広島）

功勞顯著ナル弁護士ニ対シ国家的優遇方法ヲ講セラレンコトヲ要望ス

第二十四議案（松江）

広島弁護士会沿革誌 (5) 昭和戦前編・中

弁護士カ国家欠クヘカラサル司法機關タルコトヲ一般ヲシテ知ラシムル要アリ其具体的方法ニ付御高見ヲ承り度シ

尤も第一、二、第四、五、第七、八、第十一、十二、十三、第十九、二十、二十一ハ各合併審議シ各案とも原案を可決した。

審議に際し、各地会員は熱心に真剣に各議案を逐次議題に供し、一言半句も忽語にせず、提案理由、質疑応答は議場に徹底し、各会員の明朗と元氣は場内に溢れ、真に国事を憂ふる者の風采であつた。会議後、此等の闘志に燃えて居た会員に面接すると、何れも皆相当の年輩者で二、三十年から四、五十年の経験揃ひで、此の老人（？）で彼の元氣ありと思ひ、心中少なからず驚嘆したのである。

従来、弁護士大会が年中行事の一として、兎角儀礼化するやうに感ぜられるものもあるが、今回の本大会は全く其選を異にして、微塵もかゝる気分なく、終始緊張し、真剣其者であつた事は、討議する議案が司法権の擁護であり、司法改善の大目的であり、時節柄非憲糾弾の憂国の叫びの高い時節であり、討議する者が広島控訴院管内六県下の在野法曹の知囊の集りであつたから、意氣軒昂であることも当然で、彼の老人（？）の元氣と正義感の強さは、引いて我国の力強い発展を所期して居る証拠である。

審議の中で、特に印象を深くしたのは、人權蹂躪に關して警察官、検事、予審判事の取扱方に付き、反省と注意を喚起する決議と金銭債務調停法が理論的にも実状から見ても、是非とも廃止す

べき悪法であるとの昨年の決議を繰返したことである。

斯る決議が繰返さられて居たら、如何に頑迷な其賛美論者も、御時世と神慮を懼れ、其非を改め改善の期を早めるものと思ふ。

故に征矢の數將を射止めないことを悔ゆる必要はない、正義の征矢に敵対する者は必ず滅びるであらう。

會議終了後、左の如き霜山控訴院長の挨拶があった。

霜山広島控訴院長挨拶要旨

一言御挨拶を申し上げます。本日は広島控訴院管内弁護士大会を開催せられまして、御招きに預り臨席の機会を得、且多數の弁護士諸君と御目にかゝる機会を得ました事は、私の非常に欣幸とする所であります。私は未だ就任日浅いのでありまして、管内の事情も良く承知して居らないのでありますが、本日多數の司法関係の重要な問題に付て、熱心なる御討議御研究を拝聴致しまして、心私に敬服致しますると同時に、諸君の司法事務の改善發達の為め努力して居られる御熱誠に対して、満腔の敬意を表するものであります。本日は色々な問題が討議されましたが、裁判所に関する限りに於きましては、出来るだけ御決議の趣旨に従ひまして、事務の改善發達を期したいと考へて居るのであります。素より色々な問題に対して、一々私の意見を申上げる事は、既に時刻も迫つて居りますので、當を得ないと思ひます。私も個人としては意見を持つて居りますが、大体に於て出来る限り此の決議を尊重し、出来る範圍に於て実行すると云ふ事を、此所に宣言する

事に依つて、御免を蒙りたいと思ふのであります。今日色々司法事務の改善に付て、又司法制度の改善と云ふ事が朝野の大問題になつて居るのであります。併し乍ら制度の改善と云ふ事も素より結構であります。私共の考へます所に依りますれば、制度は未であつて運用は人に在る、言換へて見れば運用は一に心に在る、斯う云ふ風に思ふ。若し我々朝野の法曹が心を一にして、本當に純真な心の上に相結んで司法事務の改善の爲め尽されたならば、制度の改廢の如きは少しも問題では無いと考へるのであります。而して、弁護士諸君が此の如く大会を開きまして、熱心に司法問題に付て御討議なさる事を拝聴致しまして、我々が朝法曹に於ても皆さんと協力して、充分なる司法改善の実行に移り度いと考へます。制度を改善せずして、法の解釈に依つて司法制度の運用を完全にして行くと云ふ事が必要な事である。一々制度を改善すると云ふ事は出来ない、寧ろ法律の解釈運用に依り、制度の欠陥を補ふて行くのが、司法の發達に必要なやり方ではないかと、実は考へます。其れでありますから、問題は人の心に在り、制度に非ず、左様に考へるのであります。裁判所側と致しましても、出来るだけ誠意を以て、司法事務に當つて居る事は御承知の通りであります。併し乍ら何分近來事件が激増して居りまして、心は焦れども手が其れに従はない憾みが無きにしても非ずで、事件の延滞と云ふ事は、多少問題となりますし、或は刑事に於ても拘留が長期に渡る様な事が起つて参ります。私共出来るだけ何とか

して、手不足な職員を督励致しまして、斯る弊害に陥らない様に極力努めて居るのであります。此の点に付きましては、どうしても弁護士諸君の御協力を得なければ、解決する事が出来ないと考へます。職員を増員する事も素より必要だと思ひますけれども、今日の財政状態に於ては、職員を増員する事は殆ど不可能事であります。従つて、事件延滞或は拘留が長期に亘ると云ふ様な非難を蒙りまする事は、甚だ裁判所としては手不足で手が廻らない等と申し上げる事は、相済まない訳であります。実に穴があつたら這入りたい様な感じがするのでありますが、何うかして出来る丈け事件を進捗し、拘留の如きなる丈け短期に止める事を原則としたいと考へて居ります。此の点に付ては、在野法曹の諸君に於きましても、充分なる御留意を賜りはりまして、司法事務の改善に尽されん事を希望して已まないものであります。終りに臨み、皆様方にお話をする機会を与へられた事を厚く御礼申し上げます。

院長の挨拶の内には、幾分儀礼的なものもあると思ふが、一般官吏の外交辞令と違ひ、実行力に富む司法官の言明の内には、「今日の決議を尊重し、管内に於ける事務取扱ひの統一を計り、決議になつた事項は、成るべく実行に移すよう心掛ける」とのことであつたから、会員一同に多大の満足を与へたようであつた。

次に、我が日本弁護士協会代表として、奥田勝太郎君が壇上立つて、次の如き挨拶をした。

奥田日本弁護士協会代表挨拶要旨

広島弁護士会沿革誌 (5)昭和戦前編・中

本日は、広島控訴院管内弁護士大会を御当地に於て御開会に付ては、霜山広島控訴院長閣下、各在朝法曹併に松井下関市長、其他各紳士多数御來会の下に御開催、我日本弁護士協会も御案内を忝ふしたるを以て協会々員阿保淺太郎君、協合理事出口鹿一君、同理事不肖私等が会を代表し、此席末に列するの光榮に浴しましたことは、衷心感謝する処であります。不肖私は聊か年長の故を以て、乍僭越協会を代表し茲に御挨拶を申上る次第であります。

先刻來、司法制度改善、人權擁護問題に關し、本会に御提出に相成りたる各種の議案御討議を拝聴するに、何れも時宜に適したる緊要なる案件と認められますから、一日も早く之が實現を期せられむ事を切望して止まぬのであります。

我日本弁護士協会は、御承知の如く、明治二十九年六月の創立でありますから、爾來四十年間の星霜を経過し、其間司法制度の改善、人權擁護の大使命に邁進し來り、聊か国家社会に貢献し、多少の成績を挙げましたけれども、未だ各位の御期待に副ふ程の実績を挙げ得ないのは、常に遺憾に存する処でありますから、今より一層努力致したく考へ居る次第であります。従て先刻御決議に相成りたる諸問題に付ても、及ばずながら我協会に於ても十分之が實現を期すべく努力致す積りであります。猶ほ申上度は法治國たる我邦の在野法曹としては、唯に司法制度の改善並に人權擁護に奮励努力するのみを以て足れりとせず、一般行政の円満發達を企図する上に於ても、之が援助と監視を為す必要ありと思はれ

七六九 (二〇三)

ますから、此点に関しても各位は為国家一層の御尽力あらん事を切望致します。

偕て先刻御決議に相成りたる数多の議案中、最も重点とする点は、金銭債務調停法の撤廃にありと思ひます。此の法律は御承知の如く、非常特別法として昭和七年時の小山法相時代に立案提出せられ、議會協賛遂に法律となり、同年十月より実施せられたのであります。素より其当時の財界は非常なる不況に陥り、善良なる債務者の困憊一方ならざるを以て、之を救済するため必要ありとし、便宜上設けられたる一時的の法律でありますから、其実施期間も短期でありましたが、更に昨年四月より遂に恒久法となつたのであります。乍併此の法律の悪法化したることは、国民多数の認むる処でありますから、先づ在野法曹は一致団結して、之が撤廃を切望して止まざることは、既に全国弁護士会長大会に於て論述せられ居るのみならず、「法曹公論」其他「正義」等の雑誌に於ても、縷々撤廃せざる可らざる理由を詳論せられ居るにも不拘、中央司法当局は全国裁判所よりの報告に重きを措かれ、同法実施の成績良好なりとの理由の下に、之が撤廃に反対せらるゝは、誠に遺憾の至りであります。成程一面よりすれば、此の調停法は、誠実なる債務者の更正上多少の効果あらむも、這は全く一小部分の現象に過ぎないので、此の法あるがため不良の債務者は奇貨措くべしと為し、云はれなく調停を申立て、徒らに其債務の減額又は支払延期を求むる等、債務者の義務觀念は殆ど減却するに至り、

之がため債権者は少なからざる迷惑と、損失を来し居る実情でありますのみならず、此の調停法のため債権者は折角勝訴したる確定判決も、忽ち調停にて覆へざる、に至り、従て民間の金融業者は、従前の如く金融を為すことを厭ひ貸出をしませぬから、多くの中小商工業者を始め、資本薄弱なる生産者をして益々困憊に陥らしめ、今日の如く金融の梗塞を来したることは、真に憂慮すべきことであります。又此の金銭債務調停法の運用上看過すべからざる不合理の点は、訴訟事件として現に裁判所に繫属中、当事者一方に於て調停の申立を為せば直ちに受理せられ、其訴訟は忽ち中止の効力を発生しますから、裁判所は如何に審理を継続せむとするも、出来ないものであります。之れは唯だ金銭債務調停法のみならず、借家、借地調停法皆な然りであります。如斯調停に絶對の權力を付与することは、明かに我憲法の大精神に反するのみならず、實に裁判所の權威信用を失墜すること、是れより甚敷はないのであります。吾人は、憲法に依り定められたる裁判官の裁判を受くる権利を、確保せられ居るにも拘はらず、調停法なる特別の法律により、此の権利を剝奪せらるゝが如きは、真に由々敷悲痛事と云はねばなりません。

以上申上た如く、金銭債務調停法(其他の調停法も含みます)は、便宜特別法とは云ひながら、其成立既に憲法の精神に戻るのみならず、社会の実情に適合せざるを以て、速かに之が撤廃を絶叫せざるを得ないのであります。然れども前述べました如く、司

法当局に於て撤廢に同意せられざる上は、我々在野法曹のみの大なる努力も容易に其効果を奏すること能はざるものと思はれますから、我日本弁護士協会は更に全国弁護士会、実業家、其他各方面より、此の撤廢に關し参考となるべき材料の供給を仰ぎ、衆貴両院の法曹出身議員諸君の協力を求め、断乎斯法撤廢に邁進し所期の目的を貫徹したいと思ひますから、各位に於かせられても、此の点に關し、多大の御配慮あらむ事を切望して止まない次第であります、猶ほ本問題其他の問題に關し、御参考のため開陳致したきことありますが、時間の都合上差控へ、是れにて御免を蒙りたいのであります。終に臨み、謹んで各位の御健康を祈ります。

大会終了後、一同は宴会場である春帆樓に向いた。日清講和談判の折、両国の全権が全能力を傾けた其部屋で、山海の珍珠を頂戴するのであるから、いくら鈍感な私でも、此部屋を説明されれば、懐旧の情が起らない訳はない。会場は已に然り、それに釣合つた酒肴の説明は敢て略す。

余興に曰く、万歳、素囃子、清元、踊りと土地一流の美形が間断なく続く、殊に会員ばかりで演じた喜劇忠臣蔵は、脚本は勿論、衣装振付、演技等堂に入ったものである。お軽に扮した松野君は、芸者裸足のキリヨ良しであり、小倉君の伴内は相当月謝を支払つたものと認められる。

本大会の会員中には、隱芸に相当自信を持つて居る者が多いと仄聞して居たが、司会者の準備満点の爲めに、五、六時間が瞬時

に過ぎ去り、拝聴することが出来なかつたのは、甚だ遺憾であつた。

翌二日は、下関唐戸棧橋から関門海峡を下関市のランチで視察した。下関市は、地勢上我國のノドクビに位し、国際都市として重要な都市であるばかりでなく、北九州の工業都市、門司、大里、小倉、戸畑等を控へ、又大漁港としての計画が松井市長の手で着々進行して居る。それに、国として何千万円かを投じ、関門隧道が近く着工されると云ふので、全市は不景氣知らずの活氣が漲つて居る。

此の天恵の都市は、史蹟に富み、山紫水明、対岸門司を擁して、海峡は一大公園である。

山陽は斯く吟っている。下関十詩の内、

○綠酒紅燈醉眼迷 萬牆影裡月高低 醒來忽覺身爲客 隔水

青山是鎮西

○長街如帶蘸波光 面面青山護萬橋 莫怪湖頭駛於箭 厓門

一出是玄洋

一行はランチに乗り、東に西に湖水を渉るが如く海岸を廻り、岩流島、満珠、干珠島等の伝説を偲び、壇の浦に着いた。嗚呼、寿永の秋もこんな天気であつたかと天を仰ぎ山を臨み、人生の哀れを感じ、幾度もく／＼流れの速い水底を見守つた。安徳天皇を祭る赤間宮、平家一族の墓は、此地を過ぐる旅人をして永久に感慨を深からしめるであらふ。

陸に上ると、長府行き電車が待つて居る。此地は、明治維新後多の人材傑士を出した土地である。乃木將軍の生れた家が、現形のまゝに保存され、一般の觀覽に供されて居る。僅か六疊と三疊の部屋に沓坪半位の土間ある丈で、將軍のありし日を偲び、涙が眼底に滲み来るのを覚える。將軍の功績は、軍事の功績のみではない。人間乃木としての將軍は、此郷土の青少年に多大の感化を与へ、イヤ我國の青少年に、國民全部に、着実剛堅に進むべき道を、口に囁々せず。日常の行ひを以つて教へて居るのである。午後二時長府樂園地で、下関市長の午餐会招待に出席し、町重な饗応を受けて散会した。終りに臨み、司会者側一同及下関市関係者一同に対し、深く御礼申し上げます。

⑮ 広島控訴院管内弁護士大会 (正義) 昭和一〇年二月号)

昭和十年度広島控訴院管内弁護士大会出席報告

理事 鵜澤總明 理事 福本謙治郎

広島控訴院管内弁護士大会は、実に今より三十余年前山陽鉄道が開通の時に創立せられたとのことで、毎年一回管内弁護士会の所在地に於て廻り持ちに開催せられる。本年は、山口弁護士会の主催で、下関市に於て開催せられた。時は昭和十年十一月一日、二日晚秋快晴の好日、地は関門北岸形勝の名港、朝野法曹其他來賓百四十余名あり、頗る盛大の会であつた。

一 大会日程 (時間の都合日程に少しの変更ありたり)

昭和十年十一月一日 (金曜日)

- 一、午後一時より下関市立下関商業学校講堂に於て議事を開く
 - 一、同所に於て記念撮影
 - 一、午後六時より同市阿弥陀寺町春帆樓に於て懇親会を開く
- 同年同月二日 (土曜日)

- 一、午前九時同市港町唐戸棧橋集合
- ランチにて大漁港工事視察……長府町沖干珠満珠両島周覽 (船中小宴) ……同町外浦棧橋上陸、徒歩五町覚苑寺……尊攘堂……乃木神社……忌宮神社参拝
- 一、正午より長府町樂園地に於ける下関市長の午餐会に出席
- 一、午餐会終了後散会

二 大会出席者 (敬称略、順序不同)

(來賓)、(會員) (注、省略)

三 第一日

(一) 会 議

十一月一日午後一時半、下関市立下関商業学校講堂に於て、左の次第に依つて開催せられた。君ヶ代合唱 山口弁護士会長の挨拶 議長の選挙 前回の経過報告 議事 來賓祝辞、挨拶 閉会 議事は左記の議案に付て、極めて熱心に遺憾なく討議せられた。殊に金銭債務調停法の弊害多き実例を挙げて論証し、之が廢止を強調せられたるは、洵に我帝國弁護士会の意見と一致する所、其

他人権蹂躪の事実に対する処置、弁護士士の地位の向上に対する方策等、重要な多数の議案が、会員諸氏の緊張せる努力に依て滞りなく議決せられた。

○議案（注、省略）

○古谷山口弁護士会長の開会の挨拶（注、省略）

○霜山広島控訴院長の祝辞（注、省略）

○鵜澤帝国弁護士会代表の祝辞、挨拶

本日広島控訴院管内の我が在野法曹各位は、在朝控訴院長閣下を始め各高官の判検事の列席の下に、弁護士を基調として司法問題に付き、重大なる決議を円満平和裡に決行されました事に對しまして、深く敬意を表する次第でございます。秋の澄み渡りたる季節は、秋官の言葉さへ思ひ出されるのであります。此の好季節に當りまして、帝国弁護士会の我々迄御招請を受けまして、茲に列席する光榮を得ました事を、感謝する次第で御ざいます。

本日の御決議は帰する処、国民の向上進歩、即ち国民の権利義務と自由と、司法の威信、司法の信用、斯う云ふ様な問題に關しました、重大なる御決議であると考へるのであります。刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法等々、殊に明年度より施行になりまする弁護士法の改正に依りまして、私共弁護士は今日より一段の準備を積むべきであらうと思ふので御座います。が、弁護士士の地位、弁護士士の品位に付ての御決議が、誠に条理を尽して、夫れ／＼可決に相成られました事は、我法曹界の一大進歩を予言したものと

で、誠に時を得たものであると思ふ次第で御座います。我々法曹の立つ所は、信用で御座います。論語に民信ぜざれば立たずとあります。民信なくんば立たずともあります。が、信と云ふことは東洋に於きます我々の共存生活の原則となつて居るので御座います。在野法曹と致しましては、国民と司法の間に職を奉じまして、此の信任の關係を最も完全に示現する職責が、即ち我々の職責であると考へるのであります。此の職責に依つて、我々の地位の發展する事は、同時に国家が弁護士士の地位を認めなければならぬと云ふ事になるので御座います。先づ、在野法曹と致しまして、此点に御留意を願ひました事は、私共殊に帝国弁護士会の關係者と致しまして、厚く御礼を申上げて置きたいので御座います。人權問題は、目今日本全国の問題となつて居るので御座います。此の問題が、在朝在野の法曹に依りまして、適正に解決せられぬいと云ふ場合には、司法の威信に關係する大問題であると思ふのであります。単に一事件、一被告人の問題のみでは無いと思ふのであります。又、債務調停法に付きましても、若しそれ裁判が良く運び、問題の解決が良く付くと云ふ事で御座いますれば、斯の如き法律は直に其の意義を失ふのであります。此の法律は、当時農村の救済の爲め、千円程度の債権を限度として、調停法を設けようと云ふ様な一種の便宜的な理由が含まれて出来たのであります。故に、現に本質的に実行せらるべき司法制度が、完全に働いて行くと云ふ事でございますならば、斯の如き調停法は必要が無

くなる事は明白であると思ふのであります。

此の演壇に立つ場合に二十分と云ふ時間の制限があります爲めに、私は是れ以上申上げません。後に福本理事より、帝国弁護士会の諸種の決議に付きまして、二十分間の中として、五分間位の間に御座います。是れは、弁護士会ばかりで無く、司法上重要な問題で御座りますので、御静聴を煩はしたいので御座います。本日は鄭重なる御招待に対し、又熱烈なる御決議に對しまして、深く敬意を表して、此の演壇を退き度いと思ひます。

○福本帝国弁護士会代表の報告、挨拶

時刻も迫りましたが、只今鶴澤博士の仰になりました事項に付て、帝国弁護士会が執つた事を、簡単に御報告申上げます。本日御決議に爲りました事項は、帝国弁護士会は全く同意見であります。殊に、金錢債務調停法の廃止法案と云ふものを、今春の議會劈頭に法曹出身の代議士を経まして提出致しました。所が遺憾にも、審議に到らなかつたのであります。是は、随分反対のある事は事実であります、之から充分理由を考慮して、更に目的の達成に努めたいと考へて居ります。それから、人權問題、之は帝国弁護士会も以前から非常に痛感して居る所でありまして、近來殊に其れが甚しいので、委員を全国に派しまして調査しました所が、驚くべき材料が集まつたのであります。拷問の結果死に至つたのもあります。中には電気の器械を以て拷問する、さうすると後に

痕跡が残らないと云ふ様なものや、其他沢山材料が集まつて居ります。其処で之に付て、司法大臣、内務大臣、検事総長、検事長其他当局に警告し、要望致しました。充分調査して善処すると云ふ事でありました。其れから、大審院の聯合審判の事でありまして、之は全く同感でありまして、之は本年九月五日に大審院對する警告決議を致しました。之も広く材料を集めました処が、随分矛盾して居ると考へられるものがあつた。其の材料を添へて、決議書を大審院長に差出し、面会して決議の趣旨を述べました。之も良く調べて、然るべく処置すると云ふ事になつて居ります。之が今日御決議になりました重要な事項に相当する事柄で、帝国弁護士会が取つた態度であります、未だ現在色々改善する事項が多くあります。準備手続のあまり必要の無いものは、之を省いて直に口頭弁論に移すことにして、徒に準備手続の訴訟の遅延を來すことのないやうにすること、執行に於きまして、改善すべき事が多くありますこと、又裁判の結審後言渡しまで非常に遅延するものがある。一年も過ぎて未だ言渡が無いものがある等の事柄や、其他民事刑事に亘つて、色々改善すべき事項を此の頃集めて、今頻りに研究して居りまして、司法の改善に努力したいと思つて居ります。之は唯中央許りでなく、各地方の弁護士会の皆さん方の御協力を得まして、相共にやるのでなくては、目的の貫徹が出来ないのであります。現時思想の混沌として居る時、國民は専ら此の司法権のみに信頼して居つたのであります、現狀

で行くと司法権の信用をも疑はれることになりはしないかと憂ひます。それで、どうしても今之を改善しなければならんと云ふ事を、帝国弁護士会は考へて居ります。

今日御決議になりました事は、会に報告致しまして、よく御意思のある所を伝へたいと思ひます。今後共、司法改善、弁護士地位向上、此等に関する材料なり、御意見なりがありますれば、どしく御寄せ下さいまして、共に此の目的に向つて邁進したいと思つて居ります。甚だ遅くなつて失礼致しました。

(二) 懇親会

会議終了後、一同直に懇親会場たる春帆楼に向ふ。楼は市の東方阿弥陀寺町の安徳天皇を奉祀せる赤間宮の西側に在り、紅石山を負うて高台に位し、前面近く海に臨んで、東方壇ノ浦に連る。楼に到れば、既に暮色関門を包み、対岸の門司市の電灯は、螢火の群がるが如く海水に映発して、実に壮美の観を極めた。殊に陰曆六日の弦月が門司山上に懸り、春帆楼の秋夜の景趣一段の美観を添へた。宴席は、実に明治二十八年四月日清講話談判の開かれた大広間に設けられた。我は伊藤総理以下、彼は李鴻章以下、両国の俊傑が樽折衝した其室である。遠く当時を追懐して、現時の我国運隆昌の由来する所を想ひ、感慨転々禁ずること能はず。別室には、藤公筆の聴潮閣の文字の額と李鴻章の景色風光不尽の詩の額とが、今対峙して掲げられてある。国事互に折衝鏑を削つて、風流互に相通ずるものがあるか。懇親の宴は、古谷山口弁護

士会長の開会の辞に始まり、我が鶴澤博士來賓を代表して、「歴史上由緒深い当地に於て、御招待を受けて誠に光榮であります。本日は極めて重大なる事項を御討議になり、今又、在朝在野の和を計る御懇情から、此の講話談判締結の所に於て、此の盛宴を開かれたことは、朝野共に手把つて日本の大経綸をなす前兆と想はれ、実に意義あることで、御招を受けて誠に難有、茲に深く感謝の意を表します」との洵に事所相応の挨拶があつた。

次に、富島広島弁護士会長の会を代表しての挨拶があり、山海の珍珠を尽した下関料理の御馳走に、酒盃頻りに動いて感興盛に湧いた。万歳、清元、関門音頭数番の余興あつて、関門の情調彌々漲る。会員余興としての喜劇忠臣蔵は、実に振つた秀逸であつた。一同は終始抱腹絶倒、喝采拍手して止まなかつた。懇親の宴会は、盛大で感興を尽くして、午後十一時散会した。

四 第二日

大会第二日は、午前九時同市唐戸棧橋集合、ランチにて大漁港工事を視察し、海路長府に向つた。

下関市は、本州の西端に在つて、山を負ひ海に臨む天然の景勝で、近く九州の門司市と相對して瀬戸内海の西口を扼する帝都西部の大玄関である。朝鮮台湾より延いて欧亚連絡の門戸たり。殊に滿洲帝国の建国進展に伴ひ、其地位の重要性を更に増大した。歴史に徴するに、遠く天孫降臨の時の御事蹟を伝へ、三韓征伐の御遺跡あり、源平戦争の終幕の地として特に著しく、南北朝、豊

公征韓の史蹟を止め、幕末には尊王攘夷の先駆地として、明治維新の烽火を挙げ、志士淵叢の地であった。歴史の港、商業の港、交通運輸の港は、今や万国航路の要地となり、茲に本土九州を連絡する海底隧道の起工、其他築港埋立等大規模の大江関港拡張計画が企てられた。又大漁港としての計画も其内の一つである。

(一) 下関大漁港工事祝祭

下関港は、東周防灘を擁し、北に広濶なる日本海を控へ、山口、福岡両県沿岸に於ける近海漁業、渤海、黄海及支那海、台湾方面の宏大なる漁場に於ける漁獲、鮮魚の全国的配給をなす地理上の優越によって、本邦第一の鮮魚市場となった。其外製造加工業並に海草肥料等の水産取引亦旺盛にして、最近遠洋漁業が遠く南洋より印度洋を越え阿弗利加沿岸近き方面まで拡大せる、全く世界的雄飛時代に至った事実と共に、将来名実共に世界屈指の大漁港たるに至るや明かである。茲に於て、下関大漁港修築計画は、当然必要となった。其工事の概要は、外海より下関港に奔入する小瀬戸の急潮を遮断し、彦島埋立地との間を更に締切によって陸接し、彦島臨海区域と相對して、波浪平靜なる運河内港を形成し、其処に魚揚岸壁漁船岸壁を築造し、大漁港の真価を發揮せしむるに在り、斯くて大商業港、大漁港相接して、大江関港の実現を期するのである。

此の大漁港工事視察として、一同は秋晴の艇上快く海風に吹かれながら、小瀬戸、彦島、門司、大里沖を廻航して、活気ある関

門の景況と工事計画の大とを驚嘆しつゝ、ランチは壇の浦に進んだ。

(二) 壇の浦

下関門司両市の東方は、本州と九州との土地彌々逼つて早鞆の瀬戸となり、潮流甚だ急である。壇の浦古戦場はこの東方にある。御裳川の川口が見える。その沖は畏くも 安徳天皇の御入水遊ばされし所と言伝ふ。憶へば、元暦二年三月二十四日源平の兵船数千艘入乱れて決戦した。赤白の旗旗醒風に飄り、矢叫の聲、劍戟の音、突撃肉搏、大修羅場は現出した。平軍遂に利あらず、源氏の大勝となった。「赤旗赤符海上に充ちて、紅葉を風の吹き散らしたるが如し、玉楼金殿の昔の榮華船中の波の底、今の有様思ひ並べて哀れなり」と、盛衰記の作者は叙した。今は海波の流れに昔の跡を偲ぶのみ。

進んで前田沖に到る。此所は文久、元治の役に長州が率先して、奉勅攘夷の第一声を放ち、英米蘭仏の四国聯合艦隊を迎へて奮戦し、日東帝国男子の氣概を示した有名な場所である。

(三) 長 府

ランチは内海を進航して、長府の外浦に達し棧橋より上陸した。長府は、旧長府藩主毛利氏の城下にして、白砂青松風光明媚の勝地、古都浦遠浅に波を湛へて、干珠満珠の二島海中に青螺の如く浮ぶ、徒歩数丁にして、○忌宮神社に参拝す、仲哀天皇 神功皇后 応神天皇を奉祀す、境内は、仲哀天皇熊襲御親征の時、神功

皇后と共に行在し給ひし豊浦の宮の址である。数法庭といふ古式の祭礼が今に伝はる。○乃木神社に詣つ、忌宮神社の北隣に在る、軍神乃木大将夫妻を祀る、崇高簡素にして祭神の徳を欣仰せしめ、参拝する者絶ゆることなし、神社に接して乃木大将の旧邸宅がある。武人の典型、精忠無比の將軍の生立が偲ばれて感慨特に深い。

○旧藩主毛利邸の観覧を乞ひて、明治天皇行幸の間を拝観した。

○更に尊攘堂に到る、堂は功山寺境内に在り、桂彌一郎翁が故吉田松陰先生及品川子爵の遺志を奉じて建立せられたもので、明治維新の時、尊王攘夷に尽瘁した志士の遺墨並に遺什を蒐めて、陳列してある。又其側に万骨塔を築きて、全国の石を集めて国事に死せる万骨を供養せらる。

(四) 午餐会

長府名所を訪れた一行は、午後一時過ぎ、古都浦海浜の新名所長府楽園地に於ける、下関市長の午餐会に出席した。松井下関市長の慇懃なる開会の挨拶あり、次いで霜山控訴院長の來賓を代表しての答辞あつて、鄭重なる折詰の饗応に一同歡喜の酒盃を傾けた。古谷山口弁護士会長の首唱にて、下関市の万歳、富島広島弁護士会長の首唱にて、長府町の万歳を、各三唱して午後三時散会した。斯くて、二日に亘る大会は、極めて有意義に終始した。

本大会に於て、各会員諸氏は態々多数出席して、我国司法権擁護の爲め熱心に討議し、尽瘁せられたること、特に主催地の会長其他の諸氏は、設備万端に斡旋尽力せられ、懇篤なる款待を忝う

したること及下関市、長府町の鄭重なる御厚志を茲に謹んで感謝す。併せて、今後大会は彌々盛大にして、邦家の爲め益々尽瘁あらんことを祝福し切望す。(了)

昭和一一(一九三六)年

①広島控訴院管内弁護士大会〔公論〕第四〇卷第五号、昭和二年五月号)

広島控訴院管内弁護士大会に臨みて

日本弁護士協会代表 長野國助・富田順一

(一)

日本の創元、神代出雲文化華かなりし当時の中心地である伝説の都、鳥取市は現今に於ても山陰文化の源泉地である。

天文四年布施の城主山名誠通城砦を久松山に築いたが、永祿六年其の臣武田高信其城に拠つて叛き、山名豊數之を伐たんとしたが、遂に克たずして、高信の威勢大いに振ふ。之が鳥取の城邑となつた始めである。

天正元年山中鹿之助が來つて、山名豊國を援けて高信を誅し、鳥取城に入つて本府としたが、後毛利氏に属し、吉川經家之を守るも、天正九年羽柴秀吉が攻めて之を取つた事がある。

慶長六年池田長吉、之に封せられて本城を改築し、市井を整理し、池溝を穿ちて長堤を外郭に築いた。後、元和二年池田光政、姫路から移封せられて、大いに城市を拡大し、現在市街の形態を

残せしと云ふ。斯かる沿革に富み、因幡の兔を以て懐かしい鳥取市に於て開かれる、広島控訴院管内弁護士大会に、我日本弁護士協会を代表して出席するの光栄を得た余等一行は、四月九日夜九州弁護士大会出席の大塚、西田両代表と共に、東京駅を出発した。京都へ着いたのは、翌朝の七時半である。余等は、茲で九州行きの両君と別れて、山陰線に乗り替へた。窓外の春の山々にはまだ残雪が深い。

「ここは綾部ですね。」「そうですね。」「こんどは王仁三郎も参つたらう、例の立派な綾部御殿もブチ毀したかな。」「さあ、毀したかも知れませんが、なにしろ理屈は言はせませうまいから。」「チト遣り過ぎるんじゃないかね、協会あたりでも、兎に角問題の真相だけは調査して置くとい、んだがねえ。」「時節柄なか／＼手が出ますまい。」「そうかねえ、今の在野法曹はそんなに意気地がないかね。」「え、どうして皆利巧ですから。」

そんな断をしてゐるうちに、福知山に来た。

「弁当を買ひませう。」「え、買ひませう。それから、さつき京都で買ったやつが一本ありますね。」「ありますね、ぬきませう。」「旅行は駅弁に限りますね。」「全く同感、汽車の食堂ぐらい不味いところはありませんね、時にこの酒は中々飲めるが何でせう。」「白雪でさ、この酒は特に冷やがうまいと云ふ評判ですよ。」「この弁当もなか／＼うまい、第一米が好い。」「しまった、もう一本買って置けばよかつた。」「其うち鳥取へつきますよ。」

余等は、駅弁で腹をこしらへ、一本の白雪に陶然としてゐる内に、二人ともうと／＼としてしまった。眼を醒ますと、岩美駅である。これから二つ目が、いよく目的の鳥取だ。この冬は余程の大雪であつたと見え、まだ此辺の山野には雪が多い。

午後二時半、吾等は幾多のローマンスに富む鳥取市についた。駅頭には、早くもこの地の同僚、近藤守藏、魚谷市左右衛門の両君等が出迎へに来てゐて下さつた。で、早速、これも同君等の御厚意による宿舍鳥取ホテルに落ついた。

少憩後、先づ鳥取弁護士会長長砂鹿藏君を訪ひ敬意を表し、この度御招待の御礼を述べた。同夜更に長砂、近藤、魚谷、中田、青戸の諸君の鄭重なる訪問を受け、厚く遠来の労を犒はれた。余等は、深く主催地各位の心づかひを感謝しつゝ、宿の温泉に旅塵を払つて寝に就いた。

(二)

翌十一日、天気は先づ上乘である。聞く所によると、鳥取市は桜の名所で、これを今回第一の景物として、大会を催された由であるが、天無情春寒未去とでも言ふのか、遂に爛熳たる長堤二里余の桜花を賞するを得なかつたが、流石に駘蕩たる春の気分は、随所に横溢してゐた。われらは、定刻正午前、この日の会場たる鳥取商工会議所に臨む。会するもの実に百二十有余人、何れ劣らぬ鉄中鏘々の人士のこと、て、其意気既に議場を圧してゐる。やがて、帝国弁護士会の井本常作、千葉秋雄の両君が見えられ、次

いで霜山控訴院長、中谷鳥取県知事、高野鳥取地方裁判所長、徳江検事正の諸氏亦来会、互に一応の挨拶が済んだ所へ、記念撮影の案内が来た。

場所は、池田侯三十二万五千石の旧城跡である。恰かも市の東北に位し、今は天守閣始め他の城郭悉く取払はれ原形を留めざるも、地形山容より推想して、当時の盛大、壯觀を偲ぶに足るものがある。記念撮影終りて、再び会場に帰り、定刻を過ぐる一時間にして会議に入る。

当日の大会出席者は左の通りである。

(采實) 広島控訴院長霜山精一、鳥取地方裁判所長高野寛治、同部長判事田村圓平、同予審判事河邊義一、同判事眞銅正和、同判事伊藤顕信、同判事金田宇佐夫、鳥取地方裁判所検事正徳江治之助、同検事松野甚之助、同検事梶川全、同検事今井和夫、鳥取区裁判所監督判事今西秀樹、同判事羽生田利朝、米子区裁判所判事細川兵一、同判事藤井寛、同判事石丸友二郎、同判事藤本信喜、同判事林挺生、倉吉区裁判所判事岡崎誠一、広島控訴院書記長坂本健輔、鳥取地方裁判所監督書記恩田常雄、同検事局監督書記岸田壽雄、鳥取区裁判所監督書記佐伯房松、帝國弁護士会代表井本常作、同千葉秋雄、日本弁護士協会代表長野國助、同富田順一、鳥取公証人代表大鹽拙夫、鳥取県知事の中谷秀、鳥取県警察部長桂定治郎、鳥取市長楠城嘉一、鳥取市助役高田傳藏、鳥取商工会議所会頭尾崎篤次郎、鳥取警察署長伊田孝昌、鳥取刑務支所長山中鐵一、因伯時報社、鳥取新報社、大阪朝日鳥取通信部、大阪毎日鳥取通信部、山陰日日鳥取支局、中国民報鳥取支局

(広島弁護士会) 会長池田寛作、井上博、秦良一、秦野楠雄、林飛隆善、土井興一、富島暢夫、岡田陸藏、吉田三雄司、高橋光次、田中康道、角倉晋造、永井敬一郎、永井貢、中場彌太郎、松井繁太郎、古森幹枝、三浦強一、森井孫市、森保祐昌、井上三枝雄

(岡山弁護士会) 会長岡崎綱五郎、家本爲一、石井瀧十、花房和平太、岡照太、龜岡秀二郎、吉田勝、吉澤周一、田村常造、窪谷逸次郎、栗山精一、藤田和孝、藤原光三、小脇芳一、小山美登四、有岡幹三郎、佐藤重政、坂本方一、柴田治、平尾賢治

(松山弁護士会) 会長西原義任、松本清二

(山口弁護士会) 会長古谷判治、吉賀徳太郎、吉田助、田中兩吉、筒井禎一、長谷川一郎、弘重定一

(松江弁護士会) 会長草光義賢、大脇熊雄、和田珍頼、高橋勝三郎、吉田亥市、難波賢、桐谷圓藏、森脇忠一

(鳥取弁護士会) 会長長砂鹿藏、井田重忠、花房多喜雄、原文藏、橋谷繁三郎、太田英雄、川越利兵衛、田中秀次、角田正太郎、中田義正、魚谷市左衛門、上原隼三、柳田小太郎、小山晋、近藤守藏、青戸辰午、木下義範、君野順三、白根虎之助、住田米太郎

會議に先立ち、一同起立して、君が代の国歌を斉唱、次で鳥取弁護士会長長砂鹿藏君司会者として謹厳莊重なる開会の辞を述べ、全員に推されて議長席に就き、左記議案の討議に入る。議題悉く適切緊要なるもの、みなりしを以て、会員各位何れも熱心痛烈なる議論を戦はし、在野法曹として我司法権並に民権の爲め気を吐

くこと虹の如し。而かも、飽くまで秩序を保ち、議場の整理自ら行はれ、予定の通り議了し尽したるは、此種會議の範とすべく、全く敬服の外はない。当日の議題二十八題の内、別項の如く、僅かに三題を除き他は悉く可決確定されたのである。

議題

第一議案 拘留並に面接禁止濫用ノ弊アリト認ム之カ是正ヲ望ム

(山口) 可決

第二議案 保釈責付ハ可成之ヲ許可スル方針ヲ採ラレンコトヲ要

望ス(松山) 可決

第三議案 予審ニ於テ被告人ト弁護人ト自由ニ接見スルコトヲ得

ル様ニ規定ヲ明確ニ修正セラレタキコト(岡山) 否決

(注) 「正義」によると、「本案に付きては七、八名の弁護士諸君意見を

聞はし、何時果つべしとも思はれざりしに、左の修正案にて議決せり」とある。修正案「予審に於ける被告人との接見禁止に付き弁護士に対しては特別の考慮を払はれんことを望む」可決。

第四議案 起訴後ニ於ケル検事ノ関係人取調ハ証拠調手続ニ依ラ

レンコトヲ望ム(山口) 可決

第五議案 公判ニ繫属中接受シタル証拠能力ナキ被告人ニ不利益

ナル書面(例へハ投書ノ如キモノ)ハ事件記録ニ編綴セ

サルコト(松山) 可決

第六議案 現時選挙罰則ノ適用ニ当リ刑ノ量定苛酷ナリト認ム当

局ノ考慮ヲ要望ス(広島) 可決

第七議案 予審事件ノ審理促進ヲ要望ス(松山) 可決

第八議案 予審判事ヲ増員スルコトヲ当局ニ要望スル事(岡山)

可決

第九議案 裁判所カ当事者ニ対シ訴訟事件ノ和解勸説ヲ為ス場合

裁判ノ公正弁護士ノ信用ヲ疑ハシムルカ如キ嫌アル言動

ヲ厳ニ慎マレンコトヲ望ム(広島) 可決

第十議案 裁判所ト検事局ハ其庁舎ヲ別個ニサレンコトヲ望ム

(山口) 可決

第十一議案 裁判ノ威信ヲ保持シ莊嚴ヲ期スル為メ全国各裁判所

庁舎ヲ改築セラレンコトヲ要望ス(広島) 可決

第十二議案 金銭債務調停法ノ弊害逐年増大ナルモノアリ即時廢

止断行ヲ求ム、已ムナク廢止セラレサルトセハ調停委員

ノ採択及調停方法ニ付キ改善ノ必要アリト認ム当局ノ考

慮ヲ求ム(松江) 可決

第十三議案 小作調停法ニ付キテモ調停委員ノ採択及調停方法ニ

付キ改善ノ必要アリ当局ノ深甚ノ考慮ヲ求ム(松江) 可

決

第十四議案 執達吏職務執行ノ監督ヲ嚴重ニセラレンコトヲ望ム

(山口) 可決

第十五議案 執達吏代理ヲシテ執行々為ヲ為サシメサル様要望ス

(山口) 可決

第十六議案 判検事ノ増員ヲ求ム(松江) 可決

第十七議案 司法官候補ヲシテ弁護士事務ヲ弁護士候補ヲシテ裁

判所事務ヲ修習セシムル様法規ノ改正ヲ望ム(山口) 可決

第十八議案 判検事ハ弁護士会ノ推挙ニ依リ弁護士ヨリモ採用セ

ラレンコトヲ望ム(山口) 可決

第十九議案 弁護士カ欠クヘカラサル司法機関タルコトヲ一般ニ

知ラシムルニ付キ如何ナル方法ヲ採ルヘキカ再議ヲ求ム

(松江) 撤回

第二十議案 法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律ヲ勵行セラレンコ

トヲ当局ニ要望ス(山口) 可決

第二十一議案 昭和八年法律第五十四号(非弁護士取締法)ニ依

ル取締ノ徹底ヲ期ス(鳥取) 可決

第二十二議案 内地弁護士ノ台湾ニ於ケル訴訟行為ヲ認メラレン

コトヲ望ム(山口) 可決

第二十三議案 新弁護士会則ニ人権蹂躪其他司法事務ニ関スル常

設調査機関ヲ設置スルノ規定ヲ設クルコト(鳥取) 撤回

第二十四議案 弁護士共済機関設置ノ促進ヲ期ス(鳥取) 可決

第二十五議案 議會政治ノ擁護法律ノ尊嚴ノ維持司法ノ獨立確保

ノ爲メ弁護士団ノ組織アル奮起ヲ必要トスル秋ト信ス、
之カ具体策ノ協議ヲ求ム(松江)。(左ノ修正案出ツ)(修

広島弁護士会沿革誌 (5)昭和戦前編・中

正案) 議會政治ノ擁護、法律尊嚴ノ維持、司法ノ獨立ノ
確保ヲ期ス(松江) 可決

第二十六議案 国家非常時ニ際シ吾人ハ益々司法權ノ獨立ト尊嚴

ヲ確保センコトヲ期ス(鳥取) 可決

第二十七議案 弁護士法第五十二条ニヨリ広島控訴院管内弁護士

会聯合会ヲ組織スルコト(松江) 可決

第二十八議案 改正弁護士法ニ依リ司法制度ノ運用改善ニ付広島

控訴院管内弁護士会ノ聯合会ヲ設立スルコト(鳥取)

可決

次に、霜山広島控訴院長は、司法官側を代表して一場の祝詞並
に挨拶を試み、本日の御盛會に招待を蒙りたるを謝し、在朝在野
の法曹が逐年提携して、司法界の爲めに貢献するは、誠に国家の
爲めに慶賀の至りに堪へない、願はくば今後も一層司法界の爲め
に努力されんことを望む、本日御審議相成りたる諸問題に就ては、
悉く賛意を表する能はざるも、他山の石として大に傾聴に値する
ものと信ずる云々との挨拶があつた。次に、我日本弁護士協會及
帝國弁護士会各代表の挨拶があつた。我協會長野代表の挨拶は左
の通りである。

長野代表の挨拶

今回広島控訴院管内弁護士大会が、御当地に開催せられ、朝野
法曹を御招きになり、我日本弁護士協會をも御寵招下さいました
ことに就きましては、茲に謹んで御礼を申上げる次第であります。

先刻来御審議になりました議案は、何れも時勢に順応し、司法の運用上適切緊要なる議案でありまして、私共日本弁護士協会に於きましても、多年の宿論でありましたが、幸ひ本日悉く議了になりましたことは、誠に欣幸に存ずる次第であります。何卒一日も早く、議案の実現を見ることを期待して已まぬものであります。司法権の近状 司法権の独立と云ふ問題に就ては、本日の議題にも上つて居りますし、近来特にやかましく云はれて居る論題でありますが、我日本弁護士協会に於きましても、頗る重要視してゐる大問題でありますので、幸ひ茲に一言述べさせて戴き度いと思ふのであります。

御承知の如く、我帝国は近年所謂非常時々代に浸つて居りまして、一面頗る緊張してゐると同時に、又何とも名状し難い——丁度世の中が灰色の一角に塗り潰されて、もゐるかの様な、重苦しい気持がするのであります。特に、最近帝国政治の中心たる東京に於きまして、彼の戦慄すべき二・二六事件なるものが勃発して、一層非常時色を濃厚ならしめ、今以て帝都の蔽戒令さへ解除されない有様であります。

斯る社会不安の重圧下に在りましては、何と云つても個人の自由や権利など、伸張出来るものではありません。司法権其もの、存在さへ、影が薄いかの如く考へられるのであります。斯る時代に果して、憲法や、其他の国法によつて保障されてゐる我等国民の身体、生命、名誉、自由、財産と云ふような、貴重な法益が完

全に保護されるでございませうか、此心配は今日誰れも懐いてゐる所ではないでせうか。此時に際つて、常に人權の擁護を任とし、法的秩序を生命とする在野法曹が、敢然起つて司法権の擁護、並に其独立を叫ぶのは、正に当然の次第と云はねばなりません。私も、司法権の近状に対しては、深憂を懐いてゐる一人であります。然し、有り態に申しますと、此問題に就ては、私は茲で忌憚なき批判の自由を有しません。只之だけは、断言出来るかと思ふのであります。それは、今日の司法権は、我国に憲法が制定せられて以来、又司法権が実施せられて以来、最も其独立を犯され、其体面を汚されてゐると云ふことであります。私は、其理由として、私の最近感じた二、三の実例を申し上げます。例へば、最近広田内閣が成立しました。ところが、其内閣に於ける司法大臣なるものは、一体誰れが定めたと御考へになりますか。決して、組閣の人命を帯びてゐる広田首相でもなければ、司法部でもない。勿論、在野法曹たる吾々でもありません。それは、実に司法に何等關係のない、或方面を代表する強力なる勢力であります。實際、現在では如何に司法首脳部の意見が一致してゐても、又在野法曹の与論が支持してゐても、駄目なのであります。今申しました、或方面の勢力が承認しなければ、絶対に就任出来ないものであります。又右の勢力は、政治、外交方面は勿論、教育、産業等有ゆる方面をも、指導改革せんとしてゐるかに見えるのであります。他の方面は兎も角、司法部の如き憲法上不羈独立の地位を有するものが、斯

の如き状態で宜しいのでありませうか。

司法当局は、其神聖なる司法権の発動に就て、果して他の勢力の干犯を受けてゐないでせうか、私はこれにつき、多大の疑念を懐かざるを得ない。例へば、茲に或不都合なる憲法上の学説があるとする。若し真に然らば、此を国法に照して処断するは、誠に当然で何の咎むべき所がない。しかし、当局は果して自主的に其独自の立場より判断して処断したのであらうか、外部の強圧を受けてゐぬのであらうか、私には、決して左様には考へられない。又最近或宗教団体が一大弾圧を喰つてゐる。素より、国体国本と相容れぬ如き宗教団体を、撲滅するに何の異存はない。しかし、

これも果して司法部が、自主独立の立場から下した断案であらうか。司法部は、憲法上の信教の自由や、個人の権利を充分尊重して、慎重にやったのであらうか、私には多大の疑問なきを得ない。

以上、司法部最高の機関が、他の外部の勢力又は情勢に左右されると云ふことは、これが直ちに其下僚——具体的に申せば、下級裁判官の裁判などにも影響する所がないであらうか、私は実に憂慮にたへない。例へば、昨年全国に行はれた暴力団狩りの問題にしてもさうである、暴力団狩り結構である。然し、此等行政官庁の方針や行動と、裁判所の裁判とは、自ら別でなければならぬ。然るに、刑事裁判の実際を見ると、此等の問題に就ては、裁判所は監視庁や検事局の出張所と撰ぶ処がない様に思はれる。此度の選挙肅正でも同じである、夫れ等の運動は内務省や市町村の行政

官庁のやるべき仕事であつて、裁判所とは何の関係もない筈である。然るに、裁判の実際では、前の暴力団の場合と同様、検事に裁判を委ねてゐると比ぶ所がない様に見える。何故、現時の裁判官は、左様に時勢の風潮や、行政官庁に阿附するのでありませうか。素より、国家内外非常の秋に際りましては、在朝法曹に於きましても、異常の決心を要するは勿論であります。私は一頃世上に取沙汰された、所謂司法フワツシヨの如きが、全然世間の誤解であり、デマであつたことを、事実にて立証せられんことを、司法当局に要求せんとするものであります。

以上、私は司法権の現状が、著しく独立を毀損され、司法部の体面を傷けられてゐる二、三の例証を挙げましたが、然らば司法権の独立を恢復し、尊厳を維持するは、何人の役目なりやと申せば、其直接の責任は素より司法権を管掌し、之を行使してゐる司法部、即ち在朝法曹に存すること勿論であります。併しながら、實際に他の勢力と戦つて飽くまで司法権を擁護する使命は、我等在野法曹に在るのだと確信します。実に又司法部が他の勢力によつて辱かしめらるゝは、吾等が辱かしめらるゝと同様であります。切に在野法曹の自愛奮闘を祈つて已まぬものであります。(終り)

最後に長砂議長、来年度大会開催地たる松江弁護士会長草光義質氏を紹介したる後、閉会の辞を述べられ、茲に盛会裡に大会は閉じられた。

（三）

午後六時より鳥取市公会堂に於て、一大懇親会は催された。控訴院長、市長其他朝野法曹が悉く参会したることは勿論である。山陰美人の四季の山姥、越後獅子の踊で、宴会の幕は切つて落された。東京にては一寸味ひ得ない、鳥取独特の名物料理や、山海の珍味に舌鼓を打つ。酒の良いこと又実に灘の芳醇を凌駕するものがある。由来、鳥取の紅裾は、其姿態技芸共に山陰第一を誇るものと聞いて居たが、其風聞に違はず、席に連る者六十余名実に何れ劣らぬ美人揃ひ、さすがは主催地諸君御自慢ほどありて、吾等は山陰の地美人の豊富なるに度肝を抜かれた感があつた。呑む程に酔ふ程に、春宵の興宴は一しほさんざめく、やがて鳥取の郷土歌である、彼の有名な因州因幡の唄を聞かされ、其の情緒纏綿として尽きぬ処と、歌詞の流暢さは、さすがに本場の鳥取に非らざれば聞き得ぬもので有ると思はれた。只、今尚残念に思ふのは、彼程に有名な因州因幡の唄を見る機会が無かつた事である。此の懇親会は、盛大裡に午後九時頃終つたが、各自は桜花に優る有情の名花の一枝を手折りしや否やは、筆者の能く知る処では無い、又生憎調査の暇もなかつたが、此辺の消息は偏に賢明なる読者諸兄の御賢察に任すより外はない。

（四）

四月一二日午前九時、前夜の宿酔未だ醒めやらぬに、早くも鳥取地方裁判所庭前に集合、市内名所見物と、市長殿の午餐招宴に

応ずる爲めである。然るに、天吾等法曹に風流を味はせん肚裡か、春雨ソボく／＼と降る。春雨ジャぬれて行かうの風情で、全員遊覧バス三台に分乗。在原行平の読める「立ちわかれ稲葉の山の峯に生ふるまつとし聞かば今かへりこん」の稲葉山を左に見て、鳥取一宮なる国幣中社宇倍神社に詣づ。祭神は、神功皇后新羅御遠征に具奉した武内宿禰で、大化四年の勸請にかゝり、当時は社殿は結構宏壮であつたが、天正年間彼の講談で有名な山中鹿之助の兵燹に罹つて炎尽し、現在の社殿は明治三十一年改築したもので、明治三十二年及び大正五年発行の五円紙幣には、武内宿禰の尊像並に神社の全景を表して居る。

本殿裏の亀龍金岡には「雙履跡」があり、祭神武内宿禰の仁徳天皇五十五年春三月、御歳三百六十余歳で神かくれの靈蹟の由である。

それより「市の中央を曲流する袋川堤上桜花のトンネル、将に一里半其の艶を競ひて蜿蜒白雲の如く他に其の比なし」とて、鳥取人士が他郷に誇る桜花も、気候未だ寒く、花咲かぬを恨みつ、玄忠寺に至る。荒木の前に荒木なく荒木の後に荒木無しとまで称讃せられた剣聖荒木又右衛門の墓に詣づ。剣を持つては、比ぶ者が無いとさへ云はれた又右衛門も、命数尽きて四十歳の若さで往き、今地下に眠るを思へば、果敢なき人の命よ！と云ひ度い、一寸センチメンタルな感じが起る。

午後一時より、楠城市長の招宴に依り、十六本松清風荘に至る。

十六本松とは往昔の事であらう、今は白砂に配する青松の林、緩かに流れる砂丘の弧線を背景としたる、実に絵よりも美しいものである。

宴は、其の青松の間に趣向を凝らした色々な模擬店有り、店員には昨日のそれに劣らぬ美妓の扮する有り、誠に至れり尽せり、市長に心から謝意を表す。

余興としては、樹間に挿ひの衣装を付けた独特の傘踊りあり、其の洗練せられた動作、亦往年鶯を鳴かせたこと、思ふ、浜坂芸人の喉の良さに連れて踊る浜坂踊、何れも伎神に入るの感があった。

斯くして、心ゆく迄鳥取情緒を味ひ、宴尚尽きなかつたが、汽車の都合で已むを得ず割愛し、市長に謝辞を述べて辞去したのである。

摺筆するに当って、主催地鳥取弁護士会各位並に御出席各自の吾等代表に寄せられた御厚意に対し、深甚の謝意を表する次第である。

⑳ 広島控訴院管内弁護士大会（正義）昭和二年五月号

昭和十一年度広島控訴院管内弁護士大会出席報告

理事 井本常作・千葉秋雄

右両名は、帝国弁護士会より派遣せられ、昭和十一年四月十一日、十二日の両日に亘り、山陰の雄藩たりし池田侯城下鳥取市に

広島弁護士会沿革誌 (5) 昭和戦前編・中

開催せられたる、広島控訴院管内弁護士大会に出席するの榮を得たり。大会は、古き歴史を有し、毎年一回管下各地に順次開催せられ来り、本年は鳥取弁護士会の主催に係るものなり。会合は、和氣溢る、中にも真剣味を有し、討議の熱心にして、議案に対する各員の論議は、甲論乙駁異彩を放つものあり。宜なる哉、広島、山口、岡山の如き弁論を誇る士の輩出する地を管内に有する、故なきにあらざと思料せり。

第一日は、好天にして、久松山を背景とせる市の商工会議所楼上、相会する朝野法曹及来賓等百二十名余、頗る盛大なりき。

以下要領を記し、報告すること左の如し。

一、大会日程及出席者

第一日（四月十一日 土曜日 於市商工会議所）

一、開 会 午後二時

一、開会に先だち正午参集 記念撮影

一、開会の辞 長砂鳥取弁護士会長

一、座長選挙 長砂鳥取弁護士会長座長に推挙せらる

一、議 事 議案後記の通り

一、報 告 昭和十年度広島控訴院管内弁護士大会に於ける決議実行に関する報告 山口弁護士会報告

一、祝詞演説

一、祝電披露

一、閉 会 午後五時二十分

七八五（二一九）

一、懇親会 午後六時より市公会堂

第二日(四月十二日 日曜日)

一、午前十時 鳥取地方裁判所集合

一、官弊中社字倍神社参拝

一、袋川堤防の桜並木見物

一、荒木又右衛門墓参詣並遺跡見学

一、鳥取砂丘見学

一、鳥取市長招待園遊会(正午)

一、散会

大会出席者(注、省略)

二、大会第一日

○長砂鳥取会長の開会挨拶要旨

広島控訴院管内弁護士大会は、司法制度の改善、司法事務の刷新並に其の運用に付き、爾来努力し奮闘を続けて参りました。本年は、待望の新弁護士法が実施せられ、茲に我々弁護士は其地位の確保を得ましたと同時に、弁護士は司法に参与する一人とし、其の責任の重大を加へ来つたのであります。即ち、国憲を擁護し、国法を遵守すべき重要な責を負ふのであります。斯る際、当地に本大会を開催しました所、各地の弁護士会より重要な議案提出せられ、茲に各位の隔意なき御検討を乞ふことに相成りましたに就きましては、司法の威信と弁護士の權威の爲め慎重審議を遂げられ、司法権の爲め御努力あらんことを切望して止まない次第

であります。

本日は御多用且つ遠路の処、控訴院長を始め、帝国、日本両弁護士会の各代表、其他朝野の各位の御出席を得ましたことを感謝致します。

○議案審議の経過及議案

長砂会長は、開会の辞を終り、議事の進行上議長の選挙を求めたるに、満場の推挙により同氏議長となる。

議長は、先づ昨年の主催地山口弁護士会に対し、昭和十年度大会に於ける、決議の実行に関する件に付き、之が報告を求むる旨を促したり。

○山口弁護士会報告要旨

昨年下関に於て行はれました、大会決議の実行に付きましては、決議の趣旨を説明し、夫々控訴院を始め各裁判所の要路に伝達致しました。

人権蹂躪の問題に付きましては、内務大臣を始め、県警察部長及警察署長に書面を發しまして、警告致しました。尚ほ、帝国弁護士会、日本弁護士協会に対しましては、決議の趣旨を申上げ、其の協力を求め後援を御願ひいたして置きました。

以上の通りでありまして、夫々目的の貫徹を計りました次第であります。

○議案(注、省略)

○霜山控訴院長祝辞要旨

一言祝詞を申し上げます。本日は、広島控訴院管内弁護士大会開催せらるゝに当り、御招待を受けましたことは、私の欣快とするところでありまして、厚く御礼申し上げます。

本日は種々の問題に付き討論せられ、司法の爲め斯くも熱心に討論せられましたことは、司法部の爲め喜ばしき次第であります。御決議に對しましても、深く敬意を表します。事は、多く裁判所に関する事項が多いのでありますが、裁判所と致しましては、昨年申上げた通り、実行すべきものは実行する心算であります。昨年も下関に於て大会を催され、種々御決議になりましたに付き、広島控訴院に帰りましてより、早速裁判官の会同を計り、判事諸君に決議の趣旨を伝へ、実行出来得る決議に付ては、之をやる様に申したのであります。中には、決議と反對になつたものもありますが、之は判事間の決議が法律の解釈に於て正反對になつたもので、此の点御諒承を乞う次第であります。

本日の決議に付きましても、どうかと思ふ点もありますが、所謂良薬は口に苦しと言ふことも御座います故に、充分考慮しやうと存じます。

裁判所には、種々の機関があります。檢察、裁判、執行等、之等が体系を為しまして、一つでも欠く場合は仕事が出来ませぬ。凡て一致協力、融和し相互に意見を闘はしてこそ、司法権の完全なる行使が出来るのであります。従つて、此の大会に於きまして、種々の議論を承りますことは、甚だ結構と存ずるものであります。

且つ、弁護士諸君と会見するの機会を得ますことは、事務上頗る便宜であります。此の意味に於て、本大会に對し敬意を表する次第であります。

近時、法律尊重の氣薄らぎつゝあり、と感ずるものであります。斯る遵法の精神が薄らぎますことは、國家の爲め非常に憂ふべきことであります。されば、國憲を守ることに付き協力し、以て其の尊嚴維持を計るべきものと思ふのであります。

之等の努力に付きましても、要するに其の運用は人でありまして法に非ず、所謂法は死物、運用は人にありて、吾人は須らく遵法の精神を以て當るべきであります。最早、弁護士法も実施せられましたこと故、茲に愈々人格を高め、益々司法の進歩發達の爲め、御努力あらんことを希望致します。裁判所側も、此の点大いに考慮いたしますから、御援助を乞ふ次第であります。

○井本帝国弁護士会代表祝辭

今回御当地に開催されました、広島控訴院管内の弁護士大会に、帝国弁護士会も御招待に預りまして、私は理事として出席し、其末席を汚すことを得ましたことは、私の最も欣幸とする處であります。茲に、私は帝国弁護士会を代表し、謹んで感謝の意を表すると同時に、一言祝辭を申し上げたいと思ふのであります。

先刻来より、諸君が多年御経験による豊富な資料と理想とを以て、沢山の議案を論議され、私共之に依て得る所が非常に多いのであります。又、我帝国弁護士会が、多年主張し來つた主旨と

殆ど符節を合する如き議案でありまして、私共非常に喜びに堪へないのであります。而も、各位が熱心に論議され、勢いの趨く処、遂に火花を散らさんかと思はしむるも、其釈然たるや恰も平水の流るゝを見る如くであることは、実に喜ばしく感ずる次第でございます。之が即ち、司法権の運用を円満ならしむることにもなるのであると思ひます。

殊に、此の大会に於きまして、控訴院長閣下を始め各在朝法曹諸君の御臨席を見たことは、私共在野法曹と致しまして、非常に喜びに堪へませぬ。先年、宮城控訴院管内の東北弁護士大会が、仙台市に開催されたのでありますが、其の時に裁判所——所謂在朝法曹の各位の御出席を見なかつたのであります。其理由は、私共能く存じませぬが、控訴院長の更迭、検事長の更迭とかで、已むを得ざる職務の御繁忙の時期であつた様であります。けれども、弁護士大会へ出席出来ない程の理由ではなかつたのではないかと、と思ふのであります。所謂弁護士大会は、弁護士の仕事であつて、在朝法曹の干与すべきものにあらずと云ふ様な御考へ方ではなかつたのではないかと、私共は付度するのであります。但し、此大会はそう云ふことなく、和氣藹々裡に在朝法曹が沢山出席されましたことは、司法権運用の上に於て、非常に結構なことであると考え、将来日本全国各地に行はるゝ所の弁護士大会も、今日の様な和氣藹々裡に在朝法曹諸君の多数御出席あらんことを希望して止まない次第であります。而して、霜山院長の御祝辞を謹で拝聴

致しましても、所謂司法権の運用は、弁護士諸君と相倚り相援け一致協力に依らなければ、真の運用は出来ないと述べられたのであります。真に然りであると考えへて居ります。

併し乍ら、過去の歴史を顧みますならば、日本各地の弁護士会に於て要望された決議事項が実現されたかと申すと、其実現は割合に少かつたのであります。一面、弁護士会の決議要望は、何か司法当局や在朝法曹に向つて、議論でも仕掛ける如く取られた時代もあつたのですが、決して在野法曹の考へは然うではないのであります。始めより、司法権の運用を完全ならしむるがために、在野法曹として出来る丈け当局者を指導し、過ちなからしむるがために、最善の努力を竭し來つたのであります。所謂弁護士大会の決議なるものが、司法権の運用に付しましては、一種の金科玉条である、と私は信じて疑はないのであります。果せる哉、先年我帝国弁護士会が、諸君と共に熱心に審議を進めて決議し、其の成案を当局に示した結果、今日に至りましては、其事績の見るべきものがありまして、本日当弁護士大会の決議案に、人權蹂躪の問題が熾烈に叫ばれなくなつたことは、多年弁護士諸君が大いに人權蹂躪を叫ばれた結果と深く信ずるものであります。(拍手)乍併、未だ全然安心出来ません、幸に検事諸君は熱心に人權蹂躪を無からしむべく努力されて居りますが、警察官は未だ吾々の決議を何んと考へられて居られますか、日本全国到る処、人權蹂躪の例に乏しくないのであります。此警察官の人權蹂躪の結果と云ふもの

が悪影響をなし、檢察当局を疑はしむる様な恐れが無いでもない、故に警察官を指揮せらるゝ所の檢事に於かれましては、一層細心の注意を払つて、警察官も人權蹂躪の非難を蒙る事のない様、充つたる御注意を払はれん事を希望して止まない次第であります。

而して、即今の重大問題として進展しつゝあるのは、司法権の獨立擁護であります。本日の議案中で、最も重要性を持つて居るのは、鳥取弁護士会提出第二十六号、国家非常時に際し、吾人は益々司法権の獨立と其尊嚴を確保せなければならぬと云ふ議案が、各議案中でも特筆大書すべきものであると考へて居ります。而も、司法権を擁護せねばならぬと云ふ声は、独り在野法曹たる弁護士のみならず、在朝法曹たる司法当局者間にも、其声が隆になつたのであります。従つて、其の因て来る社会的世相の動向に対し、吾人は御互に余程の注意を以て善処せねばなりません。之れは、松江弁護士会提出第二十五議案の議會政治の擁護、法律の尊嚴の維持と云ふ所から生れて来るものと考へて居ります。即ち、議會政治を蹂躪し、法律を侮辱する思想に淵源するのであります。茲に於てか、司法大臣は就任早々、國憲國法の尊嚴を保持せねばならぬ、との声明を發せらるゝ、に至りまして、此の悪思想の傾向には充分なる御注意を払はれて居らるゝこと、私は信じて居ります。即ち、之が此処に現はれた第二十五、第二十六の決議の御趣旨であらうと存じます。

爾來、弁護士会の決議なるものは、直ちに実現致しませんでも、

直ちに実行致されませんでも、其精神と云ふものは、司法部内を指導する所の力であります。

本会の決議に於きましても、直ちに実行されないからと云つて、決して悲觀する必要はない、將來其精神は世論となりて、必ず司法制度改善の参考資料に供せらるゝことは、疑ひはないのであります。司法制度の改善、司法権の擁護に付ては、諸君御後援のもとに帝國弁護士会は、多年司法当局に苦言を呈して居るのであります。係る次第で、弁護士会の決議を以て、弁護士会が司法当局に警告する事は、司法当局と衝突せんが為めに或は当局者を陥れんが為めに非ずして、所謂司法権の尊嚴を保持せんが為めで、決して論議せんが為めに論議するのではなく、反対せんが為めに反対するに非ずして、在野法曹が凡ゆる主張を司法当局に呈示し、協力一致して其の目的を達成せんと努力して居る現れであります。前司法大臣小原閣下は、司法制度改善に付て司法制度調査会なるものを設けて、衆智を集め論議し、日本全國弁護士会にも諮問案を提示して、熱心に論議致しましたが、只今其結果を見る事は出来ないのであります。斯の如く各歴代の当局者が、日本全國の弁護士諸君の意嚮と云ふものを察せられ、益々弁護士会と融和せんとして進んで居る事は、一点の疑ひないのでありますから、吾々弁護士会は既定方針に則り、出居るだけの方法を採り、在朝法曹と手を握つて進んで行きたいのであります。丁度只今の院長の御話と同様の考へを以て居る一人であります。

然らば、司法権を擁護し、国憲国法の尊厳を保持すると云ふには、如何すれば宜しいのであるか、国憲国法の尊厳を保持すると云ふことは、唯々言葉の上で保持すると云ふだけでは出来るものではない、院長は其人にありと申されたが、勿論人にあることは疑ひはない。併し乍ら、国憲国法其のものが、我々社会民衆の生活に適應したるものでなければならぬ、我々民衆の生活に適應したる所の国法でなければ、国民生活の安定を求むる事は出来ない、即ち、国法は国民生活の規範であるからである。近時の如く、国民生活が急速に進歩發達し、軋も亦及ばざる状態にありますから、之に適應すべく制度を改善し、法規を改正するにあらざれば、国民生活の安定は期せられないのであります。若し、旧態依然として、何等改善の道を講ぜざれば、法規は不知不識の間に国民生活を圧迫し、遂に悪法として国民より反感を招く事になり、従つて

国法の尊厳は保持せられない、国民あつての国法であります。国民の生活を阻止する国法でありますならば、之に依つて其尊厳を保持する事は非常に困難である。故に、法規制度を国民生活に順応せしむる様改善し、国民を信服せしむる事が必要である。此の状態に於て初めて、国憲国法の尊厳が保持せらるゝのであると考へるのであります。故に、其局に当たる人は、国民生活に最も適切な法規を制定することに、最善の努力を払はれんことを望んで止まない次第であります。

而して、此処に最も注意すべきは、經濟機構の变革であります。

現内閣に於ては、自由主義を捨て、統制經濟又は計画經濟に向はんことを声明しつゝあり、其適否は今議論の限りではありませぬが、何れに致しましても、經濟機構の变革は、国民生活に大なる影響を及ぼすと同時に、法律制度に影響ある事は当然であります。此等の点も看過することは出来ません。

斯る次第で、諸般の世相と国民感情の動行とを洞察し、我々国民の実生活に適應する様、法律制度を改善し完成し行くと云ふことが必要であります。之に依つて、国憲国法の尊厳が保持されるであらうと考へる。果せるかな、林司法大臣は法規の一般的改廃を、一時断行することは困難であるから、国民生活に適應する様改善すべき常任審議會を設け、衆智を集め、之を實行せんと主張せられて居りますが、我が帝國弁護士会は、昨年七月四日司法制度改善に関する根本方針なるものを、司法省に呈示致して居ります。即ち、

一、法律ヲ国民ノ実生活ニ即セシメ之ニ反スル立法及解釈ヲ為ササルコト

一、司法官ノ質ヲ改善シ練達有能ノ士ヲ之ニ充ツルコト
 一、必要ニ応シ司法官ノ増員ヲナスコト

司法制度改善には、有能練達の人が必要に應じ司法部と審議を為すことを大体的方針と定め、以て帝國弁護士会は諸君と共に司法当局に迫つて居るのであります。幸ひ、帝國弁護士会の多年主張し來つた所は、林司法大臣が採れる方針と一致を見るに至り、

其人事項問題に付ても或は法律改正の問題に付ても、其他諸般の問題に付て、大臣が大努力を払はれ居らるゝことは、多年諸君が熱心に主張し來つた賜であると考へるのであります。而して、只議論だけではいけない、今は論議の時期ではない、之を實行して行くと云ふ所に真剣味を帯びなければならぬ、もう議論は尽きて居るのであります。司法当局は、弁護士の協力によりて、其の採るべき途は、弁護士会の決議を遂行することが最も必要のことであらうと思ふのであります。法律が、国民の実生活に適應しなければ、其の遵法の精神といふものが薄らぎ行くことは、避け難くなるのではないかと考ふるものであります。

次に、近時重要な問題となつて、各地弁護士会に於て論議されて居るのは、本日決議案の内にあります、多分広島弁護士会の御提出に係るのであります。即ち、「第十六号議案 現時選挙罰則ノ適用ニ当リ刑ノ量定苛酷ナリト認ム当局ノ考慮ヲ要望ス」

之は、實際職に當つて居らるゝ諸君は申上げる迄もなく、御承知であらうと思ふのであります。提出者御説明の御趣旨は、選挙取締罰則の適用に當り、刑の量定が苛酷であると云ふことにあることは勿論であります。今度の選挙肅正は、申上げるまでもなく、内務省の仕事であります。勿論、選挙を肅正せねば、我立憲政治の完全なる発達は期せられないのでありますから、時の内務大臣が熱心に之を唱へ、又国民全体が、先程選挙肅正の御話がありました、国民は選挙肅正を要望して居ります。何人も選挙肅正に

反対ではない。乍併、選挙肅正の聲が、裁判の上に悪影響があつてはならないのであります。裁判所が、裁判権を行使し、選挙違反法案を処理し、刑を量定するに當りては、選挙罰則に基く科刑は、選挙法が選挙取締規則であると云ふ点に思ひを致し、選挙の目的である自由公正を保ち得る程度に止むべきである、と信ずるのであります。然るに、昨今の如く一定の方針なく、旧世紀の遺物である応報刑の思想を復活したのではないかと、思はしむる科刑も其例に乏しくないのであります。斯る状態では、国民は何と感ずるであらませう。

凡そ国民の思想、国民の感情と云ふものは、総ての制度に於て重要な地位を持つて居るのである。国民の感情が、公平であると感じなければ、裁判所が如何に熱心に我々は公平である、我々の云ふ所は何等私心がないと御仰つても、国民の感情が之に従はなければ、決して其目的を達するものではない。此の決議にも頭はれて居る通り、国民の感情は、選挙法違反事件の科刑が甚だ重きに失する、と云ふ觀念も含まれて居るのであります。而も、今回の選挙に於て、所謂地方の有力者の多数が検挙されて居る。県會議員、市會議員、其他有力者であります。我々は、違反者を検挙することを、彼れは申すのではない、此等の者が一度起訴され、裁判所が裁判するに當りては、前述の国民感情の点にも充分注意の上にも注意をしなければならぬと云ふので、先日、平松、牧野、名川、小齋各弁護士と私とが、当局者を訪問し、其の趣旨

を十分陳情し、徹底して参つたのであります。此の点は、特に御報告申上げて置きます。

斯の如く、御互に胸襟を開き、御互に話合ひまして、司法権の運用に最善の努力を尽すと云ふことになれば、国民遵法の精神、司法権の尊厳は、期せずして其目的は達せらるゝこと、考へるのであります。

尚、本日の決議に出て居りまして、非常に議論された問題で、広島弁護士会提出の第九号「裁判所力当事者二対シ訴訟事件ノ和解勸説ヲ為ス場合裁判ノ公正弁護士ノ信用ヲ疑ハシムルカ如キ言動ヲ厳ニ慎マレンコトヲ望ム」と云ふのであります。斯る懷疑は、虚心坦懐に事案に接しますならば、何でもない事でありませぬ。勿論、裁判所は決して有心故道に斯の如き言動を取られるのではないのであります。故に局に当る人は、冷静に事実其儘を有りの儘に觀察致しまする事が肝要であります。有りの儘に物を見ると云ふことは、非常に必要なことである。有りの儘に物を見ると云ふことを当局にも申上げ、物を見、物を聞く為めに、最善の努力を致されん事を望むのであります。古語曰く「君子は和して同せず、小人は同して和せず」又曰く「夫れ鑑の照す所人其の美醜を争はず公なればなり、衡の称する所人其軽重を議せず平なればなり、故に大公至平以て国家に臨まば何ぞ其治まらざるを患へんや、苟も偏私あるときは則ち人服せずして衆従はず、小なるは怨讒を取り、大なるは叛乱を致す。治乱の機慎まざる可けんや」と。彼の

徳川時代に於ける板倉勝重父子の断獄は有名な話柄である。勝重の子重宗は、嘗て所親に問ふて曰く、「吾の獄を断ずる外人何とか謂ふ」曰く、「人言ふ、公威厳外に見る故に言を尽し難し」と、重宗曰く、「吾過り」と。是より斥に出る毎に茶碓を亮障内に設け、西方を拝して後座に就き手づから茶を碾じ、終に障を閉して訟者の面を見ず、或人怪しみて其故を問ふ、重宗曰く、「凡そ訟獄を断ずる、宜しく私心あるべからず、故に西面して拝する者は諸れを愛宕山の神に質すなり、吾れにして私心あらば神將に我を殛せんとす、夫れ心静なれば則ち明なり、明なれば情偽自ら見ゆ、故に茶を碾じ吾心を験す、茶塵の粗細は手の疾徐に在り、而して手の疾徐は心の静躁に由ればなり、夫れ人面一ならず、愛すべきあり、憎むべきあり、愛憎のある所は偏頗の生ずる所、之を以て障を閉づるなり」と。

板倉父子は、斯の如く、あらゆる方法を以て自己の無私なる事、自己の感情を相手方に与へざる事を、日夜之れ努めたと云ふことであります。斯る気持で事に当りますれば、此九号議案の決議の如きは、自から氷解するだらうと考へて居ります。我々弁護士も、充分注意致しまするが、裁判所の各位の方々には於かれましても、充分左様な点に御注意あらん事を切に望んで止まない次第であります。

斯の如く考へますれば、司法権の運用、国憲国法の尊嚴の保持と云ふ事に付ては、御互に在朝と云はず、在野と云はず、相共に

手を握つて進んで行きます所に、完全なる運用が行はれ、国民の信頼益々重きを加へるものであると考へて居ります。

重ねて申し上げますが、今後各地に於て開催せらるゝ弁護士大会へも、本日のように在朝法曹が御臨席になり、在野の法曹と、和氣藹々裡に相共に手を握つて、司法権の運用に最善の努力を尽されん事を、切望して止まざる次第であります。何等用意準備もなく、失礼を顧みず、甚だ雑駁のことを申し上げました段、平に御容宥を願ひます。之を以て、祝辞と御挨拶に代へる次第であります。(拍手)

○長野日本弁護士協会代表祝辞要旨(注、省略)

○中谷鳥取県知事祝辞(注、省略)

○祝電

法律新聞社の祝電を披露したり。

○次年度開催地決定の件

議長より之を諮りたるに、次年度は松江弁護士会主催の下に、松江市に於て開催することに決議確定せられたり。

此の時、松江弁護士会長は起立し、「次年度開催に付ては、欣んで御受致します。就きましては、多くの会員各位の御出席を希望致します。」と快諾せられたり。

以上を以て閉会と為り、長砂鳥取会長は、本日の大会議事無事終了したるは、偏に各位の御熱心なる御討議によるものなりと謝辞を述べ。時に五時二十分なりき。

○懇親会概況

午後六時二十分、市公会堂に於て懇親会開催せらる。列席者は、前述の出席者全部(但し知事、警察部長は用事の爲め欠席せられたり)にして盛會を極む。先づ、鳥取会長主催者を代表し、「本日は山陰僻地に大会を催したにも不拘、院長閣下を始め來賓各位並に会員多数御出席下さいまして、種々論議を尽され、司法制度改善上必要なる議案の決議を見ましたことは、真に愉快に感ずる次第であります。

鳥取の地は、往時所謂出雲文化發達せし土地であります。其後文化に取残され見るべき名所旧跡も少ないのであります。唯、皆様に誇るべきものと致しましては、市の中央を流るゝ袋川に沿ふ堤防約一里の間に、並木を為せる桜樹と山陰美人とであります。然るに、天無情にして桜花未だ笑はず、甚だ遺憾に堪えませぬ。然れ共、物言はぬ花未しとするも、茲に物言ふ花を用意しました。之を以て御旅情を慰め得るとせば幸甚であります。」

と、輕妙洒脱なる挨拶を為し、之に對し來賓を代表し霜山院長謝辞を述べ、又会員側を代表して池田広島会長主催側の厚意に對し深甚の謝意を表す。後酒宴に移り、宴開始と同時に、山陰美人二十数名手にくゞ桜花をかざし、鳥取温泉祭の唄に連れ舞ふ、嬌艶桜花と競ふ。

廳で舞台の幕開かれ、長唄「四季の山姥」、次で「越後獅子」の舞踊あり、右余興終る頃には、酒杯飛んで朝野一団、渾然融和

し愈々親密なるを覚えたり。

吾人は、如斯中にも不知不識、相互意見疎通し、以て斯界に貢獻する所多かれと念ぜしことなりき。

三、大会第二日

十一日好天なりしに、翌日は夜半より降雨にて、山陰の地全く暗雲に閉ざされ、甚だ恵まれざる大会二日なりし。

此の日は、市内見学、砂丘見物、市長招待の園遊会との予定にて、午前十時一同鳥取地方裁判所に集合したり。

先づ、国幣中社宇倍神社参拝。神社は鳥取市外宇倍野村に鎮座し給ふ、祭神は武内宿禰命にして、命は大臣の職の始祖、且つ長寿の「レコードホルダー」として童子も能く之を知る御方なり。

神社境内は、在原行平の「立別れいなばの山の」の和歌にて有名な稲葉山に接続し居り、莊嚴人をして襟を正さしむ、又明治三十二年及大正五年の両度に亘り発行の五円紙幣は、宇倍神社全景を描写せられたるものなり。当時発行の紙幣御持ちの方は改めて御覽を乞ふ。

次に、鳥取市自慢の袋川堤防の桜並木を自動車にて觀賞しつゝ、劍聖と後世喧伝せられたる荒木又右衛門の墓に詣づ。又右衛門當時浪人即ち野人として、權勢を誇る旗本勢を向ふに廻し抗争したり。之は往時の階級闘争と見るを得べく、之を偲びつゝ、思ひを現世に移したることなりき。何時の世も權勢なき者は、有之者と血みどろの戦を余儀なくせらる。

吾人も亦、司法部頑迷の徒の爲め、猶今後幾歳患戦苦闘を続け行くものなりや？

再び自動車を転じ、鳥取唯一日本稀に見る鳥取砂丘へ行く、砂丘は東は山陰松島の誇りある浦富海岸より、西は伝説に名高き白兔の浜に至る間に、広漠として展開する大砂漠の偉觀を示す。蓋し天下の一大奇異と謂ふべし。砂丘は蜿蜒数十杆、白砂起伏し其間青松美觀を加ふ。陸軍省の演習地に属し、又京都帝大或は高農校等の砂丘試験地たり。

近時は、映画会社のロケーション地として、或は「サンドスキー場」として利用せらる、由にして、全く奇勝たり。「因州因幡の鳥取で」の唄と共に鳥取の名所たるを失はず。当日雨煙の爲め視界狭く、展望きかざりしは、甚だ遺憾なりし。

○市長招待園遊会

正午過ぎ、市長招待園遊会は、鳥取砂丘十六本松清風荘に於て開催せられ、市長は先づ遠来の客に対し慰勞の辞を述べ、鳥取市の名所旧跡を紹介せり。会場には酒の店、おすしの店、洋食、果物、しるこ、おでん等種々様々の店を設け、各自思ひくゝに松林中を番傘に雨を防ぎつつ、飲を尽したり。見渡せば、浦富湾上悪天の爲め船舶姿を見せざるは、所謂画竜点睛を欠くの憾みあり。されど、各模擬店には、山陰美人大声にて客を呼び、其のサービスマン満点に雨中も忘れ、三々五々散会したるは三時過ぎなりき。以上を以て、二日間の大会を終了したる次第なり。(了)

昭和十三年（一九三七年）

② 広島控訴院管内弁護士大会（公論）第四二卷第一〇号、昭和十三年一月号

広島控訴院管内弁護士大会

岡崎 源一 記

本年度の広島控訴院管内弁護士大会は、十月十五日松江市公会堂に於て華々しく開催された。本大会は、昨年開催の真際迄も決定してゐたが、非常時局の爲め延期となつたもので、本年は昨年にも増し、聖戦の進捗の中に、国土経営の大神を祭る出雲の地で、十月中にこの大会が催されたのは、格別意義深いものがあつた。

大会は同日正午公会堂の午餐の後、公会堂前に一同記念撮影を爲し、難波松江副会長司会の下に開会された。会同者一同、東天に向ひ宮城を遙拝し、支那大陸に武勳赫々たる皇軍将士の武運長久を黙禱し、桐谷松江会長が開催地側を代表して、本大会開催に付ての挨拶、前回の大会の延期された理由を詳述した。次いで、恒例により大会の議長選挙を行ひ、桐谷松江会長が満場一致にて指名された。

大会議事に先立ち、遠く故国を離れ聖戦参加の皇軍将兵に感謝決議並に傷病兵士に対する慰問決議を可決し、本大会の議題審議に入つた。

審議は下記の順序で行はれたが、多数議題中、特に事変関係の岡山弁護士会提出の（一）（二）、鳥取弁護士会提出（一）議案を優先して議題に供し、ことに出征軍人に対する民事々件に関する

取扱振りの各地弁護士会の意見発表は、尾谷岡山会長、三浦広島会長、千々松山口会長、佐海松山会長、君野鳥取会長、大脇松江会員等より各自の意見と取扱の実際とに付き詳しく報告された。斯る意見の交換は、未だ他に例の無いことで、戦時下の在野法曹の真摯なる態度が窺はれ、参堂者一同感銘を深くした。

議案審議の後、広島控訴院管内弁護士会聯合会は、実質上成立を見たる事の経過報告を、広島弁護士会長三浦強一氏が行ひ、来賓の祝辞挨拶に移つた。

先づ、櫻田広島控訴院長、神谷同検事長の大会に対する祝辞があり、次いで平林日本弁護士協合理事は、協会代表として、左の如き祝辞を述べ、

祝 辞

本日茲に昭和十三年度広島控訴院管内弁護士大会を開催せらるゝに際し、日本弁護士協会を代表して、一言祝辞を述ぶるの機会を与へられたることは、余の最も欣幸とする所なり。

願れば我国の制度文物は、明治維新以来独り法律制度に止らず、百般に亘り一として日に進み、月に改まらざるもの無く、近くは紀元二千六百年の盛典を躍進途上に迎へんとし、外に在りては東洋永遠の平和確立と、広く世界の文化の進展に貢献せんが爲め、暴支膺懲の師を起して、聖戦一年有半に及ぶ。忠勇なる皇軍は、連戦連勝武威を中外に振ひ、今や敵の牙城漢口を睥睨するに至る。惟ふに我等在野法曹は、在朝法曹と協力一致、司法の改善進歩

に尽瘁し来り、其拮据勤勉遂に今日他に誇るに足る裁判制度の確立を見るに至り、引いては法曹一元の与論は、天下を風靡し、其実現や近きにあるを信じて疑はず。然れども、我國運の進展は、日夜止まらず、今日の司法制度を以て完璧なりとして、俄かに曇如たるを許さず、否寧ろ益々攻究充実を要すべきところ多し。我等法曹は、朝に在ると野に在るとを問はず、等しく我等の双肩に課せられたる重大なる使命に精進すべきなり。之れ、非常時局に処し、銃後の一員としても為すべき奉公の誠なり。此秋に際り、皇国古来の神事に倣ひ、神聖なる当地に於て、法曹相会して本大会を開催さる、誠に神慮にかなふと謂ふべく、又大会席上論ぜらる、諸問題は、一般社会の現行司法制度に対し、刷新を求めて止まざる所にして、慎重審議の結果は、近き将来に於て、必ず甚大の成功を取めずして終るべきものにあらざるを堅く信ずるものなり。

終りに臨み、本大会の盛会を祝すると共に、広島控訴院管内弁護士会及当松江弁護士会の益々隆盛を祈つて止まず、謹んで本大会に列するの光栄を謝すると共に、一言無辭を述べ祝辞と為す。

昭和十三年十月十五日

日本弁護士協会展代表 平林庄太郎

帝国弁護士会代表豊原清作氏は、司法制度改善に対する司法省の最近の事情を詳述し、次で各地よりの祝電を披瀝し、次回の大会主催地を岡山に決定し、桐谷議長より会議終了の挨拶を行ひ、

茲に大会を目度く終了した。

夜は午後六時より、松崎水亭にて大懇親会が行はれた。当地は、南欧ヴェニスにも比すべき水都で、水の眺は亦格別であり、水辺の松崎水亭楼上味はった宍道湖の名産、出雲名産鱸すくひの美声は、各地より集会の一同を痛く満足せしめた。

翌十六日は、一同松江の名所松江大橋に、早朝七時五十分に参加し、出雲縁組の元祖八重垣神社に詣で、床几山公園に登り、同地出身の大政治家若槻男の生家、銅像を見物し、松江不昧公ゆかりの茶室菅田庵、小泉八雲旧宅記念館を廻り、法曹界の大先輩岸清一博士の銅像に敬意を表し、電車にて大社町に至り、出雲大社に一同参詣、皇軍の武運長久を祈願し、社前竹野屋で、松江市長主催の招待会に臨み、大会の筋書全部を無事終った。両日とも曇りにて雨なく、大会には好都合であつた。

弁護士大会議題

(広島弁護士会提出)

一、予審制度の改廃問題に關し、此の際広く在野法曹の意見を徴する爲め、適當の措置を講ぜられむことを、当局に要望するの件(可決)

二、行政裁判制度を改正し、行政裁判事項の範圍を拡張して、二審制を採り、初審庁を全国重要な地に配置せられむことを、当局に要望するの件(可決)

(岡山弁護士会提出)

一、出征軍人に対する、民事々件に関する取扱振りを承り度し。
(可決)

二、死者に対しても、私生児認知請求を為し得るの制度を設くる事。(可決)

三、管内法曹出征軍人に対し、大会の名に於て慰問状を出すこと。
(可決)

(鳥取弁護士会提出)

一、国家非常時局に際し、出征将兵の慰問と銃後の後援に、最善を竭さんことを期す。(可決)

二、予審制度廃止絶対反対、寧ろ其改善を望む。(可決)

三、予審に於ける、弁護権の尊重を要望す。(可決)

四、予審終結後、公判証拠調後は、原則的に保釈責付の許可せられむことを要望す。(可決)

五、法廷に於ける、判事検事の出入口を別にし、検事席と弁護人席を対等にせられむことを望む。(撤回)

六、刑事判決正本を、職権を以て被告又は弁護人あるときは弁護人に送達することに、刑事訴訟法の改正を望む。(否決)

七、執達吏手数料規則改正の促進を望む。(可決)

八、検事が告訴事件の和解を理由として不起訴処分をなす場合は、和解契約書を提出せしめ、之を確認せられむことを望む。(可決)

九、司法関係者の徽章を制定し、色彩を以て其職を区別すること。

(否決)

(山口弁護士会提出)

一、司法官は原則として、弁護士の職にありし者又は弁護士より採用されんことを望む。(可決)

二、供託金取戻の際、相手方の同意ある場合は、手続を最も簡易にするやう、規定の改正をなすことを要望す。(可決)

三、地方裁判所支部の予審に係る、法定陪審被告事件は、総て同支部の公判に付する決定に、変更されむことを要望す。(否決)

四、人権問題の發生に鑑み、被疑者の承諾に依る警察留置を、厳禁する方針を確立せられむことを当局に要望す。(可決)

五、保釈保証金を弁護人其他被告人以外の者より供託したる場合には、罰金、追徴金の納否に拘はらず、保釈保証金還付理由の發生後、速に供託者に還付せらるゝ様、取扱を一定せられんことを要望す。(可決)

(松山弁護士会提出)

一、捜査官事件の捜査に当り、被疑者其他の關係者を取調べたるときは、其の都度必ず聴取書を作成し、其の全部を記録に添付すべく、尚ほ取調開始並に終了の時間を明記することを要する旨の規定を設けられんことを要望す。(可決)

二、行政執行法又は警察犯処罰令其の他の法規に依り勾留する場合は、必ず被勾留者の聴取書作成を要する旨の規定を設けられんことを要望す。(参考)

(松江弁護士会提出)

一、司法一元化の適正なる運用を期する為め、法令の改正を講ぜられむことを、当局に要望するの件(可決)

二、陪審法の活動を盛んならしむる為、速に該法の改正を講ぜられむことを、当局に要望する件。(可決)

大会來賓

広島控訴院長櫻田壽、広島控訴院検事局長神谷敏行、鳥根県知事三樹樹三、鳥根県警察部長櫻井三郎、松江刑務所長高野瀬利衛、松江警察署長古藤森衛、松江憲兵分隊長瀧尾秋次郎、松江市会議長加納傳右衛門、松江地方裁判所長中西保則、松江地方裁判所判事酒巻良一、同上高山達二郎、同上保田慶嗣、同上關重夫、同上正田滿三郎、松江区裁判所監督判事濱村與作、同判事伊藤泰藏、松江地方裁判所検事局長谷川寧、同検事吾野金一郎、同上徳岡二郎、同上岡谷良文、今市区裁判所監督判事岡崎誠一、同判事岡田退一、今市区裁判所検事局長益太、浜田区裁判所判事村上達、同上監督判事前田幹雄、浜田区裁判所検事局長竹内虎治郎、同上検事石渡榮次、益田区裁判所判事辻富太郎、益田区裁判所検事局長鈴木市五郎、西郷区裁判所判事垣替俊隆、松江公証人篠田嘉一郎、日本弁護士協合理事平林庄太郎、同上岡崎源一、帝国弁護士会理事豊原清作、同上伊勢勝藏、法律新聞社岡崎源一、広島控訴院書記長坂本健輔、広島控訴院検事局書記長内海直藏、松江市助役福田源次郎、松江市会副議長園山清次郎、松陽新報社勝部本右衛門、山陰新聞社西山虎治、山陰日日新聞社新田隆二郎、大阪朝日新聞社松江支局小谷虎夫、大阪毎日新聞社松江支局若槻福義、

松江地方裁判所監督書記吉村次雄、松江地方裁判所検事局監督書記松原善雄、松江區裁判所監督書記高澤秀武、松江區裁判所検事局監督書記平田種八郎

大会出席會員

(広島弁護士会) 池田寛作、井上博、林飛隆善、秦良一、林美一、秦野楠雄、土井與一、篤晴興、岡田陸藏、田中康道、高橋武夫、田坂戒三、樽谷稔、田中英一、永井敬一郎、中場彌太郎、野田保規、山本將憲、山下五六、柳田勘四郎、松井繁太郎、丸下紫朗、副会長甲村信一、古森幹枝、貞廣角治、吉川三雄司、會長三浦強一、下向井貞一、鳥重太郎、平田遼一、森田恪藏、森井孫一、森山喜六、鈴木五郎

(岡山弁護士会) 家本為一、濱田效三郎、長谷川泰雄、波多野隆助、副會長西村基次、會長尾谷恭二、岡照太、龜岡秀二郎、柏木貞一、吉澤周一、中江一也、山村利幸平、藤田和孝、小山美登四、小脇芳一、有岡幹三郎、安藝茂富、佐藤重政、坂本方一、佐藤義道

(松江弁護士会) 山本芳三郎、會長佐海直隆、佐伯研治
(山口弁護士会) 副會長岩本憲二、原田市之進、長谷川一郎、會長千々松安太郎、千々松秀二、小河虎彦、吉賀徳太郎、吉田助、田口忠澄、武田次郎、村岡吾一、木村信一、宮内升一、弘重定一

(鳥取弁護士会) 副會長井田重忠、花房多喜雄、原文藏、太田英雄、田中秀次、角田正太郎、長砂鹿藏、中田義三、魚谷市左衛門、上原隼三、山下勉一、小山晋、近藤守藏、青戸辰午、會長君野順三、住田米太郎
(松江弁護士会) 伊藤俊風、生駒武彦、副會長岩竹源次郎、錦織幸藏、本田

常吉、大脇熊雄、大谷次一、大崎林吉、和田珍頼、吉田彥市、横山市太郎、高橋勝太郎、田付昌長、副会長難波督、草光義實、草光久三郎、栗山政太、柳川兵一、会長桐谷圓藏、森脇忠市、須山貞太郎

②広島控訴院管内弁護士大会（正義）昭和十三年一月号）

昭和十三年度
広島控訴院管内弁護士大会出席報告

會員 豊原清作 理事 伊勢勝藏
昨年七月末開催せらるべかりし、広島控訴院管内弁護士大会は、支那事変勃発のため延期せられありしが、昭和十三年十月十五、六の両日に亘り、松江市に於て開催せられ、吾等兩名は帝國弁護士会を代表して之に出席するの光栄を荷うた。

十四日午後松江着、地元松江弁護士会長桐谷圓藏氏外三氏の出迎を受け、弁護士横山市太郎氏の案内にて、玉造温泉鶴の湯に投宿、先着の日本弁護士協会代表平井庄太郎氏と会し、同協会代表兼法律新聞社岡崎源一氏は翌朝来着した。

十五日午前、吾等は、松江城趾二の丸に建設されある故岸博士銅像に敬意を表した。松林に囲まれ、鏡の如く磨かれた花崗岩の台上に直立せる、博士の全身像は、屹と結べる口辺に笑みを含むで、さながらに生けるが如く、博士晩年の温容と心境を如実に表現せる、内藤伸氏の傑作である。台石前面の法学博士岸清一先生之像と誌された、雄渾なる草書の題簽は、国東元田肇先生の筆である。今は共に亡き、我会両先覚の遺業を偲びて、吾等は深き感

概に撃たれた。

正午、会場松江市公会堂に臨み来賓室に於て、櫻田広島控訴院長、神谷同検事長、中西松江地方裁判所長、長谷川同検事正、三樹島根県知事等と交歓、午餐の宴を享け、会場玄関前にて記念撮影の後、午後一時会場に入る。

会議順序

一 開会の辞、二 宮城遙拝、三 国歌斉唱、四 皇軍将士に対する感謝黙祷、五 主催地松江弁護士会長挨拶、六 議長推薦及着席、七 皇軍感謝並に傷病将兵慰問決議、八 各地弁護士会提出議題審議、九 聯合会設立経過報告、十 来賓祝辞、十一 次回開催地会長挨拶、十二 閉会の辞

出席者（敬称省略、順序不同）、来賓会員（注、共に省略）
大会議題

午後一時二十分、主催地副会長難波氏の開会の辞に次で、総員起立東方に向ひ恭しく宮城を遙拝し、国歌斉唱二回、皇軍将士に対する感謝の黙祷一分間の後、桐谷主催地会長の挨拶あり、満場一致の推薦により同会長議長席に就き議事に入る。

皇軍感謝並に傷病将兵慰問決議

議長指名の委員により起草されたる、左記感謝文及び慰問文を、満場起立厳肅裡に決議し、即刻陸海軍大臣、最高指揮官等に打電し、併せて主催地会員中より委員を挙げ、松江所在陸軍病院を慰問することを可決したり。

感謝文

広島控訴院管内弁護士大会に方り、連載連勝武勳赫々たる閣下並に將兵各位に対し、深甚なる感謝と尊敬の赤誠を表明し、謹みて武運の長久を祈る。

慰問文

広島控訴院管内弁護士大会は、今次事変傷病將兵各位に対し、深甚なる感謝と敬意を表し謹みて慰問す。

各弁護士会提出議題審議(注、省略)

以上審議につきては主として、広島三浦会長、田中(康)、土井、田中(英)、岡山尾谷会長、柏木、鳥取君野会長、松山佐海会長、山口千々松会長、岩本副会長、松江大脇の諸氏各其の会提案理由を説明し、各会員の討議は、最も真摯熱誠を以て進行し、広島提案の一、鳥取提案の二及び三は、共に予審制度改正に対する在野法曹与論の大勢を示すものとして注目すべく、又岡山提案一に対しては、各会より単に議題に止まらず、広く出征軍人に関し生じたる各種の事案に付、詳細なる実例の報告あり、同会提案の二は、出征軍人の未入籍妻子を主眼とせるものにして、共に事変下民事々に付、重要適切な示唆を与ふるところあり、其他の議題中或は各会間に議論の沸騰せるものありしと雖、熱烈の裡に終始協調の精神を持し、冷静沈着なる議長の態度と相俟つて円滑に進行し、国家総動員法の緊張下に応はしき成果を挙げられたることは、吾等の深く敬服且欣賞する所である。次で、広島三浦会長よ

り聯合会設立経過報告あり。

來賓祝賀

櫻田広島控訴院長、神谷広島控訴院検事長の祝辞に次で、豊原代表は別項の趣旨の祝辞並所感を述べ、次で平林日本弁護士協会代表祝辞を朗読したり。

豊原帝国弁護士会代表祝辞

斯の盛大なる大会に、帝国弁護士会の代表として、参列の光榮を得ましたことを感謝致します。本日は議事の初めに当り、皇軍に感謝の決議と傷病將兵に対する慰問の決議があり、尚ほ出征軍人に対する民事々々の取扱振りに就て、各弁護士会から精細なる報告がありましたことなど、弁護士諸君が此の非常時局に対する熱誠に感激したのであります。

立ちました序でに、本日御討議になりました事項に関連いたしまして、帝国弁護士会が平素研究してをります二、三の事柄を申述べたいと存じます。斯の重大時局に当りまして、政治、經濟、産業各分野方面に著しき改革が行はれ、また風俗習慣の上にも幾多改善が行はれます中でありまして、司法部におきましても、改善の必要が叫ばれ、現に鹽野法相は司法々規整備調査委員会を設けて、法規の局部的改善を企て、既以前議會を通過したのもあります。帝国弁護士会も、各法律の緊急改善を要する局部的のものについて、意見書を差し出してあり、採用せらるゝものと信じます。法相はまた、此度司法制度調査委員会を設けまして、

(一) 司法部職員の素質を益々向上せしむるに付考慮すべき事項、
(二) 人権蹂躪防止の方法、(三) 民事刑事の訴訟遅延を防止すること、(四) 未決拘禁者に対する処遇方法等の四大事項に別けて、一つ／＼逐次審議することにし、第一項の司法部職員の新教育問題は既に審議を終へまして、其の決議の要領は新聞紙上にも出されてをるのであります。本日可決になった、山口弁護士会及び松江弁護士会提出の司法官を弁護士より採用せよとの議も審議会に出たこと、存じますが、留保になったものと察せられます。

次で、第二の人権蹂躪防止の方法が、目下審議せられつゝあるのであります。朝野法曹界の重大問題であるのみならず、国民にとりましてもまた重大問題でありますので、我会も委員を設けて調査案を作成中であります。此の問題並に次の刑事事件促進の中心となるものは、予審を廃するか否か、検事に強制処分権を持たするか否かの問題であらうかと察します。司法部幹部の意向として想像せらるゝものは、満洲国で新たに作られた刑事訴訟法の如きものを実現せんことを希望してをられるのではないかと思はれるのであります。則ち、予審を廃して、検事に予審同様の強制権、即ち勾留権と訊問権を持たせ、聴取書に証拠力を附与せんとするものではないかと存するのであります。

本日可決せられました、山口弁護士会提出の被疑者の承諾による、警察留置の厳禁といふこと並に鳥取弁護士会提出の予審制度廃止絶対反対といふことは、帝国弁護士会に於ても同様、屢々発

表して居る通り、全然この御意見に賛成するものであります。惟ふに、今日の刑事訴訟法は、従来幾多の人権蹂躪の事実があつたのを防止する為に、大正十一年に改正せられたもので、之が法文の精神通りに正当に行はるれば、人権蹂躪なども問題は起り得ぬ筈であります。其れが、法文をを曲解せられ、或は合法的脱法行為が行はれるのである。それを何ぞや、元の糾問主義に復活して、勾留と訊問の権能を檢察官に附与せんとするは、司法改善と取調の迅速との美名を藉りて、人権蹂躪を合法化せんとする危険千萬なものであります。私共は、我邦人権蹂躪の沿革上から見て、飽迄所謂弾劾主義と公判中心主義で行かねばならぬものと信ずるのであります。而して、予審は之を存置するのみならず、却て其の機能を強化することを必要とし、予審判事の取調開始後は、檢察官は取調を続行することを廃止するにしたいと思ひます。けれども、更に進んで人権蹂躪を防止する絶好の方法は、人権蹂躪を為したる司法警察官又は檢察官を起訴する特別機関を作るといふことが、最大緊急事であると信じ、吾々は其の実現に邁進せんとするものであります。各位に於かせられても、之に御協力を願ひたいのであります。其の具体的方法は、いづれ「正義」で発表することになると存じます。

第三の刑事民事の訴訟遅延の防止といふことは、真に必要なことであるが、前に述べた通り、其れが為に刑事事件の予審制度を廃止することは、絶対に反対であります。民事事件の遅延は甚し

く、此の儘放任して置くといふことになれば、裁判手続といふものが、一般国民からほんとに飽かれてしまひ、此のスピード時代の世間から置いてけぼりを喰つて、すべての事柄に調停法の施行を希望するやうになり、即決和解が益々繁昌し、且つ警察の人事相談が益々盛大になるのは、実に不得止情勢ではないかと思ひます。一部の人は、民事訴訟法を幾度改正しても駄目で、結局は制度や方法の問題ではなく、人の問題で、裁判官に明敏にして常識に富み、果敢なる人を充つることにし、また弁護士にも人格識見の高く、勉強する人が揃ふやうになれば、今の民事訴訟で沢山であるといふのである。是も一つの見方ではありますが、差向の所甚しき訴訟遅延を如何にすれば良いか、準備手続も失敗、職権主義の加味も效を奏しない、惟ふに其の罪は裁判官と弁護士が半々に負ふもので、互に自粛し、裁判所としては記録の整理とその廻付を敏速ならしめること、進行に故障の事故ある場合に、当事者に通知すること、期日を短縮すること、裁判所の数と判事検事の数を増加すること、判事の隔日出勤を廃止すること等であります。弁護士の側に於ても、弁護士が権威を持つて依頼人に盲従せざることを、原告でも被告でも、訴訟の進行が自己に不利なる場合に、遅延を計る手続を取らざること、書類の作成、証人の住所の取調等に事件の促進に注意するといふように、朝野法曹が互に緊張すれば、必ず今より数段の進捗を見ることと存じます。東京では大審院、控訴院、地方裁判所及区裁判所の各上層部の人と弁護士と

の協議会が開かれて居りますが、弁護士から裁判所に対する注文の方が多くて、裁判所から弁護士に対する注文は極めて稀なであります。或は注文しても実行出来難いと決めてしまつて居るのかも知れませんが、弁護士大会の協議事項でも裁判所や検事局に対する希望要求計りでなく、弁護士自身の執務に付ても相当の申合せがあつても宜しからうと存じます。いづれにしても、判事、検事、弁護士ともに、元來何のために職務を執つてをるのかの本觀念を明徴にしてかゝることが、緊要のことだと存じます。

第四の未決拘留者の待遇問題に付ては、新たに出来た東京拘留所と名古屋の拘留所では、吾々の従来唱へて来た不平は殆んど改善実施せられて居ります。恐らく之は、追々全国に実行せられて行くこと、存じます。帝国弁護士会では、未決拘禁者に留置日誌といふものを持たせて置くことを考へてをるのであります。そして、留置、取調に関する事項を明記させておくことが、色々な方面から見て必要なことだと思ひます。当該官吏が、被疑者を拘留又は強制処分付したときは、同時に記載事項を定めた留置日誌を交附し、係官も本人も夫々所定の事項を記入せしむる、此の事は裁判の参考にもなり、人權蹂躪防止にもなり、被疑者の待遇改善にも役立つのであります。何れ決つたら、雛形等は『正義』で公表せらるること、思ひます。

終りに望みまして、本日の斯の大会が極めて盛大に、極めて厳粛に挙行せられ、無事終了せられたることを御祝申し上げます。

(丁)

次で、次回開催地岡山尾谷会長の挨拶、主催地会長の閉会の辞を以て、午後六時滞りなく会議を終り、自動車を連ねて懇親会場に向ふ。

懇親会

会場松崎水亭は、宍道湖畔中原町の一隅、水に臨んで輪奐の美を誇る大料亭で、総員百四十五名を容れて尚ほ余りある大宴会場の席定まるや、松江会長の挨拶に対し、官庁側を代表して櫻田広島控訴院長、帝国弁護士会及日本弁護士協会を代表して伊勢帝国弁護士会理事、各弁護士会を代表して三浦広島会長謝辞を述べ、酒杯一巡、正面の舞台開幕、松江検査美妓の優雅なる手踊、新検査美妓の洒脱なるレビユウダンスを始めとし、名物鱈すくひ、関の五本松等両検査の競演に妍を争ひ、両検査選り抜き的美妓数十名杯盤の間を幹旋して、歓興湧くが如く、主客歓を尽して、十時近く散会、第一日の日程を終った。

大社参拝

日程第二日は、午前八時松江大橋に集合、市内外名所案内、午前十時北松江駅に集合、大社参拝の後、大社町に於て松江市長主催の招待会の順序であるが、吾等は名所案内を辞して、玉造の旅舎より汽車にて大社に直行し、一行の来着を待つて之に加はった。一行は列を正し肅々と拝殿前に参進、大神楽を奉納し祓を受け二拝拍手、更に廊門より参入して御本殿前に額づき、一行官民各代

表の玉串奉奠を行ひ、武運長久の祈願を捧げ、参拝の儀を終った。

松江市長主催招待会

会は、正午大社前の旅館竹の家楼上大広間に開かれた。松江市長石倉陸軍少将は目下北支、中支方面将兵慰問の旅行中の為め、其の代理として助役福田源次郎氏が、一行歓迎の挨拶を述べられた。滔々たる雄弁を以て、神代この方の出雲国史概説に始まり、本邦相撲の始祖野見宿禰の事蹟、素戔嗚命の娶らせ玉ひし稻田姫、歌舞伎の祖出雲お国の流れを汲む出雲美人の紹介に至る興味津津たる演説に、吾等は大に魅了せられた。之に対し、一行を代表して広島三浦会長の謝辞があり、大社芸妓数十名の杯盤幹旋に歓興を尽くるところを知らざるも、吾等は旅程の都合上、遺憾ながら思を残して辞去、倉皇として大社発午後二時の急行列車に投じ帰京した。

茲に謹みて、主催地松江弁護士会各位の御厚配に対して、深甚なる感謝の意を表し、併せて大会出席各位に対し深甚なる敬意を表す。(丁)

昭和一九三九年

②③広島控訴院管内弁護士会聯合会臨時総会及同管内弁護士大会
〔公論〕第四三卷第一〇号、昭和一九四一年二月号

広島控訴院管内弁護士会聯合会臨時総会及

同管内弁護士大会報告

日本弁護士協会代表 清瀬一郎・河合廉一
昭和十四年十月十四日岡山市県会議事堂に於て、広島控訴院管内弁護士会聯合会臨時総会と同管内弁護士大会を開くから、協会より代表者を派遣せよとの御案内があり、協会理事会は吾等兩人に出席せよとの御命令があり、頗る光栄のことと存じ兩人御受した。清瀬は十四日、河合は十三日到着して、岡山駅前三好野花壇に投宿したが、駅頭には主催地会長家本爲一君の外、吉岡榮八君、多賀寛一君其他多数会員諸君の御出迎を受け恐縮千万であつた。帝国弁護士会代表平松市藏、清水郁御兩人も十四日到着、同じ旅館に投宿せられた。

是れより先、主催者側では宮城司法大臣の臨席を懇請せられたが、大臣御差支とあつて、中島調査部長が大臣代理として出席のこととなり、十三日着岡せられた。斯の如く、今回の大会は、前例稀なる司法大臣（代理）の出席もあり、大会は近頃希有の出席者で、頗る盛會を極めた。斯る事象は、法曹一般が時局柄、如何に司法部革新の熱意に燃え、其意気の旺盛なるかを窺はしむるものがある。

○出席者（会員）

（広島弁護士会）聯合会理事長土井與一、会長高木茂、富島暢夫、松井繁太郎、池田寛作、佐藤五三、小野才次郎、森田恪藏、高橋光次、岡田陸藏、林飛隆善、柳田勘四郎、貞廣角治、田中康道、甲村信一、秦良一、水田謙一、三浦強一、田坂戒三、平田遠一、野田保規、古森幹枝、山本將憲、森

山喜六、吉川三雄司、永井敬一郎、樽谷稔、秦野楠雄、丸下紫朗、山下五六、上田八九三、中場彌太郎、石堂順助、藤井定市、島重太郎、田中英一、高尾英、野間傳吉

（山口弁護士会）会長吉賀徳太郎、民繁福壽、村岡吾一、古谷判治、木村信一、岩本憲二、弘重定一、武田次郎、小倉泰治、田中兩吉、倉橋亨、武田弦介、千々松秀二、長谷川一郎、田口忠澄、岡本勳治、宮内升一

（松江弁護士会）会長桐谷圓藏、難波賢、栗山政太、錦織幸藏、大脇熊雄、田付昌長

（松山弁護士会）会長原田光三郎、佐伯源、岡田玄次郎、宇和川濱藏、富田數雄、松本清三、西原義任、木村秀太郎、松川孟一、松本梅太郎、山本芳三郎

（鳥取弁護士会）会長長砂鹿藏、上原隼三、君野順三、太田英雄、中田義正原文藏

（岡山弁護士会）会長家本爲一、石井瀧十、一井重雄、井上守三、波多野隆助、濱田效三郎、花房和平太、林永之、西原力雄、西村基次、豊田秀男、竹馬昌一、岡本佐市、岡崎綱五郎、尾谷恭一、岡照太、恩藤誠一、笠原房夫、鎌田武夫、吉岡榮八、多賀寛一、田部茂、名和剛、中江一也、山村利幸平、藤田和孝、藤原光三、藤井萬吉、小山美登四、小脇芳一、有岡幹三郎、赤堀龜雄、安藝茂富、佐藤重政、坂本方一、軸原憲一、佐藤光則、石川貞幹、玉野代治郎、淀川正充、香山親雅、柴田治、平尾賢治、柏木貞一、則井登四郎、長谷川泰雄、龜岡秀二郎、佐藤義道、三宅成芳、福島力三、田中智作、植月佐章、吉澤周一

○來 賓

司法大臣代理調査部長中島弘道、広島控訴院長鈴木秀人、広島控訴院次席
検事正木亮、岡山地方裁判所検事正國枝鎌三、岡山地方裁判所長難波良藏、
判事藤井稔、判事江本清平、判事莞傳、判事柳田躬則、判事近田彰、判事
江口徳昌、判事中山義郎、判事吉田正之、判事三瀬忠俊、判事植山日二、
判事井波七郎、判事入江菊之助、判事河内三男、判事藤堂眞二、判事正田
満三郎、検事市島成一、検事八廣倍一、検事林隆行、検事濱田善次郎、検
事平井進、検事圓藤正秀、検事伊尾宏、検事奥村文輔、検事衣笠武夫、検
事中垣清春、日本弁護士協会代表清瀬一郎、同河合廉一、帝國弁護士会代
表平松市藏、同清水郁、岡山県知事熊谷憲一、総務部長八田三郎、警察部
長中村良三、学務部長原保雄、東署長柳久雄、西署長井上友一、岡山市長
時實秋穂、市会議長國富友次郎、助役猪股喜藤、庶務課長中澤一二、岡山
聯隊区司令官代理島村中佐、岡山憲兵分隊長塚本大尉、刑務所長江村繁太
郎、司法大臣代理随行中山嘉市、広島控訴院書記長坂本健輔、広島控訴院
検事局書記末永敏彰、岡山地方裁判所主事三澤謙良、岡山地方検事局監督
書記山本柁太郎、岡山区裁判所監督書記甲本源次、岡山区検事局監督書記
仁科俊一郎、合同新聞社、岡山新聞社、大阪朝日岡山支局、大阪毎日岡山
支局

第一 広島控訴院管内弁護士会聯合会臨時総会

午前十一時振鈴と共に開会、左の聯合会役員及代議員諸君並に
來賓一同著席、理事長土井與一君議長席に就き挨拶の後、開会を
宣し、

広島弁護士会沿革誌 (5)昭和戦前編・中

議案 從來広島控訴院管内弁護士大会に於ける決議事項にして

実行に至らざるものの実行期成方法

を附議し、代議員より提出せる「理事長及常務理事に一任す」と
の動議を、満場一致の下に可決したる後、閉会を宣した。因に、
從來の決議事項にして実行に至らざるものは、第一 司法整備二
関スルモノ二十件、第二 国民尊重二関スルモノ二十件、第三
上訴尊重二関スルモノ四件、第四 検事取調二関スルモノ四件、
第五 弁護士制度二関スルモノ十七件、第六 陪審制度二関スル
モノ三件、第七 債務調停法二関スルモノ十七件、第八 公判尊
重二関スルモノ四件、第九 大審院二関スルモノ八件、第十 執
達吏ノ改善二関スルモノ八件、第十一 行政官庁ノ差押二関スル
モノ三件、第十二 手続簡易二関スルモノ六件、第十三 本大会
二関スルモノ三件、第十四 其他諸般事項十五件の多数である。

出席者

理事長土井與一（広島）、常務理事田中康道（広島）、常務理事家本爲一
（岡山）、理事中場彌太郎（広島）、理事吉賀徳太郎（山口）、理事岩本憲二
（山口）、理事林永之（岡山）、理事田部茂（岡山）、理事長砂鹿藏（鳥取）、
理事桐谷圓藏（松江）、理事難波督（松江）、理事栗山政太（松江）、理事原
田光三郎（松山）、理事松本清三（松山）、理事宇和川濱藏（松山）、代議員
高木茂（広島）、代議員平田遼一（広島）、代議員軸原憲一（岡山）、代議員
豊田秀男（岡山）、代議員中田義正（鳥取）、代議員大脇熊雄（松江）、代議
員且野知止（松山）

八〇五（二三九）

第二 広島控訴院管内弁護士大会

午後一時振鈴と共に、会員及來賓一同著席し席定まるや、

一、宮城遙拝

二、戦歿将士の英靈に対する一分間の黙禱を行ふ。

次で、主催地岡山会長家本爲一君登壇、來賓並に出席会員に対し一場の挨拶を述べられ、殊に司法大臣が特に代理を派遣せられたるに付き謝辞ありたる後、高木広島会長の動議により、家本會長議長となり、開会を宣し議事を進行した。

議事

報告

一、昭和十三年度大会決議事項実行に関する報告(松江會長報告)

二、広島控訴院管内弁護士會聯合會に関する報告(土井理事長報告)

三、全国弁護士會聯合會に関する報告(広島會長報告)

議 題

一、本大会剰余金ヲ、献金及慰問ニ使用スルコト(可決) 岡山提出

二、昭和七年(岡山)、八年(広島)、九年(松江)、十年(下関)、十一年(鳥取)、十三年(松江)大会ニ於テ決議シタル事項ノ実行ヲ期ス(可決) 広島、松江、山口、松江、鳥取、岡山提出

三、本會決議事項ノ実行ヲ、広島控訴院管内弁護士會聯合會ニ依頼スルコト(可決) 同上

四、内地弁護士ハ外地裁判所ニ於テ許可ヲ要セスシテ、当然訴訟

行為ヲ為シ得ル様、法規ノ改正ヲ望ム(可決) 山口提出

五、関東州、満洲国居住者ニ対スル民事々件ニ関スル書類ノ送達

ハ、日本裁判所ヨリ直接郵便送達ニ依リ為シ得ル様、法規ノ改正ヲ望ム(可決) 同上提出

六、刑事裁判ニ於テハ、司法警察官ノ聴取書ハ証拠ト為スコトヲ得ザルコトニ、法規ヲ改正セラレンコトヲ望ム(可決) 広島提出

七、弁護士代理ニ依ル告訴事件ニ付キテハ、最初ニ告訴事実ノ大綱ニ付、代理弁護士ヨリ聴取セラレタキコト(否決) 山口提出

八、法令ニ依リ裁判所ノ選任スヘキ検査役、監督員、清算人各種代行者、管財人及整理委員並ニ各種調停委員ハ、主トシテ弁護士ヨリ選任セラレタキコト(可決) 山口提出

九、各種調停法ニヨル調停及裁判上ノ和解ニ付テハ、国民ヲシテ不平ナカラシムル爲メ、其ノ調停条件ノ決定ニ当リテ、絶大ナル注意ヲ払ハレンコトヲ望ム(可決) 広島提出

十、略式命令ニ対スル正式裁判ノ審判ニハ、ソノ略式命令ヲ發シタル判事ヲ関与セシメサルコト(可決) 松江提出

十一、目的物価格金千円以下ノ事件ノ公示催告手續ヲ簡易ニスル立法ヲ、其筋ニ建議スルコト(可決) 松江提出

十二、名ヲ非常時局ニ藉リ、警察官吏カ乱暴ナル取扱ヲ為ス事例多シ、注意ヲ望ム(可決) 同上

十三、被疑者ヲ濫ニ拘束スルノ弊多シ、注意ヲ望ム(可決) 同上

協議事項

一、弁護士制度改革ノ必要ナキヤ 松山提出

二、現下非常時ニ於ケル弁護士奉公ノ件 岡山提出

三、現下非常時ニ於ケル弁護士奉公ノ基礎タル生活確立ノ件 岡山提出

右協議事項の一に付ては大脇熊雄君より、二、三に付ては家本爲一君より、夫々出題の趣旨を説明した後、広島控訴院管内弁護士会聯合会に依頼して調査立案せしむることに決す。

以上各議案は、孰れも司法制度革新の上に、將又時務の上に其適切なるは勿論、其真摯にして内容に富める説明と討論とは、吾等をして真に緊張啓発せしむる所が多かつた。

終て、次回開催地を広島と決定、高木広島会長より受諾の挨拶があつた。

次に、來賓の祝辞に移り、

一、宮城司法大臣祝辞を中島調査部長代読（別項所載）あり

二、鈴木広島控訴院長、正木広島控訴院次席検事、清瀬日本弁護士協会代表の謝辞（別項所載）及平松帝国弁護士会代表の祝辞があつた。

議長より來賓の祝辞に対する謝辞と閉会の挨拶ありて、目出度散会せしは午後四時半であつた。

第三 大懇親会及岡山市長の招待宴

当夜午後五時より、市内新西大寺町新花月に於て、出席會員の大懇親会開催せられ、吾等來賓一同も亦御招待を受けて出席した。

開会前、別席にて関西流漫才の余興あり、興趣亦別段のものがあつた。宴席定まるや、主催者側として土井聯合会理事長、家本岡山会長起立、家本会長より岡山弁丸出しの頗るユーモアに富んだ挨拶があり、鈴木院長は在朝法曹を代表し、河合代表は東京側在野法曹を代表し、又高木広島会長は出席會員側を代表して、夫々謝辞を述べられ、鳥城校書の日本舞踊（長唄、清元）等三幕あり、紅裙酒間を幹旋し、歓を尽くして、午後九時頃散会した。

第四 二日日程

明くれば十五日は、前日と同じく快適の秋日和で、遊樂には最も相応しき日であつた。午前九時頃より、三々伍々参集、園内鶴鳴館の一室で、碁、将棋、楽焼、抹茶の催しあり、次に市長招待会の余興として吉備楽（富士の峰、桜井の駅の二曲）の演奏があつた。吉備楽は、江戸芸術たる常磐津、清元等に藤間流の踊より取入れたるもの、由で、頗る優雅の曲である。終て園内を周遊し、記念撮影をした。説明者の云ふ所では、岡山後楽園は、庭園として造られたもので公園ではない、岡山三十二万石の殿様が、建養亭の一室から一望の裡に眺むる庭園として觀賞したものであるから、三十二万石の殿様になった気持で観て貰ひたいとのことであつた。なる程其通りで、庭園としては優秀なものに相違ないと思はしめた。

次で、市長招待の午餐会に臨み、開演せらるるや、時實岡山市長の鄭重なる歓迎辞あり、在朝法曹側より鈴木院長、東京在野法

曹側より清水代表、出席会員側より高木広島会長、夫々代表して謝辞を述べ、美形其間を斡旋し、歎の尽くるを知らず、散会せしは午後三時頃であった。末行ながら、席上鈴木院長及土井聯合会長のものせられたる、御所感を披露することにする。

○岡山市に於ける管内弁護士大会に臨みて(鈴木院長)「時局下に銃後の治安安かれと、烏城に集ふ朝野法曹」

○同大会及岡山市長の招宴に列して(鈴木院長)「秋晴れや法服脱いで笑顔」

○遊後楽園(土井聯合会理事長)「此地尋来秋色繁、風光清絶動吟意、呼名後楽園名爲怪、君子國中君子園」

終に臨み、広島控訴院管内弁護士会聯合会長、主催地岡山弁護士会長、其他管内各地弁護士会各位並に岡山市長に対し、此上もなき御歓待を心から感謝し御礼を申上ぐる次第である。

(河合記)

宮城司法大臣祝辞

本日茲ニ広島控訴院管内弁護士大会ノ開催セララルルニ当リ、祝意ヲ表スルノ機会ヲ得タルハ、余ノ最モ欣幸トスル所ナリ。

支那事變勃發以來既ニ二年有餘、御稜威ノ下、忠勇無比ナル皇軍將士ガ、赫々タル戦果ヲ収メ、国威ヲ宇内ニ揚シツ、アルコトハ、洵ニ感激ノ至リニ堪エズ。然ルニ、國際情勢ノ激變ハ、殆ンド朝夕ヲ測ルベカラズ、國民ハ宜シク堅忍不拔ノ精神ヲ以テ、凡ユル時艱ヲ克服シ、挙国一致事變ノ急速解決ニ勇往邁進スベキナ

リ。殊ニ、職ヲ司法ニ奉ズルモノハ、在朝在野ヲ問ハズ、一般國民ニ率先シテ粉骨碎身、奉公ノ誠ヲ致スヲ要ス。此秋ニ当リ、各位ガ一堂ニ相會シ、銃後治安ニ重大ナル關係ヲ有スル司法ノ運用ニ付、十分ナル協議ヲ遂ゲントスルハ、時宜ニ適セル措置ト謂フベク、国家ノ為慶賀ニ堪エザル所ナリ。

惟フニ、司法ノ使命ハ、國民ノ權義ト社会ノ安寧トヲ保持スルニ在リ。国家政治ノ上ニ於テ、極メテ重要ナル作用ヲ営ムモノニシテ、一日ト雖モ之ヲ忽諸ニ付スベカラズ。而シテ、此ノ使命ハ弁護士諸君ノ協力アルニ非ザレバ、到底其ノ目的ヲ達スルヲ得ズ。各位ハ従来能ク判事検事トノ連絡協調ヲ保チ、以テ司法ノ改善向上ニ努力シ来レリ故ヲ以テ実績年ト共ニ挙リ、今ヤ司法ノ威信ハ何人モ之ヲ認識セザルハナシ。翼クハ、今後益当局ト協心戮力、司法ノ向上發展ニ尽瘁シ、以テ之ガ運用ヲ完ウセラレントヲ。一言蕪辭ヲ述ベテ祝辞トナス。

昭和十四年十月十四日

司法大臣 宮城長五郎

清瀬日本弁護士協会代表祝辞要旨

謹んで広島控訴院管内弁護士大会の御開催を、お祝ひ申し上げます。此の機会に、本日の御協議事項の一として御取上げに相成つて居ります「当今の非常時に於ける弁護士奉公の件」に關して、平素私共の考えへて居る事の二、三を申上げて、御批判を蒙りたいと存じます。銃後の國民として、我々法曹も亦一般に時局遂行

のため、各種の責任を負つて居ることは、他の職に在る者と異り
はありませぬが、茲に特に我々の職務に関連して、斯うもすれば
国家のことに、弁護士として特殊の奉公が出来るのではあるまい
かといふ点に関し、卑見を述べたいのであります。

第一は、統制法規の運用と在野法曹の任務といふことでありま
す。支那事変も亦、近代戦の一つとして、所謂総体戦の形式を
採つて居ります。殊に、国民政府は公々然として「消耗戦術」を
採ることを豪語し、事変の解決を遷延し、我国の国力の疲弊する
ことを狙つて居るのであります。之に対して我国では所謂、統制
経済の方法を以て対処したのであります。乃ち、支那事変勃発の
直前に開かれた、昭和十二年八月の臨時議會では「輸出入品等に
関する臨時措置に関する法律」なるものを制定し、同法第二条に
依り、輸出入に関係ある品物の原料、又は製品の製造、配給、消
費等に関し、各種の命令を發布するに至りました。今日迄に既に、
繊維、鉄鋼、非金屬、皮革、ゴム、液体燃料等に関し、種々なる
法令が發布されて居ることは、御承知の通りであります。更に、
昭和十三年の通常議會に於ては、「國家總動員法」の成立を見、同
法を根拠として各種の命令が發布せられ、又發布せられんとして
居ります。現に、昨日即ち十月十三日の閣議に於ては、総ての商
品の価格を本年九月十八日を基準とし、地代及家賃は昨年八月四
日を基準とし、それ以上の価格を以てする取引を禁止する重大命
令が發せらるゝことが決定せられました。是等統制法規といふも

のは、一般国民の生活には不便であるといふことは、言をまちま
せぬ。唯、近代戦に於て、勝利を獲得せんとする為めには、之を
必要とするのであります。同じく統制経済と申しまして、ソ
ヴェットロシアやドイツのやうな国に於ける統制経済と我國のや
うな、法治国家に於ける統制経済とは異つた形をとつて参ります。
我國に於ける統制経済は、法律自体又は法律の委任に依る命令を
以て行はれるのでありますから、平素から法律の運用に協力して
居る在野法曹の責務は、此間に發生するのであります。我々在野
の法曹は、十分に是等統制法規の精神の在るところを研鑽し、一
般国民に対し、戦時法規が何を国民に要求して居るかを、浸潤徹
底せしめなければなりません。此等統制法規は、事の必要に迫ら
れ、急速に制定されたものでありますから、法規自体にも欠陥あ
るを免れませぬ。又、その運用が拘泥に過ぐるといふ場合もあり
ませぬ。国民の間にも多少の不便を訴へる者も生ずることのある
のは、是亦已むを得ざる数であります。然し、一般国民は概して
法律命令の組織に慣熟しませぬから、その不便なり、不平といふ
ものが、何れの個所より原因するかを了解しない場合が多いので
あります。在野の法律家たる者は、一般国民の訴ふる不便なり不
平なりの因て来る根源を探究して、之を当局に示し、当局をして
適當なる改案を立つることの準備を為さしむるやうにしなければ
なりません。是亦、我々の非常時に於ける社会的任務であるので
あらうと存じます。要するに、在野法曹は、斯る時代に於ては、

民法と刑法とばかりに膠着しないで、新法令の真髓を探究し、新法令の運行を円滑にするといふことで、国家に奉仕すべきであると存じます。

第二に、東亜の新秩序といふことに關係して、我國の法曹の重大なる責務につき、諸君の御注意を喚起致したいと存じます。今次事変は、従前の歴史に其の例を見ざるものであります。領土の拡張とか、賠償金の獲得とかいふことが目的ではなくして、東亜に於ける新秩序、新文化を建設することが目的であると言はれて居ります。秩序や文化と言へば、たゞちに道德、芸術、経済といった方面のことであると了解せられ、興亜院に於ても大体さういふ部門を挙げて、研究の歩を進めて居るのであります。私は更に東洋に於て建設すべき一文化が残つて居るのではなからうかと思ふ。東洋の他國に於て、今までなかつたもので、我日本が大体完成した文化が一つある。一口で言へば、それは「法治國家組織」といふことである。個人と個人との間の關係も法律といふもので、予め分界を定めて置く、それと同時に、國家と個人との間の關係でさへも、法律の規定で以て一定の限界を定める。此の限界を超えては、國權の強きを以てするも、個人の權益を犯すことが出来ない。此の組織は、五ヶ条の御誓文に依り、天地の公道として御採用に相成る御方針を立てられ、爾來七十年の歲月を経て、大体完成したのであります。唯だ遺憾なことは、今日と雖もなほ人權蹂躪の聲が未だ絶滅して居らぬのであります。これは我々

在野法曹の力で、此の最後の欠点を補修し、法治國家の組織を完備したい。之を新支那に移植してやれば、必ず支那人はその恵沢に浴することと思ひます。均しく法律關係のことで、立憲政治を支那で行ふといふことは、實際問題として、仲々前途遠慮であります。支那に於ける社会生活の様式より見、支那民族の個人主義的性格より察して、茲に謂ふ法治組織を支那に移植することは、実行可能であるのみならず、彼國に於て非常に歓迎せらるることと思ひます。顧みれば、御管内に於かれては、千年の昔支那より我國へ種々なる文化を輸入せられた偉人を出されて居ります。吉備大臣は、今より壹千三百年前孝謙天皇が太子に在すときに、支那より帰られて、礼記と漢書とを講ぜられました。此等のことが、我國の社会生活、法律生活に重大影響を与へて居りますことは申すまでもありません。更に、壹千百年前弘法大師は御帰朝後、独り宗教、文学のみならず、經濟、醫術等各種の文化を彼地より輸入されました。今度は、我が國の法曹中でも、比較的滿洲支那に接近せられて居る中國の法曹界諸君に依つて、我國の法的文化を彼の國に移されることにつき御尽力を願へば、往古の因縁にも酬ひ、真に愉快なことではなからうかと思ひます。

第三に、欧州戦後に於ける思想問題に關係して、お互の受持つべき任務に關し、愚見を陳べたいと思ひます。此事につき、私一人としては、次のやうな觀察をして居るのであります。今次の欧州戦争に於ける立役者は、ヒツラーでもなく、チェンバレンで

もなく、況んやムツソリーニではないと思ひます。何んと言つても欧州戦争の蔭にかくれて、遠大なる計をして居るものは、ソ聯のジョセフ・スターリンその人でないかと思ひます。スターリンの心の裡を察するに、凡そ次のやうなことはありませんまいか。ソ聯は独逸に対して援助するやうな顔をする、英吉利、仏蘭西に對しても妨害するやうなことはしない。そこで、双方をして強腰とならしめ、折角始まつた戦争の腰を折らぬやうにする。この戦争を益々大戦争となるやうに導く。既に大戦争になれば、結局はどちらかが勝ち、どちらかが負ける、負けた方の国では、必ず革命が起る。独逸が負ければ、独逸国民はヒットラーは怪しからぬ、独逸国民を欺むいて、こんな無謀な戦争をさせたと言ひ出す。英仏が負ければ、少なくとも仏蘭西に於ては、現在の実権者は根本的に信用が出来ない、結局社会革命の外はないと言ひだす。どちらが先になるかは知れないが、ドイツか、フランスか、どちらかに革命の起ることは必定だ。而して、その革命の性質たる、当然共産主義革命といふことになる。欧羅巴にソ聯の外に、なお一つの共産主義国が出来るといふことは、実に世界歴史上の重大事件である。スターリンは、それを狙つて居る。而して、スターリンのこの狙ひは、恐らくは適中するものと見ざるを得ぬ。欧州になほ一つの共産政府が出来るとなれば、その時に當つては、我日本国に於ても影響なしでは居られない。前の欧州戦争の後には、社会主義とデモクラシーの波が、我国に押し寄せて来たことは、

諸君の御記憶に新なるところである。今から数年後に来るべき、欧州戦争終了後、我国に襲ひ来るところのものは、前のものよりも、更に一步進めた深刻なものであらねばならぬと考へる。もし、私のいふことが過ちで、さういふことがなくして経過するならば、国家の幸はこれに過ぐるものはないが、さやうなことは起らないと、樂觀ばかりしては居られない状況が多々あります。在野法曹の任務は何といつても、私有財産権の擁護と、個人の自由権の保護に在るのであります。お互に此の信念の下に、半生の生活を営んで来て居ります。此等の思想も、時代の必要に依て進歩発達は無論必要であります。此の権利と自由の擁護といふことが、人類のためにも、国家のためにも必要であるといふ信念を持つて居る以上は、更にこれを研磨して、確乎たる民族的確信たらしめ、来るべき社会の変動に拮抗し、我々同胞の健全且着実なる発達を防護しなければなりません。

以上本日の御協議事項の一項に関し、私の平素考へて居ることの一端を述べさせて頂き、以て祝詞に代へます。重ねて今日の御盛会を祝し、なほ私に発言の機会をお与へ下さつたことを深謝いたします。終り

②④広島控訴院管内弁護士会聯合会臨時総会及同管内弁護士大会
〔正義〕昭和十四年二月号

広島控訴院管内弁護士会聯合会臨時総会

及同管内弁護士大会出席報告

出席代表 平松市藏・清水郁
昭和十四年十月十四日岡山市県会議事堂に於て開会。出席者は同大会空前の多数に上り、前例稀なる司法大臣の代理出席もあり盛会であつた。

第一、広島控訴院管内弁護士会聯合会臨時總會

理事、代議員出席の下に、午前十一時開会、理事長土井與一氏議長となり、議案「従来広島控訴院管内弁護士大会に於ける決議事項にして実行に至らざるものの実行期成方法」を附議し、理事長及常務理事に一任することを決議し閉会せり。

因に、従来同管内弁護士大会の議決事項は、司法整備に関する決議二十件、国民尊重に関する決議二十件、上訴尊重に関するもの四件、検事取調に関するもの四件、弁護士制度に関するもの十七件、陪審制度に関するもの三件、債務調停法に関するもの十七件、公判尊重に関するもの四件、大審院に関するもの八件、執達吏の改善に関するもの八件、行政官庁の差押に関するもの三件、手続簡易に関するもの六件、本弁護士大会に関するもの三件、其他諸般の事項十五件であつて、基より司法制度の改善に資する事項尠からざるに、此等の決議事項中未だ実行に至らざるものは相当多数あることであつた。

第二、広島控訴院管内弁護士大会

宮城遙拝、戦歿将士の英霊に黙禱の後、家本岡山弁護士会長議

長となり、「昭和十三年度大会決議事項実行ニ関シ」松江弁護士会長桐谷圓藏氏より、「広島控訴院管内弁護士会聯合会ニ関シ」土井理事長より、「全国弁護士会聯合会ニ関シ」広島弁護士会会長高木茂氏より、各報告ありたる後、議案を審議し、最後に、一弁護士制度改革ノ必要ナキヤ（松江提出）、二 現下非常時ニ於ケル弁護士奉公ノ件（岡山提出）、三 現下非常時ニ於ケル弁護士奉公ノ基礎タル生活確立ノ件（同上）の協議事項は、広島控訴院管内弁護士会聯合会に依頼して調査立案することに決し、次回開催地を広島と決定の後、宮城司法大臣、鈴木広島控訴院長、正木広島控訴院次席検事、清瀬日本弁護士協会代表、平松帝国弁護士会代表等の祝詞あり、家本議長の司会宜しきを得、午後四時半円滑に議事を終了したる後、同夜出席会員の大懇親会あり、極めて盛会であつた。

大会第二日は、天下の名園後楽園内の鶴鳴館で、碁、将棋、抹茶、楽焼、吉備菜等の催しあり、岡山市長時實秋穂氏より午餐の招待あり、歓を尽し午後三時散会し、無事大会を終了せり。

出席者、議案、宮城司法大臣祝詞（注、いづれも省略）

平松帝国弁護士会代表祝辞

私共両人は、帝国弁護士会を代表致しまして、本大会の御招きを受け、此の盛会に列席するの光栄を得ましたことは、欣喜措く能はざる所であります。実は家本会長より、特に郷里出身者たる私共に出席する様御命令がありました由にて、臨時代理を命ぜら

れ、思はぬ幸に遇ふ機会を得た次第であります。茲に謹みて本大会の御盛會を祝し、併せて御招きに対し厚く御礼申し上げます。

惟只今は、諸種の議案に付きまして、熱心なる御討議の上御決議がありました。孰れも司法権行使上、有益にして且在野法曹の協力に関する重要な事項であります。吾々も亦御趣旨に対し、賛意を表すると共に御協力を惜まぬものであります。

申す迄もなく我司法権は、天皇の正義を宣明する神聖なる国家活動であります。司法官は独立不羈、以て之を踐行する任務を有し、又在野法曹たる弁護士は之に協力し、裁判の尊嚴と臣民の保護との、司法上の二大理想実現の爲めに、一致奉公を致すものであります。故に、司法権行使の適正、公平、迅速は、司法官憲の努力に恃つはも勿論であります。が、弁護士との協力其の全きを得ることは、寔に欠くべからざる所であり、否寧ろ之によりて其の成果を得るものと謂ふも過言でないと思存します。此の意味に於て、本大会の如く、各地に在野法曹の会合が催されまして、其の向上進歩と奉公貢獻に付、御協力を相成りますことは、誠に悦ばしきことであります。

此の機会に於て、御挨拶に代へ一言申上たきことは、司法活動に於ける根本的指導原理に付てであります。惟ふに、外邦の国家組織は、国民即国家の原理に基くが故に、其の司法権は国民の利害を裁定することを目的理想とするものであります。然るに、我国家は、天皇制国家の特殊性を存する爲め、司法権は 天皇の正

義を宣明するものであります。此の特質たるや、實に我司法活動の根本的指導精神であり、茲に吾司法権の神聖と尊嚴とが輝くものであることは申す迄もありません。故に、一切の司法活動は、此の大義名分たる理想目的実現の爲め的手段でありまして、其の国権の行使と臣民の保護とにより差別なく、悉く之に帰一するものでなければならぬ次第であります。故に、吾々司法に關係あるものは、之を誤ることなき様、特に深甚なる注意を要することと信じます。現に司法部に於きましては、之に付既に懸賞論文を募集し、又司法研究所を設け、熱心に研究指導を致されて居ります。誠に敬服の至りであります。従つて、吾々在野法曹に於ても、此の点に付充分なる討究と考慮とを以て、聖代の進運に漏れざる様努力する必要があることを痛感するものであります。

今此の問題の応用に關する一例として、御參考の爲めに、現下重大視せらるる刑事訴訟法上、捜査機關の強制権附与に付て考へて見まするに、其の必要を説くものは、主として捜査上の便宜論に基いて居ると思ふのであります。此の如き理由のみを以て、右司法精神よりして、許すべからざるものとなるのであります。

蓋し、我國に於きましては、従来行政上の相對價值的捜査処分と、司法上の絶対價值的強制処分とは、嚴然として区分せられて居ります。之は臣民に対する強制力の行使を以て、天皇の御名に於て裁判を爲すべく、独立の保障を有する絶対的地位にあり、最も嚴正公平にして 天皇の正義を宣明するものとせらるる判事にのみ

許さるべきものとせられて居るからであります。現行法が、予審制度を設けて判事に取調を行はしめ、又強制処分の規定を設けて、検事の請求により、特に判事が其の処分を為すものとせること等は、孰れも此の趣旨を明にし、司法精神を実現踐行したるもののであります。故に、之を外国の例に倣ひ、便宜論を以て捜査機関に委ねんとするが如きは、断じて許すべからざる所であります。

於是、我帝国弁護士会は、之等の問題に付、曩に此の精神に基き、予審の存置及捜査機関に対する強制権附与に付、絶対反対の決議を為して、我法曹界伝統の主張を明にし、又近くは去る八月中更に声明書を發して、其の趣旨を高調し、以て世の注意を喚起した次第であります。

私は、此の問題に限らず、尚選挙権の性質、又は自白の証拠力、其の他幾多の事項に付きまして、此の司法精神の発揚の爲め、平素其の応用上に付、種々意見を述べ、又注意を喚起すべく努力して居る次第でありますが、此の問題に付ては、沿革上性質上頗る重大なる意義を有するものと信じますので、特に茲に例示した次第であります。在野法曹各位は、充分なる御注意のあるべきものと存じます。今日は時間の都合上、右の一例を申上ぐるに止め、其の他は後日の機会に譲ることにして置きます。

要するに、世界の大勢と、我邦の非常時局とは、吾人在野法曹の境遇と信用とに、多大の影響を及ぼすこととなつて居ります。吾々は、此の際相戒め相励み、其の本分を全ふすることに於て、

万遺憾なきを期すべく充分の覚悟を必要とし、一致協力以て奉公の誠を致し度存じます。之を以て、御挨拶に代へます。

昭和一五(一九四〇)年

② 広島控訴院管内弁護士大会(公論)第四四卷第一二号、昭和一五年(二月号)

広島控訴院管内弁護士大会報告

特派代表 作間耕逸・中安甚五郎

本協会より代表として特派せられ、昭和十五年十月二十七日早朝広島駅に下車せし我等兩名は、会長代理藤原広島弁護士会副会長、三浦同元会長両君の出迎を受け、懇請の儘三浦弁護士邸に落着き、やがて同君の案内にて定刻前、広島市随一の袋町小学校大講堂に於ける広島控訴院管内弁護士大会場に参着した。

当日の同会出席者は、來賓として地元司法官細野広島控訴院長並中野検事長以下判検事四十八名、帝国弁護士会代表名川侃市、同新見義夫両氏、他に相川広島県知事代理、藤田広島市長、同中邑助役外三名、会員百九名に及ぶ。

午後一時三十分、一同会場校屋の露台上に集合整列、主催地弁護士貞廣角治君の号令に従ひ、国旗撃揚、国歌斉唱、更に東方に向ひ比治山御便殿の説明を敬聴せる後、宮城遙拝、殉国の英霊竝皇軍將士に対し感謝黙祷を捧げし上、一同会場に着席、午後一時四十分開会を宣し、広島弁護士会長井上博君主催地弁護士会を代表

して出席を感謝し開会の挨拶を述べ、議長の選挙を諮りたるに、山口弁護士会長藤井啓一君より、前例に依り本大会主催地たる広島弁護士会を以て此に当てむとの動議を提出され、一同賛成、井上広島弁護士会長席に着く、議長は先づ、前年度の本大会主催地たりし岡山弁護士会長軸原憲一君よりの決議事項実行等の報告を聴く、其大要左の如し。

一、前年度本大会の決議事項は、何れも重要問題なりしを以て、大日本弁護士会聯合会、日本弁護士協会及帝国弁護士会に各之を通知して、其実行に付協力を求め、猶大会の決議に依り其調査研究を広島控訴院管内弁護士会聯合会に委嘱して其実行に移したり、其委嘱したる次項は、一 弁護士制度改正ノ件、二 弁護士会ノ時局奉公ノ件、三 奉公ノ基礎タル生活確立ノ件

右三件は、右聯合会に於て其委嘱を快諾せられ、慎重審議を煩はし居れるを以て、同聯合会より御報告を願ふ筈に致し居れり。尚、前年度本大会の於ては、金壹百円を大会の名に於て傷病兵慰問金に献納せり。終に前年度大会に付謝意を表し、

議長は、右岡山弁護士会長の報告に基き、広島控訴院管内弁護士会聯合会に対し、其報告を乞ふ旨を述べ、同聯合会理事長池田寛作君来賓に対し謝意を表したる後、

一、昨年岡山弁護士会主催の本大会の決議の実現を期し、併せて昭和七年以来の決議事項にして其実行を見るに至らざるものをも取纏め、之を大日本弁護士会聯合会、日本弁護士協会及帝国弁護

士会に対し各其実現を依頼し、是等各会に於ては之に対し相当尽力し居らる、所なり、

昨年本大会決議事項中聯合会に其調査研究を委嘱せられたる前記三大事項は、何れも重要な案件なるを以て、本大会の決議に基き、當聯合会に於て本年春季定時総会の席上専任委員を選定し、山口村岡吾一君、岡山軸原憲一君、松江桐谷圓藏君、鳥取君野順三君、松山木村秀太郎君、及広島に於ける常任理事三君を以て委員会を組織し、委員は各自所属の会に於て研究したる案を持寄り、広島に於て委員会理事會及臨時總會を開きたる結果、

(一) 弁護士制度改正ノ件に付ては、(イ) 弁護士ノ定員制ヲ確立スルコト、(ロ) 弁護士訴訟主義ノ徹底、(ハ) 裁判ニ協力スヘキ弁護士重用ノ確立、の各結論を得たり。

右委員中より、或は弁護士公営制度論、或は公務員説等の提案ありしも、現下我国の新体制に基き、政府に於ても司法制度に大改革を為すやも計られず、之に順応する必要上、之等の案は其儘とし、取り敢へず右の如き結果に到達したるものなり。

(二) 弁護士ノ時局奉公ノ件に付ては、(イ) 軍人並遺家族ノ援護ニ関シ協力ス(ロ) 司法保護ニ関シ協力ス(ハ) 経済統制ニ関シ普及徹底ニ尽カス

(三) 弁護士ノ生活確立ノ件に付ては、現今我国に於ては未曾有の事変に際会し、国を挙げて其目的を遂行し居り、従て吾々は国家の目的に向つて進むことを最先とし、自己の生活を彼は考慮する

の時機に非ず、所謂吾れを忘れての奉公が第一義なりとの意見に一致し、其方法に付ては報告するに及ばずとの結論を得たり。

右の報告に併せて、当聯合会の設立日尚浅く、会員諸君の和衷協力の下、設立趣旨貫徹の爲、一層の御鞭撻を乞ふ旨の挨拶あり。

議長は、本大会に於て宣言すべき事項を協議すべしとして、左の案を朗読し、会員に諮りたる結果、全会一致異議なく、

宣言 我等司法ニ参与スル者克ク時局ノ趨向ヲ省察シ滅私奉公大政翼賛ノ誠ヲ致シ常ニ国憲国法ヲ遵守シ正義ノ顕揚ト大権ノ擁護ニ力メ以テ皇道維新ノ天業ニ奉仕シ司法報國ノ大任ヲ完フセンコトヲ期ス

昭和十五年十月二十七日

広島控訴院管内弁護士大会

右終るや、貞廣角治君より、今年は紀元二千六百年に該当し、之れが祝典を挙行せられる、仍て本大会の名を以て奉祝の意を表わす為其方法を講ぜられんことを望むと提案し、続いて、議長は各弁護士会提出に係る議題審議に先ち、広島弁護士会より特別議案提出に付予定を変更し、同会員松井繁太郎君、謹んで左記特別議題の説明を爲す、

明治天皇は明治十八年八月三日畏くも広島控訴裁判所並広島始審裁判所に臨幸あり、聖慮感激に堪へず、司法事務に参与するものは之を永久に敬仰せざるべからず、茲に皇紀二千六百年に當り其行幸を御祈念申し上げんとするものなり。

特別議題

一、紀元二千六百年の記念事業として広島控訴院に於ける明治天皇御遺蹟を顕彰し奉ること

右特別議題に対しては、全会員賛同起立して之を可決したり。

議長は、各弁護士会より提出に係る、左記議題を審議する旨を述べ、

討論議題

一、弁護士試験補ト司法官試験補トヲ共通ニシテ司法試験(仮称)トシ裁判檢察及弁護士事務ヲ修習セシムル制度ニ改ムルコト(山口弁護士会)

二、陪審制度ハ之ヲ廢止スルコト(鳥取弁護士会)(否決)

三、総テノ調停法ヲ廢止シ民事訴訟法ノ和解制度ヲ擴張シ其ノ手續ニ弁護士及一般人ヲ参加セシメ調停ニ當ラシムルコト(鳥取

弁護士会)

四、民事訴訟ノ上告制度ニ事實審理ヲ採用スルコト(鳥取弁護士会)

五、統制令違反者ヨリ利益追徴ノ制裁ヲ科スヘキ様法規ノ改正ヲ望ム(山口弁護士会)

六、司法権ノ運用ハ国家存立ノ基礎タルニ鑑ミ檢察並ニ裁判ハ時

流ニ泥マス毅然タル態度ヲ執ラタシ(岡山弁護士会)

七、裁判ハ近時形式ニ流ルル傾キアリ眞実発見ニ徹底センコトヲ

望ム(岡山弁護士会)

八、弁護士ハ裁判所ト協力シテ訴訟ノ進行ヲ企図スベキコト(広

鳥弁護士会

九、弁護士ハ受任事件ニ関シ和解ニ依リテ円満ナル結局ヲ為シ国

民親和ノ実ヲ挙クルコトニ努力スヘキコト（広島弁護士会）

十、経済統制事犯ニ関シテハ裁判所検事局ハ弁護士会ト協力シテ

講演会座談会其他適當ノ方法ヲ以テ法令ノ趣旨ヲ一般ニ周知セ

シメテテ犯罪ヲ防ノ方策ヲ講セラレンコトヲ望ム（岡山、広島

弁護士会）

十一、弁護士ハ司法保護事業ニ関シ調査研究ヲ為シ該事業ノ達成

（ニ一層協力ヲ為スヘキコト（広島弁護士会）

十二、弁護士ノ共済機関ヲ設立スルコト（鳥取、広島弁護士会）

十三、日本弁護士協会及帝國弁護士会ハ時局ニ鑑ミ發展的解消セ

ラレンコトヲ望ム（山口弁護士会）

十四、広島控訴院管内弁護士会聯合会ノ解消ヲ期ス（山口弁護士

会）（撤回）

十五、広島控訴院管内弁護士大会ハ之ヲ廃止シ同管内弁護士会聯

合会ノ事業ニ移スコト（鳥取弁護士会）（撤回）

十六、速カニ裁判所書記及雇人等ノ優遇方法ヲ講スルコト（山口

弁護士会）

第一に付ては、議長は原案賛成多数と認め可決す。

第二に付ては、鳥取弁護士会会長砂鹿藏君其説明を為し、岡山
弁護士会員軸原憲一君は本問題に付ては既に本大会に於て議題と
なり否決せられ居るものなり、法の不備あらば修正すべく之を廢

止するに非ずと述べ、広島弁護士会員森保祐昌君は廢止理由なし
と述べ、松江弁護士会員桐谷圓藏君は原案賛成意見を述べ。議長
は其否決賛成を挙手に問ひ、多数と認め否決す。

第三に付ては、鳥取弁護士会会長砂鹿藏君其説明を為す、岡山
弁護士会員軸原憲一君より修正の動議提出あり。議長は原案賛成
を挙手に問ひ多数と認め可決す。

第四に付ては、鳥取弁護士会君野順三君其説明に当り、広島弁
護士会員富島暢夫君より本議題の趣旨に付質問あり、同会員森保
祐昌君より本議題に附加して控訴院に対し上告を為し得る様修正
すべき旨の動議提出あり。議長は原案賛成を挙手に求め多数にて
可決。

第五に付ては、山口弁護士会員木村信一君其説明を為し、広島
弁護士会員中場彌太郎君提案理由に反対ある旨を述べ、同会員森
保祐昌君は弁護士よりの提案には反対なりとし、議長は原案の賛
成を挙手に問ひ多数にて可決す。

第六に付ては、岡山弁護士会員軸原憲一君其説明を為し、賛成
多数可決す。

第七に付ては、右軸原君其説明を為し、賛成多数可決す。

第八に付ては、広島弁護士会員秦良一君其説明を為す、岡山弁
護士会員小山美登四君は本議題は当然の事項なるを以て本大会に
於て議するに適せずとて撤回の動議を提出す。議長は原案賛成を
挙手に問ひ多数にて可決す。

第九に付ては、広島弁護士会員林飛隆善君其説明を為し、岡山弁護士会員小山美登四君は本議題も当然の事項にして本大会の議題に相当ならずとて撤回の動議を提出す。議長は原案の賛成を挙手に問ひ多数にて可決す。

第十に付ては、岡山弁護士会員軸原憲一君其説明を為す。広島弁護士会員高橋武夫君及中場彌太郎君各賛成意見を述べ、議長は原案賛成多数と認め可決す。

第十一に付ては、広島弁護士会員秦野楠雄君其説明を為し、議長は原案賛成多数と認め可決す。

第十二に付ては、鳥取弁護士会員君野順三君其説明を為し、議長は原案賛成多数と認め可決せり。

第十三に付ては、山口弁護士会員筒井禎一君其説明を為す。松江弁護士会員桐谷圓藏君賛成意見を述べ、議長は原案賛成者多数と認め可決す。

此時、岡山弁護士会員家本爲一君休憩の動議提出賛成者多数休憩に入る。午後四時十分再開、議事を継続す。

議長は、第十四、第十五の議題は互に正反對の事項なるを以て、時間の関係もあり、相当の研究を要する点あるに付、便宜各其撤回方を諮り、同議題は撤回せられ、

第十六に付ては、山口弁護士会員弘重定一君其説明を為し、岡山弁護士会員小山美登四君は本議題は本大会の議題としては適当ならず撤回せられんことを望むとの動議を提出され、広島弁護士

会員高橋武夫君は司法関係判任官以下の待遇の現状を計数的に詳細説明し原案賛成意見を述べ。議長は原案賛成を挙手に問ひ多数にて可決せり。

議長は、討論議題終了したる旨を宣し、山口弁護士会員筒井禎一君に対し第十三議案の發言中「弁護士の面汚し云々」との言辭有りたれ共、不当と思料するを以て取消され度旨注意したるに同君は之を諒承し取消さる。

議長は、明年度主催地弁護士会の決定を諮りたるに、前例に依り松江弁護士会に於て之を主催することと為り、同弁護士会は之を受諾せり。

議長は、次で地方状況の報告に移る旨を宣し、山口弁護士会員古谷判治君より、

一、山口弁護士会に於ては、本年二月十一日の紀元節の佳辰に当り、予て計画せる下関に於ける弁護士会館を建築して之を司法省に寄附せり、同会館は二階建てにして建坪六十坪あり、経費金二万余円にして、下関在住会員の醸出に係るものなり。

二、皇紀二千六百年を記念する為、本年三月十日下関に下関法曹二千六百年会なるものを設け、裁判所検事局庁員と合同し、（一）毎月一日亀山神社に参拝し二月十一日国民に賜はりたる詔書を奉讀し、（二）時々他の神社に参拝して皇軍の武運長久を祈願し、（三）智識啓発の爲名士の講演、工場の見学及会員相互の懇親を為し、（四）体位向上の爲毎日ラヂオ体操を為し、弓道場を設けて弓

術鍛鍊を為す、こととし、之を實行して今日に至り好結果を取め居れり。

議長は、次で会員の意見発表に移る旨を述べ、松山弁護士會員桐谷圓藏君は、民事事件処理方針に付意見を述べ、山口弁護士會員千々松安太郎君は、新体制と民法の改正に付現行民法中には我
国従来の思想に反する個人思想に基き組立てられたるものあり、新体制の下に於ては之を我固有の臣道実践即ち滅私奉公の思想に還元し醇風美俗に立還り家に戸主権がありて之に附隨するが如く従来の個人主義思想を排斥して家を尊重する思想を以て民法を改正せざるべからざる旨の意見発表あり。広島弁護士會員高橋武夫君は、在朝の爲には司法研究所を設けらる、在野法曹の爲にも同様な司法研究所の設置の必要を述べ、是が爲に日本弁護士協会及帝国弁護士会の協力を以て全国弁護士会聯合会の事業として遂行せられんことを希ふ旨の意見を為したり。

來賓中、細野広島控訴院長閣下は、裁判所側を代表して挨拶し、本大会の決議事項に付其所感の発表ありたり。來賓名川帝国弁護士会代表、作間日本弁護士会代表は各挨拶せられ、細野控訴院長の発声にて一同万歳を三唱し、井上広島会長の閉会の辞あり。午後五時五十分閉会となる。

細野院長の挨拶（要旨）

支那事変も意外に發展し、大東亜の新秩序建設と独伊三国同盟に依り、進むべき途は定まったが、之からが本当の非常時であ

る。我日本に於ても、經濟統制をやつて居るが、之れを第一次欧州戦亂を経て第二次欧州戦亂に入つて居る諸国から見ると、日本のやつて居ることは極楽である。今次の事變に於て、吾々國民が深く考へねばならぬことは、若しも大東亜の秩序建設が出来なかつたならば、我大和民族の榮譽を失墜せなければならぬことである。斯る困難は、吾々の手で克服せなければならぬ、國民全体が一生懸命になつてやれば、出来ないことは決してない。彼の仏蘭西は、戦前に於ては安逸と一対一と言われて居つたのに、あの恐ろしい結果を來したのは、國民の覚悟が足らず、時局の認識を誤つたからである。國民の秩序が立たずしては、目的は達せられない。大部分は内部に欠陥が出来て崩壊するのである。安逸が第一次欧州戦亂に何故敗けたのか、戦ではあれだけ優勢であつたのが、内部に於ける經濟と思想問題で遂に敗れるに至つたのである。その内部關係に於いて、一國の治安を維持するのは吾々司法部である、小さい司法部ではなく、弁護士制度を其中に入れて考へて居る。經濟事犯に対しても、一致して善処せなければならぬ、従て弁護士制度は非常に大切なものであつて、若しも弁護士が廢めて了ふことがあれば、國家が之を作らなければならぬ、弁護士制度は國家の發達に貢獻するものであつて、今後司法部も改革せなければならぬが、在野法曹の協力なくしては、完全なる發達は出来ないものと思ふ。顧みれば、日本の司法制度は、其範を獨逸に取つたので、五十年経過したが其間改正は少ないので、停年

法と今一つは判事の席を移すことが出来る位のものである。然し乍ら、吾々は独逸法は学んだが、外人になったのではない。吾々の先輩は、欧州の法律は取つたが、之を大和魂武士道の精神を以てやつて来たのである、立派に裁判を遣り遂げたのであるが、現在の裁判所を以て、大東亜新秩序の建設をやり遂げるには間に合はぬから、在野法曹の協力が一段と必要となるのである。今日大会に於て、極めて熱心に誠意を以てやつて居られたことは、国家の為欣快に堪えず。何卒、大会が所期の目的を達成せられんことを望む。

以下慣例に依り、本日議せられたる事項に付て、控訴院のことは院長として、其他のことは私個人として意見を述べれば、先づ特別議題に付ては、本日提出せられたので、異存を唱へられた人でも反対ではないのであるが、今の控訴院は構内が至つて狭いし建物も古いので、今建てられても却つて粗末になる様なことがあれば、畏れ多いと思はれたのであらう。現在の控訴院は、明治十四年に出来たのだが、其儘の姿で今日に至つて居る、最初造つた時には随分思ひ切つて造つたらしい、代官屋敷位な気持でやつたのだらう、今はお見掛の通りになつて、破れたところは繕らうてやつて居るが、私の巡視したところでは、他にも法廷がいたんで居るところもあつた、こんなことでは裁判の威信に係るので大修繕をなす要がある。裁判所の修繕に着手せなければ、あの薄暗い所でやつて居つては、と思はれることは面白くない。其時こそは、

立派なものも出来るであらう、趣旨は誠に宜敷いが、反対の人の誠意も誠に有難い。

次に、第一に付ては、双手を挙げて賛成。

第二に付ては、時が自然に解決するものと思ふ。

第三に付ては、在野法曹の云はる、やうな欠点があり、調停を強調することは、権利義務の觀念を薄弱にするが、争ひを裁判を以て解決すると、其感情は永久に残るが、調停でやると仲がよくなる、そこで調停を採る趣旨は賛成。

第四に付ては、上告審の判事の非常に苦んで居ることは其点であつて、破壊せらるる事件の重なるものは、実験則に反するからである。事実審理を上告審でやることになるや材料が古くなる。それよりも、控訴院でやれば、これが事実審理の最後だと思つてやつて居るので、第二審を強化する必要がある。

第五に付ては、見方がある。欧州では極刑を科して居るが、欧州人と日本人とは違ふ、日本人は外国へ自分の財産を移す者は一人も居らず、但し統制令も改正の余地がある。

第六に付ては、司法官として不服である、今日の司法官は真剣に考へてやつてゐる、決して御心配は無用安心して頂きたい、司法部には安物が居ると思ふと違ふ。

第七に付ては、此点は民事判事は非常に苦心して居る、或は全部ではないかも知れぬが相当やつて居る、日本の判事は千五百余名だが、独逸では一万七百人居る、事件は日本が九十万、独逸が

六百万あったが二百四十万に減つて居る、独逸と比較すると日本は二倍の負担がある点など考慮ありたい。

第八、第九につきては、結構のこと。

第十に付ては、趣旨は誠に結構だが、司法官がやることになり、法律の解釈に付て述ぶることになると弊害が伴ふ、併し乍ら非常時の認識を高めることは大にやりた、支配階級の人々や高等学校などでは私も話した。

第十二に付ては、司法当局も苦心して居る、食べられる様にしておいて貰ひたいが、それまでは精神でやって頂きたいと願つて居る、だから、気分だけでもやさしくして頂きたいものである。(要旨)

名川氏の挨拶(要旨)(注、省略)

作間氏の挨拶(要旨)

日本弁護士協会を代表して本大会に参列し、一言挨拶を述ぶるの光栄を与へられたことを深く感謝す。国防の高度化を目標として、新体制を作らるるのであるが、其中に司法の分野が現はれて居らぬのは、此の部門は在朝在野法曹に任されて居ると認めるのである。我が在野法曹の大日本弁護士会聯合会に於ても理事会案として八ヶ条を定められたが、司法の新体制は司法権及其運用に弁護士の翼賛すべき様確立されなければならぬ。司法の一般体制に付、三宅司法次官と懇談したのであるが、権利の確保が行政権に依り浸食せらるる傾向が多い、例之土地の賃借関係等が地方長官の裁定に委せられた如きは遺憾である、目下司法省で新体制即

一応の民事訴訟法の改正に當つても、深く此点を考慮されねばならぬ。弁護士体制にも色々意見があるが、これは速かに整へて、其範を世間に示し、尚ほ進んで社会へ対し、政治経済乃至国民生活に涉ても指導し、在野法曹は正義衡平の指標であると云ふことを明示する必要がある。それには私等は、翼賛精神を体得し、実際の活動の上に於ても、協力することが大切である。その前提として、在野法曹が全国的に一団となることの一日も早いことを望むものである。司法の新体制だと云ふて、具体的方策は今更事新しく論議する迄もなく、今日茲に広島管内に於ける日本の有力法曹が会同して決議せられた事項中にも、司法新体制の重要な内容を成すものがある。我協会に於ても、本日の決議が速に其実現されることを期待するものである。

大会閉会后、夕闇迫る午後六時、一同は同市袋町精養軒に於ける大懇親会に臨んだが、席上井上広島会長の挨拶、来賓総代細野院長、藤田市長、作間代表等の謝辞あり。

中安日本弁護士協会代表は起つて、近く東京に開催せらるる紀元二千六百年奉祝全国弁護士大会及東亜法曹協会設立大会の主旨を詳述し、全日本の在野法曹は、須らくこの機会に一致団結して日滿支、否全亜細亜の法曹へ呼びかけ、東亜新秩序の建設に貢献せなければならむと、熱烈なる意見を發表した。

かくて、満場拍手万歳裡に午後九時、光輝ある紀元二千六百年奉祝の記念すべき本大会が閉ぢられたのである。

(注) さくま生「広島弁護士大会雑感」(「公論」第四四卷第一号、昭和十五年二月号)

一、会場が小学校といふので、聊か異な感がしたが、現場を観ると宏大な大講堂で、帝都の数ある小学校でも、あれ程のものは稀有な位である。さすがは主催地広島弁護士会の選定だけあって、見ぬ前の予測も解消した。

二、堂々たる広島弁護士会の有力会員が、書記の役を買って出られたものか、議長席の下へ陣取って、自ら記録もやれば発言もする、これにも感心した。新体制朗景の一つであらう。

三、山口弁護士会の藤井啓一老会長の白髪と、広島弁護士会の横山金太郎元会長の白髯とが、その人格と共に燦として、場裡に光彩を放つ、その昔英国の大法官のおもかげもかくやと偲ばれる。

四、山口会員の筒井禎一君が、日弁と帝弁の合同案促進説に、一寸過激の言を吐かれたが、議長より失言取消を求められても、当初は容易に受け附けず、頑張り続けられたその熱意は諒とする。

五、細野広島控訴院長の祝辞といふより所感演説は、諄々乎として、一の粉飾なく思ふまゝ、を真卒に述べられた。あれが宜しい、あれで宜しいのである。

六、前に司法省で政務官として会見した藤田若水君が、今はこの会場で広島市長として会見し、弁護士出身で来賓の感がしなるのに意を強ふする。これに付て、往年長崎の本田恒之君が司法政務官として、弁護士法改正委員会に出席され、弁護士職域の為

めに熱弁を揮われたのを傾聴し、自分も当時委員として臨席のたしか長島毅君?に、我本田君は政務官兼弁護士ですとねと耳語した処、イヤ弁護士兼政務官ですよと答へられたのを思ひ泛べた。

七、広島副会長藤原歳美君が、会長を代理して、我等の出迎にも又見送りに態々駅まで出向ひ下さった御苦勞には、心から感謝させられた。

②⑥ 広島控訴院管内弁護士大会(「正義」昭和十六年一月号)

昭和十五年
五年 度 広島控訴院管内弁護士大会出席報告

昭和三十五年十月二十七日広島市袋町小学校講堂に於て、広島控訴院管内弁護士大会を開会す。当日の出席者は後記の如く来賓五十七名、会員百九名にして、午後一時三十分出席者一同会場たる同校屋上露台に集合し、一 国旗掲揚、一 国歌斉唱、一 宮城遙拝、一 殉国の英霊並皇軍將士に対し一分間感謝黙祷の後、広島弁護士会長井上博君主催地弁護士会を代表して開会の挨拶あり。次で、推されて議長席に就く。議長は、本大会の緊急動議として、左記宣言案を朗読し、会員に諮りたる結果、全会一致異議なく確定せり。

宣言 我等司法ニ参与スル者克ク時局ノ趨向ヲ省察シ滅私奉公大政翼賛ノ誠ヲ致シ 常ニ国憲国法ヲ遵守シ正義ノ顯揚ト人權

ノ擁護ニ力メテ皇道維新ノ天業ニ奉仕シ司法報國ノ大任ヲ完フ
セシコトヲ期ス

特別議題 紀元二千六百年ノ記念事業トシテ広島控訴院ニ於
ケル明治天皇御遺蹟ヲ顕彰シ奉ルコト(可決)

討論議題(注、省略)

次回開催地 松山市

来賓中細野広島控訴院長は、裁判所側を代表して挨拶あり、本
大会の決議事項に付其の所感の発表ありたり。

来賓名川侃市君は、帝国弁護士会を代表して、同作間耕逸君は
日本弁護士協会を代表して、各挨拶せられ、細野広島控訴院長の
発声にて一同万歳を三唱し、広島弁護士会長井上博君の閉会の挨拶
あり、午後五時五十分閉会したり。

細野院長の挨拶(注、省略)

なお、院長の挨拶の最後に、検事長は、「私が申し上げんとすることは、
只今院長より述べられましたから、私は申上げんことを差控へます」
という、発言があった。

名川帝国弁護士会代表の挨拶

帝国弁護士会代表として、此の席に列し誠に光栄に存じます。

厚く御礼を申し上げます。本日の議題は、何れも有効適切なもの計
りで、而も熱心に討議せられ、和氣藹々裡に議了せられたること
は、敬服に堪へざる所であります。其の中の十三議題に付ては、
帰京の上報告致します。

唯、一言此の機会に於て申上げ度きことは、今や我国は未曾有
の国難に遭遇して居ります。国民は一致協力此の咄古の大業を完
遂せなければなりません。近衛内閣も所謂新体制の実行を計画し
て居りますが、其の新体制とは如何なることを為すものなりや、
今の所十分明瞭ではありませんが、察するに着々其の方法を定め
実行に移さること、信じます。然乍、名を新体制の実行に藉り、
憲法を蹂躪することがあれば、断乎之を監視抑制せなければなり
ません。此の頃司法部門に於ても、法律はユダヤ人が作つたもの
であるから、法律は尊重に値せぬとか、現行法律は個人主義を基
調としてゐるから、根本的に改正の要ありと唱ふるものあるやに
聞いて居りますが、吾々は憲法の真髓たる人權の擁護、司法権の
独立を維持することは、吾々の天職であります。万機公論に決す
と御誓ひ遊ばされたる、明治天皇の五ヶ条の御誓文に基き制定せ
られたる憲法は、実に国民の臣道を明にせられたるものでありま
して、又国民の身体自由財産の自由を保護せられ、徳川幕府時代
に於て国民は奴隸の如く取扱はれ、人格を無視せられて居つたも
のが、憲法に依り其の自由の保障を得たのであります。然るに、
之がヒットラーや其の他の真似をして、再び国民が徳川時代の奴
隸扱ひに逆戻りするが如きは、実に 明治大帝の御偉業を破壊せ
んとするものにして、吾々法曹は率先して、憲法の擁護即司法権
の独立、人權の擁護に當るべきことを、諸君と共に誓ひ度いので
あります。(了)

次に、日本弁護士協会を代表して作間耕逸君の祝詞あり、次で一同同地精養軒における宴会に臨み、各款を尽して散会せり。

出席者（略敬称）（注、省略）

昭和一六（一九四二）年

⑦広島控訴院管内弁護士大会（公論）第四五卷第一号、昭和一六年

一二月号）

広島控訴院管内弁護士大会列席報告

日本弁護士協会代表 猪股淇清・二神恵

一

菊花薫る昭和十六年十一月二日、愛媛県松山市に於て、広島控訴院管内弁護士大会が開催せられ、日本弁護士協会より猪股淇清、二神恵の両名が列席した。

猪股代表は、松山市は始めての事であつたが、かねてより俳人として尊敬せる村上齋月先生の郷地の事として同氏にあへる楽しみもあり、二神理事又、松山市は故郷の事として、此の大会に列席する事は一の喜びを持って出発したのであつた。

仕事の都合上、猪股代表先発の上、十月三十一日松山着、市外道後温泉のふな屋別館に陣取り、大会の前、松山弁護士会の松本清三郎氏の案内で史蹟を見たり、村上俳匠に逢つたりしてゐる内に、帝国弁護士会代表、植松圭太、江島博の両氏の来着、前記のふな屋旅館に投じて道後のお湯に俗塵を流し、二神理事は十一

月一日夕着、道後町の親戚にくつろいだ次第であつた。

二

十一月二日は、見るからに美しい秋晴れの日であつた。会場は松山市中央に聳ゆる松山城の下、松山市役所の大ホールを以てあてられ、会する者、広島、山口、岡山、鳥取、松江、松山の各弁護士会長を始め、総勢八十二名の弁護士諸君、来賓としては、広島控訴院長細野長良、同検事長芝碩文の両氏を始め、菅波松山地方裁判所長、石井同検事正、以下判検事諸公二十六名、其他中村愛媛県知事、高村警察部長、黒田松山市長代理及愛媛財界の巨頭、太宰伊予電気社長、平山伊予合同銀行頭取等、在朝在野の有力者並に各新聞社代表等約三十名、吾が日本弁護士協会よりは猪股、二神の両名、帝国弁護士会よりは前記植松、江島の両氏、其他大日本弁護士会聯合会理事森田恪藏氏等列席、総計百四十名に上る参会者があつて、まことに弁護士大会の名に恥じない盛会であつた。

三

午後一時半振鈴に依り開会せられ、一同市庁舎屋上のバルコニーに集合、国家斉唱、宮城遙拝、殉国の英霊、皇軍将士に感謝の黙祷を捧げ、次いで愛媛県庁大玄関前に於て記念撮影をなし、終つて一同議場に入り、茲に同日の会議は始められた。

会は議長の選挙に始り、主催地松山弁護士会長宇和川濱藏氏議長に就き、愛媛政界で鍛へた天晴の議事進行振りを見せ、広島

弁護士会長及広島控訴院管内弁護士聯合会理事長の前年度本大会決議実行等の報告あり、次いで本大会の宣言案の発表があつて、各弁護士会提出の議案に付、討議が開始された。議案は二十一件の多数に涉り、時局を反映したものの多数あり、中々熱心活発に討議せられた結果、別項の通り、提出議案二十一件中、撤回二件、可決十八件、否決一件を以て終つたが、撤回二件は、何れも松山弁護士会提出のもので、之は統制経済違反事件関する司法当局の事務進行と、司法官の人事交流に関する希望であつたが、之については細野院長の真摯にして且明快なる説明を諒とし、一同異議なく撤回に同意した次第であつた。

提出議案中一つ二つ異色のあるものを拾つて見ると、

一、司法省に於ける弁護士制度調査会の調査審議に付ては各地弁護士会をして之に關与せしむる様当局に要望するの件（広島弁護士会提出）

二、各種調停委員会には必ず一名の弁護士を委員として、之に加はらしむる事（同上）

三、判例事たり者が、直に其の地の弁護士会に入会せんとするは、司法の威信を害する虞れあるを以て、其の地の弁護士会は原則として入会を拒絶する事（山口弁護士会）

四、広島控訴院管内の弁護士会の会則を画的にし、特に現下の情勢に即応せる同一内容の報酬規定を設くる事（鳥取弁護士会提出）

五、府県令の制定及改廃に際し、当局は其の府県所在地の弁護士会に諮問する制度を設くる事（松山弁護士会提出）

等であり、其他経済違反事件に対する諸種の希望も相当あつた。

右の第一、弁護士制度調査会の件については、大体に於て各地の弁護士会長一名を關与せしめたい様の空氣であり、第二の調停委員会に弁護士を加はらしむる事については、法律智識のない委員の爲す調停の欠陥予防のためであると云ふ様な説明であつた。此の二案については、細野院長も賛成せられ、又現に弁護士を一名宛必ず關与せしめて調停をしてある所もあると云ふ様なお話であつた。

第三案は、要するに司法の威信保持のための提案で、決して弁護士の職域より閉め出すと云ふ意味ではない様であつた。之は原則として斯くありたいと云ふ決議であつた。

第四案は、時局に即したものと云ふ。幸に他に範を垂るの様制定せられん事を希望する次第である。

第五案も、時局便乘的な立法の多い今日、左様な提案をなす理由も肯けると云ふ。

四

斯くて討議を終り、細野院長の提出議案に対する率直なる意見の開陳があり、次いで、日本弁護士協会を代表して猪股淇清別項の祝辞を述べ、更に帝国弁護士会の植松氏の祝辞等ありて、来年度開催地を下関市と決定して、午後六時閉会、直に二番町梅の家

に案内せられ、祝宴に移った。

宴席には、松山の美形多数侍つて酒間を斡旋、酒は同県八幡浜町の銘酒とかで芳醇の香に一同快く飲を通じ、和やかに終了したのは、午後十時前であつた。

五

筆者は、此の会について感じた事は、官民共率直に物を語り合ふの態度であつた。而も、時局に徹したのか、会員各位の討議も真面目で、野次一つ飛ばない嬉しい光景であつた。会員の真摯なる討議、宇和川議長の名議長振り、細野院長の率直な意見等と相俟つて、此の大会はいとも和やかな空気の中に終始した事は、真に微笑しい光景であつた。尚、夜の宴会席上に於ては、二神理事は広島島の岡田陸藏氏、三浦強一氏其他地元の松山弁護士会の諸兄に對し、日本弁護士協会の發展に對する尽力を懇請する事を忘れなかつた。

六

斯くて、昭和十六年度の広島控訴院管内弁護士大会は、実に盛大に終了した。

由来、松山市は氣候温暖、風物豊かにして、市外には古来より有名なる道後温泉あり、司法官諸公に於ても、日本中松山と静岡は最も居心地が好いと噂せらるる所であるが、此の土地に於て清涼なる十一月二日大会を開いた事は、列席の吾々は素より、会員各位も満悦に感じた事と思ふ。更に、猪股代表は村上宗匠に久闊

を叙せられ、二神理事又久し振りに嗅ぐ故郷の土の香ひに二重の満足を感じつつ帰途について次第で、吾々としても思ひ出深い大会であつた。

終りに、松山弁護士会長宇和川濱藏氏及松本清三、岡田玄次郎の両兄、其他同地の役員諸氏、並に参加者に對し、伊予桜井の名産漆器桜井塗を贈られたる松山市に對し、紙上を以て厚く御礼申上げる次第である。

七

尚、大会の出席者及提出議案は、左の通りである。

出席者氏名(敬称略)

会 員

- (広島) 森田恪藏、山下五六、秦野楠雄、鍵尾豪雄、三浦強一、古森幹枝、富島暢夫、岡田陸藏、樽谷稔、松井繁太郎、下向井貞一、岡野正武、今西貞夫、野田保規、土井與一、井上博、田中英一、林飛隆善、山本將憲、丸下紫朗、森保祐昌、篤晴興、甲村信一、田坂戒三
- (山口) 原田市之進、長谷川一郎、丸茂忍、田中兩吉、弘田達三、弘重定一、古谷判治、古賀徳太郎、村岡吾一、倉重達郎、千々松秀二、木村信一、筒井禎一
- (岡山) 小脇芳一、家本爲一、井上守三、鎌田武夫、佐藤光則、尾谷恭二、岡照太、佐藤重政、龜岡秀二郎、石井龍十、藤田和孝、吉澤周一、豊田秀男、
- (鳥取) 長砂鹿藏、田中秀次、太田英雄、上原隼三、君野順三、

(松江) 難波賢、錦織幸藏、栗山政太

(松山) 宇和川濱藏、西畑義任、永沼直方、松本清三、松木重吉、佐海直隆、原田光三郎、岡田玄次郎、木村秀太郎、佐伯源、新野毅、津島宗康、山本芳三郎、佐伯研治、白石基、國松福祿、二宮卓、高橋英吉、松本梅太郎、吉田太郎、佐伯乙一、鹽出通、渡部親一、清家榮

來賓

広島控訴院長細野長良、同検事長柴碩文、松山地方裁判所長菅波鶴雄、松江地方裁判所検事正石井諱爾、判事杉本藤一、検事木田州文、蒲田清四郎、判事白石金五郎、判事野田侃四郎、判事岡野保次、検事片山昇、判事蓮沼重雄、検事野尻作次、検事津島靜雄、検事田沼秀男、検事橋本千代雄、判事大塚利雄、検事岡邊正男、判事植村定一、判事大島隆司、検事好並健司、判事藤田哲夫、判事澤村英雄、検事小島與三郎、判事赤木薫、愛媛県知事 中村敬之進、愛媛県警察部長高村坂彦、松山市助役市長代理黒田政一、松山市収入役伊達茂利、松山市庶務課長白井春雄、愛媛司法保護委員会参与 山本義晴、広島少年審判嘱託保護司關定、松山区司法保護委員会常務委員 大野悌、伊予鉄道電気株式会社社長太宰孫九、伊予合同銀行頭取平山徳雄、松山公証人且野知止、松山刑務所長青柳彌六、松山警察署長佐々木久吉、広島控訴院書記長大田榮次、同検事局書記長山本桓太郎、松山地方裁判所書記長寺山儀十郎、松山地方裁判所検事局監督書記芥川米造、松山区裁判所監督書記松本千吉、同検事局監督書記西田貞市、松山供託局長川崎芳雄、松山区裁判所執達吏代理小野健三郎、海南新聞社、伊予新報社、大阪毎日新聞社松山支局、大阪朝日新聞社松山支局、帝国弁護士会代表植松圭太、

広島弁護士会沿革誌 (5)昭和戦前編・中

帝国弁護士会代表江島博、日本弁護士協会の代表猪股淇清、日本弁護士協会代表三神恵、大日本弁護士会聯合会理事森田恪藏

議案

(広島弁護士会提出)

- 一、司法省ニ於ケル弁護士制度調査会ノ調査審議ニ付テハ各地弁護士会ヲシテ之ニ関与セシムル様当局ニ要望スルノ件(可決)
- 二、在野法曹ノ修養研究機関ノ設立ヲ大日本弁護士会聯合会ニ要望スルノ件(可決)
- 三、各種調停委員会ニハ必ラズ一名ノ弁護士ヲ委員トシテ之ニ加ハラシムルコト(可決)

(岡山弁護士会提出)

- 一、人事調停事件ノ管轄ハ地方裁判所トナスコトニ法規ヲ改正セラル度シ(否決)

- 二、弁護士ヲシテ会社、組合等ノ監査役又ハ監事タラシムルコトニ法規ノ改正ヲ求ム(可決)

(山口弁護士会提出)

- 一、在野法曹ハ時局ニ鑑ミ事件処理ニ付キ一層協調の態度ヲ執リ事件ノ妥当ナル解決ニ努ムルコト(可決)
- 二、裁判所並ニ検事局ハ時局ニ鑑ミ刑々事件ノ起訴不起訴、勾留ノ要否、執行猶予、刑期ノ量定等ニ関シ一層適切ナル処理ニ付キ考慮セラレンコトヲ望ム(可決)
- 三、判検事タリシ者ガ直チニ其ノ地ノ弁護士会ニ入会セントスル

八二七 (二六一)

ハ司法ノ威信ヲ害スル虞アルヲ以テ其ノ地ノ弁護士会ハ原則トシテ入会ヲ拒絶スルコト(可決)

(鳥取弁護士会提出)

一、経済統制違反ニ関スル検挙並ニ求刑ニ付公平ナル統制ヲ図ルコトニ考慮セラレ度キコト(可決)

二、経済統制違反ニ対スル警察ノ取調ハ迅速ニ之ヲ処理シ苟シクモ人權蹂躪ニ亘ルガ如キ所為ヲ嚴ニ戒慎セラレタキコト(可決)

三、単独判事ヲ置ク区裁判所ニ専任判事ノ任命ヲ要望ス(可決)

四、広島控訴院管内弁護士会ノ会則ヲ画一的ニシテ現下ノ情勢

ニ即応セル同一内容ノ報酬規定ヲ設クルコト(可決)

五、現下時局ノ重大性ニ鑑ミ本弁護士大会ヲ改組シ其ノ弛緩部面ヲ清算スルコト(可決)

(松江弁護士会提出)

一、本大会ノ決議事項ノ実行ヲ期ス(可決)

二、勾留濫用ノ弊アリ之ガ是正ヲ要望ス(可決)

三、被疑者ノ承諾ニ依ル警察留置ノ嚴禁ヲ要望ス(可決)

(松山弁護士会提出)

一、撤回 二、各控訴院ニ司法研究所ヲ設置シ広く司法官ノ向上ヲ図ラレンコトヲ望ム(可決) 三、撤回

四、司法警察官ノ職權濫用ヲ防止スルタメ監察官制度ノ樹立ヲ要望ス(可決)

五、府県令ノ制定及び改廃ニ際シ当局ハ其ノ府県所在地ノ弁護士

会ニ諮問スル制度ヲ設クルコト(可決)

八

日本弁護士協会猪股代表挨拶要旨

日本弁護士協会を代表して祝詞を申し上げます。此度昭和十六年度広島控訴院管内弁護士大会御開催に際し、御招待を忝うし、本日大会に謹陪するの光栄を得ましたのは、寔に欣快と致す所であります。

我国は日支事変勃発以来、既に五年に亘る聖戦を続けて居り、且つ今や殆ど世界を挙げて戦乱の渦中に投ぜられ、太平洋の波將に高からんとしつゝ、あるの秋、国内に一発の砲声も爆音をも聴く事なく、最も平穩裡に此の大会を進行することの出来ましたのは、誠に上御一人の御稜威の然らしむる所でありまして、感激に堪へない所であります。今日の戦争は所謂総力戦でありまして、全国民一心となつて外敵に当らねばならぬ事は、今更申上ぐる迄も無い所であります。其の爲めに、国内の治安を維持する事の重要さは、前線に於ける戦闘の効果に取て劣るもので無いことは、前の欧州大戦に於て、独逸が其軍隊は克く戦ひ、国土の寸尺も敵蹄に蹂躪される所無かつたのにも拘らず、国内の治安を維持する事が出来なかつた爲めに、遂に共產党の乗する所となり、革命の爲めに戦争を継続することが出来ない状態に陥つて、其の軍隊は仏領内に進駐しつゝ、彼の屈辱的講和を爲すは已むを得ざるに到つた前車の覆轍に徴して、誠に明白であります。

司法機関は、国内治安の第一戦に立つ者でありまして、在朝の判検事と在野の弁護士とは、治安維持の戦士と申すを憚らないのであります。本日本大会のオブザーバーとして、会員各位の司法に對する熱情の迸る所を親しく拝聴して、我国司法の爲めに甚だ心強く且つ頼母しく感じたのであります。司法に對して、斯様に熱誠を捧ぐる多数在野法曹を有する事は、国家の爲め慶賀に堪へない次第であります。

司法権は、我々朝野法曹に依て堅く守られ、且つ振作されなければならぬのであります。其れが爲めには、本来司法に属する事項を、行政機関の処理に移すやうな事は、深く戒めねばならぬのであります。近時、動もすれば時局に便乗して、本来司法に属すべき事項が、行政機関に移行せらるが如き傾向、無きにしても非ざであります。借地借家に於ける地代家賃の値上げの拒否を府県に委した如きは、正に其の一例と思はるゝのであります。斯る事項の採決が、行政機関に依り公正に行はるれば誠に幸ひでありますが、国民一般の信頼よりすれば、之が公正を維持する点に於て、司法機関に依るのと比較すべくも無いやうに思はれるのであります。吾人は飽く迄も、司法事項は司法機関に依て之を処理すべしとの立前を堅持し、更に時局に協力し、国策に順応して、治安を維持し、国家の目的を完遂する爲めには、進んで我々の具体的職域を拡大する必要を痛感するものであります。本日本大会に於て可決せられました、弁護士をして会社組合等の監査役又は監事た

らしむる事に法規の改正を求むる如きも、此の趣旨に於て賛意を表する次第であります。

終りに臨み、吾々在野法曹が時局に協力し、其の職域に於て御奉公を申上ぐる爲めには、吾々自ら其の態勢を整へるの必要ありと信するのであります。此の点に於て、各自が修養研究を重ねると共に、全国弁護士一心協力の態勢を整へねばならぬと堅く信する次第であります。本大会は正に此の点に於て、既に其一步を踏み出したものであります。今後更に益々發展せられん事を希望して止まない次第であります。聊か蕪辞を列ねて祝詞に代へる次第であります。——（二神記）——

◎広島控訴院管内弁護士大会（正義）昭和十六年二月号

昭和十六年度広島控訴院管内弁護士大会出席報告

理事 植松圭太・理事 江島博

昭和十六年十一月二日、松山市に於て開催せられた広島控訴院管内弁護士大会に、我々兩名は帝国弁護士会を代表して、列席するの光榮に浴した。

十一月一日午前七時二十五分高松市に上陸し、琴平町に出で、先づ四国の靈祠金比羅宮に参拝して、皇威宣揚の祈願を為し、丸亀に出で一路松山市に向ふ。沿道は沃野豊壤、黄金に波打つ中を汽車は西へ西へと村雀を追ひつゝ、走る。車窓に南画の如き贅予の山々や内海の勝景を眺めつゝ、松山市に着いたのは夕闇迫る午後

六時であつた。駅頭に出迎へられた松山弁護士会の代表者松本清三、津島宗康の両君の案内で、道後温泉鮎屋旅館に旅装を解いた。大会の当日午前十一時我々は、日本弁護士協会代表の方々と同道して、日曜日に拘らず登庁中の石井検事正及宇和川松山弁護士会長自宅を訪問して敬意を表し、会場である松山市庁へ臨んだ。

開会は、定刻より稍遅れて午後一時半、一同市庁舎屋上に参加して、宮城遙拝、国歌斉唱、殉国英霊及皇軍将士に対する感謝黙祷の後、県庁大玄関前に於て出席者全員の記念撮影を済ませ、一同議場に入り開会の詞の後、議長選挙の結果開催地である松山の弁護士会長宇和川濱藏氏議長となり、先づ広島弁護士会長森田恪藏氏より前年度大会決議実行等に関する報告があつて議事に入り、大会の宣言を為し、討論議題の付議となり、管内各地弁護士会提出の議案二十一件に付き活発な討議が行はれ、内否決一件、撤回二件残り十八件を可決した。

可決せられた議案(注、省略)

次で、次年度本大会開催地決定の議事に入り、次回当番たる山口弁護士会長より、関門隧道開通を記念するため特に下関市に於て開催致したい旨の動議があつて、満場一致之れを可決して議事は終了した。

次に、来賓祝詞に入り、細野広島控訴院長、猪股日本弁護士協会代表、植松帝国弁護士会代表の各祝詞があり、最後に、聖寿万歳を三唱して閉会となつた。特に一言して置きたいことは、本大

会が非常時局下に相応しく、厳肅と緊張とに終始された一事である。尚ほ、当日の出席者は後掲の如く会員八十二名、来賓五十七名で非常の盛会であつた。

大会終了後、一同は直ちに市内の料亭梅の家大広間に於ける大懇親会に臨んだ。開宴に先立ち、主催者松山弁護士会長宇和川濱藏氏の挨拶、続いて来賓を代表して細野控訴院長、猪股日本弁護士協会代表の謝詞があつた。宴酣の時、地元松山美人の手踊等数番があり、午後九時頃一同和氣霽々裡に散会した。

左に細野広島控訴院長及我が帝国弁護士会代表の両祝詞並に大会出席者氏名を掲記して御報告を了る。

細野広島控訴院長祝詞の要旨

今や世界は、有史以来未曾有の転換期にある。ヨーロッパには独伊を中心とする固まりが動いて居る。英米之は国情が異なるけれども、段々一つになりつゝある。アングロサクソンの一つの固まりになつて来つゝある。ソビエト亦単独の固まりである。東洋に於ては日本を中心とする固まりがある。この四つの固まり——一つは赤三つは白——がどう言ふ風に動くか、我が帝国の大理想大東亜共栄圏の建設を彼等が喜んで居るかどうか、何とかなるだらう位に考へて居る者も相当あると思ふ。

近頃の戦争は、武力戦でなく総力戦である。特に、経済、思想、防諜に関する問題は非常に恐ろしい。経済なり思想なりを攪乱され、参つて仕舞ふ国が多くある。

第一次欧州大戦に於て、独逸が自国に敵兵を一步も入れず、仏蘭西を攻撃しては巴里に迫り將に城下の盟をなさしむるまでの戦果を挙げながら、經濟攪乱の爲め、続いて赤の思想の爲め、崩壊した事は御承知の通りである。一国の治安が維持されずして何が出来るか、その治安は何処が司つて居るか、それは司法でなければならぬ。在野法曹をも含めた広範圍の司法部である。刑事訴訟法を見て分る通り、又民事訴訟法に於て弁護士を抜きにしての調停法は考へられぬ。法律自体からならば、素人の当事者は直接折衝出来ぬ様に出来て居る。法律に無理があるから、法典はあつても代弁者たる弁護士が来て来る。之に依つて民事訴訟制度が保たれて居る。

故に在野法曹は、充分其の能力を發揮されて、国力の治安に貢献すべきものと思ふ。先刻の御決議を見て、御尤であると思ひました。

本日の大会に、こんなに多数のご出席があるとは、実は私思つて居なかつた。而かも、討議される処、誠に真剣であるのに感心したのであります。唯遺憾なのは、我々に対する注文の処で、鉦先が鈍つた様である。もう少し聞きたかつた事であります。どうか、広島控訴院管内弁護士会の方が、彌が上にも健全に立派に、非常時下国策に副つて、国家の治安に協力し、銃後の護りを支えられんことを切望する次第であります。

尚ほ、この際決議事項に就て所感を述べ度いと思ふが、控訴院

長としての程度に申し上げたい、か、素人で分らないから、これは細野個人が言つてゐる事、これは控訴院長としての話だと、お聞き分け願ひ度い。

私は、弁護士制度に就ては相当関心を持ち、外国の書物も日本のものも、相当研究したが、彌が上にも立派な弁護士制度が出来なければ、完全な司法の運用は出来ない。

広島提出の第一、司法省に於ける弁護士制度の調査審議に各地弁護士会を関与せしむるの件、私はこれは、案だと思ひます。衆智を集めなければ、立派な法典は出来るものではない。小さな固まりではないけない、書物ばかりでは、わからないものがある。相当地に経験せねばわからぬ。土地により事情が異なる。又人間の想像範圍は限られて居るから、成る可く材料を集めて能率を挙げる方がよい。折角調査機関が出来ても、僅かな者の集りでは、良いものは出来ない。だから東京其の他の重要都市に止まらず、広島に於ても必要である。而して、私も委員に入れてくれと、特に志願してゐる一人であります。寔に時宜に適した案だと敬服して居る。

第二の在野法曹の修養機関設立要望に就て、提案者の説明があつたが、現在の弁護士修養機関が不完全なりと表明する様なものだと反対の説が出たが、——名前を忘れたが、其の年輩風采から推して立派な紳士の様に見受けられた——自分を標準になさつての御説ではないかと思ふ。人間は、一生が修養である。円満円

熟したる常識が必要であります。其の爲めには、常に心懸けるのも必要であるが、又別に或は研究の機会を与へる事は、と思ふ。私は、弁護士制度に就て斯様な意見を持つてゐる。即ち、資格が出来ても、直ぐに事務所を持つ事は良くない。先輩の事務所に入つて研究修養しつゝ、欠員があつた時、始めて独立する。それならば、事務所の主人も責任を持ち、新人も各種事件に即して教へられ、良結果が得られると思ふ。我々は、根本に溯つて知識を得る事が必要である。

日本の弁護士制度は、英米の様な建前でないから、も少し修養する様、特別な考慮を廻らす必要があると思ひます。

第三案、之れも御尤である。日本の弁護士の仕事は、多くある筈であるが、實際は少ない。重要な仕事をなされる方の体面を思ふ時、収入が之を保ち得る様、国家が仕向けねばならぬと言ふ主張を以て居る。

若し、弁護士の職制を害する者があれば、叩き出さねばならぬ。私は、例へ三百代言等如何なるものを作つても裏がある。司法書士の制度がどの様に運用されて行くか、弁護士の職業にまで喰ひ込むと、どうなるかなどを研究して居ります。無理な調停は、御免蒙らねばならぬが、成る可く多くの事件に当らなければならぬ。調停事件に司法書士が入つて、弁護士が入つて居ない二、三の実例を見たので、私はそれが如何なる事件か、報告を求めて居ります。

次に、岡山の第一、御尤と言へば御尤である。区裁判所は機関が弱い、地方裁判所なら強過ぎる。私は、民事訴訟法改正委員の一人として、人事調停なるものを扱つて居る考へであります。これはどうしても、法律に無理な処がある。之れを直さねばならぬ。法律以外の事で桶突くのは、如何なるものかと思ふ。従つて、調停に与かる人は、注意しなければならぬ。数でなく、質であります。之が運用は、人事関係に相当な影響を及ぼす。又人事に関する民事の規定が、フイになるかも知れません。さうなると、区裁判所から地方裁判所へ行けば不便である。なるだけ、国民に迷惑にならぬ様に爲めに、地方裁判所になるかも知れません。

これは、部長なり裁判長なりに、直接言つて貰ひ度いと思ふ。次は、山口の第二の問題、之れは区裁判所に関する分は、裁判官が生命であります。幾等考へても研究しても、充分と言ふ事はないが、広島控訴院管内の者は一生懸命にやつて居ります。御安心を願ひ度い。之れは、見解の相違であるけれども、司法官が非常時に無関心では決してない。又人の事件だからと言ふ者は、一人も居ない事を断言致します。

第三、これは私が長く大審院に居た時からの問題であります。司法部の機関は、客観的に公平無私に欠ける所がなくせねばならぬ。除斥忌避は一代の問題でなく、あの規定の中に於て民事訴訟法第三十五条を適用されるのであります。環境次第と考へて居る国民をして安心させる爲めには、如何なる点も避けねばならぬ。

唯十年経つてもいけない、二十年経つてもいけない、と言ふのは少しく酷でないかと思はれるが、根本の趣旨は御尤と思ひます。

鳥取の第一、面当ての様に思へるが(笑)、裁判は誰がするか、檢察当局の意見は参照するけれども、之に左右される事はない。私は斯る考へを持って居る。検事は、多数の事件中、大きい網で掬つたもの、中から取上げて調べて居る。網にかゝらぬものが、多くある事を考へられたい。之を見ると、判事は検事に押されてゐる事になるが、そんな判事は居ないと思ふ。検事局にも横車を押す検事が居る筈がない。判事も検事も国が与へた権限がある。現在の時局柄、檢察能力を充分拡充せねばならぬ事である。之が弱かつたら世の中はどうなるか、司法部は共倒れである。御心配になる何物もないと思つて居る。

第三案、之は倉吉の裁判所の事であらうと思ふが、此処は若い人を永く置く処じゃない。学校を出て高等試験を受け、二十五、六で判検事となり、嫁を娶る人に神の様な心の人があるかどうか解らない。判事も研究所はあるが、私の職務上からも若い人を良くせねばならぬのである。若人を此処にやる事は難しいのです。本庁から職務に堪能な人が行けばやれる、事件が忙しくて手に負へぬ様な事はない。だから、事件があれば行つてやつて貰ひさへすればいい、。此処は、単独判事の蟻地獄といふ名を付けて居る(笑)。岡山の笠岡、鳥取の倉吉は、隔月に行つて居る、出張して仕事をさせる。私は始めて控訴院長になつて面喰つて居るが、

なつた以上何か良い事をやり度いと思つて居る。

本庁と大支部に判事を置いて、研究する機会を与へて居るが、成績が良い者が出張して仕事をする事がい、と思ふのであります。次に第四、之は御尤で私賛成であります。国家に重要な仕事をして居る者の手数料制度、或は民事訴訟費用に於いても負けた者が負担するのがい、と思ふ。改正は、当然と思ひます。

次は、松江の第一に就て、皆さんに望み度い。もう少し実行に移して貰つたらどうかと思ふ。又司法部の下級機関に就て、考へて貰ひ度い。私は長官会同に行つて、屢々言つて居るのであるが、下級官吏の仕事は、司法の仕事に大いに影響するものがあるのであります。

次は、松山の第二、趣旨は至極結構と思ひます。

その他は、省略させて貰ひまして、以上で私の所感を終ります。尚ほ、先程誰方か、お説があつた弁護士士の修養機関の費用に就ては、半分国家が負担すべきものであらうと思ひます。広島控訴院管内に於ても、必要な事でその実現性が少いとは思ひません。澁淵な御元氣な皆さんの今日の御熱心な御態度を今後もずっと継続され、以て益々司法報國に邁進されん事を切望する考へであります。(拍手)

植松帝国弁護士会代表祝詞要旨

本日は茲に、広島控訴院管内弁護士大会が挙行せられたるに際し、不肖帝国弁護士会を代表して一言祝詞を述ぶることを得るを

欣幸とする所で御座います。

御承知の如く、我が国は東亜新秩序建設の大理想の下に、支那大陸に於て聖戦茲に四ヶ年有半に及んで、尚前途益々多難を加へて居ります。其の仍て来る処は、従来東亜を恰も白人の爲めの搾取舞台かの如く振舞つて来た諸国が、猶も貪欲を満さんが爲め、帝国の聖業に妨害を加へつゝあるがためでありまして、最近世界情勢は変化し、遂に支那事變の性格は、世界的規模に迄発展せんとする現状にあります。国民たるもの私利私欲を絶対排撃し、一層と国内体制を整備し、皇国未曾有の大事業完遂に向つて邁進を続けるべきを痛感する次第であります。殊に興亜の礎石と化したる幾多の英靈に憶を致すとき、一層緊張と責任とを感せずには居られませぬ。

斯る超非常時局に際し、在野法曹各位が其の職域を通じて、邦家のため不断の奉公を致されつゝあることは、吾人の意を強うする所でありまして、本日此の席上に於かせられましても、其の御熱意は茲に数々有益なる決議となつて表れて居ります。何れも時宜に適したるものにして、敬服に堪へざる所であります。冀くば一日も早く其の実現のため、御健闘あらんことを御祈りする次第であります。

我が帝国弁護士会に於きましても、此の空前の非常時局下に爰如たるを許さざるを痛感致し、昭和十四年五月の通常総会の決議に基き、聖業を扶翼し奉る目的を以て、東亜新秩序建設攻究委員

会を設置し、翌十五年九月には全国に五十名の調査委員を派遣して国内諸事情を調査し、其の結果を当局に進言して、国策の資料に供したのであります。其の節は各位の御熱誠なる御支援を頂きました事を、茲に更めて衷心謝意を表します。

又昨年十月には、皇軍慰問及現地視察のため、満洲国及北支並に中支方面へ十名の視察員を特派して、第一戦將士の慰問及現地の調査を遂げて、多大の成果を収めたのであります。之等は各方面へ時局認識の氣運を作りまして、其の後国會議員団の国内調査となり、或ひは司法省より現地調査員派遣等となつたのであります。尚ほ、其の後に於きましても、各界有力者との座談会及講演会等を催して、奉公の実を挙げるべく努力して居ります。此の席を拝借して、御報告を致した次第であります。尚ほ、序に一言申上げ度きことは、近時時局の声に便乗して、一廉の革新家の如く誤りたる行き過ぎの論を為して憚らぬ者あるは、吾人の遺憾とする所であります。就中、万古不磨の大典たる憲法の運行にさへ、暗影を投ぜんとするが如きに至つては、国民たるの自分を弁へざるものと云ふべく、斯る思想は銃後國民を動揺せしむるの虞大にして、吾人の断じて排撃せざるべからざる所であります。

時代の要求に因り、着々実行の途に就きつゝある、国内新体制を觀ましても、兎角形式に流れて、精神之に伴はぬものがある様に見受けます。

之を國民の上に就て觀ましても、經濟統制が実施せられて以来、

此の法規に違反する者続出して、司直の手に掛りたる件数のみにても、全国的には恐るべき数に上り、猶ほ後を絶たざる有様にて、誠に寒心に堪へぬものがあります。之等統制法違反事件に対する当局の態度は、屢々長官の新任毎に言明されて居ります。素より戦時下経済国策に違反する犯罪は、絶滅すべき事論を俟たぬ所でありますが、其の責任を之等国民のみに帰する事は当を得ぬものがあります。経済統制は、我が国では、官民共に其の経験なく、従つて統制方法に不備矛盾があつて完璧を期し難く、又法の運用に付ても種々遺憾の点を見受けるのであります。統制方法に妥當を欠げば、民意萎縮し生産力減退し、雖ては聖戦遂行にも支障の困を為し、又法の運用宜しきを得ざれば、徒らに官民摩擦を醸成して、銃後の結束を害するに至ります。従つて、統制は妥當公正に為し、違反者に対しては単に処罰して、我が責任了れりと為さず、之等違反者をして再び違反を繰返さしめぬ様善導し、更正の希望と機会とを与へて、生産拡充の国策線に沿はしむるこそ、今日司法権運用の要道と心得ます。従つて、此の衝に当る者の責任極めて重大であります。我が在野法曹も司法権の正しき運用には、一層の協力を要求されるものと信ずるのであります。

一方、官界の体制を見ましても、同様其の精神的方面に至つては、何等改善の実なきは、吾人の深く憂ふる所であります。口に新体制を叫び、滅私奉公を説くは易々たる事ではありますが、之を実行せねば、何等益する所はありません。国民をして之を行はし

めんとせば、先づ率ひる者が、身を以て其の実を表はさねばなりません。国民に率先して、水火の中をも猶ほ辞せざる事こそ、吏道の立前となつて居るのであります。然るに、今日多くの官公吏に、此の心構へがありませんか。実に慨然たるものがあります。我が在野法曹は、常に国民の文化指導階級たるの自覚を堅持して、従来の如き戦域に安住せず、時勢に即応し一步踏み出して、銃後の第一線に立ち、国内戦時体制の改善に一層の力を致されん事を祈つて止まない次第であります。

猶申上げたい事もありますが、時間の御都合もある事と存じまして、甚だ徹底を欠ぎますが、所懐の一端を述べて祝詞に代へる次第であります。御静聴を感謝致します。(終)

出席者(注、省略)

昭和一七(一九四二)年

②⑨ 広島控訴院管内弁護士大会(公論)第四七卷第二号、昭和一八年二月号)

広島控訴院管内弁護士大会出席報告

日本弁護士協会代表 理事 作間耕逸・同杉村沖治郎

昭和十七年十一月十四日、広島控訴院管内弁護士大会が、下関市梅光女学院内に於て挙行せらるるに当り、同会より我が協会に對し、代表者出席の招請があつたので、理事会の決議に依り、作間理事と筆者杉村理事が協会代表として出席することに決し、十

二日十五時二十五分の特急で東京を出発、夕陽に輝く靈峯富士を首班とする東海道の晩秋を愛でつつ静岡を過ぎた頃、寝台に潜り込み、闇を揺られて良い気持に一寝入、眼が覚むれば旭光は瀬戸内海に映じ、風光亦一段思はず車窓に寄り暫時恍惚、やあ作間先生と朗かな声がかかる。振り返って見れば、頗る元氣瀟刺明朗な快男子らしい仁が、作間理事と握手して居られる、筆者杉村は作間理事の紹介で名刺の交換をして、弁護士中村昇なる名刺を見て、ああ此の仁だな、大阪で在野法曹の一元運動に熱心な方は、と一人うなづき、密かに同氏の活動に敬意を表し、十年の知己の如く談笑す。談偶々在野法曹問題に入るや、氏の談ずるところ一つとして我が意を得ざるなく、氏の此の度の旅行も亦広島控訴院管内弁護士大会を機会に在野法曹の統合運動の爲めであるとのことであつた。筆者は此の旅行に於て、氏の如き有力なる同志と相知ることを喜び、御意見を拝聴した。

汽車は、間もなく旧下関停車場へ滑り込み、特急から吐き出された旅客は、連絡船で或は九州へ或は鮮滿支方面へ、我等三名は駅前広場に出た。筆者杉村は、駅頭を眺め、昭和十二年支那事変勃発当初、当市に宿営し、官民多数の白熱的歓呼の声に此の埠頭から旗とテープの波に送られて、北支那方面へ出征した当時を追懐し、感慨無量なるものがあつた。

我等一行は、駅前の足踏み自転車三台に各々分乗、大会主催者の御斡旋による宿舍春帆楼へ送り込まれた。女中の案内で室へ通

ると、中村氏と同様在野法曹統合運動の爲め先着の京都弁護士会副会長田邊哲彦氏、神戸弁護士会副会長土屋誠氏等と会見、少憩の後京阪神一行と共に、大会主催会長たる山口弁護士会長木村信一氏邸を訪問し、日本弁護士協会代表として大会出席の爲め到着の挨拶を述べ、帰宿途中、山陽ホテルに於て昼食を爲し、一行は春帆楼へ、筆者は下関要塞司令部へ、曾て陸軍士官学校在職当時親しく指導を受けた現下関要塞司令官作間中将閣下を訪れ、敬意を表し帰宿す。

春帆楼上より海峡を流れる汽船帆船を眺めつつ、作間理事を中心に京阪神一行と膝を交へて在野法曹の気焰万丈たり、同様は明治二十七、八年戦役の講和談判締結の場所として天下に普く知らるる処である。

夜に入つて、木村会長を始め岡山弁護士会長吉岡榮八氏、本協会広島支部理事樽谷稔氏、同元理事三浦強一氏其の他大会管内有力諸氏の来訪ありて、大いに談し得るところ尠からざるものがあつた。斯くして、日程第一日を終る。(春帆楼会談は後日に譲る)

翌十四日、当朝曇天雨を氣遣ひつつ宿を出で、会場に着する頃より、ポツポツ雨は落ちて来た。会場である梅光女学院は、関門海峡の風光を一望の裡に眺め得る絶勝の境である。場内來賓室に案内され、先着の細野広島控訴院長閣下を始め、検事長、山口地方裁判所長、検事正の閣下諸公に挨拶を述べ、茶を一服頂戴する

間もなく、大会開始の振鈴が鳴る。来賓も会員も共に会場に吸込まれた。

場内壇上には大国旗が揚げられ、向つて左側の控訴院長検事長以下在朝側の来賓席、向つて右側の日本弁護士協会、帝国弁護士会、下関市長、同市会議長、警察署長其の他名誉職等の来賓席、中央の会員席に各々着席すれば、山口弁護士会の筒井禎一氏が開会の辞を述べ、国民儀礼の後、広島控訴院管内弁護士会聯合会理事長木村信一氏が、モーニング姿に胸間には、大白薔薇の徽章を付け、威儀を正して壇上に立ち、厳肅の態度で挨拶を述べ、筒井氏の捧持する大東亜宣戦の御詔勅を恭しく奉読すれば、一同起立最敬礼、次いで国歌を唱和し、終つて木村会長更めて議長席に着き、議事に入る。議案並に審議要領、次の通りである。

(第一議案)

皇軍ニ対スル感謝決議

大東亜戦開始以来茲二十二月余御稜威ノ下帝国陸海軍將兵諸士ハ英米撃滅ノ聖戦ニ身命ヲ皇国ニ捧ケ砲煙彈雨ノ裡連戦連勝シテ大東亜共栄圈確立ニ邁進セラル広島控訴院管内弁護士大会ハ決議ニ因リ帝国將兵諸士ノ勞苦ニ対シ謹テ感謝ノ誠意ヲ表ス
筒井君 本感謝決議案ヲ説明シ、議長ハ議場ニハカリ一同起立満場一致確定ス

議長 直チニ陸海軍大臣ヲ経テ將兵諸士ニ伝達方ヲ乞フ旨ヲ述べ緊急動議案

柳田君(広島) 下関市陸軍病院慰問並水害被害者ニ対シ本大会ヨリ金一封ヲ贈呈シタキ旨緊急動議ヲ提出ス

議長満場ニハカル、満場一致可決ス

議長本大会終了後各弁護士会長同伴、下関陸軍病院ノ慰問ヲ為シ且議長ハ下関市庁へ見舞ノ手続ヲ取ル旨ヲ述へ一同拍手

(第二議案)

大東亜建設ハ国ノ内外民族ノ如何ヲ問ハズ、秩序ノ維持ニ依ツテ完成セラル、吾等法曹亦覚悟ヲ新ニシテ一致協力身命を賭シテ司法精神ノ昂揚ニ務メ其ノ目的達成ニ邁進スルノ要アリト認ム(広島提出)

柳田君 本案説明

村岡君(山口) 「邁進スルノ要アリト認ム」ヲ「邁進センコトヲ期ス」ト修正ヲ要望

柳田君 修正ス

議長 採決一同起立確定ス

緊急動議

古谷君(山口) 緊急議案トシテ「日本弁護士協会、帝国弁護士会、在野法曹時局協力聯盟及大日本弁護士会聯合会ヲ発展の解消シ全国弁護士統一団体ノ結成ヲ期ス」ヲ提出シ説明満場議案トスルコトニ異議ナシ

家本君(岡山) 議案ニハ賛成ナルモ解消後如何ナル組織ヲ作ルカガ問題デアル

宇和川君 (松江) 議案ニハ賛成ナルモ方法カ問題デアルカラ、方法ニ付提案者ノ説明ヲ求ム

古谷君 (山口) 解消スレハ当然新シキ統一ガ出来ルコトハ明白テアル、從ツテ先ツ解消ヲ希望スル

岡田君 (広島) 当管内全會員ハ右会ヲ脱会スレバ決議ノ效果ガアルト思フ

柳田君 提案ニ賛成地元管内ノ意思ノアルトコロヲ知ラシメバ足ル

難波君 (松江) 原案ニ賛成
吉岡君 (岡山) 原案ニ賛成

満場一致可決
(第二議案)

各種調停法規ヲ整備統一シ、以テ之カ運用ニ付完璧ヲ期セラレンコトヲ当局ニ要望スルコト (松山提出)

議長 第三議案ヲ議題トス

岡田君 (岡山) 議題ニ付説明
小河君 (山口) 調停法ヲ統一スル趣旨ニハ賛成デアルガ之ヲ統一スルコトハ困難デハナイカト思フ例ヲ掲ケテ説明

岡田君 調停法ヲ一ツニ統一スルト云フ趣旨デハナイ、成ルヘク統一スルト云フ趣旨ナリ

議長裁決 多数ニテ可決
(第四議案)

戦時特別法ニヨリ控訴ヲ許サザル事件ノ審理ハ特ニ慎重ニ取扱レ度シ (岡山提出)

吉岡君 (岡山) 説明、多数可決
(第五議案)

戦時立法ノ施行ニヨリ事件ノ審理ヲ迅速簡易ナラシムルコトナリタルニヨリ、特ニ慎重ナル審理ヲ為スノ要アルニヨリ帝国議會ニ於ケル当局ノ説明ニ則リ相当経験アル練達ナル裁判官ヲ配置サルル様要望ス (鳥取提出)

太田君 (鳥取) 説明、多数可決
(第六議案)

経済統制ノ強化実施ニ伴ヒ係官又ハ各種団体理事者等ノ洗職或ハ背任の行為アリタル場合、当局ハ仮借ナク之ヲ檢挙シ断乎膺懲セラレンコトヲ望ム (松山提出)

宇和川君 (松江) 説明、多数可決
(第七議案)

経済統制ノ実行ニ関シテハ在野法曹ノ法制智識ヲ利用スル途ヲ講スヘク、行政官庁ニ要望スルコト (鳥取提出)

太田君 (鳥取) 説明
柳田君 (広島) 趣旨ニハ賛成ナルモ決議シテモ效果ナキモノト認ムルヲ以テ反対

議長 採決少数否決
(第八議案)

在野法曹ノ東亜共榮圈協力ニ関シテハ単ニ司法方面ノミナラス、
廣ク行政方面ニモ任用スルノ途開カルル様当局ニ要望ス（鳥取提
出）

太田君（鳥取）説明、多数可決

（第九議案）

各種調停ニ当リテハ飽ク迄慎重ヲ期シ、苟モ法ノ精神ヲ毀損セザ
ル様留意セラレタキコト（松山提出）

岡田君（松山）実例ヲ掲ゲテ説明

筒井君（山口）提案ニ賛成ス

多数可決

休憩

（第十議案）

総テノ調停事件ニツキテ在野法曹ノ司法経験ヲ活用スル意味ニ於
テ、各事件ニ必ズ一名ノ弁護士ヲ委員トシテ調停ニ衝ラシムル様
司法省当局ニ要望ス（鳥取提出）

太田君（鳥取）説明

古谷君（山口）賛成、ナホ各地ニ於ケル取扱方法並調停委員ノ顔
振レ等ニ付テ聞キ度シ

太田君 調停ニ弁護士ノ関係セザルモノ多シ

宇和川君（松山）賛成、松山ニテハ相当弁護士カ関与成績ヲ挙げ
テ居ル

村岡君（山口）賛成

栗山君（松山）賛成

議長 裁決多数ニテ可決

（第十一議案）

司法警察官ガ名ヲ承諾同行又ハ承諾留置ニ藉リ、濫ニ留置スルノ
弊アリ之ガ檢察当局ノ嚴重ナル監督ヲ要望ス（松江提出）

（第十二議案）

司法警察官ノ職權濫用行為近時益々甚ダシキ觀アリ、特ニ不当ニ
民事事件ニ関係スル向アリ之カ抑制ニ付上司ノ嚴重ナル監督ヲ望
ム（山口提案）

議長第十一、十二議案ヲ一括上程ス

難波君（松江）説明

千々松君（山口）具体的理由ヲ掲ゲテ賛成

村岡君（山口）説明

両案トモ多数ニテ可決

（第十三議案）

地方裁判所支部ノ權限縮少ニヨリ甲号支部ヨリ乙号支部ニ縮少サ
レタル支部ニ於テハ民事事件ノ審理ヲナスコトヲ得ルヲ以テ支部
ノ管轄ニ属スル保全処分ニ付キ迅速ヲ期スルタメ支障ナキヤウ三
名ノ裁判官ノ常任サルコトヲ要望ス（鳥取提出）

太田君（鳥取）説明、多数可決

（第十四議案）

「遵法ノ生活」確立運動ヲ展開スルノ件（松江提出）

和田君（松江） 説明、多数可決

（第十五議案）

当弁護士会聯合会ハ各地弁護士会トノ緊密ナル連絡ノ下ニ非常時局ニ即応スベキ諸種ノ体制ヲ確立シ速ニ之ヲ実行スルコト（例ヘバ戦時法令ノ研究機関、法律相談所ノ設置、司法保護或ハ青少年ノ不良化防止運動等ニ努力スルカ如シ）（松江提出）

岡田君（松山） 説明、多数可決

（第十六議案）

広島控訴院ノ上告判決ニシテ参考トナルベキモノヲ聯合会ニ於テ蒐集シ各弁護士会ニ頒布スル事（岡山提出）

満場異議ナシ、可決

（第十七議案）

遵法精神ノ昂揚並法令（特ニ戦時法規）ヲ周知徹底セシムル具体の方策トシテ各地ニ朝野合同ノ機関ヲ設ケ講演放送座談会等ヲ励行シ或ハ新聞、雑誌、映画、演劇刊行物の類ヲ適當ニ利用スル途ヲ講ズルコト（松山提出）

岡田君（松山） 説明、多数決

（第十八議案）

弁護士制度ノ新制度順応ニ関シテハ管内聯合会ニ於テ委員ヲ設ケ研究ヲ為スト同時ニ其ノ機関ヲ通ジテ当局ニ相当ノ進言ヲ為スコト（鳥取提出）

太田君（鳥取） 説明、満場異議ナシ、可決

（第十九議案）

本大会ノ決議事項ハ直ニ本大会ノ名ニ於テ広島控訴院及同検事局並ニ管内各地方裁判所同検事局ニ文書ヲ以テ提出シ之ヲ力諒解ヲ求メ或ハ之ヲ実行ヲ期スル様要望スヘシ（松江提出）

満場異議ナシ、可決

（追加議案）

本大会ノ議事進行ハ慎重ヲ期シ殊ニ提出議題ノ説明ハ詳細徹底ヲ期セシムルコト

柳田君（広島） 第二十議題トシテ追加提案シ度キ旨ヲ述ヘ、本大会ノ議事進行ヲ慎重二期スル趣旨ニ於テ今後ノ大会議事中心主義ニテヤツテ行キ度シト提案

家本君（岡山） 提案ニ異議ヲ述ブ

議長 家本君ノ異議ニ付賛否ヲ諮ル

異議少数可決

議長 柳田君ノ提案ニ付採決多数ニテ可決

右ニテ議事ヲ終リ、前年度本大会決議実行等報告

柳田君（聯合会理事）ヨリ、官庁関係ノモノハ夫々上申シ、日本弁護士協会、帝国弁護士会ニモ夫々依頼セリト説明

以上、議事の議了を以て午前の日程を終り、来賓並に會員一同下関市長の招待午餐会場に入る、卓上には一人前二個宛の大きな折詰が配置され、一同著席するや市会議長弁護士山口吾一氏が市長代理として、又市会議長として鄭重なる挨拶を述べられ、之に

対し細野控訴院長一同を代表して謝辞を述べらる。

梅光女学院諸嬢のしとやかなる接待に、折詰を開けば驚くべし、支那事変前ならでは見られぬ、真に山海の珍味を詰合せ、他の折には純日本米の赤飯が超満員、一同異口同音に之は大変な御馳走ですと礼讃感謝す。筆者は、木村会長に当地方は大水害であつたさうですが、米の配給具合は如何ですかと問へば、会長曰く、実は本日此の市長招待の御馳走の中で御飯は会員が各自の飯米を持ち寄たものですとの御言葉に、筆者は胸を打たれ厚意を深く深く謝しつつ頂戴して、一同少憩の後、記念撮影を為し再び議場に入る。

午後一時三十分再開、劈頭細野控訴院長の祝辞並に意見の開陳に次いで、日本弁護士協会代表として佐久間理事、帝国弁護士会代表村上秀三郎氏が各々大要次の如き祝辞並に意見を述べ。

細野控訴院長 祝辞二次テ議題ニ対スル意見トシテ調停裁判ノ当否ト云フ事モ考慮シテ居ル相当経験アル練達ナル裁判官ノ配置ト云フ事ハ考慮スル等其他ノ意見アリ、岡田君（広島）ノ老イテ益々盛ナル元氣ヲ推称、尚ホ南方司政官ト弁護士ノコトニ付テ意見ヲ述ブ

日本弁護士協合理事作間耕逸君 祝辞（前号記載ノ通）

帝国弁護士会理事村上秀三郎君 祝辞 司法ノ簡素化ト行政ニ付テ司法官ハ行政官程華ヤカナラズ殆ント其存在スラ認めラレテ居ラレナイ様ダト司法官ノ質実ナル点ヲ述へ適法精神論ノ後、帝

国弁護士会ト日本弁護士協会トノ統一問題ニ付テハ他日意見ヲ發表スル機会アルト思フガ大体ニ於テ賛成ナルモ将来ノ円満ノ上カラノ事ヲ考ヘテ居ル

以上の祝辞並に意見中特記すべきものは、細野控訴院長の調停事件に対する意見の一節即ち「問題は金壹千円也の貸金事件に金八百円也を支払ふこととして成立した調停が果して妥当なりや否やである、債権者に権利を放棄せしめ債務者に義務の不履行を為さしむ、之が国民思想に及ぼす影響如何である云々」で研究を要すべき御意見なりと拝聴した。

次いで、本協会代表作間理事の祝辞並に意見の開陳は、流石に在野法曹として還暦を越へたる千軍万馬の將たるの重味十二分に言々句句場に徹し、会員の拍手さへ起り、日本弁護士協会の面目躍如たるものがあつた。

来賓の祝辞終了後、広島控訴院検事長の発声で聖寿の万歳を奉唱し、山口弁護士会の筒井禎一氏の閉会の辞を以て、無事大会を終る。

大会終了後、下関市会議長村岡弁護士の場合内林家商店の屋上に至り、関門海底隧道に関する実地を指呼しての説明を聴取して、林家篤志のコーヒーの饗心を受け、更に山陽ホテルに於ける山口弁護士会主催の晩餐会の招宴に臨む。招宴開会せらるるや、木村聯合会理事長は大会大団円終了の謝辞並に招宴に関する挨拶を述べれば、細野控訴院長在朝側を代表し、筆者杉村は日本弁護士協

会を、橋本三郎氏帝國弁護士会を、大阪の中村氏京阪神を各々代表して謝辞を述べ。筆者杉村は、謝辞と共に卑見の一端として在野法曹の一元強化、殊に大東亜戦争下在野法曹が四分五裂の状態に在るを甚だ遺憾とする旨並に決戦下に於ける法律秩序の維持遵法精神の徹底は、実在野法曹の双肩にかかる、皇国多事なるのとき在野法曹が斯くの如く不統一状態に在る其の根源は東都の在野法曹の責任なることを謝し、併せて地方在野法曹の御蹶起と御協力に因り、大日本全在野法曹の大同団結の実現を切望すると所感の一端を披瀝し、満場の拍手を以て賛意を辱ふしたのである。

次いで、大阪の中村氏立ちて亦在野法曹の大同団結の実現に関する舌端火を吐くが如き意見を強調すれば、万場割るるが如き喝采起る。拍手裡同氏は、更に言を続け吾人は挺身以て其の目的達成に努力するを誓ふと結ぶ。

招宴の御馳走は、細野控訴院長の謝辞中の御言葉通り、ホークの数は指頭に数え兼ねる程にて、東京などでは近頃味ふことはをろか、見ることもさへ出来得ざる山海豊富の珍味、加ふるに灘船の横付け、宴酣となるや、先づ大阪の中村氏御得意の咽喉で「やりさび」を出せば、会同の青年壮年、霜降り白雪臘月、各々隠芸の十八番を十二分に發揮し、和氣霽々裡に盃を挙げ、万歳を唱和して散会す。

閉会后、我等は官庁用自動車の便宜を受け、木村会長に送られ春帆楼に帰すれば、帝國弁護士会代表の村上、橋本両氏及び山

口弁護士会の有力者二、三名の来訪を受け、下関名物ぶぐ料理にて席を設く、但し村上氏はぶぐより命が大切とばかり遂に箸をぶぐに附けざる御慎重に、ぶぐ愛好の諸氏は、村上氏のみまで平げ十二分に懇談の後、来訪者を快く送りて大会当日の我等の日程終る。

翌十五日、帰京の爲め春帆楼を出発、作間理事と共に木村会長に謝意を表すべく同氏邸を訪問すれば、御夫婦御揃ひにて親しく御座敷に案内せられたが、玄関にて失礼し謝辞を述べれば、御夫婦には我等に対する御土産として、予め御用意らしき御心尽しの珍らしき海老芋の包みを賜はる、遠慮抜きに有難く厚志と共に頂戴して同邸を辞し、新下関駅に至れば、関門海底隧道開通式当日のこととて、新停車場は紅白の幔幕を張り廻らし、其の賑かさは身動きならぬ状態に、我等は海底隧道を初乗通過の希望を断念し、門司発十二時の海底通過の上り普通急行列車に乗車することにしたが、乗車に際して大問題が起つた、と云ふのは木村会長から頂戴した海老芋包みに、作間理事も御郷里のこととて知友御親族等より同氏に対する御土産の輻輳である、之を如何にして列車に持込むべきか、見送りの入場は許さず、制限はあり一苦勞種々工夫をこらして、関所通過に可能の一と纏めとなし、幸ひ筆者の蛮力が奏功し、漸くにして持込み、汗を拭きつつ大笑車中の人となる。

発車の振鈴に下関さよなら、関門に別れを惜しみて東上、翌十六日午前十時東京著、同日午後開会の協会の理事会に出席、作間

理事の御土産中珍しきバナナ富有柿等を理事室の机上に拵げ、理事各位に珍味を分ちつつ、佐久間理事大会出席情況の報告に及び、次いで筆者も亦之を補足し、以て首尾能く依囑の任を終る。(杉村冲治郎記)

(注) 作間耕逸「全国弁護士会の統合問題と本協会の態度(下関市に於ける広島控訴院管内弁護士大会席上挨拶)」「公論」第四七卷第一号、昭和一八年一月号)

本日此の盛会に列席して、先づ諸君の幾多有意義なる議案が、厳肅に而も円満に議了されましたことに對し、日本弁護士協会は慶祝の意を表します。而して、私共迄御招待を受け、親しく御討議を拝聴し、又その光景を拝見するの機会を頒ち下さつたことは、本協会の大なる慶びであり、深く感謝する所であります。又本協会が、月に年に順調なる發達を遂げつ、諸君と共に司法報國に貢獻することを得ますのも、悉く會員諸君の御協力と御支援の賜と信じ、この機会に於て厚く御礼を申し上げます。

協会の其の後の事業等の経過に付きましては、機関雜誌法曹公論の毎号に報告又は發表致して居りますから、茲には省略さして戴き、今や長期大戦下、我等在野法曹たる者の最高最大の任務は、銃後に於ける法的秩序の維持確立に在ることは勿論であります。法的秩序と申しても、その根本に於て、欽定憲法の条章に恪遵し、その精神を宣明するものでなければなりません。遵法精神の昂揚が朝野に叫ば

れて居りますが、今日では単に鼓吹宣伝のみでは憚たりませぬ。須らく先づお互ひ弁護士が実践躬行、その垂範に任じて、一般庶民階級、それ以上の上層指導階級、殊に行政部門の各官公吏僚の実行を期せねばなりません。先程、細野広島控訴院長閣下は、第一次欧州大戦に於ける独逸旧官僚の行動を引例されましたが、聖職必勝完遂の爲めに、深く省察すべきであると感しました。洗職でも贈収賄などの問題の外、先刻の御討議中にも顕はれました如く、中にも法の規定を無視し、精神に背戻し、敢て無理を行ふ如き、最も警しむべきはこの点であります。この秋に當つて、責任ある上長上司以外、誰がこの監督の任に當るであらませう。政党の活動は、過去の事に属し、議員の議会に於て行ふ質問の形式に依る事実上の行政監督の方法も、今では實際上求められなくなり、この外に側面よりする国民的行政查察の機関としては、我等弁護士団体を措いて他に在りませうか。之は、或は言ひ過ぎでありませうが、尠くとも、適任の機関であることは断言するを憚らない。さて、お互ひ弁護士は刑事裁判の面に於ては、その豊富なる自他の法律生活の体験を活かして、複雑多岐なる経済刑法の正解と、事犯事情の真相を闡明して、裁判の適正に役立たせ、控訴無きものも之が爲め国民の不安を除くに努め、又民事裁判の面に於ては、既に調停時代を現出せるの今日、好むと好まざるとに拘らず、争訟の調停に協力し、委員としては国家の爲め、代理人としては国民の爲め、社会正義に立脚して合法性を尊重し、義務觀念の頹廢を拒きつつ、而もその間に円満なる解決に努めて居る

のであります。先刻、細野院長は、個人として即ち我国有数の民訴法学者の細野先生として、現下の調停の多数の結果に付、御尤なる批判を下されましたが、私共も裁判の行政化は実は本意とは致しませぬ。この点全く御同感ですが、只現下の重大時局に当り、国内争議を成るべき丈減減し、挙国一致態勢の強化に資し度いの念願に外ならぬのであります。

社会の一部では、弁護士を誤解乃至曲解して、兎角の批判を試むる様であります。が、弁護士が調停委員に任用されて既に十数年、この間一度調停の席に臨みますや、他の素人委員と異なり、代理人弁護士とは日々親炙して、学友僚友の親交ある仲でも、公私の別を厳にし、司法官同様、嚴肅に熱誠を以て事に当り、未だ曾て醜聞を耳に致しませぬ。之れ固より当然の事でありませう。一部の悪声が多く当らず、如何に品位を持して居るか、知られませう。その他、行政官庁に対しても、弁護士は未だ表面諸申請出願等の委任代理人たることを公認されぬやうであります。これも弁護士団体として、早晩之が実現を期待して、目下折角活動中でありませう。既に事実に於て統制経済機構に属する組合、会社等の団体の發展とその運営に、直接間接国策上隠れた寄与を致して居るのは、争ひの無い所でありませう。

以上は、在野法曹の職域を通じての、戦時奉公的活動の一端であります。が、職域以外に於て、職域以上に於て、一般国民の間に伍して町会、隣組、警防団、防衛団等に指導者として、その推進に任じ、

表彰授与に預りし者も尠からず、更に地方の翼賛翼政方面に干与して之に協力する者も多く、更に進んで戦線の将士として武勲の誉れを顕されし者、多年の地盤と経済生活を一擲して南方に進出し、大東亜共栄圏の新建設に先駆挺身さるる者等もありません。に拘らず、未だ中央に在野法曹を代表する総意を現し得ざるは、弁護士が全国的に団結されざる為め、総意を反映せしむるの途が無い。人を選出したいとよりも、意見を申達致し度い、国体的の奉公を致し度い、之が国家の為めと考へる。

中央翼賛政界への関係は姑く措く、折角本会に於て議決された有意義の案件さへも、その中控訴院長或は同検事長限りで実施さるるものは格別、その以上その以外の事項に就ては、従来の各控訴院管内総会決議事項と同様、空しく高閣に束ねて、俗に申す棚ざらしとなつてゐるものも多いのであります。全国の弁護士諸君が、小異を捨てて大同に就き、感情を滅して、理性に活き、意見と実力を結集さるるなれば、やがて大なる期待を以て、朝野より迎へらるる時節の必ずや到来するであらうし、司法強化の爲にも、司法拡充の爲にも、之が前提を為し、基礎を為すのであります。要するに、弁護士組織の再編成は喫緊なる時局当面の要請であります。

この趣旨に於て、先刻の全国弁護士統合の御意見に付ても、我日本弁護士協会は、他の団体と時期と条件を同じふる以上、何時にても自ら發展的解消に出るづるの用意あることを、甚だ憚越ながら私が理事会を代表して、日本弁護士協会の心事と態度とを、茲に声

明致し、全会一致の緊急動議として成立可決致された弁護士統合案に對しては、敬意を以て同意を表する次第であります。只幾十年の光輝ある歴史を有する我協会は、解消を為すに當つても、正々堂々、能く有終の美を全ふ致し度いのであります。従つて、それまでの間は、現在以上の有力適切な御協力と御支援との御継続を只管切望致して止まないものであります。以上を御挨拶と致します。

③〇 広島控訴院管内弁護士大会（正義）昭和十八年二月号

昭和十七年度広島控訴院管内弁護士大会出席報告

代表 理事村上秀三郎・同橋本三郎

我等兩名は、昭和十七年十一月十四日、下関市に開催せられたる広島控訴院管内弁護士大会に本会を代表して出席することとなり、橋本は十一月十日、村上は同十二日何れも午後三時半東京駅発特急「富士」にて西下する予定なりしが、交通機関の殺人的混雑のため、両日共特急寝台の予約出来ず、橋本は十日発の普通急行にて先発し、村上は十二日午後の特急「かもめ」にて途中京都下車一泊、十三日夕六時下関駅到着、待合せの橋本理事と同道、夜分乍ら山口弁護士会長木村信一氏私邸に出向き挨拶敬意を表したり。

翌十四日は、生憎の雨天なりしが、幸にさしたることもなく、会場梅光女学院に定刻迄に参集せる会員無慮百二、三十名、地元山口弁護士会は勿論として、広島弁護士会所属会員最も多く、

其他京阪神よりの来会者其他、松江、鳥取、松山、岡山等所属会員多数見受けられたり。裁判所側としては、細野控訴院長始め、柴検事長、渡邊山口地方裁判所長、江橋同検事正、竹内下関区監督判事、松野同区上席検事、其他判検事書記等多数、又下関市長、同商工会議所正副会頭、市会正副議長、新聞記者等参列し、盛会を極む。

定刻九時、恒例の開会の辞、宮城遙拝、黙禱、国歌斉唱、詔書奉読、前年度大会決議実行報告等あり、議事に入る。議案二十余項何れも刻下緊要なる項目にて、活発なる討議行はれたるが、議事進行中緊急動議として、本会と日本弁護士協会の合同を提案するものあり、熱烈なる賛否両論の討議ありたる後、合同実行を決議したり。東都弁護士会向後の動向果して如何、両会を構成する会員個々の素質、日常の行動、延ては会其ものの目指す理想の相違が、現状に於て合同を可能ならしむるや否や、仮に合同するも再分裂の惧無きや否や、相当注目す可きものある可し。

正午議事終了と共に、折柄小止みとなる校庭に出て、関門海峡を俯瞰する景勝の地点にて、会員一同記念撮影をなし、次で下関市長招待の心尽しの折詰弁当にて昼食、終つて午後二時より更に再開、来賓の祝辞に移る。

広島控訴院長細野長良氏は、本日決議若は要望ありたる諸件に付、逐一詳細なる意見の発表あり、当局の方針覚悟を知るに於て、吾人の参考となる所少からず。次に、日本弁護士協会代表作間耕

逸理事の挨拶あり、続いて本会代表村上理事起ちて、左記の如き挨拶を為したり、其大要は、

一、世界的大動乱、未曾有の国難に際会し、政治、経済の根本的革新行はる、非常時局下にあつても、帝国不磨の憲章、建国の大精神は微動だにす可きでなく、時局に便乗して法を軽視するは以ての外の曲事といふ可く、国法の擁護の爲め在朝在野法曹は、其職責愈重大を加へたること。

二、今日決議となれる遵法精神徹底運動は、誠に時宜に適するものなるも、特に指導階級にある者は、須く先憂後樂率先犠牲となる覚悟を要す。実にや君子の徳は風、小人の徳は草なり、草に風を加ふれば必ず偃す、又其身正しければ令せずして行はれ、其身正しからざれば令すと雖も従はずと。自ら飽食暖衣にして、精神的に民衆を指導せんとするは、木に椽りて魚を求むるの類なること。

三、在野法曹は、従来私益鬭争に没頭せるやの疑ありたるが、今や国策の遂行に挺身し、速に其達成の爲め職域奉公の誠を效す可き万全の策を講ず可きこと。

四、両弁護士会合同に関しては、帝国弁護士会として充分慎重の研究を遂げて善処す可きことを説く所あり。

夜は、午後六時より、恰も我等の宿舍たる山陽ホテルに於ける懇親大会に移る。此処にて、主人側の木村弁護士会長の挨拶、主賓細野控訴院長の謝辞ありて、後は一騎当千の会員諸氏のテーブ

ルスピーチあり、本会橋本代表並に日本弁護士協会代表杉村理事、何れ劣らぬ弁論の雄なれば、満場立錐の余地なく、歓声湧くが如き間に、隅々迄響き亘る熱弁、流石に歎賞に値するものあり。

橋本代表の要旨は、現下雨後の筈の如く簇生する統制法規は、複雑怪奇にして蔽罰を伴ひ、良民其適従する所を知らず。法規漸く滋くして、犯則者愈増大するは、聖戦下一大痛恨事なり。畢竟、之れ一部指導階級が、我民族精神即ち日本精神の真義を把握し得ず、建国の理想に認識を欠如せるに基く。彼等にして、明治大帝の一人の所を得ざる者あらんか之れ朕の罪なり、と仰せられたる大御心を奉体し、百事悉く此大御心に違はざらん事を誓ひ、反省の誠を怠ること無からんか、渠成つて水到るが如く、一億一心真の官民一体成り、百般政道立所に面目を一新せんと、言簡ながら憂国の熱血迸り、政治の大道に触る、大獅子吼にて、満場の傾聴を博する所ありたり。

次で、大阪弁護士会所属会員中村某氏立ちて、両弁護士会合同の必要を縷々陳弁する所あり、其れよりは無礼講に入り、槍さびあり、関の二本松あり、謡曲、詩吟、流行唄等々各地音曲代表？茲を先途と鏑を削る秘技の公開あり。深海の魚鱗踊出し、天空の飛鳥も暫し翼を取めて聴き惚れたり。

夜八時半、尽きぬ名残を惜しみて目出度散会、吾等十名程作間氏宿舍春帆楼に招かれ、河豚の二次会的馳走ありしが、幸ひ一名の落命者なく、十一時十五分夜行にて橋本、村上兩名帰京の途に

就くこと、なれり。(以上村上記)
当日の議案左の如し。(注、省略)